



|                  |   |
|------------------|---|
| Title            | 戦後日本の地方議員の政党化に関する研究 : 都道府県議会の無所属議員を中心として  |
| Author(s)        | 崔, 碩鎮   |
| Citation         | 北海道大学. 博士(法学) 甲第13695号  |
| Issue Date       | 2019-06-28  |
| DOI              | 10.14943/doctoral.k13695  |
| Doc URL          | <a href="http://hdl.handle.net/2115/74986">http://hdl.handle.net/2115/74986</a> |
| Type             | theses (doctoral)   |
| File Information | Choi_Seokjin.pdf  |



[Instructions for use](#)

博士学位論文

戦後日本の地方議員の政党化に関する研究  
——都道府県議会の無所属議員を中心として——

北海道大学大学院法学研究科  
政治学専攻

崔 碩鎮

## 目次

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 目次                           | i  |
| 図目次                          | iv |
| 表目次                          | v  |
| 巻末資料                         | vi |
| <br>                         |    |
| 序章 目的と課題                     | 1  |
| 第一節 背景                       | 1  |
| 1. 都道府県議会における政党化および無所属研究の現状  |    |
| 2. 本論文の意義と可能性                |    |
| 第二節 課題と構成                    | 3  |
| <br>                         |    |
| 第一章 理論的枠組み                   | 5  |
| 第一節 先行研究と問題の所在               | 5  |
| 1. 地方議員の研究                   |    |
| 2. 無所属議員の研究                  |    |
| 3. 問題の所在                     |    |
| 第二節 政党間競争と無所属議員の発生メカニズム      | 11 |
| 1. 政党間競争                     |    |
| 2. 無所属議員の発生メカニズム             |    |
| 第三節 政党間競争における構造的要因           | 18 |
| 1. 社会経済的要因                   |    |
| 2. 制度的要因                     |    |
| 第四節 分析対象とデータ                 | 25 |
| 1. 分析期間および対象                 |    |
| 2. 分析データの説明                  |    |
| <br>                         |    |
| 第二章 都道府県議会議員の政党化における政党間競争の影響 | 28 |
| 第一節 本章の課題                    | 28 |
| 1. 都市化および多党化要因の再検討           |    |
| 2. 研究課題                      |    |
| 第二節 分析の枠組み                   | 31 |
| 1. 政党間競争の測定方法                |    |
| 2. 測定方法の検討と改善手法              |    |
| 第三節 全国化指標にみる政党間競争の推移         | 36 |

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 1. 政党群の設定と欠測値（無投票区）の処理            |    |
| 2. 得票均一度                          |    |
| 3. 政党の選挙区対応                       |    |
| 第四節 政党間競争の有無と政党化 .....            | 42 |
| 1. 非競争区の推移                        |    |
| 2. 都道府県議会議員の政党化における政党間競争の影響       |    |
| 第五節 小括 .....                      | 46 |
| 第三章 選挙区レベルにおける政党間競争の規定要因 .....    | 47 |
| 第一節 本章の課題 .....                   | 47 |
| 1. 選挙区構成の特徴と変遷                    |    |
| 2. 都市化の指標                         |    |
| 3. 研究課題                           |    |
| 第二節 選挙区構成の変化と政党の対応 .....          | 51 |
| 1. 市町村合併による選挙区構成の変化               |    |
| 2. 高度経済成長に伴う都市部への人口集中             |    |
| 3. 選挙区構成の変化と政党の対応                 |    |
| 第三節 都市化の進展と政党の対応 .....            | 64 |
| 1. 都市化の進展と選挙区特性の変化                |    |
| 2. 政党の対応                          |    |
| 3. 選挙区定数と都市化度との関係                 |    |
| 4. 選挙区特性と政党間競争                    |    |
| 第四節 政党間の競争構図と非競争区の規定要因 .....      | 76 |
| 1. 政党間の競争構図                       |    |
| 2. 非競争区の規定要因                      |    |
| 第五節 小括 .....                      | 85 |
| 第四章 無所属議員の党派変更にみる政党化／脱政党化過程 ..... | 86 |
| 第一節 本章の課題 .....                   | 86 |
| 1. 55年体制成立期における政党化の過程             |    |
| 2. 政界再編期における脱政党化の現象               |    |
| 3. 政党化の現状分析                       |    |
| 4. 分析方法と分析対象                      |    |
| 第二節 55年体制の成立と政党化の進展 .....         | 92 |
| 1. 戦後初期における都道府県議会の政党化過程           |    |
| 2. 無所属議員の党派選択と政党間関係               |    |



|                              |     |
|------------------------------|-----|
| 第三節 政界再編の影響と脱政党化 .....       | 103 |
| 1. 政界再編期における都道府県議会の脱政党化過程    |     |
| 2. 党派履歴にみる政界再編の影響            |     |
| 3. 政界再編以降における党派選択行動の変化       |     |
| 第四節 政党間競争の弛緩要因からみる脱政党化 ..... | 117 |
| 1. 選挙区レベルにおける候補者数            |     |
| 2. 政党間競争の弛緩による無所属の増加         |     |
| 終章 結論 .....                  | 127 |
| 第一節 知見 .....                 | 127 |
| 第二節 含意 .....                 | 128 |
| 第三節 課題 .....                 | 130 |
| 巻末資料 .....                   | 131 |
| 参考文献 .....                   | 144 |
| 選挙資料 .....                   | 152 |
| 国勢調査のデータ .....               | 160 |

## 目次

|        |                                    |       |
|--------|------------------------------------|-------|
| 図 1-1  | 都道府県議会における選挙区定数別無所属比率（上：候補者、下：当選者） | 9     |
| 図 1-2  | 都道府県議会における主要政党別議席率（%）：1947～2015 年  | 11    |
| 図 1-3  | 選挙区定数別平均落選者数：1947～2015 年           | 24    |
| 図 2-1  | 多党化の進展と政党化の推移：1947～2015 年          | 29    |
| 図 2-2  | 政党の大きさ（相対得票率）と指標の傾向性：1955～2016 年   | 35    |
| 図 2-3  | 相対得票率の平均と得票均一度（無投票区の補完済み）          | 38    |
| 図 2-4  | 非競争区の推移：1947～2015 年                | 43    |
| 図 2-5  | 政党間競争の有無と無所属比率の推移：1947～2015 年      | 45    |
| 図 3-1  | 47 都道府県の選挙区構成：2013 年 9 月 1 日現在     | 48    |
| 図 3-2  | ジニ係数にみる選挙区構成の変化                    | 49    |
| 図 3-3  | 選挙区構成の変化（上：総定数、下：選挙区の数）            | 53    |
| 図 3-4  | 選挙区定数別割合の推移                        | 54    |
| 図 3-5  | 都市部への人口集中と選挙区構成の変化                 | 56    |
| 図 3-6  | 選挙区定数別主要党派の選挙区対応                   | 59/60 |
| 図 3-7  | 選挙区の都市化推移：1959～2015 年              | 65    |
| 図 3-8  | 都市化度別主要党派の選挙区対応：1959～2015 年        | 67/68 |
| 図 3-9  | 選挙区定数別都市化度                         | 72    |
| 図 3-10 | 選挙区特性と政党の対応（候補者基準）                 | 74    |
| 図 3-11 | 選挙区特性と政党の対応（当選者基準）                 | 75    |
| 図 3-12 | 選挙区レベルにおける政党の数：1959～2015 年         | 79    |
| 図 3-13 | 選挙区の特長における非競争区の割合推移                | 81    |
| 図 4-1  | 新旧別割合（上：無所属当選者、下：現職の無所属候補者および当選者）  | 90    |
| 図 4-2  | 無所属議員の党派変遷過程                       | 91    |
| 図 4-3  | 「自民」選択の影響：1963～1991 年              | 102   |
| 図 4-4  | 党派履歴の類型別推移：1963～2015 年             | 112   |
| 図 4-5  | 無所属当選者の選挙区特性                       | 116   |
| 図 4-6  | 定数超過候補者数と無投票区議席比率：1947～2015 年      | 121   |
| 図 4-7  | 非競争区と無所属の当選確実議席：1959～2015 年        | 124   |
| 図 4-8  | 競争区・非競争区に占める当選確実議席の比率：1959～2015 年  | 126   |

## 表目次

|        |  |       |
|--------|--|-------|
| 表 1-1  | 都道府県議会選挙における主要政党の議席率 (%) : 1975 年.....       | 21    |
| 表 1-2  | 都道府県別選挙執行年月の一覧.....                          | 26    |
| 表 1-3  | 資料の不在および主要未記載項目の一覧 : 1947~1951 年.....        | 27    |
| 表 2-1  | 市町村会議員の政党化と人口規模 (京都府下) .....                 | 29    |
| 表 2-2  | 主要政党別選挙区対応 : 1955~2015 年.....                | 41    |
| 表 2-3  | 政党間競争の有無と無所属比率 : 1947~2015 年.....            | 45    |
| 表 3-1  | 国政調査年度と都道府県別適用年度の一覧.....                     | 50    |
| 表 3-2  | 主要政党の選挙区定数別候補者数および選挙区対応.....                 | 62/63 |
| 表 3-3  | 主要政党の DID 人口比率別候補者数および選挙区対応.....             | 69/70 |
| 表 3-4  | 選挙区レベルにおける競争相手の頻度 : 1963~1991 年.....         | 77    |
| 表 3-5  | 選挙区レベルにおける競争相手の頻度 : 1995~2015 年.....         | 78    |
| 表 3-6  | 選挙区規模と都市化度 (DID 人口比率) との相関関係.....            | 82    |
| 表 3-7  | 非競争区要因のロジスティック回帰分析結果.....                    | 83/84 |
| 表 4-1  | 55 年体制成立期における無所属議員の党派変更状況 : 1955~1959 年..... | 94    |
| 表 4-2  | 無所属議員の党派性と党派選択 : 1955~1959 年.....            | 95    |
| 表 4-3  | 55 年体制成立期における無所属議員の党派変更状況 : 1959~1963 年..... | 96    |
| 表 4-4  | 無所属議員の党派性と党派選択 : 1959~1963 年.....            | 97    |
| 表 4-5  | 議席数増減の党派間相関関係 : 1963~1991 年.....             | 101   |
| 表 4-6  | 統一地方選挙 (44 道府県議会) の主要党派別議席数および割合.....        | 104   |
| 表 4-7  | 政界再編期における無所属議員の党派変更状況 : 1991~1995 年.....     | 106   |
| 表 4-8  | 政界再編期における無所属議員の党派変更状況 : 1995~1999 年.....     | 107   |
| 表 4-9  | 無所属議員の党派履歴 : 1955~2015 年.....                | 110   |
| 表 4-10 | 1991 年選挙対比党派履歴別の増減率 (%ポイント) .....            | 113   |
| 表 4-11 | 無所属議員の党派選択 : 1959~2015 年.....                | 114   |
| 表 4-12 | 政界再編による離党後の党派選択 .....                        | 115   |
| 表 4-13 | 無投票区の選挙区特性 : 1959~2015 年.....                | 122   |
| 表 4-14 | 投票区・無投票区における議席比率 : 1959~2015 年.....          | 122   |
| 表 4-15 | 政党間競争の有無と当確議席比率 : 1959~2015 年.....           | 125   |

## 巻末資料

|    |                                     |     |
|----|-------------------------------------|-----|
| 1  | 図 1-2（都道府県議会における主要党派別議席率）の党派内訳..... | 131 |
| 2  | 無所属議員の党派変更状況：1963～1967 年 .....      | 133 |
| 3  | 無所属議員の党派変更状況：1967～1971 年 .....      | 134 |
| 4  | 無所属議員の党派変更状況：1971～1975 年 .....      | 135 |
| 5  | 無所属議員の党派変更状況：1975～1979 年 .....      | 136 |
| 6  | 無所属議員の党派変更状況：1979～1983 年 .....      | 137 |
| 7  | 無所属議員の党派変更状況：1983～1987 年 .....      | 138 |
| 8  | 無所属議員の党派変更状況：1987～1991 年 .....      | 139 |
| 9  | 無所属議員の党派変更状況：1999～2003 年 .....      | 140 |
| 10 | 無所属議員の党派変更状況：2003～2007 年 .....      | 141 |
| 11 | 無所属議員の党派変更状況：2007～2011 年.....       | 142 |
| 12 | 無所属議員の党派変更状況：2011～2015 年.....       | 143 |

## 序章 目的と課題

本論文の目的は、都道府県議会議員選挙における選挙区レベルの政党間競争が同議会議員の政党化を規定する主たる要因であるとの認識のもと、都道府県議会選挙における政党間関係が議員の政党化にどのような影響を与えてきたのか、そして政党間競争を規定する要因は何であったのかを検討することにある<sup>1</sup>。

### 第一節 背景

#### 1. 都道府県議会における政党化および無所属研究の現状

総務省（2017）のまとめによれば、2016年12月31日現在在職している2,657人の都道府県議会議員のうち、無所属議員の占める割合は18.9%（502人）で、自民党所属議員の50.1%（1,330人）に次ぐ規模となっている。この時点で、国政レベルで第二党の座にあった民進党の所属議員は11.3%（301人）にとどまり、公明党と共産党の所属議員は、それぞれ7.8%（208人）と5.7%（152人）である。無所属議員の割合は市町村議会ではさらに増え、政令指定都市を含めれば実に70.8%に達する<sup>2</sup>。

戦後日本の地方議会は55年体制の成立後に政党組織が整備されるにつれ、少なくとも都道府県単位までは、自民・社会両党を中心とした政党関係が浸透したとされている（辻2010）。都道府県議会における無所属議員の割合は、1955年の統一地方選挙まで32.8%となっていたが、左右社会党の統一と保守合同が行われたのちの1959年の統一地方選挙では15.9%へと半減した。無所属議員の割合はその後も微減しつつ、1960年代にかけて12%台を推移していた。しかし地方議会における無所属議員の減少の程度は国政レベルのそれに及ばず、1993年の自民党分裂を機に国政レベルで「政界再編期」を迎えると、無所属議員の割合は再び上昇し始め、2003年の統一地方選挙で25.5%にまで達したのち、ようやく減少傾向に転じたものの、1960～80年代に比べれば依然として高い水準

---

<sup>1</sup> 地方政治について「政党化」なる用語が指し示す対象は、議員の政党所属、行政幹部の政党所属、議会審議に対する政党方針の影響、議会などでの意思決定過程における与野党の形成など、様々である（村上2003：87；Holtman1994：257）。本論文では「政党化」の対象を議員の政党所属に限定し、次の二つの意味で用いる。一つは、議員の政党所属状況であり、これと表裏を成す無所属議員比率で主に示される。もう一つは、議員の政党所属比率の上昇であり、議員の政党所属状況の一定方向の変化を意味する。これと逆の方向への変化は「脱政党化」である。

<sup>2</sup> 所属政党は立候補の届出時の所属党派によるものである。

を保っている。

このように都道府県議会における無所属議員の割合は、政治状況により増減を示しながらも、一定の規模を保ち続けてきた。また地方議会の無所属議員は、自民党とともに「草の根保守」を形成しながら、国政を上回る自民党一党優位体制を支えてきた。さらに地方議会の無所属議員は国会議員の候補者の養成源として、あるいは集票機構として、国政レベルにおける一党優位体制の重要な支柱ともなっている（村上 2003）。

しかしながら、このように無所属の地方議員が国政と地方のいずれの領域でも大きな役割を果たしているにもかかわらず、その詳細はいまだ明らかにされていない。地方議員の政党化を阻害する要因は何か、それは地方議会にいかなる影響を与え、その結果、地方議会の政党化状況はいかなる変化を遂げてきたかなど、多くの点が未解決のまま残されているのが現状である。

## 2. 本論文の意義と可能性

都道府県議会の無所属議員に関する研究が進んでいない理由の一つとしては、都道府県議会議員選挙の資料を確保することが容易でなく<sup>3</sup>、国政選挙に比べて事例数もはるかに多いなど、関連データ自体の問題が挙げられる<sup>4</sup>。政党化あるいは無所属議員の研究はもちろん、都道府県議会議員選挙の制度的特徴やその変遷などに関する分析さえも比較的少ないのは、このことに起因するところが多い。しかしすでに述べたように、地方政治家は国政における政党システムを支える存在として、極めて重要な存在である。例えば「亥年現象」（石川 1984）仮説のように、地方議員の集票活動は国政選挙の結果を大きく左右するものとされ<sup>5</sup>、なかでも保守系無所属議員は自民党の下部組織として機能する傾向が強いとされている（村松・伊藤 1986：85）。無所属議員の実態解明は、地方政治における政党システムの動態や地方議員の果たす役割を明らかにするうえで、非常に重要であると考えられる。

ここで、地方議会の無所属議員の動向が、地方政治における政党システムの変化と密

---

<sup>3</sup> 「地方選挙制度の実態を把握するにあたり問題となるのは、基盤となるべき地方選挙についての基礎的資料が体系的に整備されておらず、公表態勢も不十分な点である。総務省・旧自治省は、各選挙区単位までの体系的な選挙結果調を作成しておらず、……国会図書館に納本されておらず、なかには県立中央図書館も所蔵していない県があり、情報公開の姿勢があまりにも消極的である」（岡野 2016：4）

<sup>4</sup> 「都道府県議会の選挙区は、全国に 1,100 超あり、5 回の選挙で 5,902 例が収集できる。中選挙区制時代の衆議院選挙は 1947 年から 1993 年までに 18 回実施されているが、選挙区数は全国で 117~130 なので、全期間のデータを収集しても 2,119 例にとどまる」（久保谷 2017：257）

<sup>5</sup> ただし、「亥年現象」に対する批判もある。代表的な批判としては荒木俊夫（1990）がある。

接に関連している可能性があることを指摘しておく必要がある。「無所属」は無所属という特定の「党派」を意味するのではなく、特定の党派に属していない「状態」としての性格が強い。というのも、手続き上において候補者の党籍有無に関わらず、所属党派証明書の提出がないかぎり、無所属（いずれの政党その他の政治団体にも所属していないもの）として扱われるからである。このような特徴により、無所属議員から政党所属議員へ、あるいは政党所属議員から無所属議員へという党派変更は、比較的容易に行われることとなるのであり、無所属は知事候補をめぐる保守分裂や 1990 年代の政界再編に伴う混乱にさいして、現職県議の「一時避難」としての性格を持つことができたのであった（石上 2003 : 30）。55 年体制の成立後に都道府県議会選における無所属当選者数が半減したことや 1990 年代の政界再編の際に無所属が急増したことは、こうした政党間関係の変化に伴う党派変更によってもたらされた側面が大きいと考えられる。地方議会における政党化や無所属議員の動向に目を向けることは、都道府県議会における政党間関係とその変容を理解するうえで極めて重要であると考えられる。

## 第二節 課題と構成

本論文では、このような問題関心にに基づき、以下の三つの課題に取り組む。

第一に、都道府県議会議員選挙における政党間競争は、議会の政党化にどのような影響を与えてきたのかを明らかにする。

第二に、その政党間競争を規定した要因を探る。

第三に、55 年体制成立に伴う都道府県議会レベルでの政党化の進展と停滞、および 1990 年代における政界再編による都道府県議会の脱政党化は、どのような過程を通じて進み、都道府県議会選挙における政党化の現状はいかに理解すべきかを検討する。

かかる三つの課題に取り組む本論文の構成は、以下のとおりである。

まず第一章では、地方議会と無所属議員に関するこれまでの先行研究を概観し、それを踏まえて本論文における分析の視座を提示する。

第二章では、都道府県議会議員選挙における政党化と政党間競争の関係を、政治の全国化という概念を用いて分析する。そのために、まず政党間競争を測定する方法を検討したうえで、政党間競争を表す諸指標の妥当性を検討する。そのうえで、1960 年代以降の多党化現象は、都道府県議会議員選挙における政党間競争にいかに関与し、さらにこの政党間競争は、都道府県議会議員の政党化にどのような影響を与えたのかを検討する。

続く第三章では、都道府県議会議員選挙において選挙区レベルの政党間競争を規定する要因を検討する。そのために、選挙区の定数や都市化度など、政党の選挙対応に影響し得る選挙区特性がいかに変化してきたのかをまずは明らかにしたうえで、そのような選挙区条件への政党の対応を分析する。さらに政党間競争を表すものとして「非競争区」なる概念を提示し、前記の諸要因がそれはいかなる影響を与えたのかを見出すことを目指す。

第四章では、都道府県議会の無所属議員の党派変更状況を確認することを通じて、政党化と脱政党化の進展過程をさらに詳細に追跡する。第二章と第三章が、政党の対応とその帰結としての政党間競争を中心に分析を行ったとすれば、この第四章では無所属議員と政党の関係に焦点を合わせ、55年体制の成立期における政党化がどのような過程を経て進み、逆に無所属議員の党派変更は政党間の競争関係にいかなる影響を与えたのか、そして1995年代以降の脱政党化現象とその後の政党化の現状はいかに理解できるのか、といった点を中心に考察を行う。

最後に終章では、それまでの分析から得られた知見と含意について改めてまとめたいうえで、今後に残された課題を指摘する。



## 第一章 理論的枠組み

本論文は、戦後日本の地方議会の中で大きな比重を占め、重要な役割を果たしてきたとされる無所属の都道府県議会議員を分析の対象とする。まず本章では、地方議会と無所属議員に関する先行研究を概観し、それらの成果を踏まえつつ本論文における分析の視座を提示する。

### 第一節 先行研究と問題の所在

#### 1. 地方議員の研究

1960年代後半から革新自治体が全国でみられるようになると、日本の政治学は地方政治に注目し始め、地方議会の政党化は地方政治研究における一つの大きなテーマとなった（村松・伊藤1986：12；依田1988：89；山口1996：76）<sup>6</sup>。なかでも村松岐夫（村松1979；村松1981）が地方政治研究に与えた影響は大きい。村松は、従来の伝統的な地方自治論に挑戦して地方自治体の決定が地方政策決定に大きな役割を演じており、またその決定も単に行政サイドによってだけでなく、地域利益を代表する多数の地方政治家の参加と議会活動によって行われていると主張した（村松・伊藤1986：1-2）<sup>7</sup>。

村松の議論は当時激しい論争を呼び起こしたが<sup>8</sup>、地方自治に関する実証的な研究がほとんどなかった当時（村松・伊藤1980：83）、サーヴェイ・データを用いて行われた彼の

---

<sup>6</sup> 「1960年代後半から陸続して登場した『革新』自治体がもたらした日本の政治学研究への最大の刺激は、地方自治体を『地方政府』として研究に値する対象にまで高めたことにある」（依田 1988：89）。「農村（小規模地域）から都市（大規模地域）になるにつれて、いかなる政治形態の変化が生じるか。ここでは政党化に着目することが大切である」（村松・伊藤 1986：12）

<sup>7</sup> 「政治学では、地域政治の研究は、主として行政学者グループが担当してきた。昭和 20 年代においては地方制度改革と逆コースが、昭和 30 年代には地域開発が、昭和 40 年代には公害と住民運動の政治過程がテーマであった。総じて、戦後日本の政治構造の民主化がどのように展開されてきたかというパースペクティブの中で、『地方自治』を論じたといえよう」（村松 1979：7）

<sup>8</sup> 大嶽（2005：15）によれば、村松の議論は、辻清明に代表される当時の通説を支える根拠、すなわち「戦前戦後連続説」と「官僚優位論」に挑戦することを意図したものであり、「戦前戦後の変化を極めて大きなもの（『断絶』）と表現しており、（すべての論者が合意するであろう）戦前戦後の相対的变化を超えて、システムの質の転換（『政党優位論』、『地方優位論』）の主張として当初から受け取られたために、厳しい反批判を惹起した」と指摘したうえで、しかし他方で彼の研究は比較の方法という観点からすれば、日本の戦後の政治・行政システムを（アメリカとの比較に加えて）戦前と戦後と明示的に比較したという点で画期的な貢献であると評価している。

研究は、後続の研究に大きな刺激を与えた。村松の先駆的な研究以来、地方議会に目を向けた研究は次第に増え、特にこの数年間は関連研究が急速に蓄積されてきている。しかし、かかる潮流は比較的近年になって表れてきたものであり、実証的な観点から検討しなければならない課題がまだまだ多数残されているのも事実である。そのなかでも地方の無所属議員の実態解明は重要な課題となっている。

## 2. 無所属議員の研究

地方議会の無所属議員を分析する研究において、その関心は大きく二つに分けられる。

第一は、都市化に伴う社会の流動化ないしは多元化に関心を持ち、政党化の契機を導き出そうとする研究である。この議論は基本的に、都市化と政党化との関係を、社会の多元化と候補者の集票能力に関わる問題として捉える。すなわち、都市化の進行に伴い候補者＝有力者＝有権者の個人的日常的関係を中心とした伝統的網状組織の集票力が著しく低下し、それに代わる個人後援会のような集票機構が発達していくが（升味1969：208－209）、小規模な自治体であれば、候補者個人と地元とは依然として一体化する傾向にあるため、党派性は生じにくいものの、人口急増都市においては、地域団体以外の諸団体（後援会による議員候補者の票の組織化）が成長し、地域社会の多元化が進み、議員は地元から解放され、党派性が生じていくという理解である（依田1980：85；依田1981：112）。

自治体の人口規模が大きくなるほど、また産業構成が高度化（第一次産業従事者が減少）するほど政党化が進むという、こうした都市化の仮説は、地方公共団体の人口規模や第一次産業就職人口比率などと地方議員の党派数との比較から支持され（天川1974：308；村松・伊藤1980：87－89；村松・伊藤1987：80－83；依田1980：78－86）、現在も広く受け入れられている。

第二は、選挙制度に注目する研究である。村上（2003：51－52）は地方議会で国会以上に保守が強い理由として、①自治体における行政優位、②国政与党（自民党）との関係の重要性、③強力な組織を持たない中政党の候補者不足（基礎自治体への選挙対応、都道府県レベルの小選挙区）、④議員の職業の偏り、⑤政党よりも候補者を基準に投票する有権者の投票行動の五点を挙げ、そのうち①は、革新首長のもとでも保守は議席をあまり減らさなかったことを、また②は、国政以上に地方議会で自民党が強いことを説明できないということを経験としてそれぞれ退け、いずれも選挙制度に由来する③～⑤がおもな要因であると指摘した。選挙制度が地方の議会構成に影響を与えるという議論は、重要な論点で

ある。例えば曾我（2011：129－130）は、都道府県議会における政党システムのあり方を、集中性・分裂性という基準（有効党派数）で捉え、選挙区定数が大きいほど分裂性が強まることを見出し、選挙区の構成という制度要因によって政治的競争が規定され、都道府県議会における党派構成が規定されることを明らかにした。また村上（2003：51－52）の指摘する候補者志向との関係については、従来の研究では、選挙区定数が大きくなればなるほど候補者個人への投票が促され、政党の求心力も低下し（Carey and Shugart 1995：424－432；砂原 2011：51）、それゆえに政党ラベルを必要としない無所属候補の参入が容易になると考えられた（曾我・待鳥 2008：7；砂原 2010：122）。この仮説は、日本の地方選挙に関する研究においても支持されており、その根拠としては、大選挙区制をとる市議会や町村議会よりも、小・中選挙区の混合制をとる都道府県議会や、中選挙区制をとる政令指定都市の議会で無所属議員が少ないことが挙げられている（村上 1995：32；村上 2003：89；井田 2005：186；前田 2007：73）。

このように、都市化に着目した研究からは、都市化の進展によって党派性が促されること、また選挙制度の影響を分析した研究からは、極めて多様な選挙区から構成される都道府県議会選挙では、選挙区の構成という制度要因によって政治的競争および都道府県議会における党派構成が規定されることが、それぞれ示唆された。しかしこれらの議論には、因果関係の誤認や制度要因の解釈問題など、いくつかの問題が残されている。以下では、そのうちのおもなもの三つについて述べる。

### 3. 問題の所在

第一に、都市化要因に関する議論において、諸要素間の因果関係が不明瞭で混乱している点が指摘できる。複数の先行研究、とりわけ村松・伊藤（1980；1987）では、「都市化」という社会経済的構成が地方議員の「政党化」をもたらすと論じる一方で、政党化は「多党化」と緊密に結びついていると説明している。「政党化はわが国の状況においては多党化の契機を内在させているといえるが、政党化それ自体は論理的にはむしろ政治の分化に結びついている」（村松・伊藤 1980：90）、「一般に地域社会の人口規模が大きくなるほど、また産業構成が高度化（第一次産業従事者が減少）するほど、政党化および多党化が進むことが実証された」（村松・伊藤 1987：83）などの記述がその例である。

しかしこのような捉え方には、多党化を強調するあまり、それ以外の契機を排除してしまうという難点がある。そして、多党化と政党化との関係が直接的であるか否かも、独自の検証を要する問題である。さらに後述するように、政党化をもたらす契機とされる政

党間競争に関しても、それが「多党化」とどのような関係にあるのか、明確に示さないままに論を展開している。おそらくここで政党間競争と多党化は、いずれも都市化によってもたらされる同一線上のものとして捉えられているようであるが、要素間の因果関係が明確に示されないかぎり、都市化による政党化の進展を説明するための根拠とすることは難しい。これらの問題については、次章でさらに詳しく論じることとする。

第二は、選挙制度に関する議論において、投票判断基準と政党化を結びつけるさいの問題点である。従来の研究では、地方議員の政党化をもたらす一つの要因として選挙区定数が挙げられ、選挙区定数が大きくなるにつれて、候補者個人への投票が促されると説明されてきた。こうした捉え方は、選挙区定数が大きいほど当選に必要な得票率が減少するために、議員は選挙区全体ではなく、部分的な有権者から支持を調達しようとするというメイヤーソン (Myerson 1993) の議論や、選挙制度と候補者志向に関する議論と軌を一としている<sup>9</sup>。

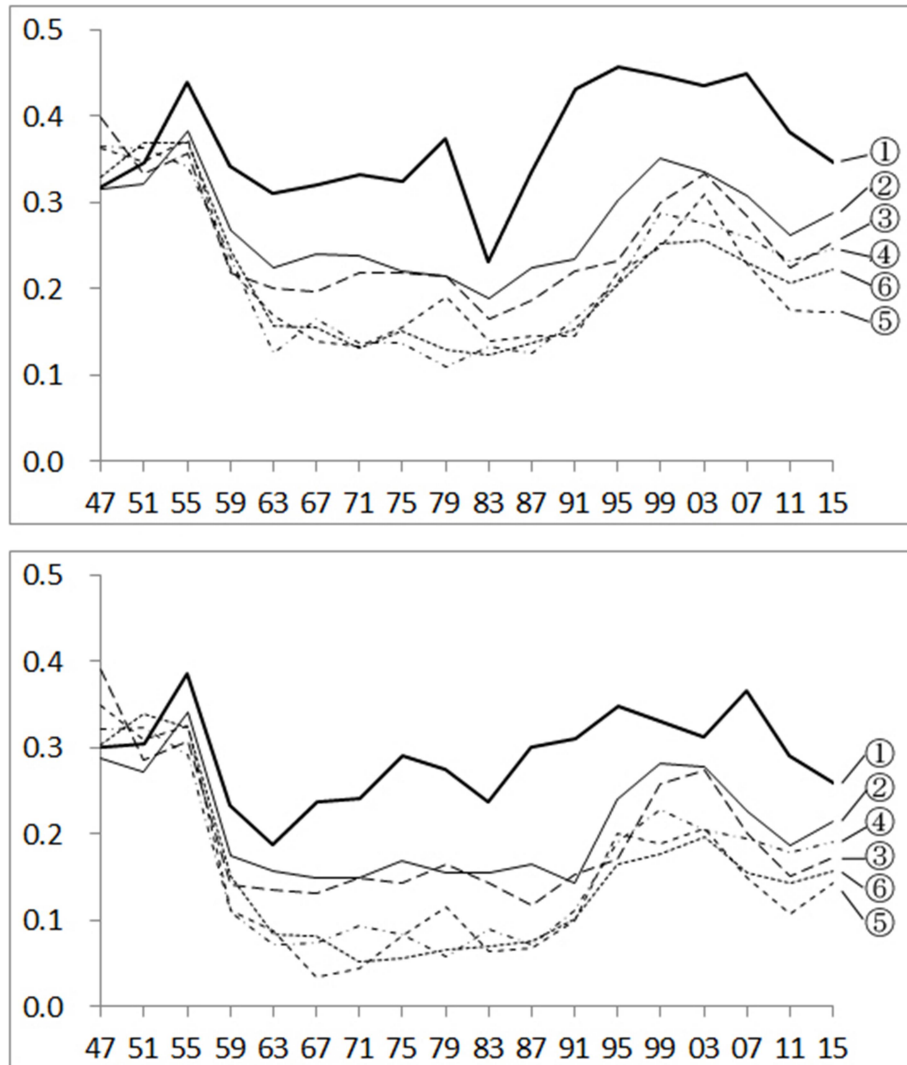
政治家と有権者の関係を選挙制度から説明するキャリーとシュガート (Carey and Shugart 1995 : 424-432) によれば、候補者個人への投票は政党内競争が強まることによって促されるものとされ、政党内競争は、① (非拘束名簿式比例代表制 OLPR のように) 名簿順位が政党によって影響されず、② (単記非移譲式投票制 SNTV のように) 同一政党の候補者間に票の移譲が許されず、③ (単記移譲式投票制 STV や SNTV のように) 政党でなく、候補者個人を選ぶ投票方式である場合、そして④選挙区定数が大きいほど強まるとされる。この仮説に従うと、日本の地方議会のように定数の大きな単記非移譲式投票制 (特に、大選挙区制) のもとでは、かつての衆議院の中選挙区制よりも政党内 (の候補者間) 競争が強まることになり、また上神 (2008) が指摘するように、選挙区定数が大きくなるにつれ、同一政党の候補者間公認調整と票割りが困難になることから、こうした棲み分け問題を解決しないかぎり、政党組織を形成 (政党化) する誘因が弱くなることが予想される。しかしながら、実際のデータはこの予想と一致しない結果を示している。

次に掲げる図 1-1 は、1947 年から 2015 年にかけて実施された都道府県議会議員選挙を対象に、選挙区定数ごとに無所属が占める割合を候補者基準 (上図) と当選者基準 (下図) で示したものである<sup>10</sup>。候補者と当選者のいずれにおいても、選挙区定数が小さいほど無所属の割合は大きい傾向にあることが分かる。

<sup>9</sup> 例えば前田 (2007 : 73) は、「都道府県議会議員選挙では、候補者志向が政党志向を上回るとは言え、市町村議会議員選挙ほどでない。……市町村議会議員選挙との間に見られる差は、選挙区の定数が 1 から 18 までの範囲内であり、特に、定数が小さい選挙区では政党が一定の役割を果たしているからではないかと思われる」と同様の理解を示している。

<sup>10</sup> 本論文に示す図表は、特別の断りがないかぎり、筆者自身が作成したものである。

図 1-1 都道府県議会における選挙区定数別無所属比率（上：候補者、下：当選者）



注) 図中の 1947 年は 35 都道府県（栃木・千葉・石川・山梨・長野・愛知・三重・滋賀・京都・香川・宮崎の各府県を除く）、1951 年は 41 都道府県（栃木・千葉・山梨・滋賀・長崎の各府県を除く）、55 年以降は全国を対象にしている。図中の丸数字は、選挙区の定数を示し、6 人区以上は⑥にまとめられる（以下同様）。選挙時期が統一地方選挙と異なる都県議会選挙の処理については、本章の表 1-2 を参照のこと。

このように予想に反する結果が得られたのはなぜか。まず、そもそも候補者個人か政党かという投票判断基準は、無所属候補の当落を規定するものではないことに留意する必要がある。候補者個人への投票傾向が強まることは、無所属候補が当選するための有利な条件にはなり得るものの、無所属候補の当選を保証することにはならないのである。また一般に政党ラベルの重要性に関する議論は、少なくとも二つ以上の政党間の競争を前提と

しているが、日本の地方では「党派的对立」が発生しにくく（依田 1981：114）、特に 1 人区においては、強力な組織を持たない中政党にとって当選可能性のある候補者を確保することが容易でないため（村上 2003：51）、実際には政党間の競争が行われていない選挙区が多数存在する可能性が高い。このような点に鑑みると、さきの図 1-1 により示された結果は、選挙区定数と投票判断基準との関係ではなく、選挙区定数と政党間競争との関係、すなわち選挙区定数が小さいほど政党間競争が存在しないという可能性が高いことを表しているように思われる。これについては、第三節で詳しく検討する<sup>11</sup>。

第三に、上述の要因から無所属議員比率の時系列的な変化を説明できないという問題が挙げられる。次に掲げる図1-2に示すように、都道府県議会の無所属議員の議席率は1959年選挙と1995年選挙の二回の選挙を機に大きく変化しているが、上述の要因からこの変化を説明するのは難しい<sup>12</sup>。このような問題が起こる原因は、一方において、そもそも先述の諸要因に関する議論が、時系列データではなく一時点の横断面データ（各自治体の人口規模や選挙区定数および無所属比率）に依拠していることにあるが<sup>13</sup>、他方においては、この図1-2からも示唆されるように、55年体制の成立と崩壊が無所属議員の増減に大きく関係したにもかかわらず、これまでの研究が、政党間競争とその変化を、無所属議員や無所属候補者の発生と消滅を規定する要因としてほとんど考慮してこなかったことにあると思われる。

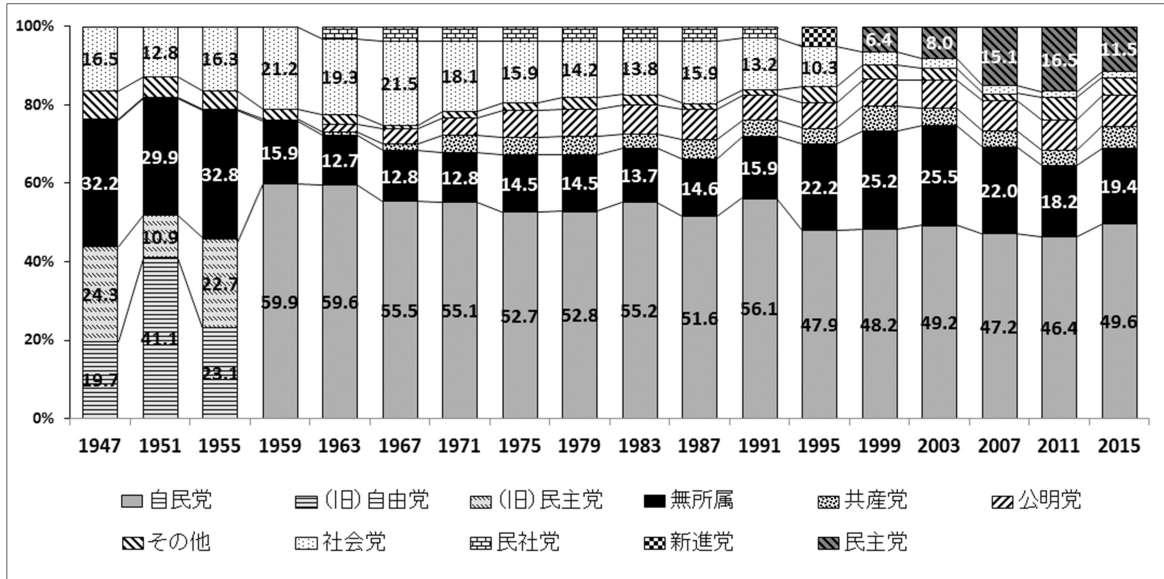
---

<sup>11</sup> 都道府県議会議員選挙の選挙区定数と投票行動に関する調査（JESⅡ調査第7波）によると、むしろ1人区で政党志向が弱く、候補者志向が非常に強いことが示されている。その理由について前田（2007：75-76）は、「小選挙区において現職が優位であることは一般的な現象である。したがって、仮に都道府県議会の1人区でも現職が圧倒的に優位な場合には、有権者に対して政党中心の判断ではなく、候補者中心の判断を促す可能性がある」と説明している。しかし本論文の立場からすると、こうした結果も、後述するように1人区での政党間の競争性が最も低いことによるものと思われる。

<sup>12</sup> この点は市議会においても同様である。市議会選挙で政党化が最も進んだ時期は、1955年（10.6%）から1963年（32.6%）までで、その後は横ばいか微増傾向となっている（石上 2003：26の図3を参照）。

<sup>13</sup> とりわけ都市化要因の議論では、そのほとんどが小規模（農村）地域から大規模（都市）地域へという、経年変化で説明している。これについて依田（1983：109）は、戦後の急激な経済成長による農村社会の変化が、地域社会における社会経済的要因と政治的要因に「どのような影響を与えたのであろうか。その影響を明らかにするためには、さまざまな変数についての時系列データが必要であるが、我々にはそのデータがない。そこで、京都府下の自治体をその人口規模にしたがって順序づけ、その順序によって示される我々のデータの特性から、時系列データを演繹する。というのは、社会経済的要因の中でも最も重要と思われる都市化が、人口の増加や人口の大規模化を伴うからである。これが真の時系列データとなりえないことは十分に承知している」と述べ、その問題点に関する認識を示している。

図 1-2 都道府県議会における主要政党別議席率 (%) : 1947~2015 年



注) 1955 年選挙の社会党 (1999 年以降は社民党) には、左右両派社会党と労働者農民党が含まれている。全国平均議席率の 3% に達したことが一度もない政党は「その他」に含めることにした。党派の詳細については、巻末資料 1、選挙時期が統一地方選挙と異なる都県議会選挙の処理については、本章の表 1-2 をそれぞれ参照のこと。1947~1951 年の選挙結果は自治省選挙局 (1956) より、その後の選挙結果は、各都道府県選挙管理委員会の選挙資料より、それぞれ筆者作成。

## 第二節 政党間競争と無所属議員の発生メカニズム

前節で検討したように、これまでの研究は、無所属議員の発生と消滅が都市化や選挙区定数などの社会的・制度的要因によって直接影響を受けるものとみなし、政党間競争との関連性についてはもちろん、諸政党がいかなる条件下で競争し、またその条件はどのように選挙競争を促進・制約したのかといった点を十分に考慮してこなかったがために、無所属議員の増減を十分に説明することができなかった。そこで本論文では無所属議員について、基本的に政党間競争に規定されるものとして捉えるが、この想定 of 妥当性を論じる前に、まずは政党間競争とは何かについて簡単に検討しておきたい。

### 1. 政党間競争

シャットシュナイダーが、「デモクラシーは、政党の内部 (in) においてではなく、政党と政党の間 (between) において見出される」(Schattschneider 1942 : 60) と述べたように、政党間競争は競争的 (政党) システムのもとであれば常に存在する (Sartori 1976)。それゆえに政党間競争に関しては、例えば有権者の分布からなる政党間の選挙競

争と政策位置、投票行動研究、デュヴェルジェの政党研究を一つの分岐点とする政党システム（の安定と変化、亀裂構造）の研究など、多岐にわたる分野で多くの研究が積み重ねられてきている。ここでは本論文の問題関心に近い先行研究を対象を絞り、政党間競争の形成と政党の自律性を強調する分析視角に大きく分けてそれぞれを概括し、そのうえで無所属の発生と消滅に関する本論文の立場を提示する。

選挙競争の形成に関しては、ダウنز（Downs 1957）の古典的研究にまでさかのぼることができる。ダウنزは、経済学的概念やモデルを政治分析に導入し、政治的選択の合理性という観点から、政党の選挙競争を「空間競争モデル」として抽象的に概念化した。彼によれば、政党とは、正当な選挙で政権を得ることにより政府機構をコントロールしようとする人々のチームであり、政党の選挙競争はイデオロギー空間に分布する有権者の選好に沿って繰り広げられるとされる。そしてそのさい有権者と政党の行動は、有権者と政党の意思決定に影響する動機づけおよび環境に関する厳格に定義された仮定から演繹される。そのため、政党間競争は、有権者の選好分布に対する政党間の支持獲得競争として捉えられ、ひいては政党は有権者の選好を反映する存在とみなされる<sup>14</sup>。ダウنزの提案した空間競争モデルは、その後の政党—有権者の相互作用の研究を大きく発展させた。しかし、政党間での競争を有権者の選好分布に応じた政党の政策立場の戦略的変更とみなすのは誇張であるとの批判もある（川人ほか 2011：95）。

政党間競争の形成という視座において、ダウنزの研究が有権者の個人レベルでの動態に注目したミクロな分析視角であるとするれば、「社会構造」というマクロな視点から政党システムを捉える分析としては、リップセットとロッキンの古典的研究（Lipset and Rokkan 1967）が挙げられる。リップセットとロッキンによれば、西欧諸国の政党システムは、それらの国々が近代国家を形成する過程において経験した四つの社会的亀裂、すなわち①「中央」対「地方」、②「政府」対「教会」、③「農村」対「都市」、④「労働者」対「経営者」という社会的亀裂がもたらした諸集団間の対立と連携関係が累積し、それらを反映したものである。彼らによれば、「1960年代の政党システムは、少数の重要な例外を除いて、1920年代の亀裂構造を反映している」（Lipset and Rokkan 1967：50）のであり、こうして亀裂構造の存続と政党システムの「凍結」が強調されることになる。

政党間競争を有権者の選好分布や社会的亀裂の反映として捉えるこれらの議論に対し

---

<sup>14</sup> ただし、ダウنزが政党の自律性を完全に否定しているわけではない。例えば、「政党はある状況のもとでは分布に対応してイデオロギー面で移動するが、同時に有権者を自らの位置へと移動させ分布を変えようともするだろう」（ダウنز 1980：143）と述べ、政党の役割を認めている。



て、政党の役割を強調する立場としては、本項の冒頭で引用したシャットシュナイダーが代表的である。彼においては、「政治に何が起こるかということは、人々が党派や政党、集団、階級などに分裂する仕方に」よるのであって、その分裂を確定させる紛争の亀裂線は固定されておらず、「多数の動員に適合した特集な政治組織の形態」である政党が自ら操作・置換することができると思なされる。したがって、「政党間対立の本質を理解するためには、優位に立つために競争している諸政党が利用する、亀裂の機能を考慮する必要がある」のである (Schattscheider 1942 : 208 ; 1960 : ch4)。

このように、政党間競争を紛争の亀裂線をめぐって行われるものと捉えるシャットシュナイダーの立場は、政党による亀裂の操作可能性から、一見すると、政党間競争が所与の有権者分布に応じて行われると想定する空間競争モデルの対局に位置するかのようと思われる。しかし、シャットシュナイダーの議論 (Schattscheider 1960) は、政党の機能や役割を理解するうえで有益な洞察を提供してくれるものの、そもそもそれは圧力政治 (pressure politics) 研究へのアンチテーゼとして、すなわち集団間の力の方程式が最初から固定されているとの仮定への反論として提起されたものであり、そのため、政党間競争や政党システムそれ自体を直接の分析対象とはしていないという限界がある。その意味で、政党システムを政党間の相互作用および競争のパタンから捉えた G・サルトーリの研究は極めて重要であろう (Mair 1997 : 204) <sup>15</sup>。

サルトーリの政党システム分析では、政党の数と政党間の競争関係が大きな焦点となっているが、それは政党数に基づくデュヴェルジェの類型論 (Duverger 1951) と、ラパロンバラとウェイナーによる競争的政党制と非競争的政党制との類型論 (LaParombara and Weiner 1966) に代表される政党間競争の概念を統合して、政党を政党システム内で相互作用する構成要素としてシステム論的に考察したからである (河崎 2010 : 33)。特に政党間競争との関係において、政党システムは複数の政党がそれぞれ部分を構成するとき、「まさに政党間競争から生じる『相互作用のシステム』」なのであり、より具体的には、「複数政党相互間の関連性、各党が他の諸党の関数である方法および、各党が他の政党に対応する方法 (競争的対応かそれともそれ以外の方法か) に関わってくる」ことになる

---

<sup>15</sup> その他にも、メヤは他の類型論 (Duverger 1954 ; Dahl 1966 ; Blondel 1968 ; Rokkan 1968) と比べてサルトーリの類型論が最も包括的であること、多様な国内および国家間の研究に採用されていること、そして政党システムを独立変数として扱っていることを挙げて評価している (Mair 1997 : 204)。さらにサルトーリ類型論の持つ普遍的意義について、ウォリネット (Wolinetz 2006 : 58) は、これまでの諸類型論を検討したが、新たな類型は見当たらず、サルトーリ (Sartori 1976) 以降、ほとんど何も起きていないと評価している。

(サルトーリ 2000 : 76)<sup>16</sup>。つまり、政党システムは単なる複数の政党の「集合」ではなく、複数の政党が競争し、そこに相互作用が生じるとき、始めて政党システムが形成されるという認識である(空井 2010 : 2-4)。

サルトーリによれば、政党と政党システムは単なる政治社会の反映ではなく、「政治社会を形づくっているという意味で」、独立変数化として捉えられるが(サルトーリ 2000 : vi)、メア(Mair 1997 : 204)はこの認識をさらに突き詰め、選挙結果(選挙の変易性 *electoral volatility*)が変化しても、それが政党システムの変化につながるとはかぎらず、政党が政党システムを作り上げると同時に、逆に政党はシステムに拘束されるという議論を展開している(Mair 1997 : 14-15)。すなわち、政党間競争の構造における三つの基準(①政府交代のパターンと②政府フォーミュラのパターン、③政府参加アクセスのパターン)の組み合わせにより、政党間の競争構造は「閉鎖的」と「開放的」とに分けられ、「閉鎖的」競争構造のもとでは、政党間競争や政府形成に包含される政党が特定化され、外部からの新規参入する可能性が限定されるため、既成政党に有利になるという(Mair 1997 : ch9)。

本論文の問題関心からすれば、政党の自律性を強調するサルトーリやメアの分析視点からは、少なくとも次の二つの点が示唆される。一つはいうまでもなく、政党間の競争は政党どうしが作用し合うなかで行われるという、動的な認識である。ただしサルトーリにおいては、主たる関心は政党間競争にあると強調されつつも、全国レベル(システム・レベル)の作動様式に焦点が当てられているために(サルトーリ 2000 : ix、318-319)、本論文の主要課題である選挙区レベルにおける無所属議員発生・消滅条件の特定のために必要とされる、マイクロレベルの相互作用の説明が十分ではない。その点において、政党間競争のあり方を中心に検討した空井(2010)の分析は示唆に富む。それは、競争を「ゲーム的状况」として理解することにより、政党間競争における相互作用の意味をより明確に措定している。

空井(2010 : 5)は、政党システムを生み出すべき政党間競争とは何か、それは何をめぐっての競争なのかについて、十分な理論的考察を展開していないとしてサルトーリ(Sartori 1976)を批判したうえで、競争主体間の「相互作用」は、ある希少な目標物の獲得をゴールに「競争」が行われるとき生じるとし、そのさいの競争は、相手の戦略が自らの戦略を左右するのみならず、自らの戦略が相手のそれを左右し、それらが最終的には

---

<sup>16</sup> 本論文における用語統一のために、岡崎・川野訳を一部修正した。

目標物の獲得を左右するという、典型的な「ゲーム的状况」として捉えている<sup>17</sup>。都道府県議会議員選挙における政党間競争の目標について、もう少し具体的にいえば、それはより多くの議席を獲得することである。そして政党（候補）が選挙で得た票は、選挙区ごとに集計され、一定の決定方法に基づいて議席配分が行われるので、定数 1～17（2015 年選挙）の混在する選挙区の単純多数代表制で行われる都道府県議会選においては、政党間競争は個々の選挙区ごとに生じる「ゲーム的状况」のもとで展開されると考えることができる。

もう一つの示唆は、政党間競争に関してサルトーリが精緻に区分しながら提示した概念、すなわち「競争 competition」と「競争性 competitiveness」、そして「準競争状況 subcompetitive situation」と「非競争状況 noncompetitive situation」から得られる。まず「競争」とは、選挙競争が許されているという意味で一つの構造、つまりゲームのルールであるのに対し、「競争性」は政党間競争の度合いを示す。すなわち、例えば一党優位政党システムは「競争」のルールに従ってはいるものの「競争性」は低く、逆に一つないしはそれ以上の政党が接戦を演じ、僅差で勝負の決着がつくような場合においては、その競争は「競争的 competitive」であるといえるのである。また、「非競争状況」が競争選挙が許されていない状況を意味するのに対して、「準競争状況」は「競争」が許されながらも「競争性」が潜在化している状況、すなわち「対立候補が出現する可能性は常に存在しているものの、ある候補者に対立候補を送っても、勝ち目がないという理由で対立候補の擁立が差し控えられている状況」を指す（サルトーリ 2000 : 242、360–361）。そしてこのような概念区分は、そもそも、アメリカにおけるかつての強固なる南部（一党支配地域）に関する研究、例えばキーのアメリカにおける一党州と二党州に関する比較研究や、そこから導かれた彼の「南部は実際に政党を持っていない」（Key 1949: 299）との主張を批判的に検討するために考案されたものであって、サルトーリはそこから一党優位政党システムという類型を見いだしたのである（サルトーリ 2000 : 144–155）。ここで

---

<sup>17</sup> 他にも、空井（2010）は、サルトーリ的な政治システム理解におけるユニット・構成要素を「競争することで相互作用を起こしている複数の政党」に見出す一方、サルトーリの議論において政党間競争の目標が欠落していること、メヤ（Mair 1997 : 206 ; 2006 : 65）による政党ポストという単一目標の設定（およびサルトーリの定義の修正）のもつ限界を指摘したうえで、レイヴァー（Laver 1989 : 303）の政党システムの複数性認識（選挙政党システムと立法政党システムという政党システムの分類）と、ストローム（Strom 1990）の政党行動（party behavior）の3類型論から、得票と政府ポスト、政策という三つの競争ゴールをそれぞれ排他的に目指す、政府形成競争（政党システムⅠ）と政策決定競争（政党システムⅡ）、選挙競争（政党システムⅢ）という政党間競争（政党システム）が、Ⅰ→Ⅱ→Ⅲ→……、というシーケンスで発生する、（議員内閣制型）「政党間競争・政党システムの連鎖モデル」を提案している。

特に「準競争状況」や競争性が潜在化している状況といった発想は、次項で論じるように、やはり一党優位政党システムのもとで行われる日本の地方選挙を分析するうえで、より具体的にいえば選挙にさいして政党がどのような候補戦略をとるかを考察するうえで、多くの示唆を提供してくれると考える。以下ではこれらの示唆に基づき、無所属議員の発生および消滅を促す状況について考えていきたい。

## 2. 無所属議員の発生メカニズム

本節の冒頭ですでに述べたように、本論文の目標は、無所属議員の発生と消滅を政党間競争との関連性から説明することにある。以下では、前項の検討で得られた示唆を踏まえつつ、先行研究から分析の手掛かりを探ってみたい。

政党間競争との関係から無所属の発生を見出した最も早い研究としては、依田（1981）が挙げられる。依田は、地方議員に無所属が多い理由として、「党派的对立」が発生しにくい地方の内的・外的条件、すなわち圧倒的な中央権力の前に地方内部が一体化せざるを得ないという外的環境条件と、地方議員の活動の場である地方の政治社会の持つ、地縁・血縁に基づく伝統的な共同体的特質という内的条件により、党派的对立が抑制され、その結果、「無所属」が地方において多くならざるを得ないと説明した（依田1981：111）。これは「党派的对立」の不在、つまり無所属は政党間競争の不在によるところが大きいと捉えている点で、本論文の立場と一致している。ただし依田の議論は、全体的な文脈からすると、政党間の「対立」そのものよりも、党派性が抑制される「環境」を重視しているように思われる。しかし実際には、村松・伊藤（1986）が指摘するように、問題は党派性の欠如ではなく、自民党に代表される保守が一元的に支配していることにあると考えるほうが現実的であろう。この点について、村松・伊藤（1986）は次のように論じている。

保守系無所属が圧倒的多数を占める地域においては、自民党は必ずしも市町村会議員をフォーマルな政党組織内に取り込む必要はない。これにたいして、積極的に政党組織化をはかろうとするのは、通常無党派状況という形をとった保守の一元的支配を突破しようとする反対派、つまり自民党以外の政党である。したがって、わが国の市町村レベルの政党化とは、本調査からみるかぎり、「革新」政党の進出、それへの自民党の公然たる組織化による対抗という形で政党競合を惹起し、ひいては多党化を招来する傾向が強い。（村松・伊藤 1986

: 84-85、傍点は引用者)<sup>18</sup>

この説明は、無所属議員の発生・消滅要因を、政党間競争とその変化に求めているように見える。本論文の立場からは、次のように解釈することができるだろう。すなわち、「準競争状況」下にある選挙区では、政党間競争が制限されているがゆえに、自民党は無所属議員を組織化する誘因をほとんど持たず、現状が続くかぎり政党化の進展は期待し難い（無所属議員の発生）。しかし社会が発展し多様化すると、それに応じて大都市を中心に新党が進出し（政党間「競争性」の上昇）、またそれに対応しようと自民党の組織化が図られ、政党化（無所属議員の消滅）が進展していくというロジックである。もともと、前節ですでに指摘したように村松・伊藤（1986）の説明には因果関係の問題がある（これについては、次章で詳しく検討する）。しかしそれにもかかわらず、無所属が政党間競争の様態の変化（競争性の変化）に伴う政党の戦略変化によって発生・消滅するという理解は、本論文の立場と一致する。

それでは、組織化の誘因はいかに説明できるだろうか。それはまず、有権者の投票行動から説明できる。つまり対立候補がない「準競争状況」、あるいは政党間の「競争性」が極めて低い状況下では、有権者は政党を選択する機会や動機が強く制限される。そのため、有権者においては政党ラベルへの「政党投票」ではなく、候補者個人への「個人投票」が促され、無所属が発生しやすい条件が生まれると考えることができる。また政党の選挙戦略から考えれば、「準競争状況」にある選挙区、あるいは政党間の「競争性」が極めて低い選挙区では、同士討ちによる共倒れの恐れがない（少なくとも極めて低い）ために、優位政党は無所属を組織化（公認候補の一本化）する誘因を持たず、集票基盤を共有する優位政党の候補と無所属候補との対決構図が形成され、維持されると予想できる<sup>19</sup>。したがって、逆に対抗政党が選挙競争に参加し、政党間の競争性が増加するにつれ、無所属議員は政党に組織化されるか、あるいは落選するかなどで消滅すると考えられる。

ただし、ここでいう無所属議員の発生する状況とは、当然のことながら政党所属議員

---

<sup>18</sup> 村松・伊藤（1986）のおもな分析対象は市町村議会である。しかし天川晃（1974）がまとめた各レベルにおける政党勢力比について、「府県レベルでは全体で自民党が六割近くであるが、自民党が五割を割るのは東京、神奈川、京都、大阪、福岡等の大部分が大都市を含む都府県である。これらの地域では、自民党の減少という形で多党化が進行しているのである。しかし、この点は大都市の市議会の方が進んでいる」（村松・伊藤 1986 : 81）と評価しているように、村松と伊藤が都道府県レベルを考察の対象から外しているわけではない。<sup>19</sup> もちろん、無所属候補同士、あるいは政党公認候補同士（超過公認）の対決構図もあるが、実際に最も多いのは、政党公認候補（自民党）対無所属候補という構図である（第三章を参照）。

と無所属議員のどちらも当選可能な状況であって、そうした状況が必ずしも無所属議員の発生を保証するわけではないことに注意されたい。ここで論じているのは、政党間の競争によって生まれる特定の状況下では、(そうでない状況に比べて)無所属議員の発生する可能性が高まること、そしてそれによって無所属議員の増減推移が説明できるということである。無所属議員の発生および消滅をより詳細に把握するためには、こうした無所属議員の発生メカニズムを前提に、離党および政党入りといった党派変更など、無所属議員と政党の関係をさらに細かく分析する必要がある。

例えば1993年以降のいわゆる政界再編期に関しては、国会議員の政党間移動の研究がなされ、代表的な研究である山本(2010)は、連合理論の知見を応用しながら、議員と政党の目的から導かれる政党間移動の前提に基づき、1990年2月から2009年8月までを対象にして、政党間移動を議員の戦略的な政党選択行動として精緻に分析している。これに対して地方議会の研究では、国会議員の政党移動に従って系列の地方議員が国会議員と同様の政党移動をしているかどうかなど、国会議員と地方議員の「系列」関係およびその強度に焦点が当てられ、特に無所属議員の増加については、その原因として「系列」の弱さが強調されている。(丹羽2002;石上2003;辻2006;辻2008)。しかし、「系列」の弱さが政党所属から無所属への移動を意味しているように、地方議会における政界再編の影響と現状を理解するうえで、無所属と政党所属のあいだの移動関係は重要な鍵になる。これに関しては第四章で詳細に扱うことにするが、これにより無所属議員の割合の変動および今後の展望、さらには政党間競争の構図などをより正確に把握できると期待される。

### 第三節 政党間競争における構造的要因

本論文では、地方議会の無所属議員の割合は、基本的に政党間競争に規定されるものと捉える。もしこの仮説が成立するのであれば、本論文の次なる課題は、地方の政党間競争に影響を与える要因の探索となる。

地方選挙における政党間競争を考えるうえでまず考慮されるべきは、国政レベルにおける政党間関係である。1955年の保守合同と左右社会党の統一や、自民党の分裂をきっかけとして野党の離合集散が進んだ1993年の「政界再編」は、その代表例として挙げられる。そのほかにも、税制改革に絡む「売上税」導入問題が選挙戦を直撃して、自民党が道府県議会選挙で地滑りの敗北を喫した1987年の統一地方選挙のように、国政の政権

党の政策に対して地方選挙で懲罰（的投票）を与えること（宇治1988）や<sup>20</sup>、初めて比例代表制が導入される1983年6月の参議院選挙で比例代表区選挙への取り組みを意識して、共産党が1983年の道府県議会選挙ですべての選挙区に候補を擁立する方針を立てたことなどがある。これらの国政レベルにおける政治的状況の変化は、地方議会選挙の政党間競争および結果にも変化を与えるが、そのきっかけと影響は持続的というよりも突発的であり、また各地方が置かれている環境によって異なってくるとされる。これに対して、地方選挙において、政党の選挙戦略に中・長期的かつ持続的な影響を与える要因としては、政党の支持基盤を反映する「社会経済的要因」と、投票行動や選挙戦略を制約する「制度的要因」が挙げられる。以下、これらの構造的要因について検討する。

## 1. 社会経済的要因

日本の政党は、共産党と公明党を除けば独自の組織を持たず、政党ごとに系列化した業界団体や労働組合などの支援によって支えられてきたとされる（依田 1995：2）。戦後直後に噴出し始めた日本の団体は、独立講和に前後して保守・革新の両陣営へと二極的に統合され（村松・伊藤・辻中 1986：80－85）、その後は経済団体と農業団体、福祉団体などは自民一党を支持し、それと接触を行う一方、労働団体や市民団体は社会党や民社党などの野党を中心に支持し、それらと接触するパターンとなった（辻中 1988：126－128；濱本 2012：65）。このような支持・接触のパターンは、諸団体の活動拠点の地域的な偏りから、政党の支持基盤に地域的な特徴を与えたと考えられる。もっとも、政党の支持基盤となる地域の特徴は固定されものでなく、時間の経過とともに変化してきている。例えば社会党は農民議員と農民党員の減少、そして旧農民運動の地盤弱化とそれに代わる（農協などの）支持組織を見出せなかったことなどにより、農村部での地盤喪失を招いたとされる（柚 1967：148－149；谷 2002：89－91）<sup>21</sup>。しかし他方で、公明党の登場は、それと地盤が競合する共産党の、次いで社会党、民社党、自民党の組織化を激化させ、公明・共産両党の確実な組織に立脚した「政党化」の開始は、都市部を中心とした野党の多党化

---

<sup>20</sup> 「懲罰的投票」は、Reif and Schmitt（1980）が提示した二次的選挙（second-order election）からも説明されている。二次的選挙とは、議院内閣制下の第一院の選挙や大統領制下の大統領選挙のように、国政レベルの政権担当政党を決める「一次的選挙」ではない、欧州議会選挙や第二院の選挙、地方選挙、補欠選挙を指す。二次的選挙の特徴としては、一次的選挙より投票率が低く、懲罰投票が行われ得るため、政権与党が苦戦を強いられる反面、小政党が躍進する傾向があるなどが挙げられる（Marsh and Franklin 1996）。日本の場合、参院選と地方選挙が二次的選挙に当たり、特に民主・自民の二大政党間での対決という構図が形作られた 2000 年以降、その色彩を顕著に帯びようになってきているという（今井・日野 2011）。

<sup>21</sup> 自民党支配体制確立過程における農民政党結成運動については、空井（2000）参照。

をもたらした（天川 1974 : 333）。

このように、都市部か農村部かといった社会経済的要因は、政党の支持基盤となる地域の特徴として広く受け入れられ、それは実証研究によっても支持されている。例えば小林（1985 : 18-20 ; 1997 : 156-167 ; 2000 : 37-45）は、米国の各カウンティにおける有権者の人種・宗教などの分布と選挙結果とのあいだに関連性があることを見出したターナー（Turner 1958）の研究にならって、日本の市区町村ごとの社会経済構造を示す変数を収集して主成分分析を行い、日本においても社会経済構造の変化が投票行動に大きな影響を与えていることを明らかにした。彼の分析によれば、55 年体制下の衆議院総選挙では、自民党が基本的に農村部に、また社会党は都市部にそれぞれ得票の基盤を置いていたが、1967 年衆議院選挙の公明党、1976 年衆議院選挙の新自由クラブなど、都市部に得票基盤を置く新興政党の参入が増えるにつれて、社会党は都市部から農村部の方に得票の基盤を移すようになったという。そのほかにも、近年の研究としては、2000 年衆議院選挙の得票結果を人口集中度に着目して分析した蒲島（2000 : 133-138）や、1999 年から 2003 年まで実施された 688 の市議会議員選挙の結果を分析した井田（2006）などがあるが、いずれも自民党が農村部を主たる支持基盤としているのに対し、公明党や共産党などの非自民政党が都市部を支持基盤としていることを指摘する点で、分析結果は概ね一致している。

これまで、本論文の分析対象である都道府県議会議員選挙を扱った先行研究はないが、次に掲げる表 1-1 に示すように、都道府県議会においても概ね同様の傾向を読み取ることができる。この表 1-1 は、革新・中道系政党の相対得票率が頭打ちとなった 1975 年選挙を対象に、主要政党の議席率を都道府県ごとに示したものである。政党の議席率が顕著に高い地域（網掛けの区分）から分かるように、東京都（1973 年）、埼玉県、神奈川県、大阪府、兵庫県などの大都市圏を抱える都府県ほど自民党議員の割合が低く、非自民政党議員の割合が高い傾向にあることが窺われる<sup>22</sup>。

---

<sup>22</sup> 島根県の自民党議席率は、知事選をめぐる派閥間対立によって 12 人の自民党現職議員が離党したため、異例の低さとなったが、次回の 1979 年選挙では、自民（56.1%）社会（9.8%）共産（2.4%）公明（2.4%）民社（一）となり、例年の水準に回復した。



表 1-1 都道府県議会選挙における主要政党の議席率 (%) : 1975 年

|     | 自民   | 社会   | 共産   | 公明   | 民社  |     | 自民   | 社会   | 共産   | 公明   | 民社   |     | 自民   | 社会   | 共産  | 公明   | 民社  |
|-----|------|------|------|------|-----|-----|------|------|------|------|------|-----|------|------|-----|------|-----|
| 北海道 | 54.3 | 25.7 | 1.9  | 5.7  | 1.0 | 石川  | 69.6 | 6.5  | —    | 2.2  | 4.3  | 岡山  | 53.6 | 19.6 | 1.8 | 8.9  | 5.4 |
| 青森  | 75.0 | 13.5 | 1.9  | 3.8  | —   | 福井  | 55.0 | 10.0 | 2.5  | 2.5  | 7.5  | 広島  | 54.5 | 7.6  | 3.0 | 9.1  | 6.1 |
| 岩手  | 54.9 | 15.7 | 2.0  | —    | 2.0 | 山梨  | 43.9 | 12.2 | 2.4  | 2.4  | —    | 山口  | 52.8 | 9.4  | 3.8 | 9.4  | 7.5 |
| 宮城  | 61.4 | 22.8 | 1.8  | 5.3  | 3.5 | 長野  | 37.3 | 32.2 | 1.7  | 3.4  | 1.7  | 徳島  | 56.1 | 12.2 | —   | 4.9  | —   |
| 秋田  | 42.9 | 34.7 | 2.0  | 2.0  | —   | 岐阜  | 66.7 | 13.7 | 2.0  | 3.9  | —    | 香川  | 63.6 | 25.0 | —   | 2.3  | —   |
| 山形  | 59.2 | 24.5 | 2.0  | 2.0  | 2.0 | 静岡  | 58.7 | 14.7 | 6.7  | 8.0  | 2.7  | 愛媛  | 66.7 | 7.8  | 2.0 | 5.9  | 3.9 |
| 福島  | 57.6 | 22.0 | 1.7  | 3.4  | 8.5 | 愛知  | 62.3 | 15.1 | —    | 5.7  | 10.4 | 高知  | 63.4 | 12.2 | 4.9 | 7.3  | —   |
| 茨城  | 58.1 | 11.3 | 3.2  | 6.5  | —   | 三重  | 47.2 | 13.2 | 3.8  | —    | 1.9  | 福岡  | 34.8 | 15.7 | 3.4 | 11.2 | 6.7 |
| 栃木  | 68.5 | 14.8 | —    | 1.9  | 1.9 | 滋賀  | 51.2 | 9.3  | 4.7  | 2.3  | 7.0  | 佐賀  | 71.4 | 9.5  | —   | 2.4  | 2.4 |
| 群馬  | 78.2 | 7.3  | 3.6  | 3.6  | —   | 京都  | 33.3 | 15.9 | 20.6 | 9.5  | 9.5  | 長崎  | 48.1 | 13.0 | —   | 5.6  | 9.3 |
| 埼玉  | 50.0 | 16.3 | 3.5  | 10.5 | 2.3 | 大阪  | 33.9 | 13.4 | 15.2 | 17.0 | 9.8  | 熊本  | 67.9 | 8.9  | 1.8 | 5.4  | —   |
| 千葉  | 53.2 | 12.7 | 5.1  | 10.1 | 3.8 | 兵庫  | 41.1 | 13.3 | 6.7  | 14.4 | 6.7  | 大分  | 54.2 | 16.7 | 2.1 | 4.2  | 2.1 |
| 東京  | 40.8 | 16.0 | 19.2 | 20.8 | 1.6 | 奈良  | 54.5 | 13.6 | 2.3  | 6.8  | 2.3  | 宮崎  | 56.5 | 6.5  | 4.3 | 6.5  | 8.7 |
| 神奈川 | 37.6 | 26.6 | 5.5  | 11.9 | 7.3 | 和歌山 | 52.2 | 8.7  | 6.5  | 6.5  | —    | 鹿児島 | 60.7 | 16.1 | 1.8 | 5.4  | —   |
| 新潟  | 61.5 | 24.6 | 1.5  | 1.5  | 1.5 | 鳥取  | 57.5 | 27.5 | 2.5  | 5.0  | —    | 沖縄  | 42.6 | 10.6 | 8.7 | 4.3  | —   |
| 富山  | 65.2 | 17.4 | 2.2  | 2.2  | 2.2 | 島根  | 9.8  | 14.6 | 2.4  | 2.4  | —    | 平均  | 54.0 | 15.5 | 4.4 | 6.1  | 4.8 |

注) 各政党の平均値を上回る都道府県は網掛けで示した。なお、東京都は 1973 年 7 月、茨城県は 1974 年 12 月、沖縄県は 1976 年 6 月に行われた選挙の結果である。

もちろん、選挙区レベルにおける政党間の競争性が都市部か否かによって完全に規定されるとみなすことには、あきらかに無理がある。ただ、ここでは都市部か否かという基準を、政党の集票基盤が不均一な状況下では、つまり政党の支持基盤が都市化度に代表される地域の社会経済的特徴に大きく左右されており、そのような傾向性が、政党間において明らかな不一致を示している状況下では、支持基盤を共有する政党が多い選挙区ほど、政党間の競争性が高くなると想定することができるという意味で用いる。また、このような社会経済的特徴による政党支持基盤の偏りは、都市化と支持関係のいずれも経験則上、短期的な変動が激しいとは考えにくく、よって一定の持続性をもつと予想されることから、政党の選挙戦略と政党間の競争パターンに影響する構造的な要因として扱うことができるものとする。

## 2. 制度的要因

次に都道府県議会議員選挙の政党間競争に影響を与えるもう一つの要因として、選挙区規模という制度的要因をとりあげる。第一節で検討したように、選挙区規模が投票判断基準に影響を与えるという仮説は、少なくとも都道府県議会議員の選挙結果には当てはまらず、それどころか実際のデータはむしろ逆の傾向を示している (図 1-1 参照)。これはいかに説明できるだろうか。この問題に関しては、選挙区ごとに異なる当選の「敷居」の存在を考える必要がある。

浅野（2003：176）は、選挙制度の変更が政党エリートの行動に与える影響に関する分析において、中選挙区制から小選挙区制へという（衆議院選挙の）制度変化により、当選の「敷居」が高まることを指摘している。すなわち、「最多得票から定数番目までの候補者が当選する中選挙区制下であれば、候補者は必ずしもベストである必要はない」が、「小選挙区制下では、他の候補者を凌ぐ最大票を獲得しなければ当選できないため、候補者のなかで最も当選確率の高い候補者を公認する、というインセンティブを政党執行部に与え」、その結果、政党公認とともに、政党ラベルの重要性が増大すると論じている。小選挙区制への制度変化によって当選の「敷居」が高まるという浅野の指摘は、地方議会のように、国政を上回る自民党一党優位体制のもとでは、自民党以外の政党にとって選挙競争への参入を阻害する要因となる可能性を示唆する。そして、この点に関する議論は、選挙研究において、有権者の投票行動への制度の影響（制約）を考慮する「新制度論（New Institutionalism）」の研究によって精緻化されてきている<sup>23</sup>。

川人（2000：5-9）によれば、日本の選挙研究、とりわけ衆議院選挙に関するそれは、自民党の一党長期支配や党内派閥構造などを研究関心の焦点とする従来の「中選挙区制研究」と、中選挙区制を単記非移譲式投票制（SNTV）と捉えつつ、自己利益を追求する政党や政治家たちを制約するゲームのルールとして選挙制度を理解する近年のアプローチ「SNTV 研究（新制度論）」の二つに大別することができる。中選挙区制においては、議会多数派を目指す政党は、必然的にほぼすべての選挙区で複数の候補を擁立しなければならないが、それと同時に、第一党に対抗しようとする政党もまた、同一選挙区で複数の候補を擁立する必要がある。したがって中選挙区制のもとでは、政党間競争とともに同一政党に所属する候補者間の競争が生じ、そのために中選挙区制の研究は候補者間の選挙競争、すなわち、①選挙区定数および有力候補者の有無によって異なる当選要件、②同一政党所属候補が同一選挙区で競い合わなければならないという中選挙区制の特質と同志討ちの影響、③選挙区定数と候補者数との関係の三点に、主たる焦点が当てられることとなった。そして、③の選挙区定数と候補者数との関係に関する議論は、主としてリード（Reed 1990；リード 1997；2000）とコックス（Cox 1994；1997）の「M+1 法則」から論じられてきた。

リード（Reed 1990）は、「小選挙区制は二大政党制をもたらし、比例代表制は多党制

---

<sup>23</sup> 新制度論の研究には、歴史社会学的な新制度論と呼ばれる研究の流れと、制度の制約が合理的に行動する政治的アクター（行為主体）の行動の選択肢を論理的に決定するという研究の流れがあるが（真淵 1987；Kato 1993；小堀 1994；田中 2000）、本論文では後者の流れに与える研究におもに依拠している。

をもたらす」というデュヴェルジェの法則 (Duverger 1951) を拡張し、定数  $M$  の選挙区では、 $M+1$  人の候補者による競争が広げられるという「 $M+1$  法則」を提唱した。リードの研究は、日本の選挙制度に対する理解を一変したばかりでなく、ミシガン学派の伝統に基づく従来の日本の投票行動研究の関心を、「有権者が制度的拘束のもとで合理的・戦略的行動をとる可能性」へと向けさせたという点で画期的なものであった (河野 2000 : 42-43)。選挙区定数より一つ多い数で均衡状態になるという彼の仮説は、日本の衆議院総選挙だけでなく、台湾の総選挙 (Hsieh and Niemi 1999) やアイルランドとタスマニアの分析 (Jesse 1999) でも立証され、また合理的選択モデルとゲーム理論を用いて数理的にも証明されている (Cox 1994)。

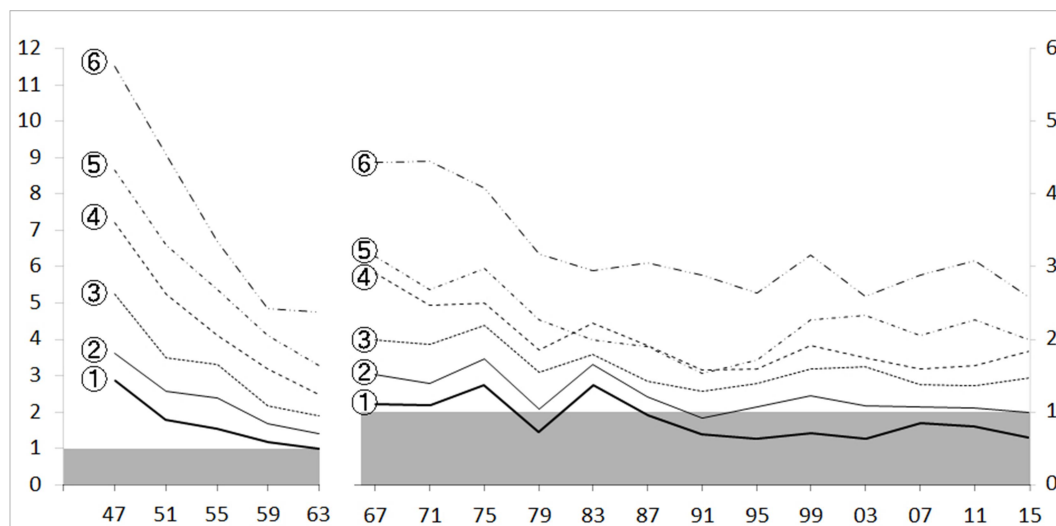
さらに近年では、地方選挙のデータを用いた実証研究が相次いで発表されている。例えば茨木 (2013) は、1995 年から 2011 年にかけて行われた政令市における都道府県議会議員選挙のデータをもとに分析を行い、日本の地方議会選挙においても有効候補者数が  $M+1$  に収斂することを確認したうえで、定数は正が国政選挙と比べて頻繁に行われる地方選挙の特徴に着目し、定数変更の前後での候補者の動きの変化や、有効候補者数の変化によって  $M+1$  法則の安定性がどの程度保たれているのかを考察した。また久保谷 (2017) は、1997 年から 2016 年まで実施された都道府県議会議員選挙のすべての選挙区 (5,902 区) へと分析の対象を広げ、政令市だけでは捉えられなかった都市部と農村部の選挙環境の違いが「均衡の強度」にいかに関与しているかを分析した。この研究では、1 人区から定数 10 超の選挙区まで、多様な選挙区に構成される都道府県議会議員選挙においても、有効候補者数は  $M+1$  法則に概ね合致しており、都市化や選挙区定数、区割変更などの競争環境が  $M+1$  法則の適合度にも影響していることが明らかにされている。これらの研究は、分析対象の範囲や分析方法などに違いがみられるものの、都道府県議会選挙の実証分析を通じて  $M+1$  法則を支持している点で、総じて一致している。

しかし、このような一連の研究成果のなかで本論文が注目するのは、 $M+1$  法則が実際のデータをよく説明しているか否かではなく、ほとんどの実証研究で報告されているように、実際のデータが  $M+1$  法則から一定の傾向性をもって逸脱しているという点である。つまり、選挙区定数が大きくなるにつれて候補者数が  $M+1$  より多くなるという傾向性の存在であり、この傾向性については、本論文独自の調査からも観察することができる。

次に掲げる図 1-3 は、1947 年から 2015 年にかけて実施された計 18 回の都道府県議会議員選挙のほぼすべてに当たる 20,384 選挙区について、選挙区定数ごとの平均落選者数 (定数超過候補者数の平均値) を示したものである。この図からは、選挙区定数が大き

いほど、選挙区定数を超える候補者数が多い傾向にあることが分かる。

図 1-3 選挙区定数別平均落選者数：1947～2015 年



注) 1947 年は 39 都道府県 (栃木・千葉・石川・山梨・長野・滋賀・長崎の各県を除く)、1951 年は 41 都道府県 (栃木・千葉・山梨・滋賀・長野の各県を除く)、1955 年以降は全国を対象にしている。選挙年の異なる地域については後掲の表 1-2 を参照。

このように、選挙区規模によって M+1 法則から逸脱する傾向が強くなることについては、リードは「均衡の強度」という概念を用いて説明を試みている。すなわちリード (1997 ; 2000) は、M+1 法則における均衡状態は、戦略を変えても選挙結果は変わらないという「ナッシュ均衡」のようなものであり、均衡状態に近づくまでに試行錯誤による一定の学習期間が必要であるとしたうえで、同じ時期でも都市化度や選挙区定数などにより均衡状態の強度は異なり得ると論じる。つまり、選挙区定数が大きくなるにつれて当選ラインは低くなるため、当選可能性の推測が難しくなり、また選挙区が大都市である場合には浮動票や政党数が多いため、政党も候補者も自分の得票数を予測できなくなるというわけである。またコックス (Cox 1997) は、試行錯誤による学習期間よりも、戦略的投票に必要な情報が十分に与えられない条件を強調しているが、同様に選挙区規模が M+1 法則からの逸脱を生み出すことを指摘している<sup>24</sup>。

このように「均衡の強度」は M+1 法則からの逸脱、つまり実際のデータが法則に従わ

<sup>24</sup> 学習プロセスを強調するリードと有権者の合理性戦略性を前提に依拠しているコックスとの理論的相違について、河野 (2000 : 44) は、「リードは、デュヴェルジェの法則に関する純粋に機械的な解釈を明示的に否定している (cf. Reed 1993)。しかしながら、コックスも、現実の世界にはさまざまな『ノイズ』があることを強調し、……有権者の合理的行動に対する限界を認めるという点では、リードと理論的にそうかけ離れているとは思わない」と評価している。

ないことを補足するために用いられる概念である。しかし他方で、これは小選挙区制への制度変化によって当選の「敷居」が高まるという推論（浅野 2003）を一般化したものとして捉えることができる。つまり、選挙区定数が小さくなるにつれて敷居が高くなると推論を拡張することができるということである。この点については、すでに久保谷（2017：259－260）が、都道府県議会選における無投票区と定数との関係を説明するさいに、無投票区の「65%は1人区であり、約27%は2人区となっている。……複数の先行研究が、選挙区の定数が大きくなるにつれて、M+1の均衡状態を上回って候補者が過剰となりやすいと論じているが、それは裏を返せば、定数が小さい選挙区では候補者数が抑制されやすいことを意味する」と、ほぼ同様の見解を示している。かくして本論文では、選挙区定数を政党の候補者擁立を制約する要因として捉え、その妥当性とともに関与する競争に与える影響を考察する。

#### 第四節 分析対象とデータ

これまでにみてきたように、本論文では無所属議員の発生メカニズムを政党間競争から説明することを目的に、まず政党間関係に関し、政党間競争の構図や競争性などが無所属議員の発生にどのような影響を与えたのかを確認したうえで、都市化と選挙区定数のそれぞれが政党間の競争構図や競争性に与えた影響を分析し、ついで政党間関係から政党所属と無所属との関係に焦点を移し、無所属議員の党派変更を俎上にのせ、前記の分析を補完することを試みる。そこで以下では、かかる課題に答えるべき本論文の分析期間と分析対象、ならびに収集データの処理方針について述べる。

##### 1. 分析期間および対象

本論文では、分析期間と対象を以下のように設定する。

第一に、分析期間および対象とするのは、1947年の第1回統一地方選挙から2015年の第18回統一地方選挙（沖縄県は2016年6月5日）までの、延べ（資料不在の7回を除く）837回の都道府県議会議員選挙である。

第二に、再選挙および補欠選挙については、選挙区定数が通常の都道府県議会選挙と異なることや、資料収集が困難であるなどの理由から、原則として分析の対象としない。ただし2011年の千葉県「浦安市選挙区」の県議会議員選挙の場合、当時定員を超える立候補者がいたものの、東日本大震災により投開票が行われず、当選者がいないという事態

になったために、例外として同年 5 月 22 日に実施された再選挙結果を使用することにした。

第三に、議員の当選履歴（新人・現職・元職区分や所属党派など）については、第二次世界大戦前の選挙結果を考慮せず、1947 年選挙の当選者全員を新人とみなす。なお、各都道府県選挙管理委員会の選挙資料に候補者別に新人・現職・元職の区分が記されていない場合には、当該選挙以前の 5 回（20 年）分の選挙を対象にして当選履歴の確認作業を行った。

第四に、選挙年の表記は、議会の自主解散（1965 年の東京都、1966 年の茨城県）や、本土復帰後の選挙（1972 年の沖縄県）、震災の影響による選挙期日の延期（1995 年の兵庫県、2011 年 9 月の岩手県、2011 年 11 月の宮城県、2011 年 11 月の福島県）など、統一地方選挙と選挙の時期がずれた場合、便宜上、時期が近接する統一地方選挙に合わせたうえで、統一地方選挙年度で行う（次に掲げる表 1-2 を参照）。特別な言及がないかぎり、分析結果は 47 都道府県（1967 年までは 46 都道府県）を対象としたものである。

表 1-2 都道府県別選挙執行年月の一覧

| 統一地方選挙   | 6 回  | 7 回   | 8 回   | 9 回   | 10 回  | 11 回  | 12 回  | 13 回  | 14 回  | 15 回  | 16 回  | 17 回  | 18 回  |
|----------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| (40 道府県) | 67/4 | 71/4  | 75/4  | 79/4  | 83/4  | 87/4  | 91/4  | 95/4  | 99/4  | 03/4  | 07/4  | 11/4  | 15/4  |
| 東京都      | 65/7 | 69/7  | 73/7  | 77/7  | 81/7  | 85/7  | 89/7  | 93/6  | 97/7/ | 01/6  | 05/7  | 09/7/ | 13/6  |
| 茨城県      | 67/1 | 70/12 | 74/12 | 78/12 | 82/12 | 86/12 | 90/12 | 94/12 | 98/12 | 02/12 | 06/12 | 10/12 | 14/12 |
| 沖縄県      | —    | 72/6  | 76/6  | 80/6  | 84/6  | 88/6  | 92/6  | 96/6  | 00/6  | 04/6  | 08/6  | 12/6  | 16/6  |
| 兵庫県      | —    | —     | —     | —     | —     | —     | —     | 95/6  | —     | —     | —     | —     | —     |
| 岩手県      | —    | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | 11/9  | 15/9  |
| 宮城県      | —    | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | 11/11 | 15/10 |
| 福島県      | —    | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | 11/11 | 15/11 |

注) 表中の数字は、選挙の執行年/月を示し、年度は下 2 桁で表示した。表の 3 行（東京都）以下の選挙時期は、統一地方選挙と異なる場合のみを示した。

## 2. 分析データの説明

本論文の分析データは、選挙区情報（区割：市町村、定数、DID 人口比率）と候補者および開票情報（候補者および当選者の数、所属党派、得票数、新現元区分）である。分析の対象となる選挙区は、1947 年から 2015 年（沖縄県は 2016 年）までの 20,467 区であり、党派変更に関する観測数は、無所属当選者数（延べ）8,175 人（うち、党派履歴

8,090 件、党派選択 7,652 件) である<sup>25</sup>。

戦後初期 (1947 年選挙と 1951 年選挙) の選挙資料のなかには、都道府県の選挙管理委員会や国立および公立の図書館、大学付属図書館などに所蔵されていないものがあり (1947 年選挙について 4 県 [石川県、山梨県、滋賀県、長崎県]、1951 年選挙について 3 県 [山梨県、滋賀県、長崎県])、また収集可能な資料のうちには、党派や候補者の氏名などの情報を記載していないものが一部存在する。そうした場合には、資料上欠落した地域を当該選挙年の分析対象から除いて示すことにした。

次に掲げる表 1-3 は、資料の欠落項目と該当する都道府県を示したものである。なお、本論文のすべての統計分析には、統計パッケージ R\_Ver3.2.5 を用いた。

表 1-3 資料の不在および主要未記載項目の一覧：1947～1951 年

|         | 記載の有無 |     |        |     |     |     |        |     |     |     |     |     |        |     |     |     |     |     |
|---------|-------|-----|--------|-----|-----|-----|--------|-----|-----|-----|-----|-----|--------|-----|-----|-----|-----|-----|
|         | 資料の有無 |     | 選挙区の情報 |     |     |     | 候補者の情報 |     |     |     |     |     | 当選者の情報 |     |     |     |     |     |
|         |       |     | 区名     |     | 定数  |     | 氏名     |     | 党派  |     | 得票数 |     | 氏名     |     | 党派  |     | 得票数 |     |
|         | 47年   | 51年 | 47年    | 51年 | 47年 | 51年 | 47年    | 51年 | 47年 | 51年 | 47年 | 51年 | 47年    | 51年 | 47年 | 51年 | 47年 | 51年 |
| 岩手県     | ○     | ○   | ○      | ○   | ○   | ○   | ×      | ○   | ×   | ○   | ×   | ○   | ○      | ○   | ○   | ×   | ○   |     |
| 秋田県     | ○     | ○   | ○      | ○   | ○   | ○   | ○      | ○   | ×   | ○   | ○   | ○   | ○      | ○   | ×   | ○   | ○   |     |
| 栃木県     | ○     | ○   | ○      | ○   | ×   | ×   | ○      | ○   | ×   | ×   | ○   | ○   | ×      | ×   | ×   | ×   | ×   |     |
| 千葉県     | ○     | ○   | ○      | ○   | ○   | ○   | ×      | ×   | ×   | ×   | ×   | ×   | ○      | ○   | ×   | ×   | ×   |     |
| 石川県     | ×     | ○   | ×      | ○   | ×   | ○   | ×      | ○   | ×   | ○   | ×   | ○   | ×      | ○   | ×   | ○   | ○   |     |
| 山梨県     | ×     | ×   | ×      | ×   | ×   | ×   | ×      | ×   | ×   | ×   | ×   | ×   | ×      | ×   | ×   | ×   | ×   |     |
| 長野県     | ○     | ○   | ○      | ○   | ○   | ○   | ×      | ○   | ×   | ○   | ×   | ○   | ○      | ○   | ○   | ○   | ○   |     |
| 愛知県     | ○     | ○   | ○      | ○   | ○   | ○   | ○      | ○   | ×   | ○   | ×   | ○   | ○      | ○   | ×   | ○   | ○   |     |
| 三重県     | ○     | ○   | ○      | ○   | ○   | ○   | ○      | ○   | ×   | ○   | ×   | ○   | ○      | ○   | ×   | ○   | ×   |     |
| 滋賀県     | ×     | ×   | ×      | ×   | ×   | ×   | ×      | ×   | ×   | ×   | ×   | ×   | ×      | ×   | ×   | ×   | ×   |     |
| 京都府     | ○     | ○   | ○      | ○   | ○   | ○   | ○      | ○   | ×   | ○   | ○   | ○   | ○      | ○   | ×   | ○   | ○   |     |
| 香川県     | ○     | ○   | ○      | ○   | ○   | ○   | ○      | ○   | ×   | ○   | ○   | ○   | ○      | ○   | ×   | ○   | ○   |     |
| 長崎県     | ×     | ×   | ×      | ×   | ×   | ×   | ×      | ×   | ×   | ×   | ×   | ×   | ×      | ×   | ×   | ×   | ×   |     |
| 宮崎県     | ○     | ○   | ○      | ○   | ○   | ○   | ○      | ○   | ×   | ○   | ○   | ○   | ○      | ○   | ×   | ○   | ○   |     |
| 32 都道府県 | ○     | ○   | ○      | ○   | ○   | ○   | ○      | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○      | ○   | ○   | ○   | ○   |     |
| 小計(有)   | 42    | 43  | 42     | 43  | 41  | 42  | 39     | 42  | 32  | 41  | 37  | 42  | 41     | 42  | 34  | 41  | 38  |     |

注) 表中の○と×印は、資料および記載の有無を示す。最下段の「小計 (有)」行は、資料および記載のある都道府県の合計。

<sup>25</sup> 選挙区の DID 人口比率や党派変更の分析枠組みおよびデータ処理については、それぞれ第三章の第二節と第四章の第一節で述べることにする。

## 第二章 都道府県議会議員の政党化における政党間競争の影響

本章では、都道府県議会選挙における政党間競争が無所属議員の増減にどのような影響を与えてきたのかを検討する。そのために、まずは、すでに前章で論じたように、地方議会における政党間競争に関するこれまでの研究、とりわけ政党間競争を都市化ないしはそれに伴う多党化の結果として捉える従来の研究を批判的に検討し、そのうえで本論文の立場と本章の課題をまとめる。

### 第一節 本章の課題

#### 1. 都市化および多党化要因の再検討

地方議会の政党化は、これまで、おもに各地方の人口規模や都市化との関係から説明されてきた。特に政党間競争との関係においては、1960年代以降の都市部を中心とする多党化の進展が、政党化の促進要因として注目を集めてきた。すなわち、都市化は多党化ないしは政党間競争をもたらし、その結果として政党化が進むという理解である。ここでいう都市化と政党化とのあいだの因果関係については、これまで明確にされてはいないものの、全体的な文脈から推測すると、両者は直接的な因果関係にあるというよりも、多党化に伴う政党間競争の激化を媒介とした関係にあるように思われる（升味 1969；依田 1980；村松・伊藤 1980；村松・伊藤 1986）。そして、こうした見解を支持する根拠としては、次に掲げる表 2-1 に示されるように、人口規模が大きくなるほど多党化が進み、無所属議員が減少し、各政党の議席占有率が高まることが挙げられる（村松・伊藤 1980：90-91；村松・伊藤 1986：82-83）。



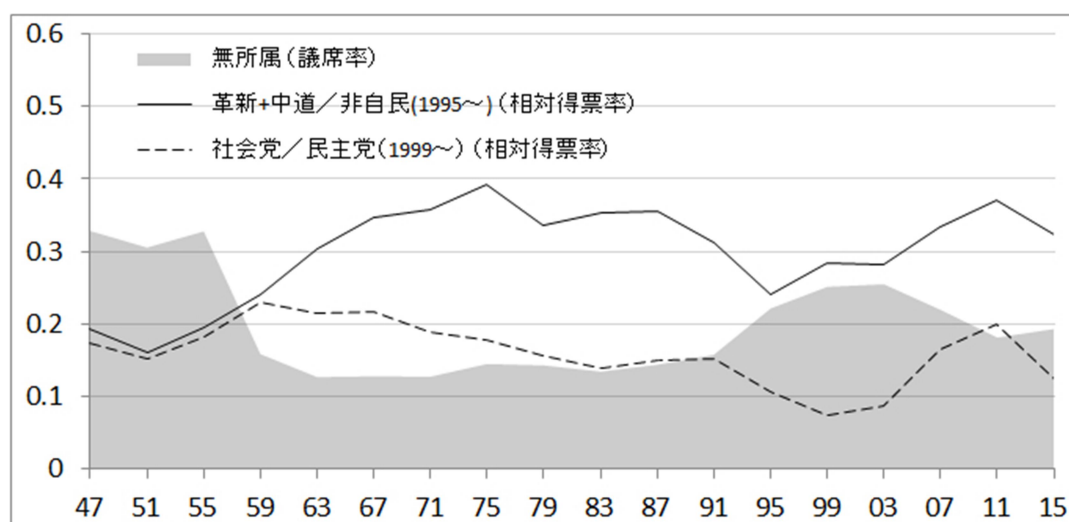
表 2-1 市町村会議員の政党化と人口規模（京都府下）

| 政党所属       | 人口規模         |               |               |               |               |
|------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|            | 7,500<br>人未満 | 13,500<br>人未満 | 33,500<br>人未満 | 70,000<br>人未満 | 70,000<br>人以上 |
| 自 民 党      | 9.4          | 13.0          | 14.3          | 15.2          | 25.0          |
| 社 会 党      | 3.1          | 3.7           | 8.9           | 10.5          | 16.7          |
| 公 明 党      | 3.9          | 6.5           | 3.6           | 5.7           | 6.9           |
| 民 社 党      | 1.6          | 3.7           | 4.5           | 9.5           | 15.3          |
| 共 産 党      | 5.5          | 6.5           | 10.7          | 7.6           | 26.4          |
| 社 民 連      | —            | —             | 0.9           | 2.9           | —             |
| 政党所属議員（小計） | (23.6)       | (33.3)        | (42.9)        | (51.4)        | (90.3)        |
| 無所属議員      | 76.4         | 66.7          | 57.1          | 48.6          | 9.7           |

注) 表の 3 段目以下の数字は百分率を示す。出所：村松・伊藤（1986：82）

しかし、このような見解は大きな問題を抱えてもいる。それは、もしこの説明が妥当であれば、無所属議員比率の時系列的な変化が多党化と逆の関係にあることが示されなければならないにもかかわらず、多党化による影響と政党化の推移を比較してみると、次の図 2-1 のように、予想に反する結果が得られるからである。この図 2-1 は無所属議員の議席率と、「社会党／民主党」および「革新・中道／非自民」政党の相対得票率を示したものである。1991 年選挙までの「革新+中道」は、社会党と共産党、労働者農民党（1955 年選挙）、民社党（1963 年選挙～）、公明党（1963 年選挙～）、社会民主連合（1979 年選挙～）の相対得票率を合計したものであり、1995 年選挙以降の「非自民」は、自民党を除いた全ての国政政党の相対得票率を合計したものである。

図 2-1 多党化の進展と政党化の推移：1947～2015 年



注) 1955 年選挙の社会党には、左右両派社会党と労働者農民党が含まれている。1947～1951 年の選挙結果は、(自治省選挙局 1956) より、その後の選挙結果は、各都道府県選挙管理委員会の選挙資料より筆者作成。

ここで、1960年代から1970年代までの「革新+中道」の相対得票率を「多党化」を表すものとみなし、「都道府県議会選挙における政党間競争が、同議会議員の政党化を促すおもな要因である」と仮説を立てれば、次のようなことが指摘できる。

「革新・中道」の相対得票率の推移は、共産党が復活し、民主社会党（69年に民社党に改称）が結成され、公明党が登場する1963年選挙以降に顕著となり、1975年選挙で頭打ちとなっている。これに対して、都道府県議会の政党化は、55年体制の成立直後と、1990年代の政界再編期に大きく変化しているものの、1963年選挙から1991年選挙にかけては、ほぼ横ばいになっている。つまり、都道府県議会の政党化は、多党化が顕著な時期はもちろん、55年体制の全期間にわたってほとんど進んでおらず、微増ではあるが、むしろ無所属議員の割合が増加する傾向すら認められるのである。

かかる結果は、都道府県議会の政党化に対する政党間競争の影響を考えると、いかに説明できるだろうか。

第一に指摘されるべきは、従来の研究の主眼が、政党化に対する政党間競争の影響を明らかにすることよりも、むしろ都市化という社会経済的变化が地域社会の多元化をもたらすとの議論を正当化することに置かれていたという点である。それゆえに、この議論では、1960年代以降の多党化以外に、政党間競争に影響を及ぼし得る他の契機に目が向けられず、また政党化における多党化の影響に関する検証も、大都市＝多党化＝政党化という図式のもとで、一時点におけるクロスセクショナル・データにのみ依拠して行われたのである。

第二に、しかし他方で、多党化の進展状況が政党化の推移と一致していないからといって、それが必ずしも政党間競争と政党化の関係を否定しているわけではないということも指摘する必要がある。政党間競争は、図2-1に示すように、多党化の進展にかぎらず、1959年選挙における政党化の進展のように、保守と革新の対決構図が鮮明になったことによって促進されたと考えられる。また1995年選挙以降、無所属比率が増加したように、政界再編によっても影響されたと考えることができる。

第三に、新たな課題として浮上するのは、多党化はなぜ政党化を進展させなかったのか、そして多党化はどのような政党間競争をもたらしたのかを明らかにすることである。ここで一つの手掛かりとして考えられるのは、多党化がおもに都市部を中心に進展し、そのために政党間競争が極めて限定された範囲内で展開した可能性である。そして、この課題を解決するためには、政党間競争の測定方法を検討する必要がある。

## 2. 研究課題

以上の議論から、本論文の立場と本章の課題を次のようにまとめることができる。

都道府県議会の政党化に関する本論文の立場は、政党間競争に着目している点では従来の研究と同じであるが、必ずしも都市化や多党化を前提としていない点において、それとは異なる。このような立場に立ち、本章では次のように課題を設定し、本論文の立場の妥当性について検討する。まず政党間競争を測定する方法に関するこれまでの議論を概観したうえで、都道府県議会議員選挙を分析するのに適した方法を検討する。そのさい、政党間の競争性の分析は次の二通りの方法で行う。第一に、次節で検討する政党間の競争性を表す諸指標を用いて、時系列的変化が政党化の推移と連動しているか否かを検証する。第二に、前章で検討した「準競争状況」下にある選挙区（以下、「非競争区」とする）<sup>26</sup>を設定し、選挙区レベルにおける政党間競争の有無が政党化に与える影響を確認する。

### 第二節 分析の枠組み

本章の第一の課題は、政党間競争が政党化に対して与えた影響を明らかにすることにある。まずもって問われるべきは、政党間競争はいかにして測定できるかである。本節では、「政治の全国化 *nationalization of politics*」という概念から導かれる諸指標と、政党間の競争が行われていない「非競争区」とを取り上げ、それぞれの有用性と限界、ならびに改善手法を検討する。

#### 1. 政党間競争の測定方法

政治の全国化に関する最初の操作的定義は、シャットシュナイダーが *The Semisovereign People* (1960) で提示した、政治システムにおける「競争性 (competitiveness)」という概念から導かれた。彼によれば、1896 年以前のアメリカ大統領選挙では、多くの州で主要政党が対等に競い合うがゆえに、有権者分布は全国化され

---

<sup>26</sup> ここで、「準競争状況」という用語について補足しておきたい。サルトーリ (2000) の「準競争状況 *subcompetitive situation*」は、「競争」が許されていないながら (つまり、競争選挙が許されていない「非競争状況 *noncompetitive situation*」ではない状況にありながら)、事実上、政党間競争が行われておらず、「競争性」が潜在化しているという状況を指し示す概念である。しかし本論文は「競争」状況だけを問題にしているため、「非競争」と区分される「準競争」なる概念は必要としない。サルトーリのいう「準競争」を、本論文では「非競争」と呼ぶことにしたい。

ていた。しかし、このような競争性は 1896 年選挙を機に、北部の共和党と南部の民主党という、得票において共和党に有利な地域独占状況へと変容し、その結果、20 世紀が始まってからほぼ 30 年間にわたる共和党優位の政党システムがもたらされた。シャットシュナイダーはこの変化を、州を単位とした政党間の競争性の変化、具体的には 1892 年選挙では 36 州で競争的であったのに対して、1904 年選挙では競争的な州がわずか 6 にとどまり、30 州ではもはや競争的とはいえない状況となったことに見出している。ここで「競争性」とは、有権者分布がどれほど全国化（地域的に均一化）されているのか、あるいは逆に地域的に偏っているのか（あるいは棲み分けされているのか）を示す指標である（Schattschneider 1960 : 78-85 ; Caramani 2004 : 60）。

これまでの研究において、政党間競争を測定する方法は、政党候補の分布と政党得票率の均一度（homogeneity of party support）のふたつに大別することができる。前者は政党の選挙区対応（公認候補の擁立）の広がりを示し、後者は政党候補の得られた得票が地域的にどれほど均一であるかを示す指標である（Caramani 2004）。このうち、政党候補の分布の指標としては、コーンフォード（Conford 1970）の各政党における「当選確実な議席 safe seats」と、ローズとアーウィン（Rose and Urwin 1975 ; Urwin 1982）の競争候補の存在しない「無投票当選議席 uncontested seats」が代表的であるが、カマーマニ（Caramani 2004）はこれらをさらに拡張し、政党候補の存在する選挙区数の割合（territorial coverage index、以下、選挙区対応）という指標を提案している。この指標は、基本的に地域（または選挙区）全体に占める割合で示される。

他方、政党得票率の均一度についての指標は、そのほとんどが全体（全国）平均に対する地域または選挙区のバラツキの程度を表すものである。シャットシュナイダー（Schattschneider 1960 : 82-90）は、政党支持における全国化の度合、つまり得票率の全国的均一度を、主要政党の得票差が僅差である州の合計や（民主党の）得票率偏差（絶対値）から示している。ただし、近年においてより一般的に用いられるのは、分散（ $S^2$ ）や標準偏差（SD）である。そのほかにも「平均絶対偏差 mean absolute deviation」（以下、MAD）や Lee index などがあるが（Rose and Urwin 1975 ; Hearl et al. 1996）、これらの指標は政党の大きさによって偏りが生じ、また標準化されていないために値に上限がないという問題がある（Taylor and Johnston 1979 : 152-153）。

## 2. 測定方法の検討と改善手法

### (1) 政党の選挙区対応と政党群の設定

政党の全国化を測定する一つの指標が、政党候補の分布指数（選挙区対応）である。これは、政党公認の候補者が存在する選挙区数の割合で示されるため、各政党の選挙区対応がどれほど広いのか、そのカヴァレッジで政党間競争の度合を表すもので、複数の政党によって地域的に分割された競争から全国的規模で対等に競い合う競争へ、という政党間競争の様相変化を捉えるうえで有用な指標になると考えられる。

ただし、政党の選挙区対応（およびすぐあとで検討する得票均一度）は、各政党の選挙区対応（および得票）がどれほど広範囲にわたっているのかを示すことはできるものの、政党それぞれがどの程度重なっているかを確認することができないという限界がある。特に日本の地方議会のように、自民党とそれ以外の政党のあいだの勢力差が大きく、しかも都市部を中心とした野党の多党化が進んでいる場合には、重複による多党化の過大評価を回避できないという問題が生じる。そこで、本章ではこうした問題を回避するために、自民党以外の主要政党を同一政党とみなした「政党群」を設けることで対処することとした。

### (2) 政党得票率の均一度指標

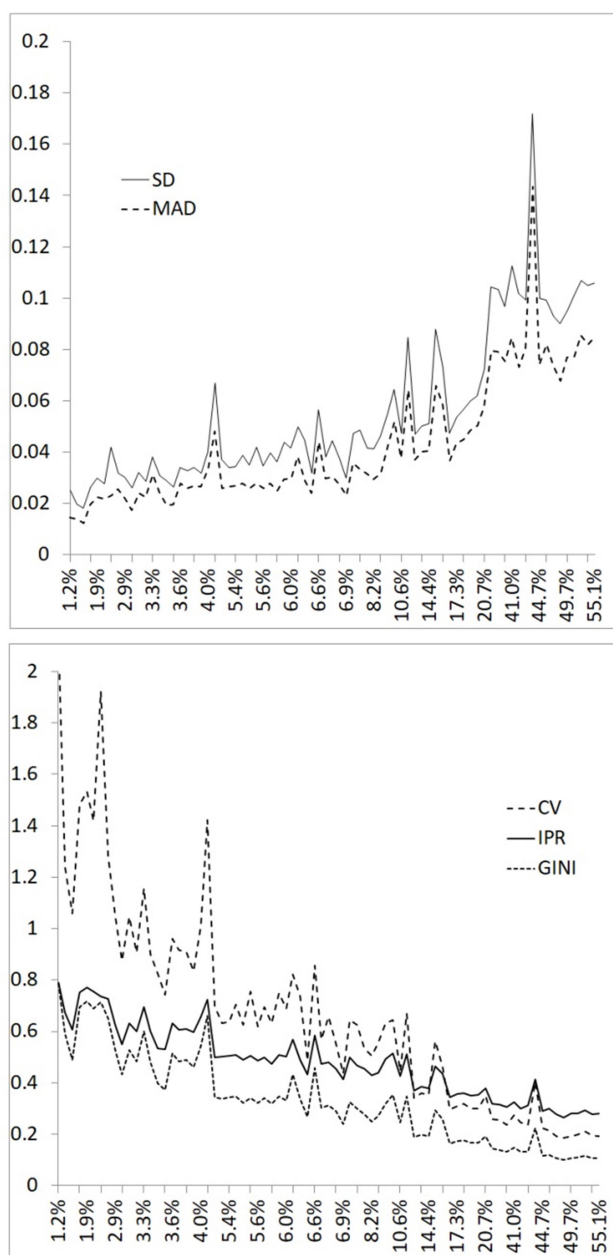
政党の全国化を測定するもう一つの指標が政党得票率の均一度指標（以下、得票均一度）であるが、前述のような、政党の大きさによってそれに偏りが生じてしまうという問題は、変動係数（coefficient of variation、以下 CV）のように、標準偏差を平均で割ることで補完できる。ただし、これもバラツキが大きく、上限値がないとの指摘がある。このような問題についてカラマーニ（Caramani 2004）は、CVと同様に分散をもとにしたながらも、政党の大きさと地域（あるいは選挙区）数による偏りを調整した IPR（index of party regionalisation）を提案している。他にも、ローレンツ曲線の面積比に基づき、所得や資産などの分配の集中度や不平等さを測るジニ係数（gini coefficient、以下 GINI）を用いる方法が紹介されている（Jones and Mainwaring 2003）。IPR と GINI は、いずれも 0 から 1 までの値をとり、分布が均一であれば 0 に近づき、不均一であれば 1 に近づくことになる。

指標の偏りがもたらす影響について、カラマーニは、西ヨーロッパ諸国における社会党やカトリック系の政党のように、規模の大きい政党の全国化（得票の地域的均一度）は、共産党や農民党などの小規模な政党よりも常に過小評価されてしまうと指摘し、とりわけ同系統の政党（party families）や同じ国に属する諸政党を比較するさいには、必ず政党

の規模をコントロールした指標に基づかなければならないと強調している（Caramani 2004 : 70）。

このような問題を都道府県議会選挙の実際データから確認してみると、次に掲げる図 2-2 のようになる。この図は、1955 年から 2016 年にかけて行われた都道府県議会選挙で、無所属や地域政党などの諸派を除き、全国平均で 1%以上を獲得した国政政党を対象に、47 都道府県（1971 年までは 46 都道府県）ごとの相対得票率をもとに各指標値をそれぞれ求め、平均得票率順（横軸）に対応させて示したものである。

図 2-2 政党の大きさ（相対得票率）と指標の傾向性：1955～2016 年<sup>27</sup>



各指標の分布から最も目立つのは、得票率上の配置に大きな隔たりがあるということである。横軸の得票率 40%以上はすべて自民党であり、その他の政党はすべて 20.7%以

<sup>27</sup> 各指標は次のようにして求められる(Caramani 2004 : 313)。①standard deviation :  $SD = \sqrt{\sum(X-\bar{X})^2 / n - 1}$  ②mean absolute deviation :  $MAD = \sum |X - \bar{X}| / n$  ③variability coefficient :  $CV = SD / \bar{X}$  ④index of party regionalisation :  $IPR = \sqrt{n \sum |X - \bar{X}| / (2(n-1) \sum X)}$ 。なお、ジニ係数は統計パッケージ R\_Ver3.2.5 の「ineq」を用いて求めた。

下に位置している。ここで、政党の全国化を「ある政党の相対得票率が地域的に均一しているさま」と定義するならば、分散程度を示す指標の値は、それが小さいほど（0 に近づくほど）全国化されていると結論づけられる。ところが、この図 2-2 に示される SD と MAD の値が示す方向性をみると分かるように、大きい政党、とりわけ自民党のように政党の得票率が高いほど、全国化されていないという結論に至ってしまう。一般には、自民党は得票率において他の政党を圧倒し、政党のなかで最も全国化されているとされる。カラマーニの指摘のように、SD と MAD は、自民党における全国化を過小評価していることがここでも明らかである。これに対して、政党の規模をコントロールした CV と IPR と GINI は、いずれも得票率に対して負の傾きを示している。また、やはり上述したように、IPR と GINI が並行的な推移傾向を示しているのに対して、CV は他のふたつの指標と並行的な推移傾向にありながらも、バラツキが（特に得票率の小さくなるほど）大きく、しかも上限がないために傾きが急であることが分かる。したがって本章では、政党の全国化を測定する指標として、SD と MAD は信頼性が低いことから使用を見送り、政党の規模による偏りを調整した CV、IPR、GINI の三つの指標を用いて分析を行うこととする。

### (3) 非競争区

次に、以上のような全国化指標に加えて、「非競争区」を設定して政党化に対する政党間競争の影響を検討する。この非競争区指標は政党間競争の有無を基準にするものであり、それによって無所属議員比率の平均値がどの程度異なるかが分析の焦点となる。前章で述べたように、選挙区内に対立する政党が存在しない状況下では、政党ラベルへの「政党投票」とともに無所属の組織化や公認候補を擁立する誘因が低下し、それゆえに無所属が当選しやすくなることが予想される。

## 第三節 全国化指標にみる政党間競争の推移

### 1. 政党群の設定と欠測値（無投票区）の処理

本節では、政党別の得票均一度と選挙区対応を求め、政党間競争の度合を測定する。このいずれに関しても、多党化による影響を確認するために政党群を設定したが、その内訳は次の通りである<sup>28</sup>。

---

<sup>28</sup> 本論文では、分析の便宜上、1995 年までの社会党、1999 年以降の民主党を第二党として扱っているが、得票率を基準とする場合、1999 年と 2003 年選挙の第二党は、共産党である。共産党は、この時期それぞれ 7.8% と 6.5% を獲得したのに対して、民主党は 5.5% と 6.0% を



1955 年選挙から 1991 年選挙までは、社会党と共産党、労農党（1955 年選挙）、民社党（1963 年選挙以降）、公明党（1963 年選挙以降）、社民連（1979 年選挙以降）を同一の政党とみなして「革新+中道」で示した。また 1995 年選挙から 2015 年選挙まで、自民党を除くすべての国政政党を同一政党とみなし、「非自民」で示した。「革新+中道」と「非自民」にそれぞれ含まれる政党の基準が異なるのは、1993 年の政界再編とその後の政党の離合集散を考慮したためであるが、実際に「革新+中道」に属していない国政政党は、自民党を除けば新自由クラブだけであり、ふたつの「政党群」を同等に扱っても差し支えないと考えた<sup>29</sup>。なお、自民党の結成と社会党の統一する以前の時期に当たる 1955 年 4 月の統一地方選挙については、分析の便宜上、日本民主党と自由党（1955 年）を自民党とみなし、1955 年の左右両派社会党も同様に同一政党として扱った。

なお、得票均一度の分析単位は、多様な選挙区定数を考慮して都道府県とし、また無投票区による欠測値に関しては、同選挙の都道府県における政党別平均得票数をそれぞれ求め、政党別に割り当てて補完する方法をとった。選挙区定数を考慮せずに選挙区を分析単位としてしまうと、例えば 10 人区の 10%が 1 人区の 10%と同等に評価されてしまい、それゆえ、定数 1 の小選挙区では自民党が圧倒的な集票力を持ち、それに対して公明党や共産党、民社党など、いわゆる都市型政党は定数の大きい選挙区に集中して立候補している状況下では、自民党に対する過大評価と都市型政党に対する過小評価が避けられないと判断したからである。また欠測値の処理については、カラマーニ（Caramani 2004）は無投票選挙区の候補者が 100%を得票したとみなす方法をとっているものの、この方法には投票率が反映されないという問題があり、それに加えて本論文のように都道府県を分析単位とする場合においては、分析単位の問題と同様に、選挙区規模による過大（過少）評価の問題が生じると考えたからである。

## 2. 得票均一度

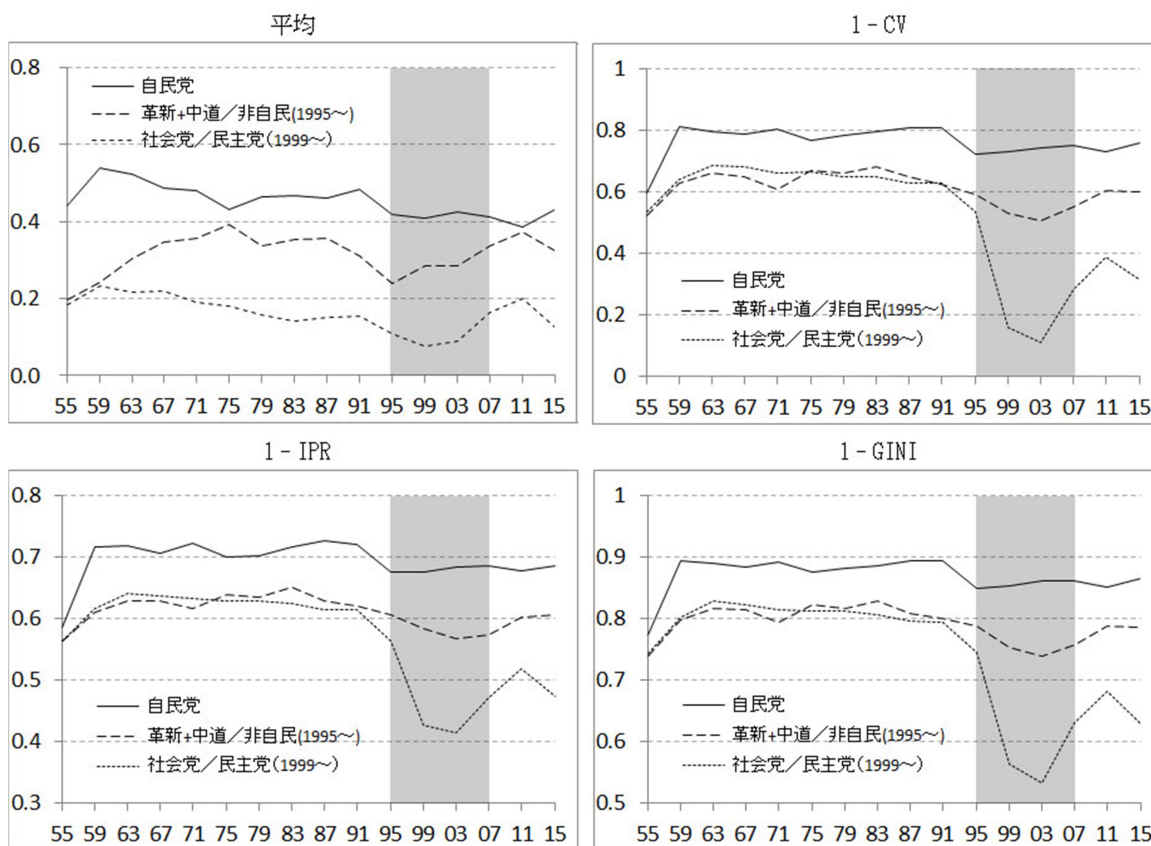
次に掲げる図 2-3 は、前述したとおり無投票区による欠測値を補完したうえで、党派別平均と変動係数（CV）、地域分散指標（IPR）、ジニ係数（GINI）を求め、それぞれの推移を示したものである。ただし相対得票率平均との比較を容易にするために、同図では CV、IPR、GINI のいずれも 1 から差し引いた値で表した。

---

獲得するにとどまった。

<sup>29</sup> 新自由クラブの相対得票率は全国平均で、1979 年の 1.1%、1983 年の 0.5%、1987 年の 0.1%（1985 年の東京都議会選のみである）である。

図 2-3 相対得票率の平均と得票均一度（無投票区の補完済み）



注) 図の網掛け部分は、1990年代に無所属が急増していた時期を、1995年の無所属比率(23.1%)を目安として設定したものである(以下の図でも同様)。

まず、CV と IPR と GINI の三指標はほぼ同様の推移を示していることが認められる。そして相対得票率平均と得票均一度の推移からは、以下のような特徴を指摘することができる。

第一に、得票均一度の推移にみられる最初の大きな変化は、55年体制の成立後初めて行われた1959年の統一地方選挙を機に、自社両党の均一度が大きく増加したことである。これは、55年体制成立によって政党間の競争性が高まったことを示唆している。しかし他方で、その後の得票均一度の推移はさしたる変化を示さず、自民党の相対得票率がほぼ1955年選挙の水準にまで減少し、社会党のそれが1955年の水準を下回り始めた1975年選挙においても、得票均一度は逆戻りすることなく概ね1959年選挙の水準を保ち続けた。

第二に、多党化と得票均一度とのあいだには有意義な相関性が認められなかった。それどころか1971年選挙までは、社会党の得票均一度は「革新+中道」よりも高い値を示しており、1975年選挙以降は、「革新+中道」の得票均一度が社会党を上回るようになるものの、1983年選挙を除けばその差はほとんどなく、緩やかながらも後退傾向にあるこ

とが示されている。一方、相対得票率の推移では、1975年選挙で「革新・中道」の相対得票率は社会党を除いて21.4%となり、社会党の17.9%を上回り始めたが、前節に示した図2-2にみられるように、政党の相対得票率とCV、IPR、GINIのあいだには負の相関（図2-3に示す1から差し引いた値とのあいだには正の相関）があり、このことを踏まえて考えると、多党化による相対得票率の増大は得票率の均一度の増加につながる事が予想される<sup>30</sup>。しかしながら、図2-3が示すかぎりにおいては、多党化と得票均一度とのあいだには、なんら相関が認められなかった。こうした結果が得られた理由としては、多党化が都市部を中心に進行したため、人口の多い都市部での得票数が全体の相対得票率を引き上げた可能性が考えられる。これは、都市部の人口推移からも確認できる。たとえば、東京・大阪・名古屋の3大都市圏（9都府県）の人口は、1960年に3,496万人で全国人口の37.1%だったものの、1975年には5,040万人で全国人口の44.9%を占めるようになった（大都市制度史編さん委員会1984：656）。一方、1959年選挙から1975年選挙にかけての、社会党を除いた「革新+中道」の得票率の増加は、多い順に大阪府42.3%p、東京都（1973年）38.3%p、京都府34.6%p、兵庫県31.0%p、神奈川県30.0%p、福岡県23.8%p、愛知県22.4%p、千葉県21%p、埼玉県21%pであり、おもに3大都市圏を中心に得票率が伸びていることが確認できる。

第三に、政界再編期に当たる1995年選挙以降、第二党の得票率は、政党の離合集散によって野党票が分散したこともあり、大幅に下落した。この時期には、自民党も得票率の下落を経験しており、1991年選挙の48.4%から1995年選挙の41.8%へと、6.5%pの減少が認められた。こうした得票率の減少は得票均一度の推移にも影響し、第一党と第二党のいずれの得票均一度も低下傾向を示している。

第四に、非自民の得票率は2003年選挙まで低下し続けたものの、その後上向きに転じ、2011年選挙では1980年代の「革新+中道」の水準にまで回復している。これに対して、2007年選挙の第二党（民主党）の得票率は、政界再編以前の社会党（1991年選挙の15.3%）を上回る16.5%を記録し、さらに2011年選挙では1960年代後半の社会党の水準にまで得票率を伸ばした。しかし他方で、第二党の得票均一度は1983年選挙から2003年選挙まで低下し続けたのちに増加傾向に転じ、得票率と類似した傾向をみせてはいるものの、政界再編の以前の水準にまで回復していない。特に1995年選挙以降の第二

---

<sup>30</sup> 1955年選挙から2015年選挙までにつき、全国相対得票率が1%以上の主要政党を対象に相対得票率（無投票区の補完済み）と得票均一度との相関係数を求めると、CVは-.691、IPRは-.798、GINIは-.745となり、かなり強い負の相関が認められた（N=93、いずれも1%水準で有意）。

党の場合、自民党と比較して得票均一度の低下幅が大きい。2011年選挙での民主党の得票率16.5%は、1979年選挙での社会党の得票率(15.7%)をやや上回るが、得票均一度では大きな差が認められるのである。

以上のように、得票均一度の分析からは、①55年体制成立による政党間競争性の増加、②多党化の影響の限定性、③政界再編以降の政党間競争性の減少、④第二党(民主党)の得票率と均一度の乖離、などの事実が示された。しかしながら、クラゲットら(Claggett et al. 1984: 81)が指摘するように、得票均一度の分析には、均一な得票格差が存在する可能性、あるいは外れ値が多数存在する可能性を排除することができない、という限界がある。したがって、全国化(得票の均一度)の進行(後退)だけをもって政党間の競争性が増加(減少)したと結論付けるのは尚早である。

そこで、次に政党の選挙区対応の様態を検討し、そこから得られた知見をもとに、さらに次なる課題である政党間競争が制限された選挙区状況の分析へと歩を進めたい。

### 3. 政党の選挙区対応

以下に掲げる表2-2は、1955年選挙から2015年選挙までの主要政党の候補者擁立状況を、年度別選挙区総数に占める割合で示したものである。政党群の設定については、共産党の選挙区対応の変動が激しいことを考慮して、「革新+中道(非自民)」から共産党を除いた政党群(「非共産」)をあらたに加えることとした。

表 2-2 主要政党別選挙区対応：1955～2015 年

| 年度   | 選挙区数  | 選挙区対応(%) |      |            |      |      |      |            |                |      |
|------|-------|----------|------|------------|------|------|------|------------|----------------|------|
|      |       | 全政党      | 自民   | 社会<br>(社民) | 共産   | 公明   | 民社   | (新進)<br>民主 | 革新+中道<br>(非自民) | 非共産  |
| 1955 | 1,026 | 92.4     | 81.6 | 61.8       | 11.8 | —    | —    | —          | 64.5           | 61.9 |
| 1959 | 1,130 | 97.4     | 92.7 | 62.5       | 10.9 | —    | —    | —          | 63.6           | 62.5 |
| 1963 | 1,144 | 97.2     | 91.2 | 59.3       | 15.5 | 4.2  | 18.0 | —          | 63.0           | 61.4 |
| 1967 | 1,145 | 96.6     | 91.6 | 57.7       | 37.6 | 9.0  | 15.9 | —          | 66.6           | 59.2 |
| 1971 | 1,155 | 96.5     | 92.2 | 51.1       | 40.8 | 10.0 | 15.2 | —          | 63.5           | 53.2 |
| 1975 | 1,203 | 96.7     | 85.6 | 56.9       | 66.6 | 18.5 | 13.5 | —          | 77.6           | 58.9 |
| 1979 | 1,211 | 93.7     | 86.5 | 45.4       | 27.3 | 15.3 | 11.7 | —          | 53.2           | 48.7 |
| 1983 | 1,229 | 99.2     | 88.9 | 40.4       | 85.5 | 15.9 | 12.4 | —          | 89.6           | 45.0 |
| 1987 | 1,232 | 95.0     | 90.5 | 35.1       | 49.4 | 16.2 | 10.6 | —          | 63.5           | 40.3 |
| 1991 | 1,236 | 91.8     | 88.6 | 40.5       | 26.5 | 13.9 | 9.3  | —          | 48.9           | 43.7 |
| 1995 | 1,246 | 89.2     | 82.0 | 30.0       | 28.5 | 13.5 | 0.3  | (15.0)     | (47.4)         | 41.2 |
| 1999 | 1,246 | 90.1     | 93.1 | (10.6)     | 38.5 | 13.6 | —    | 19.9       | (46.5)         | 32.1 |
| 2003 | 1,254 | 90.4     | 84.9 | (8.1)      | 33.4 | 13.8 | —    | 21.5       | (42.1)         | 30.9 |
| 2007 | 1,156 | 91.5     | 87.4 | (6.5)      | 29.8 | 15.4 | —    | 39.7       | (50.8)         | 44.5 |
| 2011 | 1,137 | 91.8     | 83.4 | (5.3)      | 24.4 | 15.5 | —    | 50.7       | (58.0)         | 54.9 |
| 2015 | 1,109 | 93.6     | 91.3 | (4.4)      | 29.8 | 16.0 | —    | 34.4       | (47.5)         | 40.8 |

注) 1955 年の自民党と社会党は、日本民主党と自由党、左右両派の社会党をそれぞれ同一政党とみなして示したものである。

この間の諸政党の選挙区対応の特徴は、以下のとおりである。

第一に、1959 年選挙で政党全体の選挙区対応が増加した。この選挙では、政党が公認候補を立てた選挙区数（「全政党」）の比率が 97.4%となり、前回 1955 年選挙の 92.4%から 5%p 上昇した。この 1959 年選挙では、選挙区数が前回より 104 増えて 1,130 区となっていることを考えると、やはり 55 年体制の成立によって成立した中央政治における保革の対決構造が、都道府県レベルにも浸透していることが窺える。また、政党全体の選挙区対応の上昇を牽引したのは自民党であり、前回の 1955 年選挙より 211 多い 1,048 の選挙区で候補者を立てた。これに対して社会党は、同選挙で前回より 72 多い 706 の選

選挙区で候補を立てたものの、増加率では 0.7%p の微増にとどまった。

第二に、多党化による影響は限定的であった。公明党は、選挙区対応を 1963 年選挙の 4.2%から 1975 年選挙の 18.5%にまで着実に増やし続けたのち、やや減少傾向に転じるが、その後も大きな変化は認められない。また、民社党は 1963 年選挙（18.0%）から減少傾向をみせるが、1975 年選挙までは 15%前後を推移していた。しかし共産党を除いた「非共産」の値をみると、1963 年選挙から 1979 年選挙にかけては、社会党単独より 1.5～3.3%p（平均 2.2%p）高い状況にとどまっており、この間、1975 年選挙を例外として明らかな減少傾向にあることが認められた。

第三に、1995 年選挙以降は全般的な退潮傾向がみられるなか、特に 1995 年選挙では自民党、1999 年選挙では非自民政党の減少が顕著である。しかし、こうした状況は 2007 年選挙以降、全体的に回復傾向に転じ、特にこの時期の民主党は、2007 年選挙では 1980 年代の社会党、2011 年選挙では 1970 年代の社会党の水準にまで対応選挙区の数を増やした。

以上のように、政党の選挙区対応の分析からは、2007 年選挙以降の民主党が 1970～80 年代の社会党に匹敵するほど、対応する選挙区数を増やしたことを除けば、前節の分析とほぼ同様の結果が得られた。

#### 第四節 政党間競争の有無と政党化

前節までの分析では、政党間競争において、55 年体制の成立と政界再編による影響が大きかったことが示唆されたが、多党化による影響はほとんど見当たらなかった。それは、都道府県議会議員選挙における政党間競争が非常に制限された形で行われ、その結果、政党間競争が事実上行われない選挙区が多数存在していることを示唆すると考えられる。

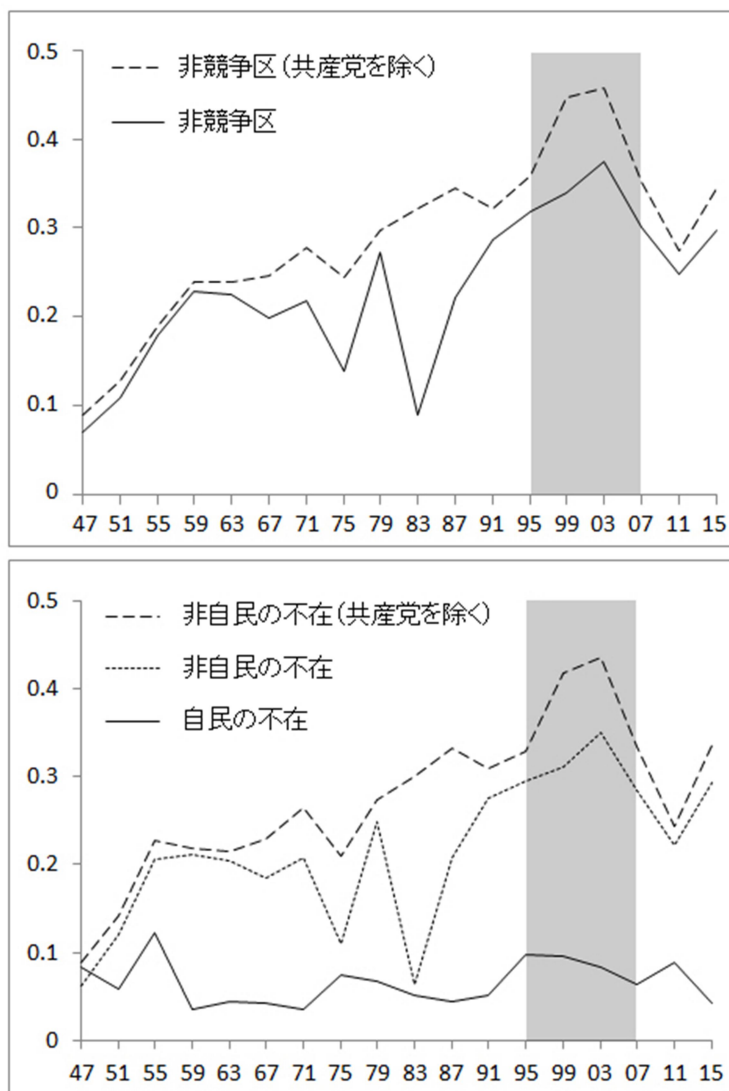
そこで、以下では政党間競争が事実上行われていない選挙区、すなわち同一選挙区内に政党が一つ以下である選挙区を「非競争区」として抽出し、その推移から読み取れる特徴を述べ、さらに政党間競争の有無が政党化に与える影響について検証を行う。

##### 1. 非競争区の推移

次に掲げる図 2-4 の上図は、非競争区が総定数に占める割合を選挙年別に示したものである。また同図の下図は、選挙区内に自民党候補が存在しない場合と、自民党以外の政党候補が存在しない場合に分け、それぞれに該当する選挙区の定数合計を総定数に占める

比率で示したものである。そして前節と同様に、いずれについても共産党を含むものと否とに分けて示した。

図 2-4 非競争区の推移：1947～2015 年



注) 図の縦軸は、総定数に占める割合を示す。1947 年は 32 都道府県 (岩手・秋田・栃木・千葉・石川・山梨・長野・愛知・三重・滋賀・京都・香川・長崎・宮崎の各府県を除く)、1951 年は 41 都道府県 (栃木・千葉・山梨・滋賀・長崎の各府県を除く)、55 年以降は全国を対象にしている。

この図からは、以下のような非競争区の推移の特徴が指摘できる。

第一に、非競争区の全体的推移は、多少の変動はみられるものの、2003 年選挙で減少に転じるまで総じて増加し続けている。たしかに 1959 年選挙以降、いったんは減少傾向に転じ、共産党を除いてみても増加傾向が鈍化しているように見えるが、これは前節の分

析結果と同様に、55年体制の成立による影響と考えられる。しかし、多党化の効果は、共産党の選挙区対応が特に多かった1975年選挙と1983年選挙を除けば、全体の傾向を変えるほど著しくないことが分かる。

第二に、1990年代の政界再編以降、非競争区が急増したのち、急増と急減を繰り返しているが、これは1999年以降の選挙で非自民政党の選挙区対応（表2-2を参照）の増減が顕著となったことによるものと考えられる。そして、こうした政界再編による影響ののち、2003年選挙を頂点として非競争区は減少傾向に転じるものの、近年再び増加傾向にあることが示されている。政界再編の前後の変化について、時期を区分して確認してみると、非競争区は1947年選挙から2015年選挙までの総定数対比で23.4%（11,461人）、選挙区数対比では40.1%（8,124区）であるが、時期を1995年選挙以降に限定すると、総定数対比で31.4%（5,314人）、選挙区数対比で52.2%（3,730区）となる。つまり政界再編以降、全選挙区の半数以上が政党間競争の存在しない選挙区となっているのである。

第三に、図2-4の上図と下図を比較すると分かるように、上図の「非競争区」のラインは、下図の「非自民の不在」のそれとほぼ一致している。これは都道府県議会選挙における政党間競争が、基本的に非自民政党の選挙区対応にかかっていたことを示すものと考えられる。そして、「非自民不在」は「非競争区」と同様に、2003年選挙で低下傾向に転じるまで、増減を繰り返しながらも全体的に増加傾向を示している。これに対して、「自民不在」は、1975年選挙と1995年選挙のように、いちど増加したのちに徐々に減少するというパターンを繰り返しながらも、長期的には穏やかな増加傾向を示している。

## 2. 都道府県議会議員の政党化における政党間競争の影響

これまで本章では、都道府県議会選挙における政党間競争が同議会の政党化にいかなる影響を与えてきたかについて、主要政党の得票均一度と選挙区対応、ならびに非競争区数のそれぞれの推移を比較する方法で分析を行った。その結果、政党間競争の強度は、ほとんどの場合において政党化と連動していることが示された。これらの結果を踏まえ、以下では、政党間競争の有無が無所属の割合に実際にどの程度影響していたのかについて、さらに分析を進める。

表2-3は、選挙区レベルにおいて政党間競争が行われている場合（競争区）と、そうでない場合（非競争区）とに分け、それぞれの無所属議員比率を示したものである。その結果、1947年選挙から2015年選挙までの全期間平均で、非競争区の無所属議員比率は36.97%となり、競争区13.96%の約2.65倍高いことが示された。分析期間を55年体



制期（1959～1991年）に限定してみると、非競争区での無所属比率は約31.73%で、競争区の9.44%の約3.36倍となった。

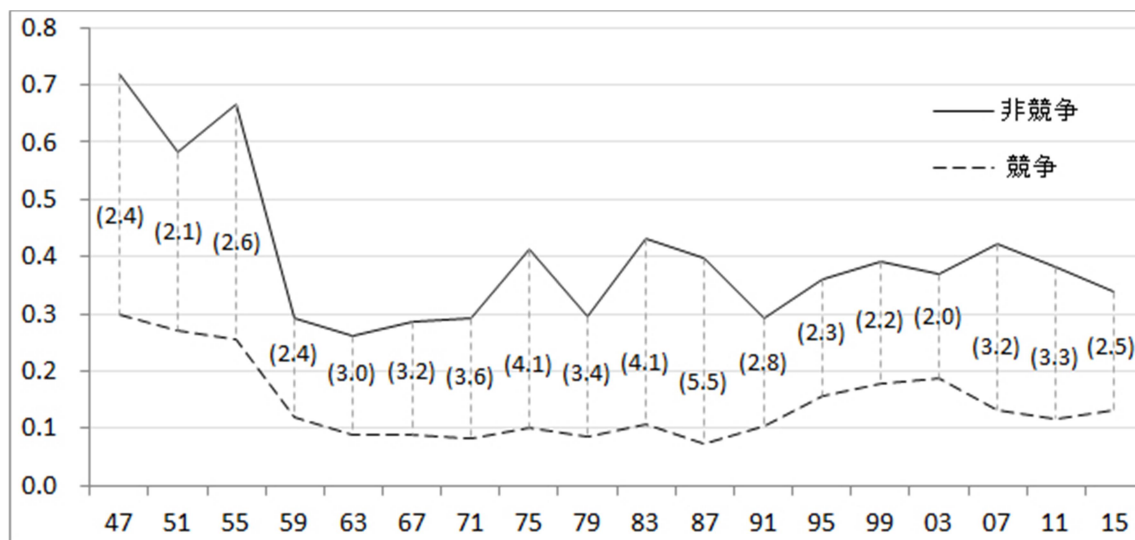
表2-3 政党間競争の有無と無所属比率：1947～2015年

| 競争区    |        |       |        | 非競争区  |        |       |        |
|--------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
| 選挙区数   | 定数合計   | 無所属   | 平均     | 選挙区数  | 定数合計   | 無所属   | 平均     |
| 12,128 | 37,559 | 5,245 | 13.96% | 8,124 | 11,461 | 4,237 | 36.97% |

注) 都道府県の内訳については図2-4の注を参照。

さらに、こうした競争区と非競争区間の平均差が、全ての分析期間において観察されるかどうかを確認するために、選挙年別にそれぞれの無所属比率を示したのが次の図2-5である。この図からは、1959年選挙と1995年選挙以降のように、国政レベルにおける政党間関係の変化によって、推移に多少の変動は生じるものの、非競争区における無所属比率は競争区よりも一貫して高い値を示していることが分かる。これらの結果から、選挙区レベルの政党間競争が都道府県議会議員の政党化に影響を与えるという本論文の仮説は、ほぼ裏付けられたと考えてよいであろう。

図2-5 政党間競争の有無と無所属比率の推移：1947～2015年



注) 括弧内の数字は、競争区における非競争区の倍を表す。都道府県の内訳については図2-4の注を参照。

## 第五節 小括

本章では、都道府県議会選挙における政党間競争が、同議会議員の政党化を促す主たる要因であるとの仮説のもと、政党間競争を表す得票率の均一度と選挙区対応のカヴァレッジ、および政党間競争が限定された「非競争区」に着目し、1947年から2015年にかけて実施された都道府県議会議員選挙の選挙データを使って分析を行った。

得票均一度と選挙区対応の分析からは、いずれも55年体制の成立による政党間競争の激化と、政界再編による政党間競争の弛緩が示唆された。これは都道府県議会議員の無所属比率の推移と一致する結果である。そして、政党間競争の有無による無所属比率の比較分析からは、政党間競争が行われていない選挙区の無所属比率（全期間平均で約36.97%）が、政党間競争が行われている選挙区（同13.96%）よりも一貫して高い値を示していることが確認された。これらは、いずれも本論文の仮説を支持するものであると考える。

他方で、政党間競争に対する多党化の影響はほとんど認められなかった。その背景には、多党化が都市部を中心に展開されていたことがあるが、それはまた、都道府県議会議員選挙における政党間競争が非常に限定されたかたちで行われてきたことを意味するものであると考えられる。

以上のように、都道府県議会議員の政党化が、政党間競争の態様によって規定されるとするならば、次の課題は、政党間競争に影響を及ぼす要因を明らかにすることであろう。これについては、次章で検討する。

### 第三章 選挙区レベルにおける政党間競争の規定要因

本章の目的は、都道府県議会議員選挙の選挙区レベルにおける政党間競争を規定する要因として選挙区規模と都市化にふたつを取り上げ、その規定力を検証することにある。前章では、1960年代以降の多党化の進行は、都道府県議会議員選挙においては必ずしも政党間の競争性を強めず、選挙区レベルにおいては、むしろ革新・中道系または非自民政党の選挙区対応が減少傾向にあることが確認された。こうした政党間関係の形成と変化は、第一章で論じたように、都市部と農村部とで異なる社会経済的要因が政党の支持基盤として機能し、また選挙区構成や議席配分方式など、制度的要因が政党の選挙戦略や有権者の投票行動を制約する要因として作用したと考えることで一定程度説明できる。本章では、選挙区構成と都市化がいかに変化してきたのかを明らかにし、そのうえで、政党はそうした選挙区特性にどう対応してきたのかについて考察する。

#### 第一節 本章の課題

政党の選挙区特性への対応の様態を検討するには、まずは選挙区特性がいかに変化してきたのかを確認する必要がある。しかし、日本の地方選挙における都市化を選挙区特性として扱った研究は極めて少なく、選挙区構成の特徴に関する先行研究も目下のところ見当たらないのが現状である。そのため、まず本節では、都道府県議会議員選挙における選挙区構成を分析する方法と、選挙区の都市化度を表す指標の調査およびその適用方法をそれぞれ検討し、そのうえで本章の検討課題をまとめる。

#### 1. 選挙区構成の特徴と変遷

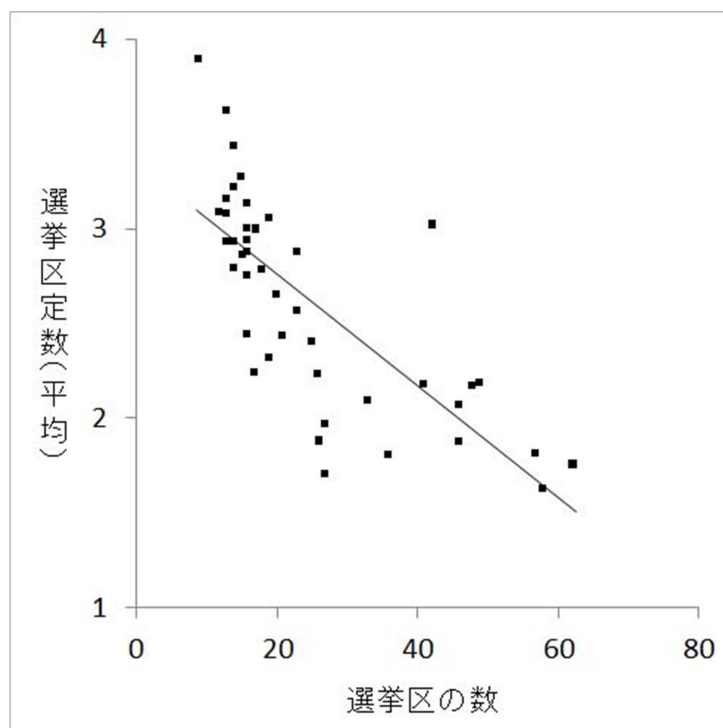
選挙区構成の特徴とその変遷を論じるうえで特に重要なのは、選挙区構成を表す要素として何を選び、そしてその変遷過程はいかに説明できるか、またその変遷過程の分岐点はどこに見出せるのかである。選挙区構成を表す要素としては、選挙区定数と議席数（定数合計）、選挙区の数、選挙区定数の標準偏差などが挙げられるが、なかで最も一般的に用いられるのは、選挙区定数と選挙区の数である。選挙区定数については第一章で検討したとおりであるので、ここでは選挙区数について論じておきたい。

まず、選挙区の数と政党システムとの関係から、選挙区の数が多くなるほど、すべての選挙区で同一の政党が候補者を擁立することが難しくなる（曾我 2011：130）可能性

を考慮する必要がある。特に、政党間競争を規定する要因として選挙区構成に着目し、その特徴と変遷を分析しようとする本論文の立場からすると、選挙区の数とその変化は重要な観察点となる。また、選挙区の数と選挙区定数との関係において、選挙区の数は選挙区定数と連動していることを考慮する必要がある。これについて実際のデータから確認しておこう。

下の図3-1は、47都道府県（2013年9月1日現在）において選挙区の数（横軸）と選挙区定数の平均（縦軸）を散布図にプロットしたものである。同図が示すように、選挙区数と選挙区定数（平均）とのあいだには強い負の相関関係があり（ $r = -.757$ 、 $p < .01$ ）、選挙区数が多いほど、一つの選挙区の定数が小さくなる傾向にあることが確認できる。選挙区の数と選挙区定数のあいだの相関性は、選挙区構成の変遷、とりわけ行政区域の再編や人口移動などにより選挙区の分区や合区が行われるさいに、その解釈において留意すべき点となる。

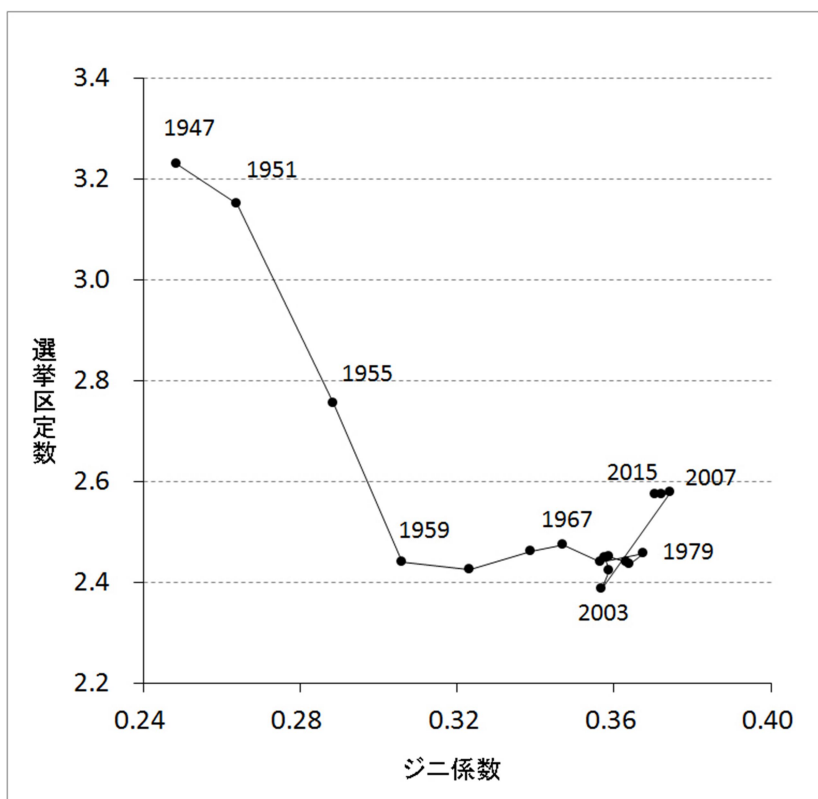
図3-1 47都道府県の選挙区構成：2013年9月1日現在



次に、選挙区構成の変遷を考察するうえでの時期区分については、「ジニ係数」を用いて選挙区ごとの定数配分の不均一さを測定し、その変動幅から変化のきっかけを見出すこととした。以下に掲げる図3-2は、41都道府県（栃木・石川・山梨・滋賀・長崎・沖縄

の各県を除く)を対象にして、都道府県ごとの選挙区定数の分布から求められたジニ係数の平均(横軸)と、都道府県ごとの定数平均の平均(縦軸)をそれぞれプロットしたものである。

図3-2 ジニ係数にみる選挙区構成の変化



この図の軌跡をみると分かるように、選挙区構成は三つの時期に大きく変化している。選挙区構成に変化をもたらした要因については後述するが、各時期は、①選挙区定数の平均が減少しながら定数配分のバラツキが大きくなった「昭和の大合併期」(1951~1959年)、②定数配分のバラツキだけが大きくなった「高度経済成長に伴う都市部への人口集中期」(1961~1979年)、③選挙区定数の平均と定数配分のバラツキがともに増加した「平成の大合併期」(2003~2007年)に分けられる。

## 2. 都市化の指標

本論文では、選挙区の都市化度を表す指標として、DID (Densely Inhabited District、人口集中地区)人口比率(DID人口/総人口)を用いる。DID人口比率は、「昭和の大合併」により、市部の区域内に農漁村的性格の強い地域が広範囲に含まれるようになったた

め、市部が統計上、「都市的地域」としての特質を必ずしも明瞭に表さなくなったことを受けて考案されたものであり、国勢調査の調査区のうち、原則として人口密度の高い調査区（約 4,000 人以上/㎢）が市区町村内で互いに隣接し、それが人口 5,000 人以上の地域を構成している場合に、これらの調査区の集まりのことを指す（総務省統計局 2016 : i）。

本論文では、選挙区ごとの DID 人口比率は、各選挙区を構成する行政区域（市区町村の内訳）に、それぞれ該当する国勢調査の市区町村別 DID 人口および総人口を組み合わせ求めてきた。しかし、データを組み合わせるにあたっては、国勢調査と都道府県選挙とのあいだで実施間隔が異なるという問題があるため、原則として、①1959 年から 2015 年まで 4 年おき 15 時点の選挙結果に、1960 年から 2015 年まで 5 年おき 12 時点の国勢調査結果を適用するさいに、20 年ごとに 1 回重複することとし、②それぞれ近接する時点を採用基準年度とした。ただし、③選挙施行年度の調整により、行政区域の変更時期において相互の資料にズレが生じ、市区町村別 DID 人口を確認することが困難である場合には、該当市区町村の DID 人口が確認できる国勢調査結果を参照することにした。次に掲げる表 3-1 はこうした基準に即して調整を行ったうえで、それぞれの適用年度を示したものである。

表 3-1 国政調査年度と都道府県別適用年度の一覧

| 国勢調査年度 | 60 | 65 | 70 | 75 | 80 | 85 | 90 | 95 | 00 | 05 | 10 | 15 |    |    |    |
|--------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| A      | 59 | 63 | 67 | 71 | 75 | 79 | 83 | 87 | 91 | 95 | 99 | 03 | 07 | 11 | 15 |
| B      | 59 | 63 | 67 | 71 | 75 | 79 | 83 | 87 | 91 | 95 | 99 | 03 | 07 | 11 | 15 |
| 茨城県    | 59 | 63 | 67 | 70 | 74 | 78 | 82 | 86 | 90 | 94 | 98 | 02 | 06 | 10 | 14 |
| 埼玉県    | 59 | 63 | 67 | 71 | 75 | 79 | 83 | 87 | 91 | 95 | 99 | 03 | 07 | 11 | 15 |
| C      | 59 | 63 | 67 | 71 | 75 | 79 | 83 | 87 | 91 | 95 | 99 | 03 | 07 | 11 | 15 |
| 東京都    | 59 | 63 | 65 | 69 | 73 | 77 | 81 | 85 | 89 | 93 | 97 | 01 | 05 | 09 | 13 |
| D      | 59 | 63 | 67 | 71 | 75 | 79 | 83 | 87 | 91 | 95 | 99 | 03 | 07 | 11 | 15 |
| 大分県    | 59 | 63 | 67 | 71 | 75 | 79 | 83 | 87 | 91 | 95 | 99 | 03 | 07 | 11 | 15 |
| 沖縄県    | —  | —  | —  | 72 | 76 | 80 | 84 | 88 | 92 | 96 | 00 | 04 | 08 | 12 | 16 |
| 選挙基準年度 | 59 | 63 | 67 | 71 | 75 | 79 | 83 | 87 | 91 | 95 | 99 | 03 | 07 | 11 | 15 |

注) 地域 A は 10 道県（北海・青森・岩手・宮城・山形・福島・群馬・神奈川・福井・福岡）、地域 B は 26 府県（秋田・栃木・新潟・富山・石川・山梨・長野・愛知・三重・滋賀・京都・兵庫・奈良・鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・愛媛・高知・佐賀・長崎・熊本・鹿児島・宮崎）、地域 C は 4 府県（千葉・大阪・和歌山・香川）、地域 D は 2 県（岐阜・静岡）である。

### 3. 研究課題

以上の分析方法に基づいて、本章では次のような課題に取り組む。

第一に、選挙区構成はいかなる特徴を持ち、それはどのように変化してきたのか、そして政党はそれに対していかに対応してきたのかを分析する。そのさいに注目したいのは、制約要因としての選挙制度、とりわけ選挙区定数である。M+1 法則における「均衡の強度」によると、選挙区定数が小さくなるほど、当選可能性が観測しやすくなるため（あるいは、戦略投票に必要な情報が十分に確保できるため）、当選の見込みのない候補（政党）は立候補（や立候補者の擁立）を断念する傾向にあることが予想される。

第二に、選挙区における都市化はどのように変化してきたのか、そしてそれは政党の対応にいかなる影響を及ぼしてきたのかを考察する。投票方向の地域的特性に関する研究で明らかにされているように、都市部か農村部かという地域的特性は、政党間競争の様相に大きく影響しており、都道府県議会選挙においては、とりわけ都市型政党にとって選挙区対応を規定する重要な要因になったものと考えられる。

このようにして、選挙区構成と都市化による影響を把握することができれば、次なる課題は、政党の対応傾向が選挙区における政党間競争にもたらした結果を検討することとなる。そこで前章と同様に非競争区をとりあげ、上記の諸要因がそれに与えた影響を検証する。

## 第二節 選挙区構成の変化と政党の対応

都道府県議会議員選挙における議員定数は、1999 年に法定定数制度が廃止されるまで、地方自治法制定時の総定数、すなわち 40~120（ただし東京都は 1969 年に上限 130 に修正）に定められていた<sup>31</sup>。また選挙区の区域は、2013 年に公職選挙法が改正されるまで、「郡市の区域（政令市は区）」を単位として行うこととされてきた<sup>32</sup>。本節では、こうした規定のもと、都道府県議会選挙における選挙区構成が辿ってきた変遷とその特徴を明ら

<sup>31</sup> 地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 90 条。「都道府県の議会の議員の定数は、人口 70 万未満の都道府県にあっては 40 人とし、人口 70 万以上 100 万未満の都道府県にあっては人口 5 万、人口 100 万以上の都道府県にあっては人口 7 万を加えるごとに各議員 1 人を増し 120 人を以て上限とする」

<sup>32</sup> 2013 年 11 月に、明治以来都道府県議会議員の選挙区の区画の基準単位とされてきた「郡市の区域」を改め、郡の区域に拘らず、市町村を単位として各都道府県が条例で定めることができるようにし、人口の大きい指定都市の区域は 2 以上の区域に分けた区域を選挙区の単位とすることができるようにする「公職選挙法の一部を改正する法律案」が衆議院において議員提案され、同年 12 月 4 日に成立し、12 月 11 日に平成 25 年法律第 93 号として公布された（市村 2014）。

かにし、それが政党の選挙区対応に与えた影響を分析する。

## 1. 市町村合併による選挙区構成の変化

前節の図 3-2 から読み取った三つの時期区分のうち、選挙区構成の変動幅が最も大きかったのは 1950 年代であった。そのきっかけとなったのは、1953 年の「町村合併促進法」と 1956 年の「新市町村建設促進法」の施行に伴う「昭和の大合併」である。それにより、41 都道府県（栃木・石川・山梨・滋賀・長崎の 5 県を除く）の平均定数は 3.2 から 2.4 へ、また選挙区定数の不均一さを示すジニ係数は 0.264 から 0.306 へと、それぞれ大きく変化した。

「昭和の大合併」は、1950 年代を通じて実施された中央政府による町村合併促進政策であり、国と都道府県の積極的な関与のもと、人口 8 千人未満の町村を対象に合併が強力に進められた（市川 2015）。1888 年から 1889 年にわたって行われた「明治の大合併」以来、二度目となるこの大規模な市町村合併は、日本の行政区域を合併前（1953 年 10 月）の 285 市 9,895 町村から、合併後（1961 年 6 月）の 556 市（95.1%増）2,916 町村（70.5%減）へと、大きく変化させた（総務省 2010：1）。そしてこうした大規模な市町村の合併は、当然ながら選挙区構成にも大きな変化をもたらしたが、なかでも特筆すべきは、農漁村的性格の強い小規模な市部を急増させた点である。すでに述べたように、都道府県議会選の選挙区は、基本的に郡市の区域を単位としており、そのため、新たに市制を施行した地域が公職選挙法上の「強制合区」の対象にならないか、それとも「任意合区」として条例に定められないかぎり、多くの選挙区（おもに 1 人区）が新設されるか、あるいは分割されることになったのである<sup>33</sup>。

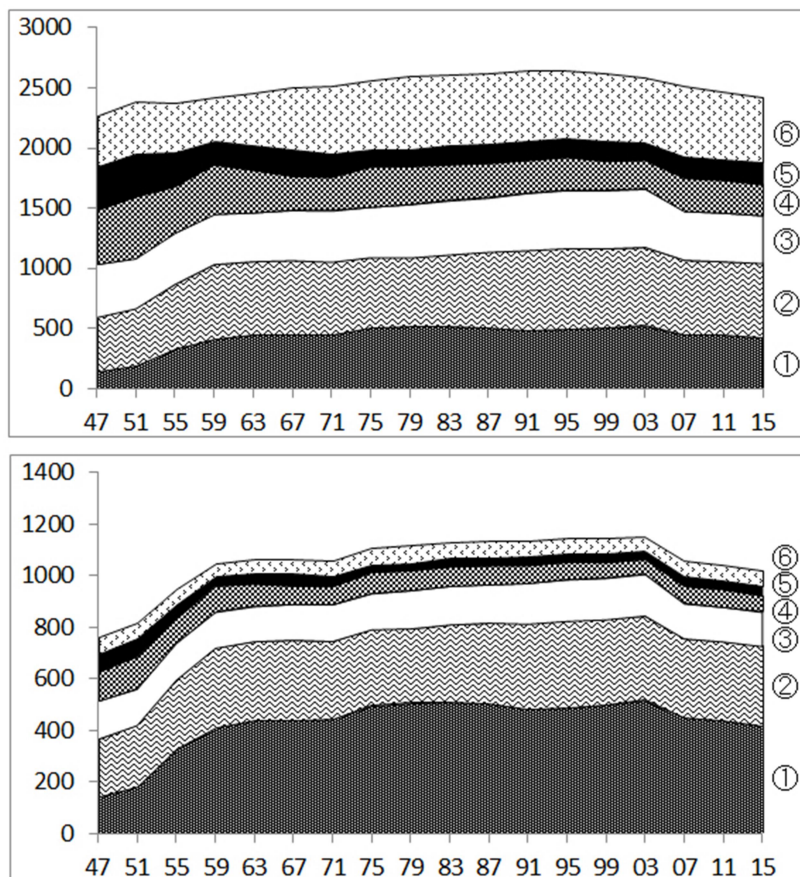
次に掲げる図 3-3 は、こうした選挙区構成の変化を総定数と選挙区数の推移で示したものであるが、ここからは、「昭和の大合併」の時期に当たる 1951 年選挙から 1959 年選挙にかけて、特に変化が激しいことが分かる。41 都道府県のデータではあるが、合併がほぼ完了した 1959 年選挙時での 1 人区の数 406 は、1951 年選挙の 1 人区の数 171 の約 2.4 倍に相当する。また、一部の町村が合併後市制を施行したが、まだ郡部として残る既存の選挙区は、その多くが分区に伴う定数削減の対象となるか、もしくは消滅することとなり、その結果、定数 3 以上の選挙区が全選挙区数に占める割合は、1951 年選挙の 48.8

<sup>33</sup>（強制合区）「郡市の地域の人口が議員一人当たりの人口の半数に達しないときは、条例で隣接する郡市の区域と合区しなければならない」（公職選挙法第 15 条第 2 項）。（任意合区）「郡市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上で議員一人当たりの人口に達しないときは、条例で隣接する郡市の区域と合区することができる」（同法第 15 条第 3 項）。ただし、平成 25 年法律第 93 号により一部改正。



%から 1959 年選挙の 31.4%へと大幅に減少することとなった。

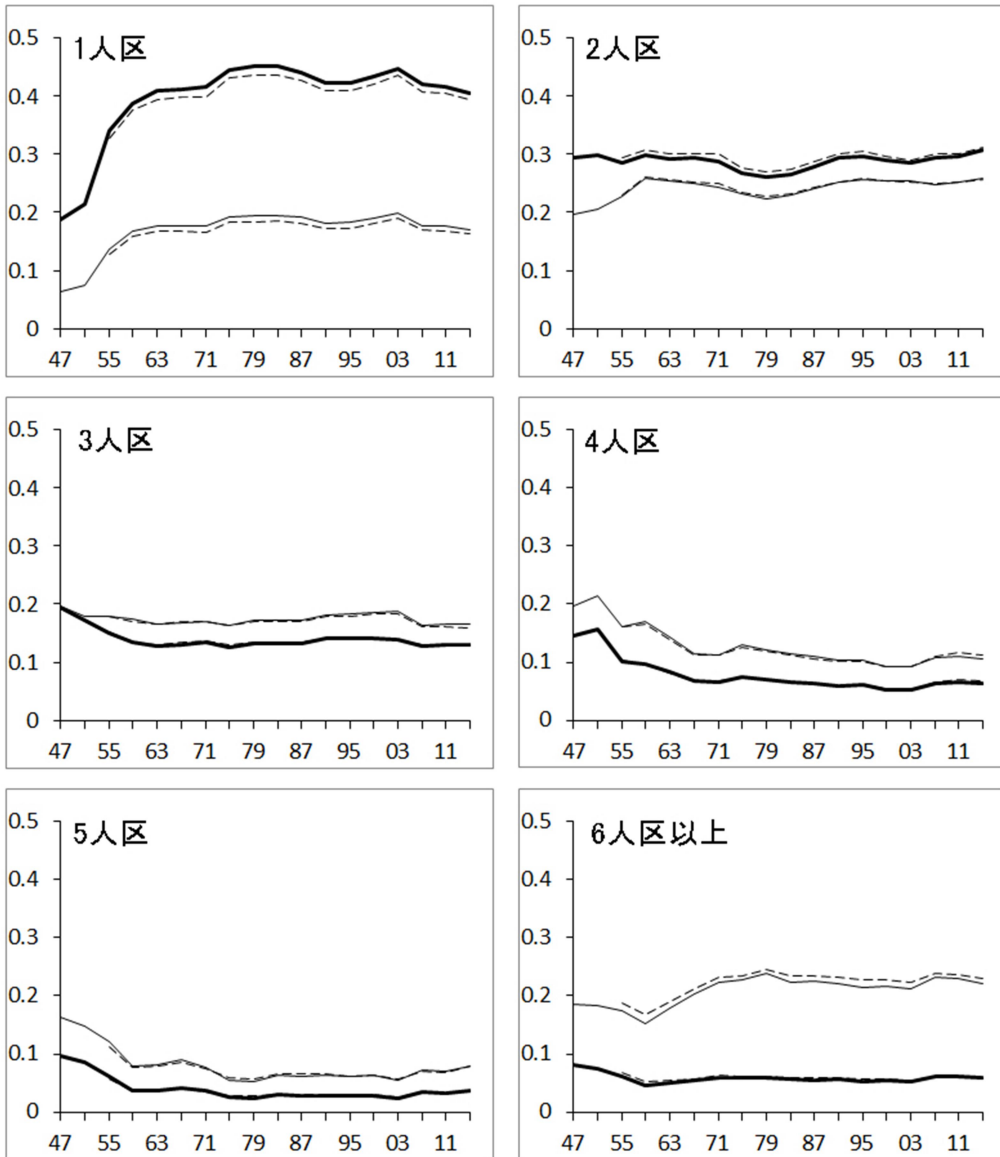
図 3-3 選挙区構成の変化（上：総定数、下：選挙区の数）



注) 図は、41 都道府県（栃木・石川・山梨・滋賀・長崎の各県を除く）を対象にしたものである。

「昭和の大合併」による選挙区構成の変化を定数別にみると、図 3-4 に示すようになる。1951 年から 1959 年にかけて 1 人区と 2 人区は、それぞれ 231 区と 69 区が増加し、それに対して、3 人区以上では、3 人区で 1 区、4 人区で 25 区、5 人区で 32 区、6 人区以上で 12 区が、それぞれ減少した。

図 3-4 選挙区定数別割合の推移



注) 図中の実線は、41 都道府県（栃木・石川・山梨・滋賀・長崎・沖縄の各県を除く）のデータをもとにして作成したものであり、太い実線は選挙区数、実線は定数合計に占める割合を示す。なお、それぞれの実線に隣接する点線は、1955 年から 1967 年までは沖縄県を除いた 46 都道府県、1971 年以降は 47 都道府県をもとにしたものである。

一方、比較的近年に行われた「平成の大合併」は、法制度に基づく国と都道府県の積極的な関与により推進されたという点においては<sup>34</sup>「昭和の大合併」と同様であるが、

<sup>34</sup> 平成の大合併は、「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」に基づき、1999 年から 2005 年までは合併特例債や合併算定替の大幅な延長といった手厚い財政支援措置により、また、その後は「市町村の合併の特例などに関する法律（合併新法）」に基づいて推進された。

「昭和の大合併」が戦後の地方自治、特に市町村の役割を強化する必要から、中学校 1 校を効率的に設置管理していくため、人口規模 8 千人を標準として進められたのに対して、「平成の大合併」は、人口減少・少子高齢化が進展し、国・地方を通じた深刻な財政状況下において、複雑・多様化する住民サービスを提供しなければならないなどといった、市町村を取り巻くあらたな諸課題の登場を背景として、基礎自治体である市町村の規模・能力の充実、行財政基盤の強化が求められ、町村部を中心とした合併や編入によって行政区域の広域化が急速に進められたものである（総務省 2010：1-3）<sup>35</sup>。

このような背景のもとに、「平成の大合併」は 21 の合併新市がそれぞれ 6 政令市、8 中核市、7 特例市へと移行するなど、広域化をその特徴としつつ、合併前（1999 年 4 月）の 671 市 2,558 町村から、合併後（2010 年 3 月）の 786 市 944 町村へと、市が 17.1% 増加し、町村が 63.1% 減少した。特に全合併件数の 84.3%（540 件）が集中した 2004 年から 2005 年を中心にして、その前後（2003 年選挙～2007 年選挙）の選挙区構成の変化をみると、1～3 人区は、それぞれ 13.8%（71 区）、5.5%（18 区）、15.5%（25 区）減少し、それに対して、4 人から 6 人以上の選挙区では、それぞれ 13.3%（8 区）、28.6%（8 区）、6.7%（4 区）増加した（いずれも 41 都道府県基準）<sup>36</sup>。

このように、戦後二度にわたって推進された大規模な市町村の合併施策は、都道府県議会選挙の選挙区構成にも大きな影響を与えた。しかし他方において、合併の規模や目的、方向性などにおける相違により、「昭和の大合併」は 1～2 人区の増加と、3 人区以上の減少をもたらしたのに対し、「平成の大合併」では 1～3 人区が減少し、4 人区以上が増加する結果となった。

## 2. 高度経済成長に伴う都市部への人口集中

都道府県議会議員選挙における選挙区構成の変化は、「昭和の大合併」が一段落したあとも続いたが、それは高度経済成長に伴う都市部への人口集中によるものであった。そして都市への人口集中は、都市部を区域とする選挙区の定数増加をもたらす一方、都市部の定数増加は、議員定数を制限する法定定数制度とあいまって、農村部の定数削減につなが

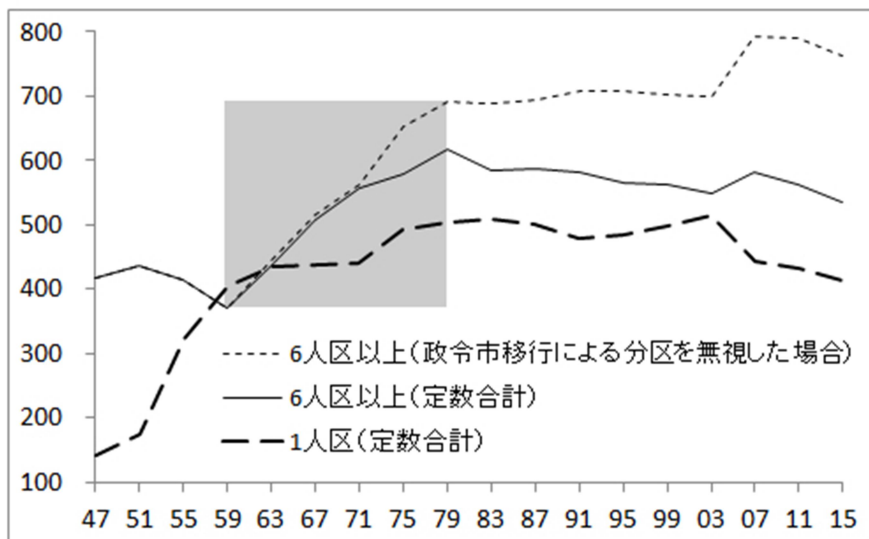
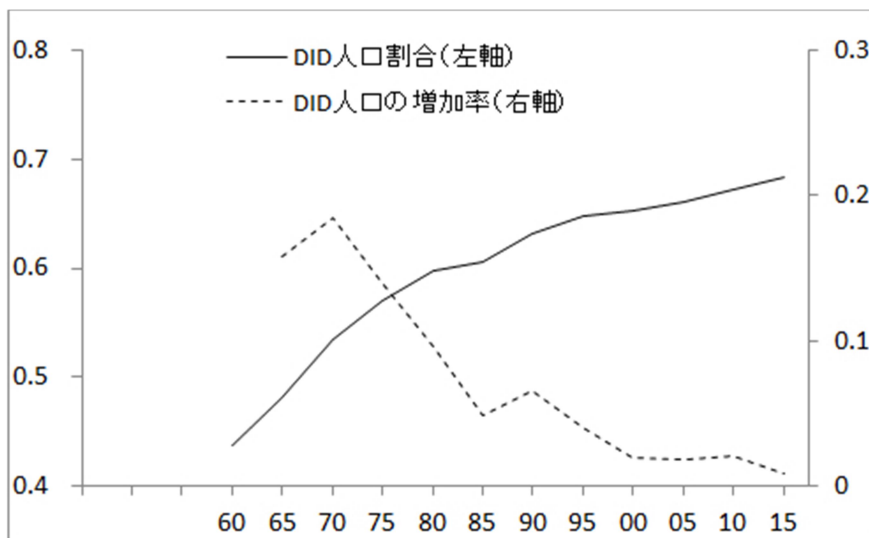
---

<sup>35</sup> 2004～2005 年に合併件数が集中するようになったのは、当時の「三位一体改革」による地方交付税の削減（2006 年までの 3 年間で約 5 兆円程度抑制）という地方財政への危機感と、合併特例債による財政措置の期限が 2005 年度に迫っていたなどが相まった結果と考えられる（総務省 2010：4）。

<sup>36</sup> 47 都道府県基準では、2003 年から 2007 年選挙にかけて、定数 1～3 人の選挙区は、それぞれ 13.9%（76 区）、4.1%（15 区）、14.3%（25 区）減少し、それに対して定数 4 から 6 人以上は、それぞれ 14.9%（10 区）、18.2%（6 区）、2.9%（2 区）増加した。

り、その結果、規模の大きな選挙区の定数増と、1人区の数増加をもたらした。この点は、さきに掲げた図3-2に示されたように、1959年選挙から1979年選挙にかけての平均定数の変動幅が最大でも0.059人(2.6%増)に過ぎなかったのに対して、ジニ係数は0.306から0.368へと20.3%増加したことからもうかがえる。そして、これをさらに具体的にみると、次に掲げる図3-5のようになる。

図3-5 都市部への人口集中と選挙区構成の変化



注) 上図は、(総務省統計局 2016: 2-3) より、下図は 41 都道府県(栃木・石川・山梨・滋賀・長崎・沖縄の各県を除く)のデータをもとに筆者作成。なお、下図の網掛けの部分、都市部への人口集中期(1959~79年)を示す。下図の6人区以上の点線には、東京都区部と旧特別市を含めない。

この図 3-5 の上図は、総人口に占める DID（人口集中地区）人口の割合（左軸）と、DID 人口の増加率（右軸）を示したものである。DID 人口の増加率の推移から分かるように、都市部への人口集中傾向は、高度経済成長が終焉を迎えた 1970 年代においても続き、1980 年においても 9.6%と高い増加率を維持していた。この時期の選挙区構成は、同図の下図の網掛け部分に示されるとおり、定数 6 人以上の選挙区に配分される定数と、1 人区がともに増加する結果となった<sup>37</sup>。

しかし他方で、都市部への人口集中という長期的な都市化傾向は、必ずしも選挙区の規模を増大させず、大都市化が進み、政令指定都市（以下、政令市）へと移行するようになると、それまで一つであった選挙区が細分化されるようになる。これは、地方自治法上の「大都市に関する特例」（同法第 2 編第 12 章第 1 節）および公職選挙法上の「指定都市の区および総合区に対するこの法律の適用」（同法第 269 条）に関する規定により、政令市の行政区が選挙区の区域としては市とみなされることによるものである。図 3-5（下図）の 6 人区以上の点線は、特別区および旧特別市を除き<sup>38</sup>、1956 年の地方自治法改正以来、政令市へ移行した 15 市を対象に、政令市移行による分区が行われない場合を仮定して示したものである<sup>39</sup>。

政令市に指定される基準は、地方自治法第 252 条の 19 第 1 項に「人口 50 万人以上の市」と定められているが、実際には、人口が 100 万人程度で人口密度が高く、第二次産業および第三次産業の就業人口比率が高いことなどが具体的な指標とされている<sup>40</sup>。このように都市化が高度に進み、都市部への人口集中が一定の水準を超えるようになると、そ

<sup>37</sup> 1959 から 1979 年にわたる選挙区定数別定数合計の増減率（41 都道府県基準）は、1 人区 24.1%（98 人）増、2 人区 7.1%（44 人）減、3 人区 5.7%（24 人）増、4 人区 22.5%（92 人）減、5 人区 28.9%（55 人）減、6 人区以上 66.8%（247 人）増である。

<sup>38</sup> 昭和 22 年の「地方自治法」第 264 条、第 265 条、第 281 条の 1 項により、東京都区部が特別区に、また京都・大阪・神戸・横浜・名古屋が特別市となり、さらに昭和 31 年の地方自治法改正により、この 5 特別市は政令市となった。東京都区部と特別市の所属選挙区に関する規定においては、第 1 回統一地方選（昭和 22 年）では、同法第 279 条および 283 条により、第 2 回と第 3 回統一地方選（昭和 26 年と昭和 30 年）では、昭和 25 年の「公職選挙法」第 265 条の 1 項および第 266 条により、特別区と特別市の行政区を市とみなしたうえで行われた。

<sup>39</sup> 1956 年の地方自治法改正以降、政令市へ移行した都市（選挙年基準）は、北九州市（1963 年）、札幌市・川崎市・福岡市（1975 年）、広島市（1983 年）、仙台市（1991 年）、千葉市（1995 年）、さいたま市（2003 年）、静岡市・堺市・新潟市・浜松市（2007 年）、岡山市・相模原市（2011 年）、熊本市（2015 年）である。

<sup>40</sup> そのほかにも、大都市の経営に対応できる行政能力および財政力が備わっていること、行政・経済・文化などの都市機能が充実していること、行政区を設置し、区の事務を処理する体制が整っていること、固定資産税課税標準額が既存の政令市と比較してへだたりがないこと、政令市になることについて県と市の意見が一致していることなどが求められる（大都市制度史編さん委員会 1984：809）。

れまで一つであった選挙区は定数 2～5 程度の複数の選挙区に分割される。1979 年選挙を境に 6 人区以上の定数合計が減少に転じたこと背景には、こうした事情が存在するのである。

### 3. 選挙区構成の変化と政党の対応

これまでにみてきたように、都道府県議会選挙の選挙区構成は地方自治法や公職選挙法などの関連法律に基づく条例によって規定され、行政区域の再編や人口移動に連動するかたちで変化してきた。以下では、こうした選挙区構成の変化が政党の選挙区対応に及ぼした影響を考察するために、選挙区規模ごとの政党別立候補状況を確認する。政党の選挙区対応に関しては、前章と同様であるが、政党の選挙区対応の傾向をさらに明らかにするために、政党の選挙区対応を選挙区定数ごとに細分化して示す。

なお、自民党の結成と社会党の統一に先立つ時期の党派は、分析の便宜上、民主党と日本自由党（1947 年選挙）、国民民主党と自由党（1951 年選挙）、日本民主党と自由党（1955 年選挙）を同一政党（自民党）とみなし、左右両派の社会党についても同一の政党（社会党）として扱う。

次に掲げる図 3-6 は、主要政党における選挙区対応を選挙区規模ごとに示したものである。選挙区の定数は丸数字で示したが、6 人以上は「6 人区」にまとめてある。

図 3-6 選挙区定数別主要党派の選挙区対応

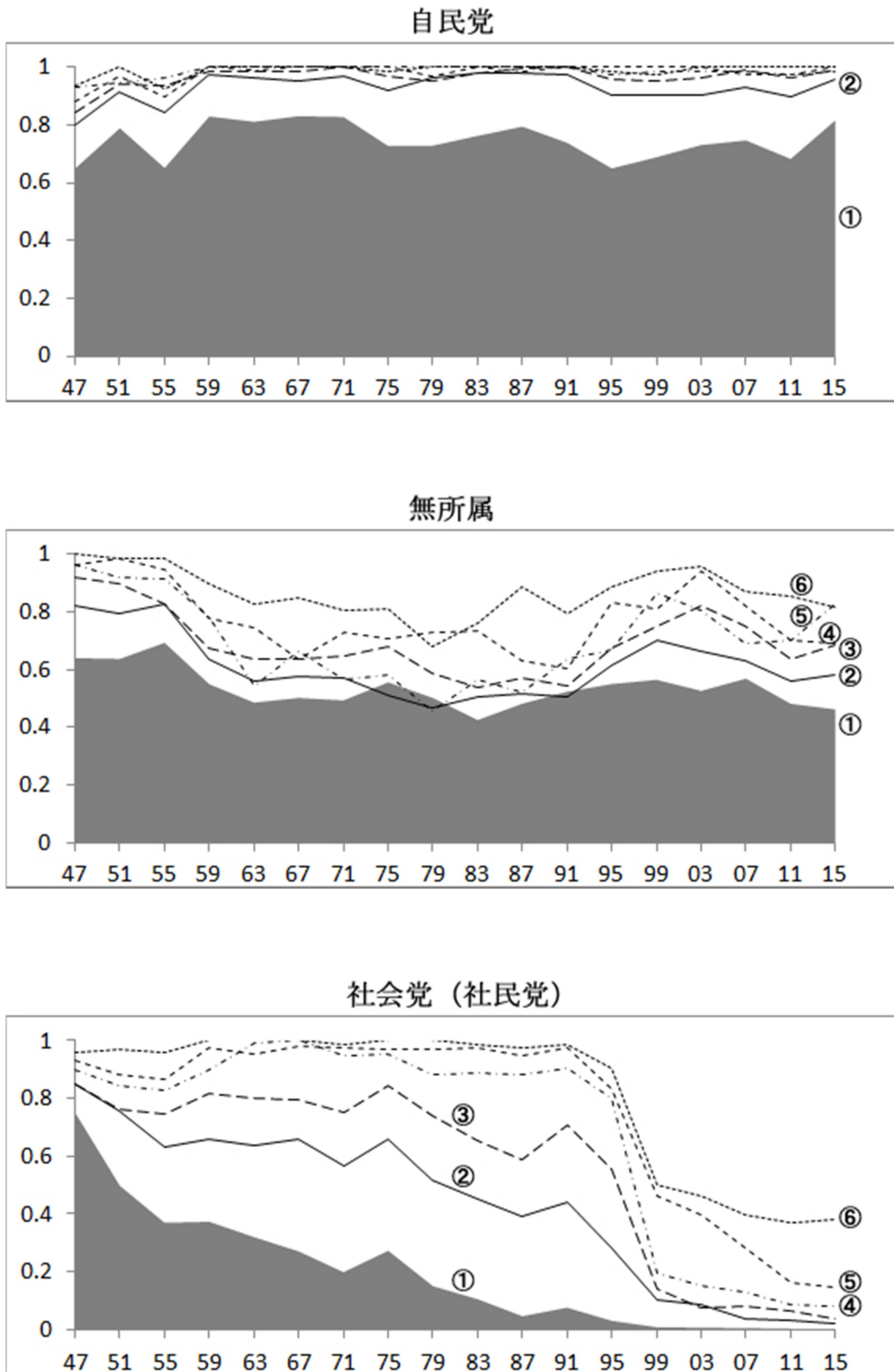
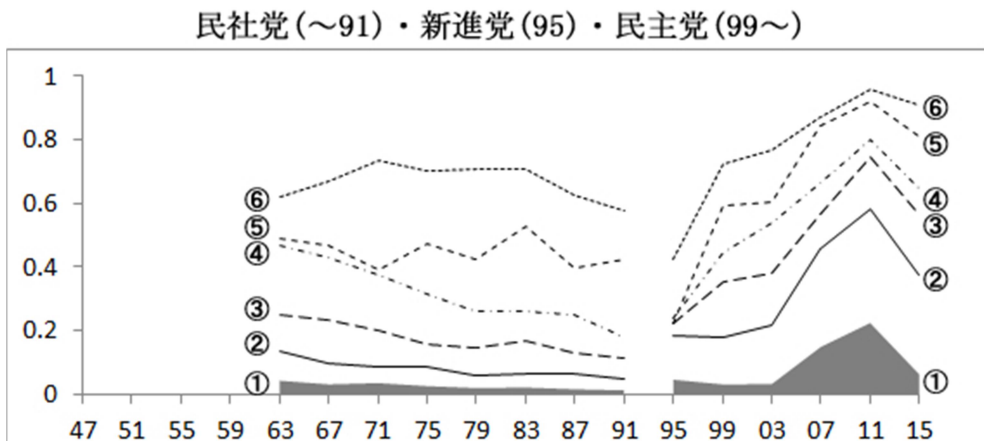
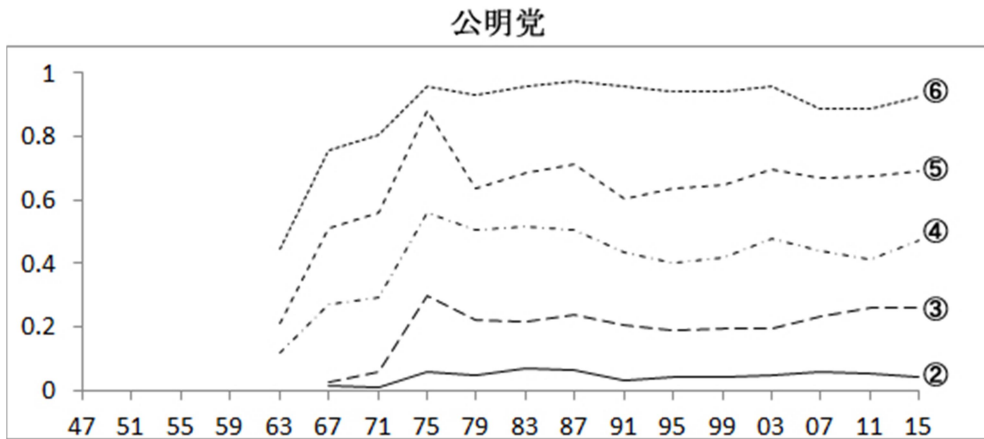
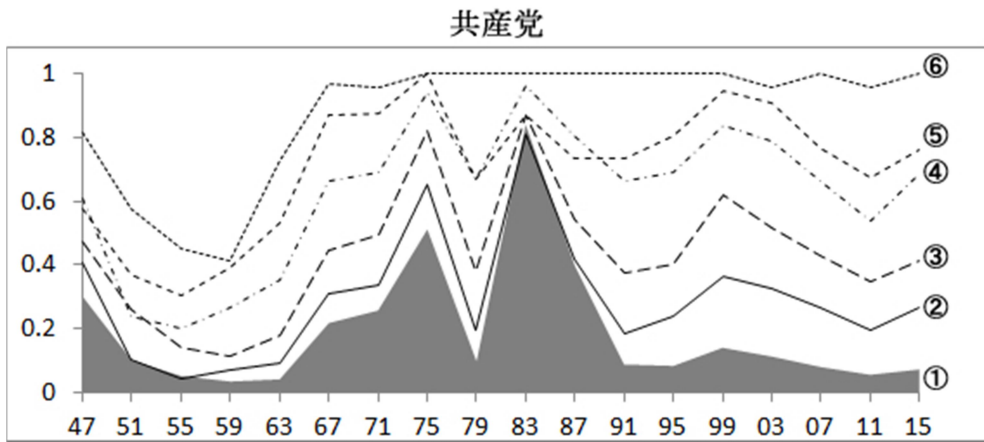


図 3-6 選挙区定数別主要党派の選挙区対応 (続)



注) 図中の 1947 年は 32 都道府県 (岩手・秋田・栃木・千葉・石川・山梨・長野・愛知・三重・滋賀・京都・香川・長崎・宮崎の各府県を除く)、1951 年は 41 都道府県 (栃木・千葉・山梨・滋賀・長崎の各県を除く)、1955 年以降は全国を対象にしたものである。



この図 3-6 から読み取れるのは、(1) 政党の選挙区対応は選挙区規模に連動しており、こうした傾向は非自民政党で顕著であったこと、そして (2) 社会党の選挙区対応は 1 人区で持続的な低下傾向を示していたことの二点である。(1) の結果は、選挙区規模が小さいほど、支持基盤が脆弱な非自民政党が候補者の擁立を断念する可能性が高まる、という本論文の予測と一致するものである。そして、(1) の結果が選挙区規模と政党の選挙区対応との関係を表しているのに対し、(2) の結果は、「昭和の大合併」が進められる時期と重なっていることから、選挙区構成の変化に関連しているものと推測される。(2) の結果については、次に掲げる表 3-2 からも確認できる。この表 3-2 は、主要政党の候補者数および選挙区対応（括弧内数字）を選挙区定数ごとに示したものであり、1959 年選挙以前の政党は、前掲の図 3-6 と同様に扱った。

表 3-2 主要政党の選挙区定数別候補者数および選挙区対応

| 党派           | 定数     | 1947        | 1951        | 1955        | 1959         | 1963          | 1967          | 1971          | 1975          | 1979          |           |
|--------------|--------|-------------|-------------|-------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------|
| 自民党          | 1人     | 95 (65)     | 174 (135)   | 288 (219)   | 409 (352)    | 402 (366)     | 406 (379)     | 394 (381)     | 383 (377)     | 389 (385)     |           |
|              | 2人     | 308 (142)   | 452 (219)   | 500 (254)   | 633 (338)    | 591 (332)     | 536 (327)     | 538 (336)     | 457 (307)     | 484 (315)     |           |
|              | 3人     | 295 (96)    | 399 (132)   | 433 (146)   | 412 (149)    | 372 (146)     | 367 (153)     | 349 (157)     | 277 (150)     | 301 (155)     |           |
|              | 4人     | 336 (81)    | 513 (120)   | 366 (101)   | 392 (110)    | 302 (93)      | 221 (77)      | 228 (78)      | 226 (89)      | 200 (85)      |           |
|              | 5人     | 298 (52)    | 347 (66)    | 236 (53)    | 176(41)      | 163 (43)      | 155 (47)      | 131 (41)      | 90 (34)       | 83 (32)       |           |
|              | 6人以上   | 340 (46)    | 378 (61)    | 362 (64)    | 339(58)      | 359 (63)      | 346 (66)      | 388 (72)      | 346 (73)      | 343 (75)      |           |
|              | 小計     | 1,672 (482) | 2,263 (733) | 2,185 (837) | 2,361(1,048) | 2,189 (1,043) | 2,031 (1,049) | 2,028 (1,065) | 1,779 (1,030) | 1,800 (1,047) |           |
| 社会党<br>(社民党) | 1人     | 81 (75)     | 86 (85)     | 135 (124)   | 160 (158)    | 144 (144)     | 123 (123)     | 91 (91)       | 141 (141)     | 79 (79)       |           |
|              | 2人     | 188 (150)   | 194 (181)   | 240 (190)   | 244 (228)    | 225 (219)     | 231 (226)     | 197 (196)     | 222 (220)     | 168 (168)     |           |
|              | 3人     | 139 (97)    | 130 (107)   | 151 (116)   | 158 (123)    | 132 (118)     | 138 (123)     | 130 (118)     | 140 (131)     | 127 (121)     |           |
|              | 4人     | 141 (78)    | 155 (107)   | 139 (87)    | 161 (99)     | 137 (93)      | 110 (77)      | 96 (74)       | 103 (85)      | 88 (75)       |           |
|              | 5人     | 126 (55)    | 113 (60)    | 103 (51)    | 90 (40)      | 72 (41)       | 81 (46)       | 63 (40)       | 47 (33)       | 38 (32)       |           |
|              | 6人以上   | 149 (47)    | 148 (59)    | 173 (66)    | 168 (58)     | 178 (63)      | 202 (66)      | 205 (71)      | 194 (74)      | 177 (75)      |           |
|              | 小計     | 824 (502)   | 826 (599)   | 941 (634)   | 981 (706)    | 883 (678)     | 885 (661)     | 782 (590)     | 847 (684)     | 677 (550)     |           |
| 共産党          | 1人     | 30 (30)     | 17 (17)     | 17 (17)     | 14 (14)      | 18 (18)       | 99 (99)       | 118 (118)     | 265 (265)     | 51 (51)       |           |
|              | 2人     | 72 (72)     | 25 (25)     | 12 (12)     | 23 (23)      | 31 (31)       | 107 (107)     | 116 (116)     | 217 (217)     | 64 (64)       |           |
|              | 3人     | 54 (54)     | 37 (36)     | 22 (22)     | 17 (17)      | 26 (26)       | 69 (69)       | 78 (78)       | 127 (127)     | 62 (62)       |           |
|              | 4人     | 54 (53)     | 30 (30)     | 21 (21)     | 28 (28)      | 33 (33)       | 51 (51)       | 54 (54)       | 86 (84)       | 57 (57)       |           |
|              | 5人     | 37 (34)     | 26 (25)     | 18 (18)     | 16 (16)      | 23 (23)       | 41 (41)       | 37 (36)       | 39 (34)       | 23 (22)       |           |
|              | 6人以上   | 50 (40)     | 37 (35)     | 31 (31)     | 24 (24)      | 46 (46)       | 66 (64)       | 81 (69)       | 102 (74)      | 94 (75)       |           |
|              | 小計     | 297 (283)   | 172 (168)   | 121 (121)   | 122 (122)    | 177 (177)     | 433 (431)     | 484 (471)     | 836 (801)     | 351 (331)     |           |
| 自民党(内訳)      | (旧)自由党 | 1人          | 51 (43)     | 135 (120)   | 158 (149)    |               |               |               | 5 (5)         |               |           |
|              |        | 2人          | 141 (100)   | 366 (209)   | 234 (190)    |               | 4 (4)         | 3 (3)         | 20 (20)       | 15 (15)       |           |
|              |        | 3人          | 133 (73)    | 293 (127)   | 196 (116)    |               | 4 (4)         | 9 (9)         | 1 (1)         | 36 (36)       |           |
|              |        | 4人          | 172 (64)    | 403 (116)   | 174 (85)     |               | 11 (11)       | 21 (21)       | 23 (23)       | 50 (50)       | 43 (43)   |
|              |        | 5人          | 135 (45)    | 261 (64)    | 104 (44)     |               | 9 (9)         | 24 (24)       | 23 (23)       | 30 (30)       | 21 (21)   |
|              |        | 6人以上        | 179 (41)    | 277 (61)    | 171 (56)     |               | 31 (28)       | 66 (50)       | 77 (58)       | 106 (71)      | 101 (70)  |
|              |        | 小計          | 811 (366)   | 1,735 (697) | 1,037 (640)  |               | 51 (48)       | 119 (103)     | 135 (116)     | 212 (177)     | 216 (185) |
|              | (旧)民主党 | 1人          | 44 (40)     | 39 (37)     | 130 (123)    |               | 19 (19)       | 14 (14)       | 16 (16)       | 13 (13)       | 10 (10)   |
|              |        | 2人          | 167 (115)   | 86 (74)     | 266 (193)    |               | 46 (46)       | 33 (33)       | 30 (30)       | 29 (29)       | 19 (19)   |
|              |        | 3人          | 162 (83)    | 106 (65)    | 237 (126)    |               | 38 (37)       | 36 (36)       | 31 (31)       | 24 (24)       | 25 (24)   |
|              |        | 4人          | 164 (66)    | 110 (67)    | 192 (90)     |               | 45 (44)       | 33 (33)       | 29 (29)       | 28 (28)       | 22 (22)   |
|              |        | 5人          | 163 (46)    | 86 (39)     | 132 (44)     |               | 24 (21)       | 24 (22)       | 17 (16)       | 16 (16)       | 14 (14)   |
|              |        | 6人以上        | 161 (43)    | 101 (41)    | 191 (59)     |               | 48 (39)       | 52 (44)       | 68 (53)       | 64 (64)       | 64 (53)   |
|              |        | 小計          | 861 (393)   | 528 (323)   | 1,148 (635)  |               | 220 (206)     | 192 (182)     | 191 (175)     | 174 (174)     | 154 (142) |

表 3-2 主要政党の選挙区定数別候補者数および選挙区対応 (続)

| 党派                                   | 定数   | 1983          | 1987          | 1991          | 1995          | 1999          | 2003          | 2007          | 2011        | 2015          |
|--------------------------------------|------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------------|---------------|
| 自<br>民<br>党                          | 1人   | 415 (409)     | 419 (419)     | 380 (374)     | 332 (331)     | 362 (361)     | 400 (400)     | 354 (352)     | 316 (315)   | 357 (357)     |
|                                      | 2人   | 503 (330)     | 524 (346)     | 540 (362)     | 476 (344)     | 450 (333)     | 454 (328)     | 431 (354)     | 395 (308)   | 420 (331)     |
|                                      | 3人   | 322 (162)     | 333 (164)     | 323 (174)     | 302 (168)     | 292 (169)     | 296 (169)     | 250 (149)     | 218 (141)   | 227 (142)     |
|                                      | 4人   | 196 (81)      | 192 (76)      | 167 (74)      | 145 (73)      | 132 (66)      | 130 (66)      | 148 (76)      | 143 (78)    | 148 (75)      |
|                                      | 5人   | 98 (38)       | 106 (38)      | 91 (38)       | 80 (36)       | 84 (37)       | 70 (33)       | 90 (38)       | 82 (36)     | 101 (42)      |
|                                      | 6人以上 | 347 (72)      | 360 (72)      | 339 (73)      | 281 (70)      | 284 (70)      | 268 (69)      | 321 (71)      | 272 (70)    | 268 (66)      |
|                                      | 小計   | 1,881 (1,092) | 1,934 (1,115) | 1,840 (1,095) | 1,616 (1,022) | 1,604 (1,036) | 1,618 (1,065) | 1,594 (1,040) | 1,426 (948) | 1,521 (1,013) |
| 社<br>会<br>党<br>(<br>社<br>民<br>党<br>) | 1人   | 56 (56)       | 24 (24)       | 38 (38)       | 15 (15)       | 4 (4)         | 3 (3)         | 2 (2)         | 1 (1)       | 0 (0)         |
|                                      | 2人   | 152 (152)     | 138 (138)     | 164 (164)     | 108 (108)     | 37 (37)       | 30 (30)       | 12 (12)       | 11 (11)     | 7 (7)         |
|                                      | 3人   | 113 (108)     | 99 (97)       | 126 (123)     | 97 (97)       | 25 (25)       | 13 (13)       | 12 (12)       | 9 (9)       | 5 (5)         |
|                                      | 4人   | 76 (72)       | 72 (68)       | 74 (67)       | 61 (60)       | 13 (13)       | 10 (10)       | 10 (10)       | 7 (7)       | 6 (6)         |
|                                      | 5人   | 42 (37)       | 39 (36)       | 42 (37)       | 34 (30)       | 17 (17)       | 13 (13)       | 11 (11)       | 6 (6)       | 6 (6)         |
|                                      | 6人以上 | 162 (71)      | 148 (70)      | 167 (72)      | 124 (64)      | 50 (36)       | 45 (32)       | 34 (28)       | 35 (26)     | 28 (25)       |
|                                      | 小計   | 601 (496)     | 520 (433)     | 611 (501)     | 439 (374)     | 146 (132)     | 114 (101)     | 81 (75)       | 69 (60)     | 52 (49)       |
| 共<br>産<br>党                          | 1人   | 451 (451)     | 209 (209)     | 44 (44)       | 42 (42)       | 73 (73)       | 61 (61)       | 37 (37)       | 25 (25)     | 31 (31)       |
|                                      | 2人   | 273 (273)     | 147 (147)     | 68 (68)       | 91 (91)       | 134 (134)     | 119 (119)     | 92 (92)       | 66 (66)     | 91 (91)       |
|                                      | 3人   | 144 (144)     | 90 (90)       | 66 (65)       | 70 (70)       | 110 (110)     | 90 (90)       | 64 (64)       | 51 (51)     | 59 (59)       |
|                                      | 4人   | 78 (78)       | 62 (62)       | 49 (49)       | 52 (52)       | 56 (56)       | 53 (53)       | 51 (51)       | 44 (43)     | 52 (52)       |
|                                      | 5人   | 34 (33)       | 30 (28)       | 30 (28)       | 31 (29)       | 37 (35)       | 32 (30)       | 32 (30)       | 26 (25)     | 33 (32)       |
|                                      | 6人以上 | 95 (72)       | 90 (72)       | 91 (73)       | 83 (71)       | 98 (72)       | 85 (66)       | 86 (71)       | 82 (67)     | 79 (66)       |
|                                      | 小計   | 1,075 (1,051) | 628 (608)     | 348 (327)     | 369 (355)     | 508 (480)     | 440 (419)     | 362 (345)     | 294 (277)   | 345 (331)     |
| 公<br>明<br>党                          | 1人   | —             | 2 (2)         | —             | —             | —             | —             | —             | —           | —             |
|                                      | 2人   | 23 (23)       | 22 (22)       | 11 (11)       | 15 (15)       | 16 (16)       | 18 (18)       | 20 (20)       | 18 (18)     | 14 (14)       |
|                                      | 3人   | 36 (36)       | 39 (39)       | 36 (36)       | 33 (33)       | 34 (34)       | 34 (34)       | 35 (35)       | 38 (38)     | 37 (37)       |
|                                      | 4人   | 42 (42)       | 40 (39)       | 32 (32)       | 30 (30)       | 28 (28)       | 32 (32)       | 34 (34)       | 33 (33)     | 36 (36)       |
|                                      | 5人   | 26 (26)       | 28 (27)       | 24 (23)       | 23 (23)       | 24 (24)       | 23 (23)       | 26 (26)       | 25 (25)     | 29 (29)       |
|                                      | 6人以上 | 99 (69)       | 104 (70)      | 94 (70)       | 89 (67)       | 97 (68)       | 100 (66)      | 98 (63)       | 95 (62)     | 92 (61)       |
|                                      | 小計   | 226 (196)     | 235 (199)     | 197 (172)     | 190 (168)     | 199 (170)     | 207 (173)     | 213 (178)     | 209 (176)   | 208 (177)     |
| 民<br>社<br>党                          | 1人   | 11 (11)       | 8 (8)         | 6 (6)         | 23 (23)       | 16 (16)       | 17 (17)       | 70 (70)       | 103 (103)   | 27 (27)       |
|                                      | 2人   | 22 (22)       | 23 (23)       | 18 (18)       | 73 (69)       | 67 (66)       | 78 (78)       | 158 (158)     | 201 (200)   | 130 (130)     |
|                                      | 3人   | 28 (28)       | 21 (21)       | 20 (20)       | 42 (39)       | 70 (62)       | 73 (66)       | 92 (85)       | 126 (109)   | 82 (81)       |
|                                      | 4人   | 21 (21)       | 19 (19)       | 13 (13)       | 20 (18)       | 34 (30)       | 38 (36)       | 68 (51)       | 88 (64)     | 55 (49)       |
|                                      | 5人   | 20 (20)       | 15 (15)       | 16 (16)       | 9 (8)         | 23 (22)       | 22 (20)       | 47 (33)       | 56 (34)     | 42 (34)       |
|                                      | 6人以上 | 58 (51)       | 51 (45)       | 46 (42)       | 52 (30)       | 79 (52)       | 76 (53)       | 103 (62)      | 148 (67)    | 90 (60)       |
|                                      | 小計   | 160 (153)     | 137 (131)     | 119 (115)     | 219 (187)     | 289 (248)     | 304 (270)     | 538 (459)     | 722 (577)   | 426 (381)     |
|                                      |      |               |               | 新進党           | 民主党→          |               |               |               |             |               |

注) 表中の数字は候補者数を示す。全国データではない年度には網掛けを施した(都道府県の内訳については図 3-6 を参照)。

この表をみると、1947年の第一回統一地方選挙で社会党は（32都道府県のデータであるが）全1人区（100区）のうち75の選挙区で候補者を立て、1人区への対応頻度においては、（旧）民主党の40区、（旧）自由党の43区はもちろん、（旧）民主党と（旧）自由党を同一政党（自民党）とみなした場合の65区をも凌駕していた（表3-2の左最下段「自民党（内訳）」を参照）。しかし、「昭和の大合併」に伴う1人区の急増が一段落した1959年選挙の時点では、自民党は46都道府県の全1人区（424区）の83.0%にのぼる352の選挙区で候補を立てることができたのに対し、社会党はその間の選挙で1人区への対応を増やしてきたものの、それは1人区全体の増加分には及ばず、158の選挙区（1人区全体の37.3%）で候補者を擁立するにとどまった<sup>41</sup>。その後、社会党は1人区への対応を減らし続け、その結果、2人区以上との対応の差をさらに広めた。

一方、政界再編が起きる1990年代以降とそれ以前とを比較してみると、1990年代以降、非自民諸政党の1人区への対応頻度がさらに減少していることが分かる。非自民諸政党のうち、ただひとつ1人区対応において増加傾向を示したのは民主党であり、2007年選挙の70区と2011年選挙の103区は、1970年代の社会党に匹敵するほどであった。しかしその規模は、社会党の1人区対応が最も多かった1959年選挙（158区）に比べると、それぞれ44.3%（2007年）と65.2%（2011年）にとどまる程度であって、それさえも2015年選挙で再び減少に転じている。

### 第三節 都市化の進展と政党の対応

本節では、政党間競争を規定するもう一つの要因として都市化を取り上げ、政党の選挙区対応に与える影響、そして選挙区規模と都市化との関係について考察する。そのうえで、都市化と前節で検討した選挙区定数が政党間の競争関係にどのような影響を及ぼしたのかについて分析を行う。

#### 1. 都市化の進展と選挙区特性の変化

本論文では、各選挙区の都市化度は人口集中地区（DID）の人口比率（以下、DID比率）で示される。ただし第一節において述べたように、DID比率は「昭和の大合併」により

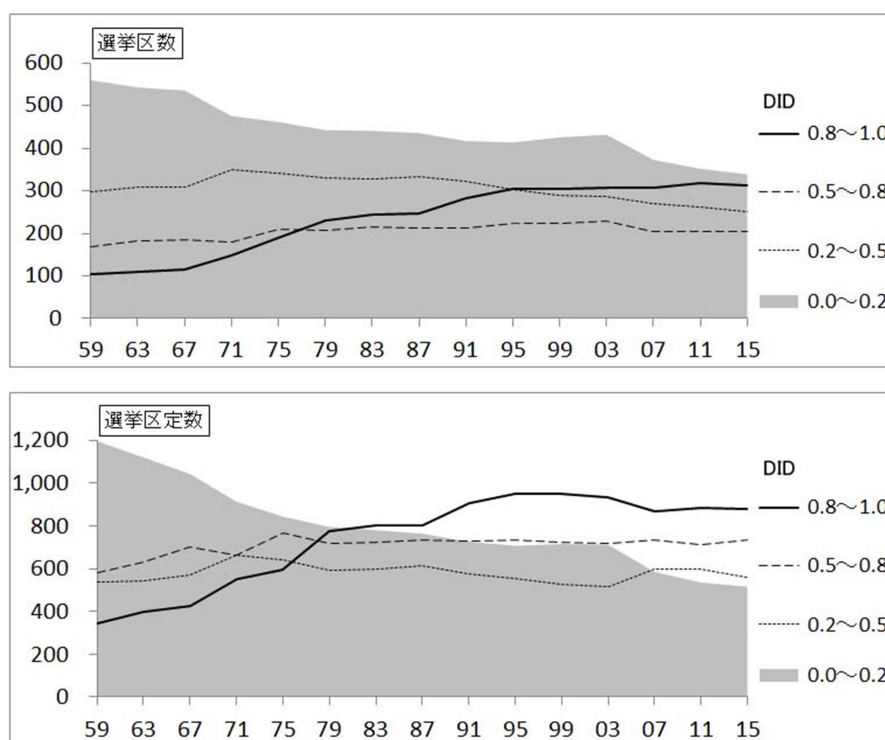
---

<sup>41</sup> 1959年の結果について、表3-2の1947年と同様に32都道府県に限定してみると、1959年選挙で自民党と社会党は、それぞれ1人区全体（319）の84.0%（268区）と36.4%（116区）で候補者を擁立したことになる。

市部と郡部の境界が曖昧になったことを背景に考案されたため、以下の選挙区の都市化に関する分析は1959年選挙以降の時期に限定される。

なお、分析を容易にするために、これから本節で示す図3-7、図3-8、表3-3では、DID 比率に対して四つの区間を設定し、それぞれの推移を示すこととした。ただし、DID 比率が「0」の選挙区が、選挙区総数（17,833区）のほぼ四分の一（4,363区・24.5%）を占めているため、四つの区間は等間隔でなく、0以上20%未満（農村型）、20%以上50%未満（準農村型）、50%以上80%未満（準都市型）、80%以上100%まで（都市型）の四つに分割している。以上に基づき、選挙区全体における都市化の推移を示したのが、次に掲げる図3-7である。

図3-7 選挙区の都市化推移：1959～2015年



前節に掲げた図3-5の上図に示されたように、都市化の趨勢（DID 人口の増加率）は1970年以降に鈍化し始めるものの、都市化の進行自体は穏やかながらも近年に至るまで続いている。こうした傾向は選挙区レベルにおいても同様に認められるところであり、この図3-7に示されるように、選挙区数（上図）と選挙区定数（下図）のいずれにおいて

も、都市型選挙区の増加と農村型選挙区の減少が際立っている。都市型と農村型が占める割合は、1959年選挙の時点では、選挙区数基準でそれぞれ9.2%（定数基準では13.0%）と49.6%（同45.0%）であり、四つの選挙区カテゴリーのなかでは都市型の選挙区が最も少なかった。これに対して2015年選挙では、都市型の選挙区数が全体の28.3%を占め、農村型の30.6%とほぼ同程度となり、定数基準では都市型（32.7%）が農村型（19.2%）を大きく上回るようになった。このように、都道府県議会議員選挙の選挙区特性は、都市化の影響を受けながら大きく変容してきたといえる。以下では、こうした選挙区特性を踏まえながら、それへの政党の対応を中心に分析を進める。

## 2. 政党の対応

次に掲げる図3-8は、主要政党の選挙区対応を、4つの都市化度の区間ごとに示したものである。全体的な傾向をみると、自民党と無所属は選挙区の都市化度にほとんど影響されてこなかったのに対して、非自民諸政党は、都市化度が高い選挙区ほど候補者を立てる傾向が強かったことが分かる。特に社会党の場合、1960年代までは農村型（DID0.0～0.2）でも、半数前後（43.1～53.2%）の選挙区で候補者を立てていたが、その後、農村部はもちろん、都市部でも選挙区対応を減らしていき、1989年選挙では農村型で20%を下回り、都市型選挙区でも60%を切るようになった。一方、民社党と公明党は、都市部を中心としている点で共通しているが<sup>42</sup>、民社党が社会党と同様に持続的な低下傾向にあるのに対して、公明党は相対的に堅調な推移をみせている。また、1990年前後を比較してみると、1990年以降、非自民政党の都市部指向がさらに強まったことが分かる。非自民政党のなかで農村型と準農村型で選挙区対応を増やしたのは民主党だけであり、同党は2007年選挙で、農村型選挙区と準農村型選挙区で前回の41区（候補者数42人）の3倍を超える128区（同143人）に対応し、さらに続く2011年選挙では186区（同211人）へと対応を増加させた。しかし、こうした民主党の積極的な選挙区対応も、1990年代以前と比較した場合、1980年代の社会党をやや下回る程度にとどまるものであり、1960年代の社会党と比較した場合には、その40%にも届かない程度に過ぎない（この点、表3-3を参照）。

---

<sup>42</sup> 1991年選挙まで民社党は1,266選挙区で候補者を立てたが、そのうち81%（1,026区）がDID0.5以上で、同期間の公明党は、1,241区のうち、91.6%（1,137区）がDID0.5以上であった。

図 3-8 都市化度別主要党派の選挙区対応：1959～2015 年

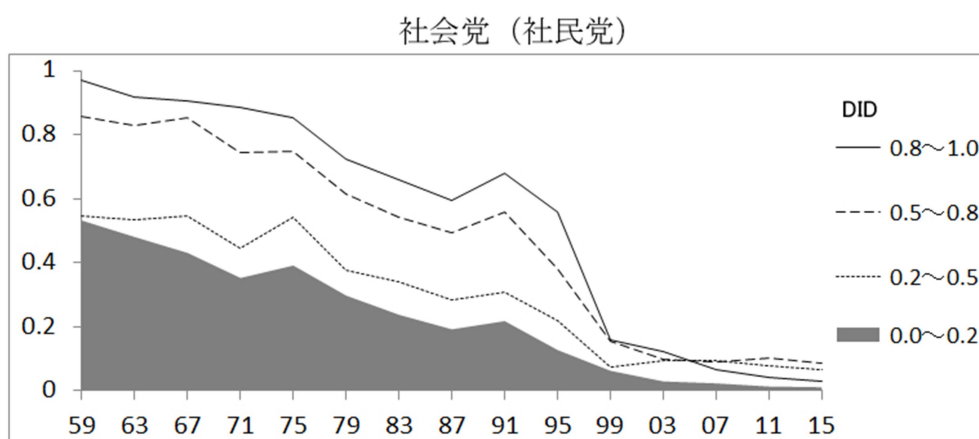
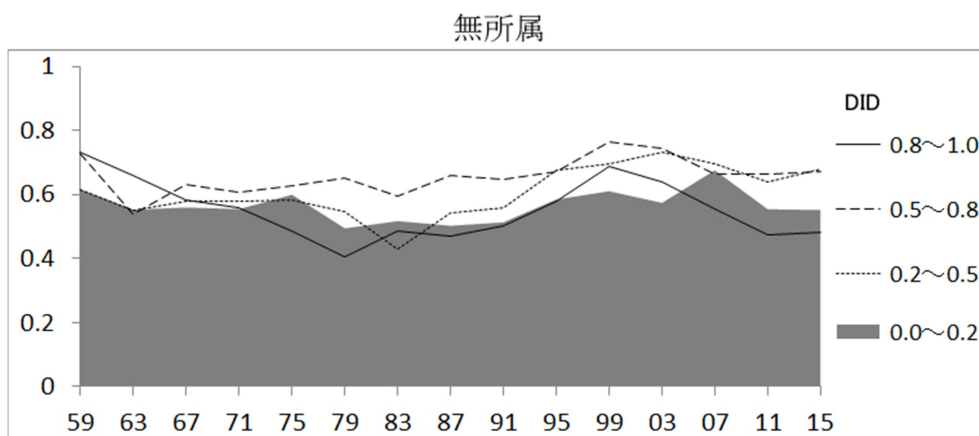
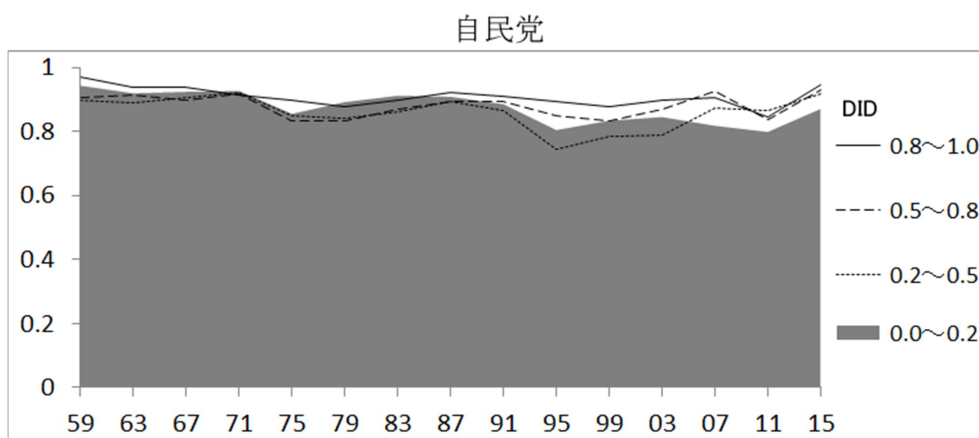


図 3-8 都市化度別主要党派の選挙区対応：1959～2015 年（続）

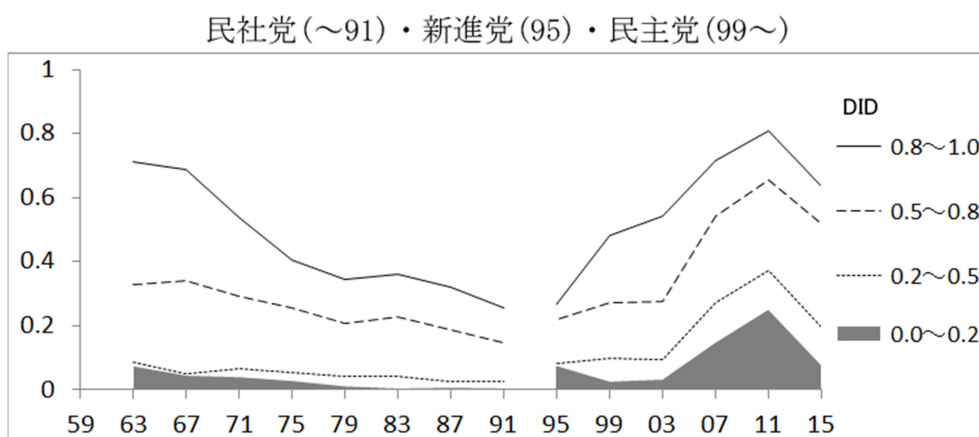
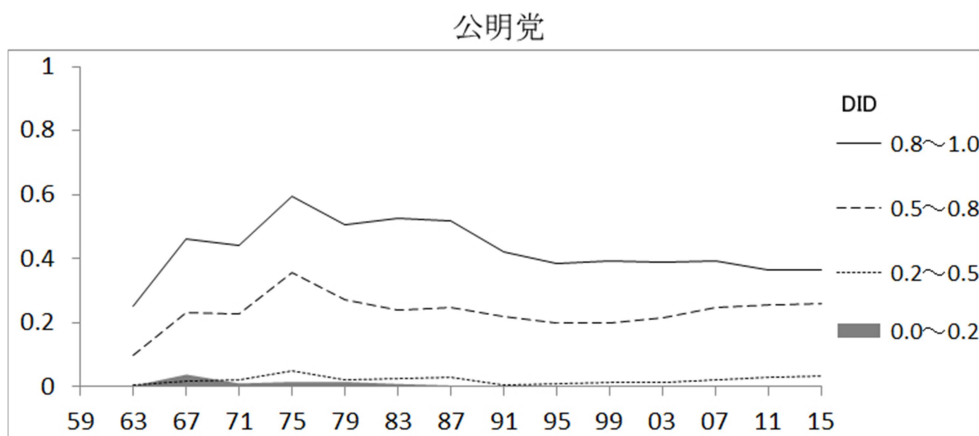
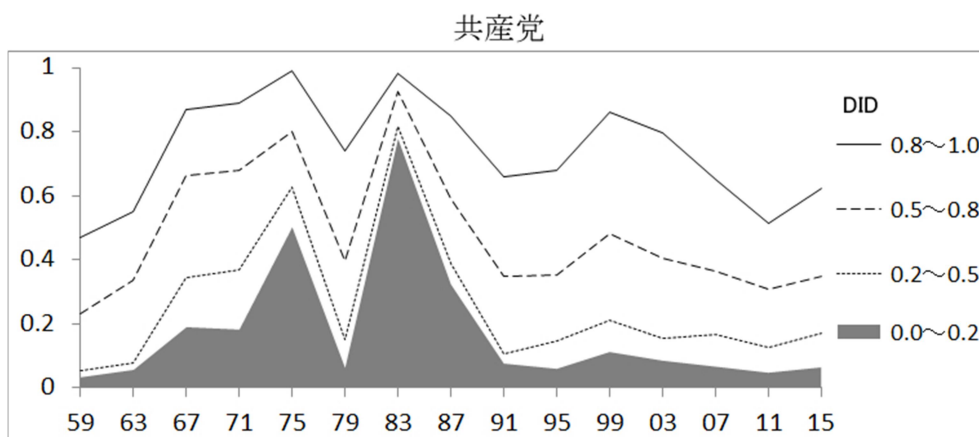




表 3-3 主要政党の DID 人口比率別候補者数および選挙区対応

| 党派                              | DID 比率  | 1959          | 1963          | 1967          | 1971          | 1975          | 1979          | 1983          | 1987          |
|---------------------------------|---------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 自<br>民<br>党                     | 0.0~0.2 | 1,158 (528)   | 1,020 (499)   | 901 (495)     | 793 (441)     | 637 (395)     | 632 (395)     | 643 (402)     | 634 (396)     |
|                                 | 0.2~0.5 | 484 (267)     | 464 (274)     | 469 (281)     | 518 (324)     | 441 (290)     | 412 (277)     | 430 (283)     | 465 (299)     |
|                                 | 0.5~0.8 | 438 (152)     | 446 (166)     | 420 (165)     | 429 (166)     | 430 (176)     | 408 (172)     | 426 (187)     | 440 (191)     |
|                                 | 0.8~1.0 | 281 (101)     | 259 (104)     | 241 (108)     | 288 (134)     | 271 (169)     | 348 (203)     | 382 (220)     | 395 (229)     |
|                                 | 小計      | 2,361 (1,048) | 2,189 (1,043) | 2,031 (1,049) | 2,028 (1,065) | 1,779 (1,030) | 1,800 (1,047) | 1,881 (1,092) | 1,934 (1,115) |
| 社<br>会<br>党<br>・<br>社<br>民<br>党 | 0.0~0.2 | 342 (298)     | 294 (261)     | 255 (231)     | 176 (168)     | 188 (181)     | 139 (132)     | 112 (105)     | 88 (84)       |
|                                 | 0.2~0.5 | 195 (163)     | 179 (164)     | 188 (169)     | 175 (157)     | 205 (185)     | 136 (124)     | 120 (112)     | 101 (95)      |
|                                 | 0.5~0.8 | 250 (144)     | 249 (151)     | 272 (157)     | 228 (135)     | 254 (158)     | 187 (127)     | 167 (117)     | 153 (106)     |
|                                 | 0.8~1.0 | 189 (101)     | 161 (102)     | 170 (104)     | 203 (130)     | 200 (160)     | 215 (167)     | 202 (162)     | 178 (148)     |
|                                 | 小計      | 976 (706)     | 883 (678)     | 885 (661)     | 782 (590)     | 847 (684)     | 677 (550)     | 601 (496)     | 520 (433)     |
| 共<br>産<br>党                     | 0.0~0.2 | 19 (19)       | 31 (31)       | 102 (102)     | 87 (87)       | 232 (232)     | 28 (28)       | 343 (343)     | 141 (141)     |
|                                 | 0.2~0.5 | 16 (16)       | 24 (24)       | 107 (107)     | 130 (130)     | 216 (214)     | 50 (50)       | 269 (268)     | 131 (130)     |
|                                 | 0.5~0.8 | 39 (39)       | 61 (61)       | 122 (122)     | 125 (123)     | 181 (169)     | 89 (82)       | 207 (119)     | 132 (126)     |
|                                 | 0.8~1.0 | 53 (49)       | 61 (61)       | 102 (100)     | 142 (131)     | 207 (186)     | 184 (171)     | 256 (241)     | 224 (211)     |
|                                 | 小計      | 127 (123)     | 177 (123)     | 433 (431)     | 484 (471)     | 836 (801)     | 351 (331)     | 1,075 (1,051) | 628 (608)     |
| 公<br>明<br>党                     | 0.0~0.2 | —             | 0 (0)         | 2 (2)         | 2 (2)         | 18 (18)       | 5 (5)         | 7 (7)         | 7 (7)         |
|                                 | 0.2~0.5 | —             | 2 (2)         | 6 (5)         | 8 (8)         | 20 (17)       | 8 (7)         | 9 (8)         | 11 (10)       |
|                                 | 0.5~0.8 | —             | 19 (18)       | 52 (43)       | 49 (41)       | 96 (75)       | 70 (56)       | 66 (52)       | 70 (53)       |
|                                 | 0.8~1.0 | —             | 30 (28)       | 59 (53)       | 76 (65)       | 123 (112)     | 133 (117)     | 144 (129)     | 147 (129)     |
|                                 | 小計      | —             | 51 (48)       | 119 (103)     | 135 (116)     | 257 (222)     | 216 (185)     | 226 (196)     | 235 (199)     |
| 民<br>社<br>党                     | 0.0~0.2 | —             | 42 (40)       | 24 (24)       | 19 (19)       | 13 (13)       | 5 (5)         | 2 (2)         | 3 (3)         |
|                                 | 0.2~0.5 | —             | 27 (27)       | 16 (16)       | 26 (24)       | 21 (19)       | 15 (14)       | 14 (14)       | 9 (9)         |
|                                 | 0.5~0.8 | —             | 69 (60)       | 68 (63)       | 60 (53)       | 61 (54)       | 53 (43)       | 55 (49)       | 44 (40)       |
|                                 | 0.8~1.0 | —             | 82 (79)       | 84 (79)       | 86 (79)       | 79 (76)       | 81 (80)       | 89 (88)       | 81 (79)       |
|                                 | 小計      | —             | 220 (206)     | 192 (182)     | 191 (175)     | 174 (162)     | 154 (142)     | 160 (153)     | 137 (131)     |

表 3-3 主要政党の DID 人口比率別候補者数および選挙区対応 (続)

| 党派                              | DID 比率  | 1991          | 1995          | 1999          | 2003          | 2007          | 2011        | 2015          |
|---------------------------------|---------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------------|---------------|
| 自<br>民<br>党                     | 0.0~0.2 | 566 (369)     | 489 (333)     | 506 (355)     | 527 (365)     | 408 (305)     | 355 (281)   | 374 (295)     |
|                                 | 0.2~0.5 | 404 (279)     | 321 (226)     | 308 (227)     | 311 (226)     | 386 (236)     | 369 (227)   | 366 (231)     |
|                                 | 0.5~0.8 | 428 (190)     | 370 (190)     | 375 (187)     | 377 (199)     | 402 (190)     | 342 (171)   | 377 (190)     |
|                                 | 0.8~1.0 | 442 (257)     | 436 (273)     | 415 (267)     | 403 (275)     | 398 (279)     | 360 (269)   | 404 (297)     |
|                                 | 小計      | 1,840 (1,095) | 1,616 (1,022) | 1,604 (1,036) | 1,618 (1,065) | 1,894 (1,010) | 1,426 (948) | 1,521 (1,013) |
| 社<br>会<br>党<br>・<br>社<br>民<br>党 | 0.0~0.2 | 96 (91)       | 55 (53)       | 27 (27)       | 13 (13)       | 9 (9)         | 5 (5)       | 4 (4)         |
|                                 | 0.2~0.5 | 106 (99)      | 68 (66)       | 22 (22)       | 27 (27)       | 26 (26)       | 21 (21)     | 17 (17)       |
|                                 | 0.5~0.8 | 169 (119)     | 114 (85)      | 46 (35)       | 31 (23)       | 23 (19)       | 25 (21)     | 20 (18)       |
|                                 | 0.8~1.0 | 240 (192)     | 202 (170)     | 51 (48)       | 43 (38)       | 23 (21)       | 18 (13)     | 11 (10)       |
|                                 | 小計      | 611 (501)     | 439 (374)     | 146 (132)     | 114 (101)     | 81 (75)       | 69 (60)     | 52 (49)       |
| 共<br>産<br>党                     | 0.0~0.2 | 32 (32)       | 25 (25)       | 48 (48)       | 37 (37)       | 25 (25)       | 17 (17)     | 22 (22)       |
|                                 | 0.2~0.5 | 34 (34)       | 44 (44)       | 61 (61)       | 44 (44)       | 46 (45)       | 34 (33)     | 44 (43)       |
|                                 | 0.5~0.8 | 78 (74)       | 82 (79)       | 116 (108)     | 98 (93)       | 80 (75)       | 70 (63)     | 76 (71)       |
|                                 | 0.8~1.0 | 204 (187)     | 218 (207)     | 283 (263)     | 261 (245)     | 211 (200)     | 173 (164)   | 203 (195)     |
|                                 | 小計      | 348 (327)     | 369 (355)     | 508 (480)     | 440 (419)     | 362 (345)     | 294 (277)   | 345 (331)     |
| 公<br>明<br>党                     | 0.0~0.2 | 4 (4)         | 2 (2)         | 1 (1)         | 1 (1)         | 0 (0)         | 0 (0)       | 0 (0)         |
|                                 | 0.2~0.5 | 2 (2)         | 3 (3)         | 4 (4)         | 4 (4)         | 6 (6)         | 8 (8)       | 9 (9)         |
|                                 | 0.5~0.8 | 57 (47)       | 54 (45)       | 58 (45)       | 63 (49)       | 69 (51)       | 69 (52)     | 68 (53)       |
|                                 | 0.8~1.0 | 134 (119)     | 131 (118)     | 136 (120)     | 139 (119)     | 138 (121)     | 132 (116)   | 131 (115)     |
|                                 | 小計      | 197 (172)     | 190 (168)     | 199 (170)     | 207 (173)     | 213 (178)     | 209 (176)   | 208 (177)     |
| 民<br>社<br>党                     | 0.0~0.2 | 2 (2)         | 34 (31)       | 11 (11)       | 15 (14)       | 64 (55)       | 100 (88)    | 27 (26)       |
|                                 | 0.2~0.5 | 9 (9)         | 27 (25)       | 30 (29)       | 27 (27)       | 79 (73)       | 111 (98)    | 52 (49)       |
|                                 | 0.5~0.8 | 32 (31)       | 65 (49)       | 69 (61)       | 72 (63)       | 138 (111)     | 187 (134)   | 133 (106)     |
|                                 | 0.8~1.0 | 76 (73)       | 93 (82)       | 179 (147)     | 190 (166)     | 257 (220)     | 324 (257)   | 214 (200)     |
|                                 | 小計      | 119 (115)     | 219 (187)     | 289 (248)     | 304 (270)     | 538 (459)     | 722 (577)   | 426 (381)     |
|                                 |         | 新進党           | 民主党→          |               |               |               |             |               |

注) 表中の数字は、候補者数を示し、括弧内の数字は、選挙区対応の数を示す。

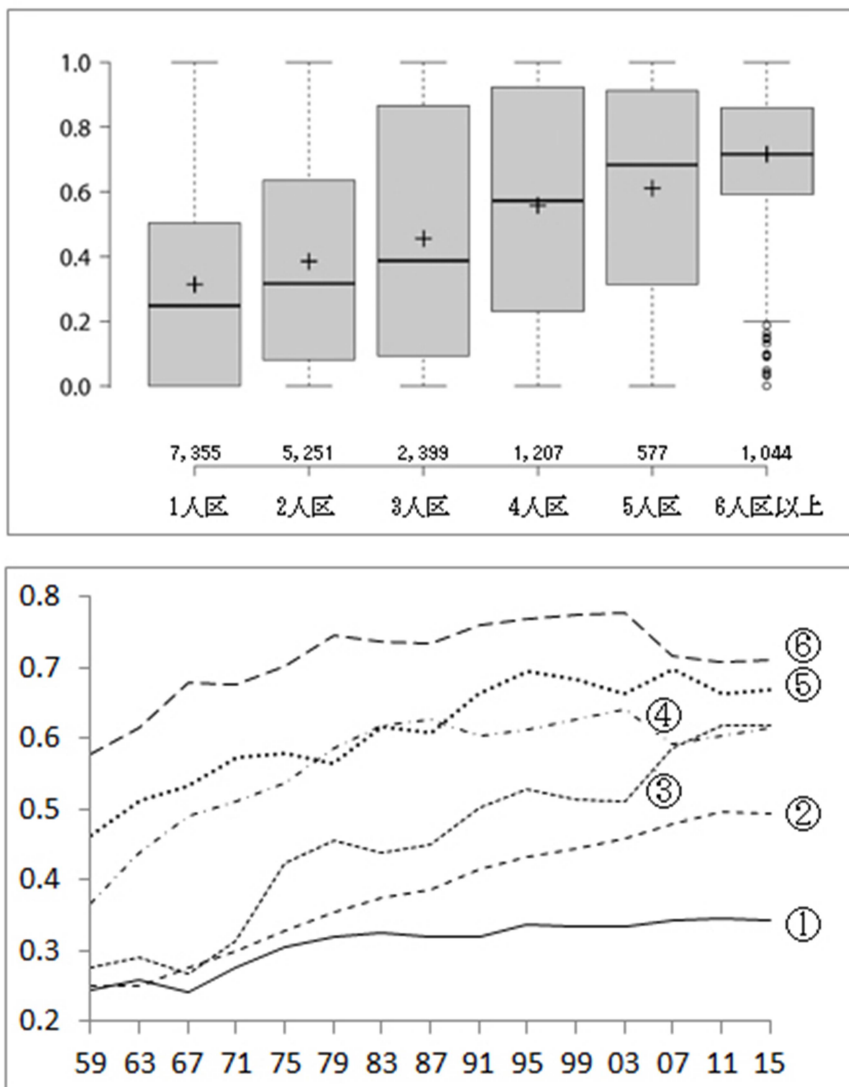
以上のように、政党の選挙区対応は選挙区定数が大きいほど、そして都市化度が高いほど、頻度が高くなる傾向にあり、その影響は自民党以外の政党において特に顕著であることが明らかとなった。

### 3. 選挙区定数と都市化度との関係

次に、選挙区定数と都市化との関連について検討しよう。前節ですでに触れたように、「昭和の大合併」は農漁村的性格の強い 1 人区を多くもたらした。このことは、選挙区定数と都市化とのあいだに相関があることを示唆している。

そこで、両者が実際にいかなる関係にあったのかを調べるために、選挙区定数ごとの都市化度の分布を図 3-9 に表した。この図は、1959 年選挙から 2016 年にかけて実施された延べ 702 回の都道府県議会選挙において、全ての選挙区にあたる 17,833 区を対象に、選挙区規模における都市化度の分布状況を上図の箱ひげ図で表し、下図において選挙区規模における平均都市化度の時系列推移を表したものである。

図 3-9 選挙区定数別都市化度



注) 上図と下図の縦軸は DID 人口比率を示す。上の箱ひげ図では、箱中の横線が中央値、「+」印が平均値、箱の上端・下端がそれぞれ第一四分位と第三四分位、縦棒の両端が箱の長さの 1.5 倍内にある最大値および最小値、両端の外の白丸(○)が外れ値を表す。

この図 3-9 の上図からは、選挙区規模が大きくなるにつれて都市化度の平均値 (+印) と中央値 (箱中の横線) が大きくなり、さらに定数 3>4>5>2>1>6 (以上) の順で都市化度のバラツキが大きいことが明らかになる。また、1 人区の大半 (第三四分位数) が DID 人口比率 50%以下の地域に位置するのに対して、6 人 (以上) 区の半数が DID 人口比率 59%~86%の区間に集まっていることから、1 人区と 6 人 (以上) 区が農漁村的性格と都市的性格が強い地域をそれぞれ代表しているかのようにみえる。

さらに同じく図 3-9 の下図からは、上図にみられる選挙区の定数と都市化度との相関性が、時間の経過にもかかわらず概ね保たれていることが窺える。なかでも 1 人区は一貫して農漁村的性格が顕著であることが確認される。選挙区の都市化度は、選挙区定数とともに政党の選挙対応に影響を与える要因と目されるが、このように、両要因のあいだに相関関係が認められるということは、特に、非自民政党の選挙区対応においてさらなる制約要因となる可能性を示唆する。「昭和の大合併」期とその後には社会党が 1 人区への対応頻度を持続的に減少させたのは、この二つの制約要因に規定された結果であろうと思われる。

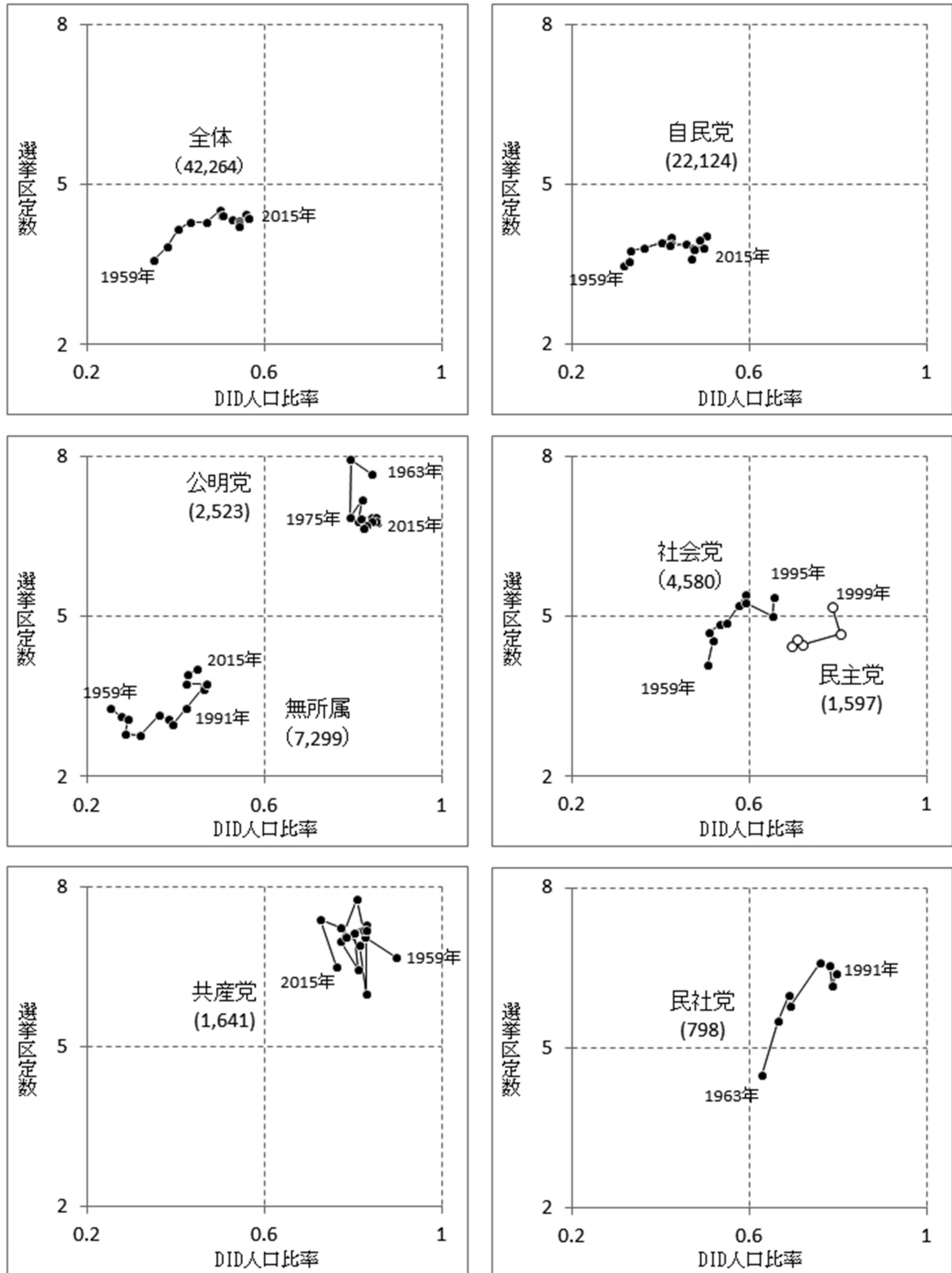
#### 4. 選挙区特性と政党間競争

では、都市化度や選挙区定数といった選挙区特性は、政党間競争にいかなる影響を与えたのだろうか。

次に掲げる図 3-10 と図 3-11 は、これらの要因による影響の時系列的な変化を示すために、「DID 人口比率」を横軸に、「選挙区定数」を縦軸にとり、主要政党が候補者を擁立し、あるいは主要政党の候補者が当選した選挙区特性をそれぞれ集計し、その平均値を選挙ごとにプロットしたものである。ただし、ここで分析の対象とするのは政党の対応した選挙区でなく、政党の候補者および当選者個人が置かれている選挙区のため、全ての平均値は選挙区の数で加重して求められている。



図3-11 選挙区特性と政党の対応（当選者基準）



注) 括弧内の数字は当選者数

図 3-10 と図 3-11 の「全体」は、当該分析時点において選挙区特性が全体的にどの位置にあるかを示すものである。その推移をみると、都市化度と定数は概ね 1970 年代までともに増加傾向にあったものの、その後、都市化度は微増し、逆に定数は停滞していることが確認される。こうした全体的な推移を考慮しながら、主要政党のプロット位置とその変化を比較すると、次のようなことがいえる。

第一に、自民党と非自民政党の位置は、候補者基準の共産党を除けば、全体的に対照的な関係にある。各政党は、分布図の左下から右上方向に、無所属<自民党<社会党<民社党<共産党=公明党の順に位置しており、したがって、政党の地域特性は、同様の順に選挙区規模が大きく都市部の性格が強まると評価することができる。

第二に、このような政党の位置関係は、政党の選挙区対応（候補者基準）からして、さらに強まることが示唆される。というのも、社会党や民社党の（横軸上）移動幅は、それぞれ同期間の自民党の 1.4 倍と 1.5 倍となり、また共産党も 1987 年以降になると、農村部への対応が大幅に減少したからである。民主党の場合は、他の政党と異なる移動方向を示しているようにもみえるが、1995 年以前の社会党と比べてみると、それでも都市部に偏っていることに変わりはない。

第三に、これらの図は、政党公認候補者と当選者個人がそれぞれ置かれた選挙区特性の平均値を示しており、このことを踏まえれば、一方で無所属と自民党が、他方で社会党（ないしは民主党）と公明党と共産党とが、それぞれ相互に競合関係に置かれていたことが窺える。

#### 第四節 政党間の競争構図と非競争区の規定要因

前節までは、選挙区特性（選挙区定数と都市化度）と政党間競争との関係について、個々の政党を中心に検討した。本節では、これまで確認された対応傾向を示す政党が、選挙区レベルにおいて、お互いにいかなる関係を形成していたのかを、政党間の競争構図から考察する。そのうえで、競争構図から導かれる非競争区の特徴とともに、非競争区の発生を促す要因を分析する。

##### 1. 政党間の競争構図

都道府県議会議員選挙における政党間の競争関係の態様を把握するには、まず、選挙区レベルにおいて、各政党の競争相手となる党派がいかに分布しているのかを確認する必要がある。次に掲げる表 3-4 と表 3-5 は、各政党にとっての選挙区レベルでの競争相



手（党派）の選挙区対応頻度を、1995年選挙の前後に分けて示したものである。表の最上段の党派（政党）の選挙区対応頻度は、選挙区総数（表の注を参照）の割合で表の最下段に示し、表の各列の数字は、最上段の党派（政党）が選挙区レベルで競争相手となった党派（表の最左列）の頻度数である。そして、各列の括弧内の数字は、総選挙区対応（最下段）に占める割合を示す。また、同表の各党派は、互いに競争相手となるため、分析対象となるのは、分析期間を通じて常に存在していた政党にかぎられる。ただし表 3-5 の民主党については、1995年の新進党のデータを足し合わせて示すことにした。

表 3-4 選挙区レベルにおける競争相手の頻度：1963～1991年

|               | 無所属             | 自民党             | 社会党             | 共産党             | 公明党             | 民社党             |
|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 無所属           | —               | 4,402<br>(51.6) | 2,438<br>(53.1) | 2,181<br>(52.0) | 768<br>(61.9)   | 681<br>(53.8)   |
| 自民党           | 4,402<br>(84.0) | —               | 4,313<br>(93.9) | 3,831<br>(91.3) | 1,220<br>(98.3) | 1,207<br>(95.3) |
| 社会党           | 2,438<br>(46.5) | 4,313<br>(50.5) | —               | 2,603<br>(62.0) | 1,122<br>(90.4) | 1,076<br>(85.0) |
| 共産党           | 2,181<br>(41.6) | 3,831<br>(44.9) | 2,603<br>(56.7) | —               | 1,165<br>(93.9) | 1,010<br>(79.8) |
| 公明党           | 768<br>(14.7)   | 1,220<br>(14.3) | 1,122<br>(24.4) | 1,165<br>(27.8) | —               | 643<br>(50.8)   |
| 民社党           | 681<br>(13.0)   | 1,207<br>(14.1) | 1,076<br>(23.4) | 1,010<br>(24.1) | 643<br>(51.8)   | —               |
| 総選挙区対応<br>(%) | 5,239<br>(54.8) | 8,537<br>(89.3) | 4,593<br>(48.1) | 4,197<br>(43.9) | 1,241<br>(13.0) | 1,266<br>(13.2) |

注) 選挙区の総数：9,555

表 3-5 選挙区レベルにおける競争相手の頻度：1995～2015 年

|               | 無所属             | 自民党             | 社会党<br>(社民党)  | 共産党             | 公明党             | 民主党             |
|---------------|-----------------|-----------------|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 無所属           | —               | 3,545<br>(58.2) | 542<br>(68.5) | 1,425<br>(64.6) | 726<br>(69.7)   | 1,209<br>(56.7) |
| 自民党           | 3,545<br>(79.1) | —               | 741<br>(93.7) | 2,041<br>(92.5) | 1,001<br>(96.1) | 1,982<br>(92.9) |
| 社会党           | 542<br>(12.1)   | 741<br>(12.2)   | —             | 493<br>(22.3)   | 306<br>(29.4)   | 304<br>(14.3)   |
| 共産党           | 1,425<br>(31.8) | 2,041<br>(33.5) | 493<br>(62.3) | —               | 938<br>(90.0)   | 1,190<br>(55.8) |
| 公明党           | 726<br>(16.2)   | 1,001<br>(16.4) | 306<br>(38.7) | 938<br>(42.5)   | —               | 727<br>(34.1)   |
| 民主党           | 1,209<br>(27.0) | 1,982<br>(32.5) | 304<br>(38.4) | 1,190<br>(53.9) | 727<br>(69.8)   | —               |
| 総選挙区対応<br>(%) | 4,483<br>(62.7) | 6,094<br>(85.3) | 791<br>(11.1) | 2,207<br>(30.9) | 1,042<br>(14.6) | 2,133<br>(29.8) |

注) 選挙区の総数：7,148。表中の民主党には 1995 年の新進党が含まれる。

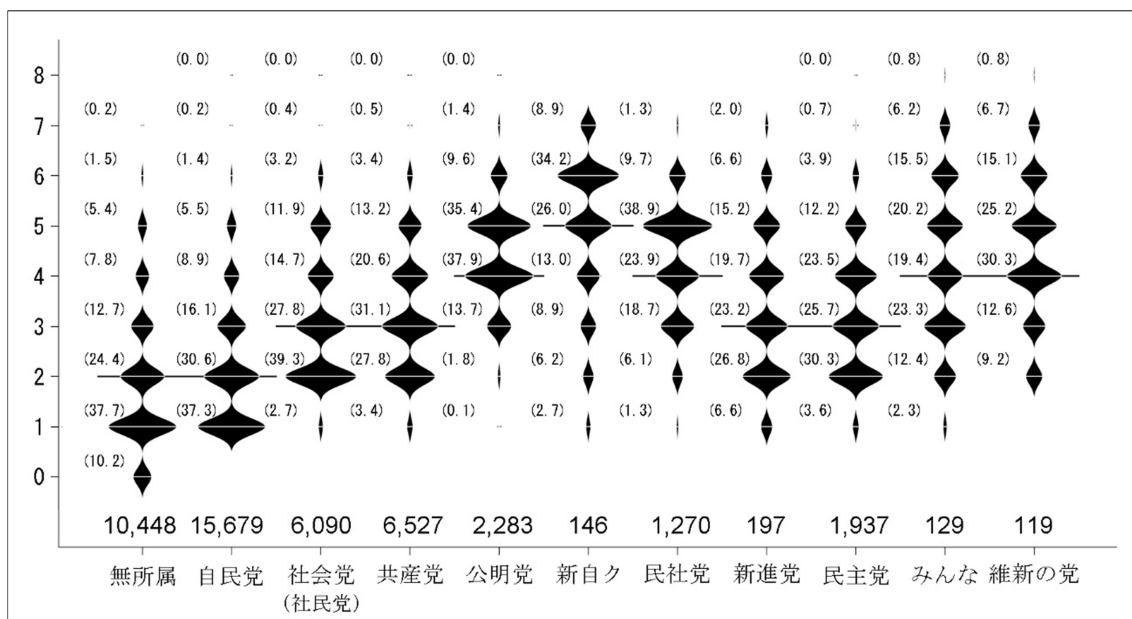
この表 3-4 と表 3-5 の結果からは、次の点が指摘できる。

第一に、全期間を通じて最も競争頻度が高いのは、自民党と無所属の組合せである。特に、1995 年選挙以降に自民党の競争相手としての無所属（58.2%）の頻度が、民主党（32.5%）よりも 2 倍近く多かったことから、1990 年代以降の民主党の限界、そして非競争区の増加傾向が示唆される。

第二に、非自民政党の最大の競争相手は自民党であり、表中の非自民政党のすべてが 90%以上の頻度で自民党と対決構図を形成している。この結果は、一方においては、選挙区対応（全期間平均で 87.6%）における自民党の強さを、他方においては、自民党以外の政党の弱さを表しているものと考えられる。

第三に、表の列ごとの頻度分布（割合）を政党間で比較してみると分かるように、非自民政党は自民党や無所属と違って、自民党以外の他の政党とも非常に高い頻度で競争している。これは、都道府県議会選挙における政党間競争が、多党化を含めて非常に限定されたかたちで行われていることを示すものと考えられる。これについては、次の図 3-12 を通じて、選挙区レベルにおける政党の数からより正確に確認することができる。

図 3-12 選挙区レベルにおける政党の数：1959～2015 年



注) 総選挙区対応が 100 以上を対象とした。縦軸は政党の数、横軸の上段は政党別選挙区対応の合計、括弧内の数字は、各政党の総選挙区対応に占める割合、太い横線は中央値を示す。

この図 3-12 は、1959 年選挙から 2015 年選挙までの選挙区レベルにおける競争構図を、各選挙区内の政党の数で表したものである。同図で分析対象となる政党については、政界再編以降の離合集散が頻発していたことから、対応選挙区数が合計で 100 以上となる政党に限定することとした。同図では、最下段に示される各政党が、それぞれ立候補した選挙区における自らを含めて存在していた政党数の分布を、政党数（縦軸）ごとの割合で示している。

まず同図の中央値（太い横線）をみると、新自由クラブが 5 政党で最も多く、公明党、民社党、みんなの党、維新の党が 4 政党、社会党、共産党、新進党、民主党は 3 政党となっている。これに対して、自民党と無所属は、2 以下の政党間の競争が大半を占めている。

次に、政党数を 2 以下に限定してみると、自民党が政党数 2 以下の選挙区が全体（選挙区数）の 67.9%（10,647 区）となっているのに対して、社会党は 42.0%（2,558 区）、共産党は 31.2%（2,039 区）、公明党は 1.9%（44 区）、民主党は 33.9%（656 区）であり、非自民政党が多党間の競争状況に置かれていることが分かる。

さらに政党数が 1 以下の選挙区、すなわち政党間競争が行われていない選挙区（非競争区）をみると、事例件数は合計で 7,624 区となり、全体選挙区数の 42.8%を占めている。そのうち、非自民政党が含まれる事例はわずか 9.2%（699 区）に過ぎないのに対して、自民党が含まれる事例は、すべての非競争区の 76.8%（5,856 区）、政党が存在しない無所

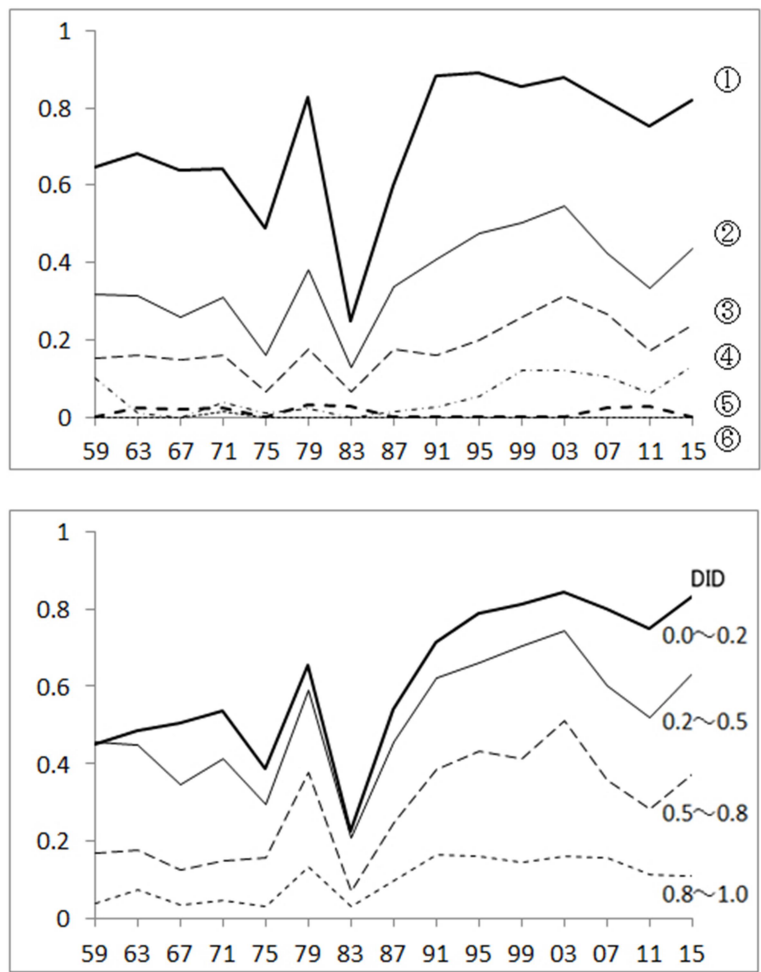
属だけの選挙区は、全非競争区の 14.0% (1,069 区) を占めている。このことから、非競争区はその大半が、自民党と無所属の参加に限定されていることが分かる。

## 2. 非競争区の規定要因

これまでみてきたように、都道府県議会の政党化は、選挙区レベルの政党間競争に規定され、とりわけ政党間の競争が事実上存在しない非競争区で無所属の発生が促されてきた。そして、政党間競争は、基本的に非自民政党の選挙区対応にかかっており、非自民政党の選挙区対応は選挙区定数と都市化度に規定されてきた。そこで、ここでは選挙区定数と都市化度、ならびに非競争区の関係について検討する。

次の図 3-13 の上図は、各選挙区定数（丸数字）において非競争区が占める割合を選挙区数基準で示したものである。1959 年選挙から 2015 年選挙までの全期間の平均をみると、1 人区の 71.1%、2 人区の 35.9%、3 人区の 18.2%、4 人区の 5.3%、5 人区の 1.2%、6 人区以上の 0.1%がそれぞれ非競争区となっている。また下図の都市化度では、農村型の 60.5%、準農村型の 50.5%、準都市型の 28.9%、都市型の 11.3%が非競争区となり、選挙区定数が小さいほど、また都市化度が低いほど、非競争区が多い傾向にあることが分かる。そしてこうした傾向は全期間にわたって認められ、特に 1990 年代以降、非競争区の割合は全体的に増加していることが示されている。

図 3-13 選挙区における非競争区の割合推移



注) 上図と下図の縦軸は、選挙区数の割合。

さらに、このような結果が統計的にも有意であるかどうかを検証するために、政党間競争の有無（非競争区であるか否か）を従属変数とするロジスティック回帰分析を行った。なお、分析に先立ち、独立変数である選挙区規模と都市度（DID 人口比率）という 2 変数のあいだには、次に掲げる表 3-6 に示されるように相関関係の存在が確認されたため、多重共線性がないか、分散拡大要因（Variance Inflation Factor : VIF）を求めて確認した。その結果、2 変数ともに、1959 年選挙から 2015 年選挙にかけて 1.08 から 1.14 の範囲に収まり、両変数間に多重共線性の問題が生じるとは考えられず、両変数を独立変数として解釈することに問題がないと判断した。

表 3-6 選挙区規模と都市化度（DID 人口比率）との相関関係

|               | 1959 年 | 1963 年 | 1967 年 | 1971 年 | 1975 年 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| Pearson の相関係数 | .279** | .315** | .353** | .330** | .305** |
| N             | 1,130  | 1,144  | 1,145  | 1,155  | 1,203  |
|               | 1979 年 | 1983 年 | 1987 年 | 1991 年 | 1995 年 |
| Pearson の相関係数 | .308** | .303** | .303** | .315** | .304** |
| N             | 1,211  | 1,229  | 1,232  | 1,236  | 1,246  |
|               | 1999 年 | 2003 年 | 2007 年 | 2011 年 | 2015 年 |
| Pearson の相関係数 | .307** | .300** | .271** | .264** | .269** |
| N             | 1,246  | 1,254  | 1,156  | 1,137  | 1,109  |

\*\* :  $p < .01$

選挙区規模と DID 人口比率を独立変数とし、選挙区レベルにおける政党間競争の有無を従属変数とするロジスティック回帰分析を行い、その結果を示したものが、次に掲げる表 3-7 である。まず、正判別率は、1959 年選挙から 2015 年選挙までにおいて、1987 年の 72.9%を除いて全て 75%以上であり、疑似決定係数（Nagelkerke の  $R^2$ ）は 1959 年選挙、1975 年選挙、1983 年選挙、1987 年選挙の 4 回を除き、0.434~0.653 を示していることから、この回帰式は選挙区レベルの政党間競争状況を比較的よく説明しているといえる。

この表に示されている係数および有意確率の結果からは、次の点を指摘することができる。まず、選挙区定数と DID 人口比率の変数は、全ての選挙において 1%水準で有意な影響を与えていた。すなわち選挙区定数が小さいほど、また DID 人口比率が低いほど、非競争区となる傾向にあることが示された。さらに時系列変化をみると、回帰式の疑似決定係数と正判別率は、1991 年選挙以降、ともに高くなっている。これは、非自民政党の選挙区対応が、1991 年選挙以降、都市部と定数の大きい選挙区にさらに集中するようになったことを表していると考えられる。なお 1975 年選挙、1983 年選挙、1987 年選挙の 3 回の選挙において疑似決定係数が低い値を示しているのは、これらの選挙で共産党の選挙区対応が急増したことによるものと考えられる。このように、選挙区定数と都市化は両者ともに、自民党以外の政党において選挙区対応の制約要因となることが認められた。

表 3-7 非競争区要因のロジスティック  
回帰分析結果

| 第 4 回 (1959 年) |                  |
|----------------|------------------|
| 非競争区           |                  |
|                | B (標準誤差)         |
| 選挙区定数          | -1.174 (.094) ** |
| DID 人口比率       | -2.248 (.301) ** |
| 定数項            | 2.266 (.194) **  |

N=1,130、Nagelkerke R<sup>2</sup> : .376、\*\* : p < .01  
正判別率 : 75.0%

| 第 5 回 (1963 年) |                  |
|----------------|------------------|
| 非競争区           |                  |
|                | B (標準誤差)         |
| 選挙区定数          | -1.457 (.109) ** |
| DID 人口比率       | -2.605 (.315) ** |
| 定数項            | 2.876 (.218) **  |

N=1,144、Nagelkerke R<sup>2</sup> : .444、\*\* : p < .01  
正判別率 : 76.5%

| 第 6 回 (1967 年) |                  |
|----------------|------------------|
| 非競争区           |                  |
|                | B (標準誤差)         |
| 選挙区定数          | -1.482 (.116) ** |
| DID 人口比率       | -3.492 (.354) ** |
| 定数項            | 2.876 (.225) **  |

N=1,145、Nagelkerke R<sup>2</sup> : .465、\*\* : p < .01  
正判別率 : 77.5%

| 第 7 回 (1971 年) |                  |
|----------------|------------------|
| 非競争区           |                  |
|                | B (標準誤差)         |
| 選挙区定数          | -1.257 (.103) ** |
| DID 人口比率       | -3.125 (.309) ** |
| 定数項            | 2.681 (.212) **  |

N=1,155、Nagelkerke R<sup>2</sup> : .434、\*\* : p < .01  
正判別率 : 76.1%

| 第 8 回 (1975 年) |                  |
|----------------|------------------|
| 非競争区           |                  |
|                | B (標準誤差)         |
| 選挙区定数          | -1.511 (.133) ** |
| DID 人口比率       | -2.291 (.292) ** |
| 定数項            | 2.117 (.218) **  |

N=1,203、Nagelkerke R<sup>2</sup> : .382、\*\* : p < .01  
正判別率 : 77.1%

| 第 9 回 (1979 年) |                  |
|----------------|------------------|
| 非競争区           |                  |
|                | B (標準誤差)         |
| 選挙区定数          | -1.760 (.116) ** |
| DID 人口比率       | -2.526 (.259) ** |
| 定数項            | 4.162 (.248) **  |

N=1,211、Nagelkerke R<sup>2</sup> : .570、\*\* : p < .01  
正判別率 : 80.3%

| 第 10 回 (1983 年) |                  |
|-----------------|------------------|
| 非競争区            |                  |
|                 | B (標準誤差)         |
| 選挙区定数           | -.781 (.120) **  |
| DID 人口比率        | -1.791 (.304) ** |
| 定数項             | .194 (.201) **   |

N=1,229、Nagelkerke R<sup>2</sup> : .186、\*\* : p < .01  
正判別率 : 84.5%

| 第 11 回 (1987 年) |                  |
|-----------------|------------------|
| 非競争区            |                  |
|                 | B (標準誤差)         |
| 選挙区定数           | -1.066 (.093) ** |
| DID 人口比率        | -2.051 (.226) ** |
| 定数項             | 2.168 (.181) **  |

N=1,232、Nagelkerke R<sup>2</sup> : .373、\*\* : p < .01  
正判別率 : 72.9%

| 第 12 回 (1991 年) |                  |
|-----------------|------------------|
| 非競争区            |                  |
|                 | B (標準誤差)         |
| 選挙区定数           | -2.058 (.130) ** |
| DID 人口比率        | -2.807 (.261) ** |
| 定数項             | 5.078 (.290) **  |

N=1,236、Nagelkerke R<sup>2</sup> : .635、\*\* : p < .01  
正判別率 : 83.0%

表 3-7) 非競争区要因のロジスティック  
回帰分析結果 (続)

| 第 13 回 (1995 年) |                  |
|-----------------|------------------|
| 非競争区            |                  |
|                 | B (標準誤差)         |
| 選挙区定数           | -1.927 (.126) ** |
| DID 人口比率        | -3.443 (.269) ** |
| 定数項             | 5.436 (.306) **  |

N=1,246、Nagelkerke R<sup>2</sup> : .653、\*\* : p < .01  
正判別率 : 82.3%

| 第 14 回 (1999 年) |                  |
|-----------------|------------------|
| 非競争区            |                  |
|                 | B (標準誤差)         |
| 選挙区定数           | -1.490 (.105) ** |
| DID 人口比率        | -3.535 (.253) ** |
| 定数項             | 4.748 (.268) **  |

N=1,246、Nagelkerke R<sup>2</sup> : .612、\*\* : p < .01  
正判別率 : 83.2%

| 第 15 回 (2003 年) |                  |
|-----------------|------------------|
| 非競争区            |                  |
|                 | B (標準誤差)         |
| 選挙区定数           | -1.503 (.107) ** |
| DID 人口比率        | -3.758 (.262) ** |
| 定数項             | 5.189 (.289) **  |

N=1,254、Nagelkerke R<sup>2</sup> : .632、\*\* : p < .01  
正判別率 : 82.2%

| 第 16 回 (2007 年) |                  |
|-----------------|------------------|
| 非競争区            |                  |
|                 | B (標準誤差)         |
| 選挙区定数           | -1.262 (.100) ** |
| DID 人口比率        | -3.304 (.246) ** |
| 定数項             | 4.059 (.245) **  |

N=1,156、Nagelkerke R<sup>2</sup> : .578、\*\* : p < .01  
正判別率 : 81.0%

| 第 17 回 (2011 年) |                  |
|-----------------|------------------|
| 非競争区            |                  |
|                 | B (標準誤差)         |
| 選挙区定数           | -1.355 (.111) ** |
| DID 人口比率        | -3.281 (.250) ** |
| 定数項             | 3.743 (.243) **  |

N=1,137、Nagelkerke R<sup>2</sup> : .572、\*\* : p < .01  
正判別率 : 76.5%

| 第 18 回 (2015 年) |                  |
|-----------------|------------------|
| 非競争区            |                  |
|                 | B (標準誤差)         |
| 選挙区定数           | -1.307 (.107) ** |
| DID 人口比率        | -3.878 (.270) ** |
| 定数項             | 4.474 (.275) **  |

N=1,109、Nagelkerke R<sup>2</sup> : .626、\*\* : p < .01  
正判別率 : 82.5%



## 第五節 小括

本章では、都道府県議会議員選挙の選挙区の特徴が、戦後いかに変化してきたのか、そして政党はそのような選挙区環境にどのように対応してきたのかを中心に分析を行った。都道府県議会選挙の選挙区構成は、戦後 2 回にわたって行われた市町村の「大合併」と人口移動によって大きく変化した。特に「昭和の大合併」と高度経済成長に伴う都市部への人口集中は、農漁村的性格の強い 1 人区の急増をもたらした。このような選挙区環境の変化は、都市部を主たる支持基盤とする都市型政党に対し、当選の「敷居」が高まることと相まって、極めて不利に働いたものと推測される。

この推測に関する本章の分析からは、非自民政党は選挙区の定数が大きくなるにつれて選挙区への対応頻度が高くなる傾向が顕著となり、また選挙区の都市化度においては、自民党、社会党、民社党、共産党＝公明党の順に都市的性格が強まることが示された。そして、こうした分析結果が統計的に有意であるかを検証するために、選挙区レベルにおける政党間競争を規定する要因として選挙区定数と都市化を取り上げ、同一選挙区内の政党間競争の有無を従属変数とするロジスティック回帰分析を行って、それらの影響を検討した。その結果、選挙区定数が小さいほど、また DID 人口比率が低いほど、政党間非競争状況となる傾向にあったことが確認された。

以上の結果を、前章で検討した都道府県議会議員の政党化との関連で考えると、都道府県議会議員の政党化は選挙における政党間競争によって規定されるが、政党間競争は、一方においては 55 年体制の成立や 1993 年の政界再編など、突発的な出来事に影響されながら、他方においては選挙区定数や都市化などの構造的要因によっても規定されてきたと解することができるだろう。

## 第四章 無所属議員の党派変更にみる政党化／脱政党化過程

本章の目的は、都道府県議会の無所属議員の党派変更状況の確認を通じて、政党化および脱政党化の進展過程をより詳細に明らかにすることにある。第二章と第三章が、政党の対応とその帰結としての政党間競争を中心に分析を行ったのに対し、本章では、無所属議員と政党との関係に焦点を当て、第一に、55年体制の成立期における政党化がいかなる過程を経て進んできたのか、第二に、無所属議員の党派変更は党派間の競争関係にどのような影響を与えてきたのか、そして第三に、1995年代以降の脱政党化現象はいかなるものであり、それを経たのちの現在の政党化状況はいかに理解できるかを中心に分析を行う。

### 第一節 本章の課題

#### 1. 55年体制成立期における政党化の過程

戦後日本の都道府県議会における政党化は、1959年選挙と1995年選挙を分岐点として大きく変化した。1959年の第4回統一地方選挙の都道府県議会選挙における無所属当選者の割合は、前回の32.8%から15.9%へと半減し（前回対比51.5%減）、その後、微増と微減を繰り返しながらも、1960年代にかけては約12%、1971年選挙以降1980年代までは約14%前後を推移していた。ところが、1995年の第13回統一地方選挙では、都道府県議会選挙における無所属当選者の比率は前回の15.9%から22.2%へと急増し（前回対比39.6%増）、2003年選挙では25.5%のピークを記録するに至った。

一般に1959年選挙以降の政党化の進展は、中央レベルの55年体制の成立によるものとされ、特に保守系の地方議員を対象とした組織化が指摘されている。例えば馬渡（2010：25）は、都道府県議会における保守合同は、山口・高知・宮崎の各県議会を除き、1956年1月の時点で既に達成されており、こうした55年体制の黎明期における保守系地方議員の速やかな対応は、約40年もの長期にわたり存続した自民党長期政権を理解するうえで極めて重要であると評価している。これについては、辻（2015：202）も同様に、戦後初期における県議会の党派構成は、まだ保守と革新に明確に別れた状態ではなかったが、1955年秋に中央レベルで社会党が統一され、それ対抗して自民党が結成されると、各都道府県議会でも社会党や自民党の名前を冠した党派が誕生し、保守系の無所属議員は自民党党派に、革新系の無所属議員は社会党党派に所属するなど、55年体制の成

立後、少なくとも 1959 年の改選を迎えるまでには、国政とほぼ同等の保革二大政党体制が県議会レベルにおいても成立したという（辻 2010 : 38）。このように、戦後日本の地方議会は 55 年体制の成立後、少なくとも都道府県単位にまでは、自民・社会両党を中心とした政党関係が浸透したと捉えることができる。

しかしながら、前述のように、これまでの研究では都道府県議会における会派構成の変化に焦点が置かれており、そのため、実際の選挙において政党化がいかに進んだのかについては、依然として十分には明らかにされていないのが現状である。既存の地方議会研究において、院内会派がおもな分析対象となっている理由としては、特に近年、日本の地方政治における二元代表制（首長と院内会派）という制度配置に注目が集まっていることが挙げられよう。しかし、院内会派は選挙後に構成されるために、政党化の進展状況をより正確に把握するためには、議会選挙の結果に基づいて分析を行う必要がある。

それに加えて政党化に関するこれまでの議論では、無所属と政党とのあいだに密接な関係があるという点が見落とされていたことを指摘する必要がある。55 年体制が成立してから 1993 年に政界再編が起きるまで、政党公認で当選した県議が党派を変更することは、党内分裂や新党への合流などの例外的な状況を除けば、さほど頻繁に生じるものではなかった。そのうえ、諸政党の公職候補者の選定過程において、特に自民党と社会党の公認推薦の基準においては「現職優先主義」が影響していたことに鑑みると（柚 1967）、政党公認の現職議員が次回選挙で党派を変更して出馬することは、さほど一般的なものではなかったのである。これに対して無所属議員は、政党公認の現職議員のように、次回選挙でも引き続き無所属で立候補するとはかぎらず、政党から公認を受ける事例が多く、また知事選をめぐる党内分裂などにより離党して無所属化する事例もしばしば観察されている。

## 2. 政界再編期における脱政党化の現象

都道府県議会選挙の政党化において、もう一つの分岐点となる 1995 年以降の変化は、1993 年以降の「政界再編」によるものとされる。石上（2003 : 28-30）の分析によれば、政界再編によって党を移動した国会議員の系列地方議員のなかには党籍を変更せず、無所属議員として活動する者が少なからず存在していたとされる。また丹羽（2002 : 206）は、国政レベルの変化と連動した最も顕著な変化として、地方選挙における無所属候補の増大を取り上げ、特に 1993 年以降に生じた自民党の分裂と新進党の発足、社会党の党名変更と民主党の発足、新進党の解党と第二次民主党の発足などによって、以前は政党の公認候補であった候補者の大半が新党に吸収されず、無所属候補として立候補するようになって

たと指摘する。これらの見解は、一方においては脱政党化現象の要因を政界再編に求めながら、他方においては自民党離党代議士の「系列」の弱さを指摘している点で、概ね一致している。

従来の中選挙区制のもとでは、有権者との日常的な接触機会が多い地方議員は国政選挙の集票活動において重要な役割を果たし、その見返りとして「国政へのパイプ」や地方選挙での支援を期待するという、いわば票と利益の交換を媒介とする特定の（おもに自民党所属の）代議士との相互依存関係のなかで「系列」化されていると捉えられてきた（井上 1992）。ところが、1993 年以降の政界再編に関するこれまでの研究によれば、新党に移動した代議士の「系列」に従って行動した地方議員は、その規模において限定的であり、しかも都道府県によってバラツキが大きいなど、系列の「弱さ」が指摘されている（丹羽 2002；辻 2006；辻 2008；砂原 2010）。

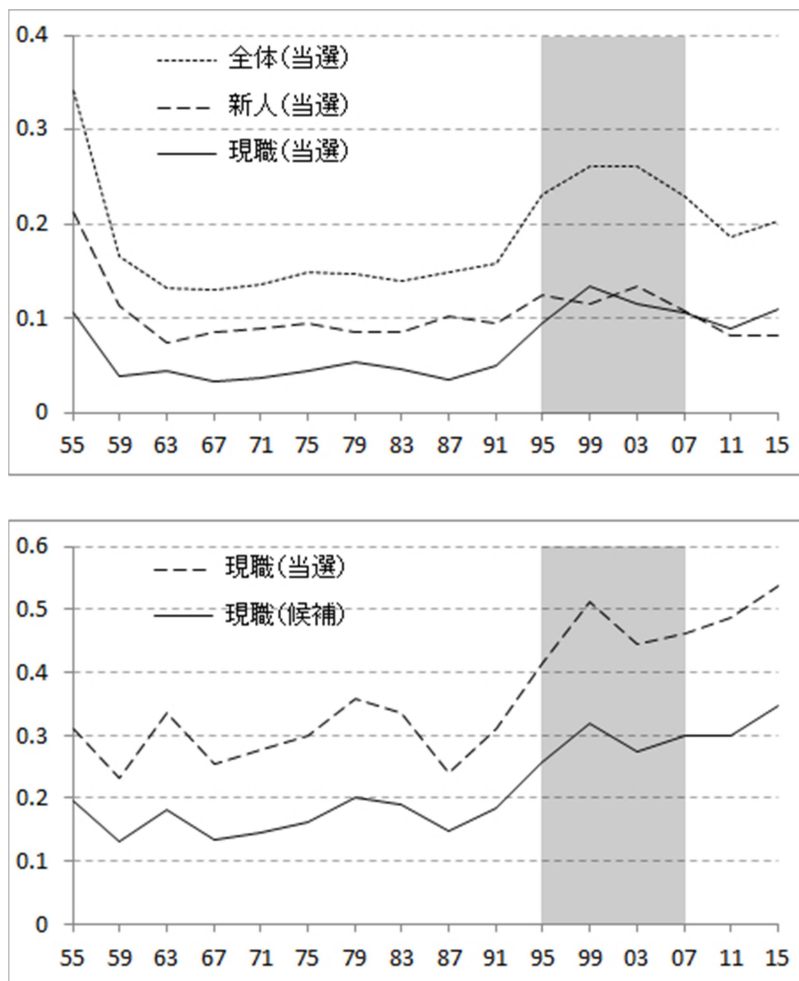
もっとも、国会議員の「系列」そのものが弱いか、それとも新党そのものに魅力がないか（辻 2006：21）については解釈において争う余地がある。しかしいずれにせよ、1995 年選挙以降の都道府県議会における無所属議員の増加は、少なくとも政界再編に伴う現職県議の「一時避難」的な現象としての性格があるという石上（2003）の指摘は妥当であろう。また、「一時避難」的な性格は、自民党を離党した国会議員「系列」下の保守系都道府県議員についての話とはかぎられない、ということにも注目する必要がある。というのも、そこには、例えば民社党の新進党への合流によって旧民社党県会議員が無所属となったケースや、あるいは第二次民主党の発足によって旧社会・民社両党が一つの政党にまとまり、労働界もかつての総評・同盟から連合に移行したものの、地方によっては支持組織の政党支持の状況が中央と必ずしも一致していないため、無所属というかたちをとることで政党支持の問題を回避するというケースも少なからずあったからである（丹羽 2002：206－207）。

石上（2003：28－30）は、もし上記のような理由から無所属議員が増加したとするならば、現職の県会議員が従来公認を得ていた党を離れて無所属化するケースが多いことになるとし、それを示す根拠として、1995 年選挙以降に現職の無所属候補者と当選者の割合がともに増加傾向にあることを挙げている。そして彼は今後の動向について、2003 年選挙で現職の無所属が前回選挙に比べて大幅に減ったことに注目し、それは「政党再編が一段落して現職議員が無所属から政党所属へと回復する方向にあることを示唆」するものであり、「今後、政党システムが安定化に向かうとするならば、現職議員の無所属化がさらに進行する可能性はそれほど高くない」という予測を示した。

### 3. 政党化の現状分析

政界再編が地方選挙に与えた影響に関するこれまでの研究において、とりわけ無所属の都道府県議会議員を分析対象としたものは、以上にみた丹羽（2002）と石上（2003）の研究以外にほとんどなく、本章の問題関心に最も近い石上（2003）の研究は、現職無所属の増加に注目しつつ、愛媛県、青森県、石川県の三県における無所属候補の党派変更状況を直接確認することを通じて、政界再編の影響を検討したほぼ唯一の研究である。ただし、新旧別区分とその解釈には、一定の限界があることに注意しなければならない。そもそも現職の無所属には、党を離れて無所属となった事例だけでなく、前回に引き続き無所属で立候補した例も含まれ得る。そのために、現職無所属が増えたからといって、それが全て離党による無所属化を示しているとはかぎらないのである。特にこの問題は、次に掲げる図4-1に示すように、近年の動向を説明するさい、より一層明らかになる。

図 4-1 新旧別割合（上：無所属当選者、下：現職の無所属候補者および当選者）



注) 図は、44 道府県（茨城・東京・沖縄の各都県を除く）を対象としたものである。出所：自治省選挙部および総務省自治行政局選挙部『地方選挙結果調』（各年版）より筆者作成。震災により選挙執行日程が延期された 1995 年の兵庫県、2011 年と 2015 年の岩手・宮城・福島 の 3 県のデータは、各県選挙管理委員会『選挙結果調』（各年版）を参照して補完した。

この図 4-1 の上図は、1955 年から 2015 年にかけて実施された 44 道府県議会議員選挙（茨城・東京・沖縄の各都県を除く）の無所属当選者を対象にして、無所属当選者を全体と新人と現職に分類し、それぞれの総議席（当選者全体）に占める割合を示したものである。また下図は、同じ期間の選挙における無所属の候補者と当選者のうち、現職が占める割合を示したものである。

この図 4-1 の上図からは、1995 年選挙以降における無所属比率の増加に、やはり現職無所属の増加が大きく影響していることが窺える。しかし他方で、同図の下図に示すように、無所属全体に占める現職の割合は、政界再編からすでに 20 年以上経過した近年も、

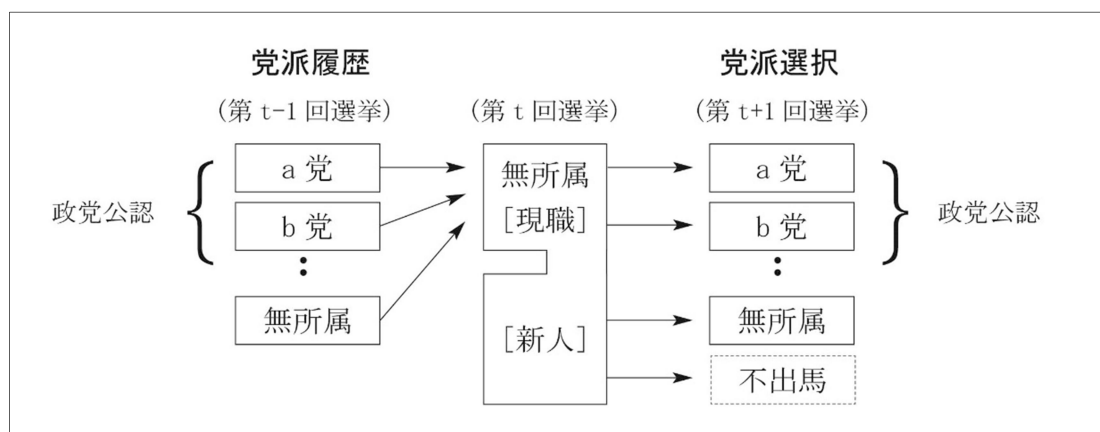
依然として高い水準を保っていることが分かる。これは無所属の増加傾向に、政党公認の県議が無所属化した事例のみならず、他の事例も含まれていることを示唆するものと考えられる。したがって、1995年選挙以降における無所属の増加現象を理解するためには、少なくとも次の二つの点を明らかにする必要があると考える。一つは、国政の政界再編による影響はどの程度であったかであり、もう一つは、近年の動向はいかに説明できるかである。

そこで、本章では無所属議員の党派変更を、前回選挙からの「党派履歴」と次回選挙への「党派選択」に分けて分析を行う。党派履歴からは、政党から公認を受けていた議員が無所属となるケースが集計されるので、政界再編の影響の程度が浮き彫りになると期待される。また党派選択からは、無所属議員が政党公認となるケースが集計されるので、55年体制成立に伴う政党化の進展過程とともに、近年の動向を理解するうえで有益な手がかりが得られるものと考ええる。

#### 4. 分析方法と分析対象

本章では、無所属の党派変更状況を、「党派履歴」と「党派選択」に分けて類型化する。それを示したのが次の図4-2である。無所属議員の党派履歴は、①現職と（図4-2には含まれていないが）元職の（公認）政党名、②無所属、③新人に分類される。また、現職の無所属議員の党派選択は、①（公認）政党名、②無所属、③（死亡や引退、国政選挙または首長選挙への出馬などによる）不出馬に分類される。

図4-2 無所属議員の党派変更過程



注) 図には元職が含まれていない

以上のような類型化作業を行うために、本章では、1955年から2015年（沖縄県は2016年）まで実施された都道府県議会議員選挙で当選した無所属議員の党派変更に関する情報をデータ化した。データ化の対象としたのは、無所属当選者の選挙実施年度と選挙区定数、新旧区分、次回選挙への出馬および当落状況、前回と次回における政党公認の有無と党名などである。党派履歴と党派選択は、基本的に新人（または離党後）当選時から政党入りまたは落選・不出馬となるまでを追跡調査した。また、必要に応じて1947年と1951年の選挙結果を用いるが、資料収集が困難なことや党派情報の未記載などにより、1947年選挙においては、岩手・秋田・栃木県・千葉・石川・山梨・長野・愛知・三重・滋賀・京都・香川・長崎・山崎の各府県を除く32都道府県、1951年選挙においては、栃木・千葉・山梨・滋賀・長崎の各県を除く41都道府県を分析の対象とした。以上により、分析対象（観測数）は、47都道府県の延べ789回選挙（1951年選挙の41都道府県を含む）の無所属当選者数8,175人（うち、党派履歴8,090件、党派選択7,652件、いずれも重複を含む）となる。なお、統一地方選挙と別日程で行われた7都県の選挙については、前章までと同様に近接する年の選挙データのなかに含めることとした（この点、第一章の表1-2参照）。

## 第二節 55年体制の成立と政党化の進展

本節では、55年体制の成立に伴う政党化の進展について、無所属議員と政党の関係を中心に検討する。本節の検討から明らかになるのは、第一に、1959年選挙における政党化の進展は、無所属議員に対する保守系政党（自民党）の積極的な組織化によるところが大きかったこと、第二に、こうした自民党の組織化は、1959年選挙以降も続いたこと、第三に、無所属議員と自民党は競争関係にあると同時に、相互依存関係にもあったということである。

### 1. 戦後初期における都道府県議会の政党化過程

1959年の統一地方選挙における政党化の進展は、中央レベルにおける55年体制の成立によるものとされ、特に1955年に左右社会党が統一され、これに対抗して保守党も合同し自由民主党を形成したことによって、保守と革新の対決構図が鮮明になったことが先行研究で強調されている。では、1959年選挙における政党化はいかなる過程を経て進展したのだろうか。



次に掲げる表 4-1 は、1955 年選挙と 1959 年選挙における無所属当選者の党派変更と党派履歴の内訳を、都道府県別に示したものである。この表の 1955 年の「党派変更」には、1955 年選挙における無所属の当選者を対象にして、次回の 1959 年選挙で政党から公認を受けた「政党入り」と、引き続き無所属で出馬した「無所属」、そして「不出馬」に分けて示されている。「変更率」は、1955 年選挙の無所属当選者のうち、1959 年選挙で政党公認候補となった割合を示したものであるが、便宜上、不出馬を分母から除いて計算した。また、1959 年の「党派履歴」は、1959 年選挙での無所属当選者を対象にして、前回の 1955 年選挙における所属政党の内訳（公認履歴）を示したものである。前回選挙で政党公認を得て当選したが、今回選挙で無所属として当選した事例は「離党」、前回も今回と同様に無所属で当選した事例は「無所属」、今回選挙で初当選した事例は「新人」にそれぞれ分類される。ただし前回選挙における当選履歴を有していない元職については、最後に当選した時点の党派履歴を基準に示した。

次に、表 4-2 は政党化の進展を無所属議員の党派性と政党との関係から捉えるためにまとめたものである。同表には、1955 年選挙における無所属当選者の党派性の区分と、次回の 1959 年選挙における党派選択の内訳が都道府県別に示されている。さらに表 4-3 と表 4-4 は、1959 年選挙から 1963 年選挙を対象にして、表 4-1 および表 4-2 と同様の基準に基づいて作成したものである（1963 年から 1991 年までの都道府県別党派変更状況については、巻末資料 2～8 を参照）。

表 4-1 55 年体制成立期における無所属議員の党派変更状況：1955～1959 年

|      | 1955 年   |     |                |         |     |       | 1959 年   |     |                |        |     |
|------|----------|-----|----------------|---------|-----|-------|----------|-----|----------------|--------|-----|
|      | 無所属 (当選) |     | 党派変更 (→1959 年) |         |     |       | 無所属 (当選) |     | 党派履歴 (1955 年→) |        |     |
|      | 割合(%)    | 人数  | 政党入り           | 無所属     | 不出馬 | 変更率   | 割合(%)    | 人数  | 離党             | 無所属    | 新人  |
| 北海道  | 9.7      | 9   | 8(6)           | —       | 1   | 100.0 | 2.0      | 2   | —              | —      | 2   |
| 青森県  | 24.0     | 12  | 7(4)           | 3(2)    | 2   | 70.0  | 23.5     | 12  | —              | 2      | 10  |
| 岩手県  | 38.0     | 19  | 7(5)           | 8(5)    | 4   | 46.7  | 30.8     | 16  | —              | 6(1)   | 10  |
| 宮城県  | 34.5     | 19  | 10(7)          | 8(8)    | 1   | 55.6  | 35.7     | 20  | 5(1)           | 8      | 7   |
| 秋田県  | 24.0     | 12  | 8(7)           | 2(1)    | 2   | 80.0  | 20.0     | 10  | —              | 2(1)   | 8   |
| 山形県  | 35.3     | 18  | 16(13)         | 1(—)    | 1   | 94.1  | 23.5     | 12  | 1(1)           | —      | 11  |
| 福島県  | 13.1     | 8   | 5(5)           | —       | 3   | 100.0 | 11.5     | 7   | 1              | —      | 6   |
| 茨城県  | 23.3     | 14  | 12(9)          | 1(—)    | 1   | 92.3  | 11.5     | 7   | —              | —      | 7   |
| 栃木県  | 34.0     | 18  | 10(7)          | —       | 8   | 100.0 | 13.2     | 7   | —              | —      | 7   |
| 群馬県  | 29.6     | 16  | 14(10)         | —       | 2   | 100.0 | 9.3      | 5   | —              | 1(1)   | 4   |
| 埼玉県  | 37.1     | 23  | 18(12)         | —       | 5   | 100.0 | 18.8     | 12  | 1(1)           | —      | 11  |
| 千葉県  | 24.2     | 15  | 13(7)          | —       | 2   | 100.0 | 6.3      | 4   | —              | —      | 4   |
| 東京都  | 11.7     | 14  | 13(10)         | —       | 1   | 100.0 | 2.5      | 3   | —              | —      | 3   |
| 神奈川県 | 14.9     | 10  | 2(2)           | 6(5)    | 2   | 25.0  | 16.4     | 12  | —              | 5      | 7   |
| 新潟県  | 21.2     | 14  | 12(8)          | —       | 2   | 100.0 | 7.5      | 5   | 1(1)           | —      | 4   |
| 富山県  | 21.7     | 10  | 7(6)           | —       | 3   | 100.0 | 4.3      | 2   | —              | —      | 2   |
| 石川県  | 22.2     | 10  | 6(3)           | 3(2)    | 1   | 66.7  | 11.1     | 5   | —              | 2      | 3   |
| 福井県  | 78.0     | 32  | 22(16)         | 2(—)    | 8   | 91.7  | 26.8     | 11  | —              | —      | 11  |
| 山梨県  | 54.8     | 23  | 12(6)          | 4(2)    | 7   | 75.0  | 31.0     | 13  | —              | 2      | 11  |
| 長野県  | 37.7     | 23  | 11(7)          | 7(6)    | 5   | 61.1  | 25.0     | 15  | 2              | 6      | 7   |
| 岐阜県  | 24.4     | 11  | 10(6)          | —       | 1   | 100.0 | 4.4      | 2   | 1(1)           | —      | 1   |
| 静岡県  | 20.9     | 14  | 10(7)          | 1(—)    | 3   | 90.9  | 10.1     | 7   | —              | —      | 7   |
| 愛知県  | 18.8     | 15  | 7(4)           | 1(1)    | 7   | 87.5  | 7.1      | 6   | 2(2)           | 1      | 3   |
| 三重県  | 21.2     | 11  | 6(4)           | 1(1)    | 4   | 85.7  | 17.3     | 9   | —              | 1      | 8   |
| 滋賀県  | 11.6     | 5   | 2(1)           | —       | 3   | 100.0 | 7.0      | 3   | 1              | —      | 2   |
| 京都府  | 26.3     | 15  | 6(5)           | 3(3)    | 6   | 66.7  | 15.3     | 9   | 1              | 4(1)   | 4   |
| 大阪府  | 15.1     | 13  | 7(7)           | 3(2)    | 3   | 70.0  | 10.5     | 9   | 2(1)           | 2      | 5   |
| 兵庫県  | 26.9     | 21  | 18(15)         | 1(—)    | 2   | 94.7  | 14.5     | 12  | 1(1)           | —      | 11  |
| 奈良県  | 31.7     | 13  | 12(9)          | —       | 1   | 100.0 | 26.8     | 11  | —              | 1(1)   | 10  |
| 和歌山県 | 73.3     | 33  | 23(18)         | 4(2)    | 6   | 85.2  | 21.7     | 10  | —              | 2      | 8   |
| 鳥取県  | 70.0     | 28  | 15(13)         | 6(3)    | 7   | 71.4  | 27.5     | 11  | —              | 3      | 8   |
| 島根県  | 43.2     | 19  | 17(12)         | —       | 2   | 100.0 | 18.2     | 8   | —              | —      | 8   |
| 岡山県  | 30.9     | 17  | 15(10)         | —       | 2   | 100.0 | 5.5      | 3   | —              | —      | 3   |
| 広島県  | 41.0     | 25  | 14(8)          | 4(3)    | 7   | 77.8  | 17.7     | 11  | 1              | 4(1)   | 6   |
| 山口県  | 41.5     | 22  | 13(8)          | 3(1)    | 6   | 81.3  | 35.2     | 19  | 2(2)           | 3(2)   | 14  |
| 徳島県  | 72.1     | 31  | 20(14)         | 3(3)    | 8   | 87.0  | 25.6     | 11  | —              | 4(1)   | 7   |
| 香川県  | 15.9     | 7   | 6(4)           | —       | 1   | 100.0 | 9.1      | 4   | 1(1)           | —      | 3   |
| 愛媛県  | 34.0     | 18  | 14(9)          | 1(—)    | 3   | 93.3  | 7.5      | 4   | —              | —      | 4   |
| 高知県  | 53.5     | 23  | 6(6)           | 10(7)   | 7   | 37.5  | 25.6     | 11  | 1              | 7      | 3   |
| 福岡県  | 39.0     | 32  | 15(14)         | 13(9)   | 4   | 53.6  | 20.9     | 18  | 1              | 10(1)  | 7   |
| 佐賀県  | 40.9     | 18  | 11(9)          | —       | 7   | 100.0 | 11.1     | 5   | —              | —      | 5   |
| 長崎県  | 43.6     | 24  | 13(8)          | 7(7)    | 4   | 65.0  | 28.6     | 16  | —              | 7      | 9   |
| 熊本県  | 28.1     | 16  | 7(5)           | 2(1)    | 7   | 77.8  | 15.5     | 9   | —              | 1      | 8   |
| 大分県  | 44.9     | 22  | 15(12)         | 2(2)    | 5   | 88.2  | 12.2     | 6   | 1              | 2      | 3   |
| 宮崎県  | 66.0     | 31  | 22(18)         | 4(2)    | 5   | 84.6  | 19.1     | 9   | —              | 2      | 7   |
| 鹿児島県 | 90.0     | 54  | 39(23)         | 2(2)    | 13  | 95.1  | 31.7     | 19  | —              | 2      | 17  |
| 合計   | 32.8     | 857 | 556(399)       | 116(80) | 185 | 82.7  | 15.9     | 422 | 26(12)         | 90(10) | 306 |

注) 党派変更欄の括弧内の数字は当選者数、党派履歴欄の括弧内の数字はうち元職を示す。表中の網掛けを施したものは、30%以上を示す。

表 4-2 無所属議員の党派性と党派選択：1955～1959 年

|      | 1955 年      |     |     | 党派選択 (→1959 年) |        |         |                               |     |
|------|-------------|-----|-----|----------------|--------|---------|-------------------------------|-----|
|      | 無所属の区分 (当選) |     |     | 自民党            | 社会党    | 無所属     | その他                           | 不出馬 |
|      | 保守          | 革新  | 純   |                |        |         |                               |     |
| 北海道  | 4           | 3   | 2   | 5(4)           | 2(2)   | —       | 協同党 1(—)                      | 1   |
| 青森県  | 10          | 2   | —   | 7(4)           | —      | 3(2)    | —                             | 2   |
| 岩手県  | 12          | 6   | 1   | 5(4)           | 2(1)   | 8(5)    | —                             | 4   |
| 宮城県  | 8           | 6   | 5   | 4(2)           | 2(2)   | 8(8)    | 農政確立連盟 4(3)                   | 1   |
| 秋田県  | 5           | 4   | 3   | 6(5)           | 2(2)   | 2(1)    | —                             | 2   |
| 山形県  | 16          | 2   | —   | 14(12)         | 2(1)   | 1(—)    | —                             | 1   |
| 福島県  | 5           | 3   | —   | 2(2)           | 3(3)   | —       | —                             | 3   |
| 茨城県  | 12          | 2   | —   | 12(9)          | —      | 1(—)    | —                             | 1   |
| 栃木県  | 16          | 2   | —   | 9(6)           | 1(1)   | —       | —                             | 8   |
| 群馬県  | —           | —   | 16  | 12(8)          | 2(2)   | —       | —                             | 2   |
| 埼玉県  | 21          | 2   | —   | 16(11)         | 2(1)   | —       | —                             | 5   |
| 千葉県  | 12          | 3   | —   | 11(6)          | 2(1)   | —       | —                             | 2   |
| 東京都  | 11          | 2   | 1   | 11(9)          | 2(1)   | —       | —                             | 1   |
| 神奈川県 | 10          | —   | —   | 2(2)           | —      | 6(5)    | —                             | 2   |
| 新潟県  | 13          | —   | 1   | 10(6)          | —      | —       | 県政会 2(2)                      | 2   |
| 富山県  | 9           | —   | 1   | 6(5)           | 1(1)   | —       | —                             | 3   |
| 石川県  | 6           | 3   | 1   | 6(3)           | —      | 3(2)    | —                             | 1   |
| 福井県  | 16          | 1   | 15  | 22(16)         | —      | 2(—)    | —                             | 8   |
| 山梨県  | 18          | 5   | —   | 12(6)          | —      | 4(2)    | —                             | 7   |
| 長野県  | 12          | 5   | 6   | 8(5)           | 2(1)   | 7(6)    | 信政会 1(1)                      | 5   |
| 岐阜県  | 9           | 2   | —   | 10(6)          | —      | —       | —                             | 1   |
| 静岡県  | 8           | 4   | 2   | 7(5)           | 3(2)   | 1(—)    | —                             | 3   |
| 愛知県  | —           | —   | 15  | 7(4)           | —      | 1(1)    | —                             | 7   |
| 三重県  | 1           | 2   | —   | 4(3)           | 1(—)   | 1(1)    | 三重県農政会 1(1)                   | 4   |
| 滋賀県  | 5           | —   | —   | 2(1)           | —      | —       | —                             | 3   |
| 京都府  | 9           | 4   | 2   | 3(2)           | 3(3)   | 3(3)    | —                             | 6   |
| 大阪府  | 13          | —   | —   | 1(1)           | —      | 3(2)    | 公正会 6(6)                      | 3   |
| 兵庫県  | 17          | 4   | —   | 13(10)         | 1(1)   | 1(—)    | 公正会 4(4)                      | 2   |
| 奈良県  | 13          | —   | —   | 11(8)          | 1(1)   | —       | —                             | 1   |
| 和歌山県 | 21          | 3   | 9   | 22(17)         | 1(1)   | 4(2)    | —                             | 6   |
| 鳥取県  | 19          | 7   | 2   | 14(12)         | 1(1)   | 6(3)    | —                             | 7   |
| 島根県  | 10          | 6   | 3   | 14(11)         | 3(1)   | —       | —                             | 2   |
| 岡山県  | 9           | 6   | 2   | 10(7)          | 5(3)   | —       | —                             | 2   |
| 広島県  | 23          | 2   | —   | 12(7)          | 1(1)   | 4(3)    | 県民同 1(—)                      | 7   |
| 山口県  | 21          | 1   | —   | 13(8)          | —      | 3(1)    | —                             | 6   |
| 徳島県  | —           | —   | 31  | 19(13)         | 1(1)   | 3(3)    | —                             | 8   |
| 香川県  | 5           | 2   | —   | 5(3)           | 1(1)   | —       | —                             | 1   |
| 愛媛県  | 12          | 6   | —   | 10(6)          | —      | 1(—)    | 中正クラブ 4(3)                    | 3   |
| 高知県  | 15          | 5   | 3   | 4(4)           | 2(2)   | 10(7)   | —                             | 7   |
| 福岡県  | 13          | 19  | —   | 9(9)           | 2(2)   | 13(9)   | 門司市小企業連盟 1(1)<br>福岡県農村連盟 3(1) | 4   |
| 佐賀県  | 14          | 2   | 2   | 7(5)           | 1(1)   | —       | 農政連 3(3)                      | 7   |
| 長崎県  | 10          | 1   | 13  | 13(8)          | —      | 7(7)    | —                             | 4   |
| 熊本県  | 10          | 4   | 2   | 6(4)           | 1(1)   | 2(1)    | —                             | 7   |
| 大分県  | 12          | 7   | 3   | 10(8)          | 3(3)   | 2(2)    | 農政連 2(1)                      | 5   |
| 宮崎県  | 31          | —   | —   | 22(18)         | —      | 4(2)    | —                             | 5   |
| 鹿児島県 | 26          | 4   | 24  | 37(21)         | 2(2)   | 2(2)    | —                             | 13  |
| 合計   | 542         | 142 | 173 | 465(326)       | 58(46) | 116(80) | 33(27)                        | 185 |

注) 括弧内の数字は、当選者数。無所属の区分は、『地方選挙調』(自治省選挙局選挙部 1959)より

表 4-3 55 年体制成立期における無所属議員の党派変更状況：1959～1963 年

|      | 1959 年   |     |                |        |     |       | 1963 年   |     |                |       |     |
|------|----------|-----|----------------|--------|-----|-------|----------|-----|----------------|-------|-----|
|      | 無所属 (当選) |     | 党派変更 (→1963 年) |        |     |       | 無所属 (当選) |     | 党派履歴 (1959 年→) |       |     |
|      | 割合(%)    | 人数  | 政党入り           | 無所属    | 不出馬 | 変更率   | 割合(%)    | 人数  | 離党             | 無所属   | 新人  |
| 北海道  | 2.0      | 2   | 1(1)           | —      | 1   | 100.0 | 7.8      | 8   | 1              | —     | 7   |
| 青森県  | 23.5     | 12  | 9(7)           | —      | 3   | 100.0 | 11.5     | 6   | 1              | —     | 5   |
| 岩手県  | 30.8     | 16  | 6(4)           | 9(5)   | 1   | 40.0  | 28.8     | 15  | —              | 6(1)  | 9   |
| 宮城県  | 35.7     | 20  | 7(6)           | 4(2)   | 9   | 63.6  | 8.9      | 5   | —              | 2     | 3   |
| 秋田県  | 20.0     | 10  | 7(6)           | 2(2)   | 1   | 77.8  | 14.0     | 7   | 1              | 2     | 4   |
| 山形県  | 23.5     | 12  | 9(9)           | 1(0)   | 2   | 90.0  | 2.0      | 1   | —              | —     | 1   |
| 福島県  | 11.5     | 7   | 4(3)           | 1(1)   | 2   | 80.0  | 3.3      | 2   | —              | 1     | 1   |
| 茨城県  | 11.5     | 7   | 3(3)           | 2(2)   | 2   | 60.0  | 20.0     | 12  | —              | 2     | 10  |
| 栃木県  | 13.2     | 7   | 3(2)           | 3(1)   | 1   | 50.0  | 5.7      | 3   | —              | 1     | 2   |
| 群馬県  | 9.3      | 5   | 4(3)           | —      | 1   | 100.0 | 11.1     | 6   | —              | —     | 6   |
| 埼玉県  | 18.8     | 12  | 8(7)           | —      | 4   | 100.0 | 4.5      | 3   | —              | —     | 3   |
| 千葉県  | 6.3      | 4   | 2(2)           | 1(1)   | 1   | 66.7  | 20.3     | 13  | 8              | 1     | 4   |
| 東京都  | 2.5      | 3   | 3(3)           | —      | —   | 100.0 | —        | —   | —              | —     | —   |
| 神奈川県 | 16.4     | 12  | 5(5)           | 5(5)   | 2   | 50.0  | 25.0     | 20  | 12(1)          | 5     | 3   |
| 新潟県  | 7.5      | 5   | 3(3)           | 1(1)   | 1   | 75.0  | 10.6     | 7   | 1(1)           | 1     | 5   |
| 富山県  | 4.3      | 2   | —              | 1(1)   | 1   | 0.0   | 10.9     | 5   | —              | 1     | 4   |
| 石川県  | 11.1     | 5   | 3(2)           | 1(1)   | 1   | 75.0  | 8.9      | 4   | —              | 1     | 3   |
| 福井県  | 26.8     | 11  | 7(5)           | 2(0)   | 2   | 77.8  | 12.2     | 5   | —              | —     | 5   |
| 山梨県  | 31.0     | 13  | 7(5)           | 1(1)   | 5   | 87.5  | 12.2     | 5   | —              | 3(2)  | 2   |
| 長野県  | 25.0     | 15  | 11(11)         | —      | 4   | 100.0 | 5.0      | 3   | —              | 1(1)  | 2   |
| 岐阜県  | 4.4      | 2   | —              | —      | 2   | 0.0   | 11.1     | 5   | 2              | —     | 3   |
| 静岡県  | 10.1     | 7   | 5(3)           | —      | 2   | 100.0 | 7.0      | 5   | —              | 1(1)  | 4   |
| 愛知県  | 7.1      | 6   | 5(4)           | —      | 1   | 100.0 | 1.1      | 1   | —              | —     | 1   |
| 三重県  | 17.3     | 9   | 5(4)           | 3(3)   | 1   | 62.5  | 7.7      | 4   | —              | 3     | 1   |
| 滋賀県  | 7.0      | 3   | 2(1)           | —      | 1   | 100.0 | 23.8     | 10  | —              | —     | 10  |
| 京都府  | 15.3     | 9   | 1(0)           | 4(3)   | 4   | 20.0  | 21.7     | 13  | 4              | 4(1)  | 5   |
| 大阪府  | 10.5     | 9   | 4(3)           | 3(2)   | 2   | 57.1  | 8.9      | 9   | 1(1)           | 2     | 6   |
| 兵庫県  | 14.5     | 12  | 10(9)          | 2(2)   | —   | 83.3  | 10.3     | 9   | 2(1)           | 2     | 5   |
| 奈良県  | 26.8     | 11  | 10(9)          | 1(0)   | —   | 90.9  | 19.5     | 8   | —              | —     | 8   |
| 和歌山県 | 21.7     | 10  | 3(3)           | 5(4)   | 2   | 37.5  | 26.1     | 12  | 1(1)           | 4     | 7   |
| 鳥取県  | 27.5     | 11  | 10(8)          | 1(1)   | —   | 90.9  | 5.0      | 2   | —              | 1     | 1   |
| 島根県  | 18.2     | 8   | 3(2)           | 5(4)   | —   | 37.5  | 27.9     | 12  | 2              | 4     | 6   |
| 岡山県  | 5.5      | 3   | 1(1)           | —      | 2   | 100.0 | 5.5      | 3   | —              | —     | 3   |
| 広島県  | 17.7     | 11  | 9(6)           | —      | 2   | 100.0 | 17.7     | 11  | 1(1)           | —     | 10  |
| 山口県  | 35.2     | 19  | 8(7)           | 3(2)   | 8   | 72.7  | 22.2     | 12  | 2(2)           | 2     | 8   |
| 徳島県  | 25.6     | 11  | 2(2)           | 7(5)   | 2   | 22.2  | 28.6     | 12  | —              | 5     | 7   |
| 香川県  | 9.1      | 4   | 3(2)           | 1(0)   | —   | 75.0  | 4.5      | 2   | —              | —     | 2   |
| 愛媛県  | 7.5      | 4   | 2(1)           | —      | 2   | 100.0 | 28.3     | 15  | 11(5)          | —     | 4   |
| 高知県  | 25.6     | 11  | 7(6)           | 2(2)   | 2   | 77.8  | 7.0      | 3   | —              | 2     | 1   |
| 福岡県  | 20.9     | 18  | 4(4)           | 11(6)  | 3   | 26.7  | 14.0     | 12  | 1              | 6     | 5   |
| 佐賀県  | 11.1     | 5   | 4(1)           | 1(1)   | —   | 80.0  | 6.8      | 3   | 1(1)           | 1     | 1   |
| 長崎県  | 28.6     | 16  | 8(6)           | 5(3)   | 3   | 61.5  | 17.9     | 10  | 1(1)           | 3     | 6   |
| 熊本県  | 15.5     | 9   | 2(2)           | 5(3)   | 2   | 28.6  | 25.9     | 15  | 7(1)           | 3     | 5   |
| 大分県  | 12.2     | 6   | 4(3)           | 2(1)   | —   | 66.7  | 14.3     | 7   | —              | 1     | 6   |
| 宮崎県  | 19.1     | 9   | 4(4)           | 2(1)   | 3   | 66.7  | 17.0     | 8   | 1              | 1     | 6   |
| 鹿児島県 | 31.7     | 19  | 15(9)          | 1(0)   | 3   | 93.8  | 15.3     | 9   | —              | —     | 9   |
| 合計   | 15.9     | 422 | 233(187)       | 98(66) | 91  | 70.4  | 12.7     | 342 | 61(16)         | 72(6) | 209 |

注) 表 4-1 と同様

表 4-4 無所属議員の党派性と党派選択：1959～1963 年

|      | 1959 年      |    |    | 党派選択 (→1963 年) |        |        |                          |     |
|------|-------------|----|----|----------------|--------|--------|--------------------------|-----|
|      | 無所属の区分 (当選) |    |    | 自民党            | 社会党    | 無所属    | その他                      | 不出馬 |
|      | 保守          | 革新 | 純  |                |        |        |                          |     |
| 北海道  | 1           | —  | 1  | 1(1)           | —      | —      | —                        | 1   |
| 青森県  | 5           | 2  | 5  | 6(6)           | 2(—)   | —      | 民主社会党 1(1)               | 3   |
| 岩手県  | 13          | 2  | 1  | 5(3)           | 1(1)   | 9(5)   | —                        | 1   |
| 宮城県  | 7           | 3  | 10 | 7(6)           | —      | 4(2)   | —                        | 9   |
| 秋田県  | 7           | 3  | —  | 5(5)           | 1(1)   | 2(2)   | 民主社会党 1(—)               | 1   |
| 山形県  | 9           | 1  | 2  | 9(9)           | —      | 1(—)   | —                        | 2   |
| 福島県  | 3           | 2  | 2  | 4(3)           | —      | 1(1)   | —                        | 2   |
| 茨城県  | 7           | —  | —  | 3(3)           | —      | 2(2)   | —                        | 2   |
| 栃木県  | 3           | 4  | —  | 3(2)           | —      | 3(1)   | —                        | 1   |
| 群馬県  | 5           | —  | —  | 4(3)           | —      | —      | —                        | 1   |
| 埼玉県  | 12          | —  | —  | 8(7)           | —      | —      | —                        | 4   |
| 千葉県  | —           | —  | 4  | 1(1)           | —      | 1(1)   | 諸派 1(1)                  | 1   |
| 東京都  | 3           | —  | —  | —              | —      | —      | 公明政治連盟 3(3)              | —   |
| 神奈川県 | 8           | —  | 4  | 5(5)           | —      | 5(5)   | —                        | 2   |
| 新潟県  | 3           | 2  | —  | 3(3)           | —      | 1(1)   | —                        | 1   |
| 富山県  | 1           | —  | 1  | —              | —      | 1(1)   | —                        | 1   |
| 石川県  | 2           | 3  | —  | 2(2)           | 1(—)   | 1(1)   | —                        | 1   |
| 福井県  | 10          | —  | 1  | 7(5)           | —      | 2(—)   | —                        | 2   |
| 山梨県  | 10          | 3  | —  | 7(5)           | —      | 1(1)   | —                        | 5   |
| 長野県  | 10          | 5  | —  | 2(2)           | 1(1)   | —      | 長野県民主クラブ 7(7)、民主社会党 1(1) | 4   |
| 岐阜県  | 2           | —  | —  | —              | —      | —      | —                        | 2   |
| 静岡県  | 4           | 3  | —  | 3(1)           | 1(1)   | —      | 民主社会党 1(1)               | 2   |
| 愛知県  | —           | —  | 6  | 4(3)           | —      | —      | 民主社会党 1(1)               | 1   |
| 三重県  | 1           | 2  | 6  | 3(3)           | —      | 3(3)   | 民主社会党 2(1)               | 1   |
| 滋賀県  | 3           | —  | —  | 2(2)           | —      | —      | —                        | 1   |
| 京都府  | 6           | 2  | 1  | —              | 1(—)   | 4(3)   | —                        | 4   |
| 大阪府  | 7           | 1  | 1  | 3(2)           | —      | 3(2)   | 公正会 1(1)                 | 2   |
| 兵庫県  | 10          | 2  | —  | 1(1)           | 1(1)   | 2(2)   | 公正会 8(7)                 | —   |
| 奈良県  | 11          | —  | —  | 10(9)          | —      | 1(—)   | —                        | —   |
| 和歌山県 | 7           | 3  | —  | 2(2)           | —      | 5(4)   | 共産党 1(1)                 | 2   |
| 鳥取県  | 2           | 8  | 1  | 4(4)           | 6(4)   | 1(1)   | —                        | —   |
| 島根県  | 4           | 2  | 2  | 2(2)           | 1(—)   | 5(4)   | —                        | —   |
| 岡山県  | —           | —  | 3  | 1(1)           | —      | —      | —                        | 2   |
| 広島県  | 9           | 2  | —  | 6(3)           | 1(1)   | —      | 県民同 2(2)                 | 2   |
| 山口県  | 12          | —  | 7  | 8(7)           | —      | 3(2)   | —                        | 8   |
| 徳島県  | —           | —  | 11 | 2(2)           | —      | 7(5)   | —                        | 2   |
| 香川県  | 2           | 2  | —  | 3(2)           | —      | 1(—)   | —                        | —   |
| 愛媛県  | 3           | 1  | —  | 1(—)           | 1(1)   | —      | —                        | 2   |
| 高知県  | 8           | 3  | —  | 6(5)           | 1(1)   | 2(2)   | —                        | 2   |
| 福岡県  | 10          | 4  | 4  | 1(1)           | 1(1)   | 11(6)  | 福岡県農民政治連盟 2(2)           | 3   |
| 佐賀県  | 5           | —  | —  | 4(1)           | —      | 1(1)   | —                        | —   |
| 長崎県  | 11          | 5  | —  | 8(6)           | —      | 5(3)   | —                        | 3   |
| 熊本県  | 7           | 2  | —  | 1(1)           | 1(1)   | 5(3)   | —                        | 2   |
| 大分県  | 4           | 2  | —  | 4(3)           | —      | 2(1)   | —                        | —   |
| 宮崎県  | 4           | 5  | —  | 3(3)           | —      | 2(1)   | 民主社会党 1(1)               | 3   |
| 鹿児島県 | 18          | 1  | —  | 14(8)          | 1(1)   | 1(—)   | —                        | 3   |
| 合計   | 269         | 80 | 73 | 178(142)       | 22(15) | 98(66) | 33(30)                   | 91  |

注) 表 4-2 と同様

まず、表 4-1 と表 4-2 からは、次のようなことがみてとれる。

第一に、当然のことながら、都道府県議会の政党化は、選挙における変更率と離党、新人の規模によって決められるということである。例えば 1955 年選挙で無所属の当選者が特に多かった鹿児島県（無所属割合 90.0%）や福井県（同 78.0%）、和歌山県（同 73.3%）、徳島県（同 72.1%）、鳥取県（同 70.0%）では、現職無所属の大半が、次の 1959 年選挙で政党の公認候補となったために（変更率 71.4～95.1%）、前回選挙より無所属の割合が 42.5～58.3%ポイントも減少した。これに対して山口県や岩手県、宮城県、奈良県のように、1959 年選挙で新人当選者や離党者数が多かったか、あるいは変更率が低かった地域では、無所属割合に大きな変化はみられなかった。

第二に、1959 年選挙における政党化の進展には、無所属の政党入り（変更率）の増加が大きく影響している。1955 年選挙の無所属当選者 857 人のうち、1959 年選挙で不出馬となった 185 人を除き、その 82.7%に当たる 556 人が政党公認候補となり、さらにそのうち 399 人が当選を果たした。この 399 人は、政党公認の当選者全体 2,215 人の 18.0%に相当する。もっとも、政党化の進展は無所属新人の当選者数が減少したことによることも大きい。自治省選挙部のまとめによれば、新人の無所属当選者は 1955 年選挙の 531 人から 1959 年選挙の 296 人へと大きく減少している<sup>43</sup>。この減少分は、無所属の当選者全体の減少分（438 人）の 53.7%（235 人）に相当する。このことから、1959 年選挙における政党化は、その約半分が新人無所属当選者の減少によるものであり、残り半分は現職（および元職）無所属当選者の減少によるものとみなすことができる。1959 年選挙における自民党の新人当選者が、1955 年選挙の自由党と民主党の合計 295 人より 93 人多い 388 人へと大幅に増加したこと、そして微増ではあるが社会党も労農党を含めて前回の 185 から 197 人へと増加したことを合わせて考えると、新人無所属の減少もまた政党側、とりわけ自民党の積極的な組織化によるものとして捉えることができる。

第三に、現職無所属の当選者数が激減した。表 4-1 の右側（党派履歴）の「現職」は、政党公認からの「離党」と、そうでない「無所属」に分けられる。まず、1959 年選挙で現職の離党は 14 人となっている。これは、（栃木・千葉・山梨・滋賀・長野の各県を除いた 41 都道府県を対象とした集計ではあるが）1955 年選挙での「離党」事例数の 53 人に比べて、大きな減少である（後掲の表 4-9 を参照）。また、政党履歴の「無所属」も、1955 年選挙（41 都道府県）の 172 人から 1959 年選挙の 80 人へと、大きく減少した。

<sup>43</sup> 本論文では戦前の当選履歴と補欠・再選挙における当選履歴を考慮していないため、表 4-3 での無所属新人の当選者数（306 人）は自治省の集計（296 人）よりやや少なくなっている。

これらの結果は、上に指摘したように無所属の政党入りが増加したことによるものであるが、1959年選挙で一旦減少した党派履歴の「無所属」の規模はその後も保たれ、1990年代の政界再編期に入るまで、大きな変化はみられなかった。

第四に、政党化の進展には、自民党による無所属議員の組織化が大きく影響していたことが窺える。表4-2の党派選択では、不出馬を除けば、自民党が69.2%で最も多く、次いで無所属が17.3%、社会党が8.6%、その他が4.9%の順に多い。ここで、保守系の無所属は自民党の公認候補になり、革新系の無所属は社会党の公認候補になるとの想定のもと、無所属の党派性構成比が保守系63.2%、革新系16.6%、純20.2%になっていることと、上記の党派選択における党派別割合を合わせて考えると、無所属の組織化においては、社会党よりも自民党の方がより積極的で、かつ成功したことが認められる。こうした推定は都道府県別にみても明らかで、党派性区分が全て純無所属となっている群馬県と愛知県と徳島県を除き、自民党選択が保守系無所属と同数か、もしくはそれを上回る地域が14都道府県となっているのに対して、社会党は6都道府県にとどまっていることから裏付けられる。また相関分析からは、革新系無所属と党派選択（無所属）との相関係数が.56 ( $p<.01$ )、不出馬の影響を除いた偏相関係数が.57 ( $p<.01$ )であるのに対して、保守系無所属または純無所属と党派選択（無所属）とのあいだには、いずれも有意な相関が認められなかった。この結果は、革新系無所属が多いほど、次回選挙で現職の無所属出馬者が多い傾向にあることを示すものであり、無所属の組織化においては社会党よりも自民党の方が成功を収めているとの解釈を間接的に支持するものと考えられる。

このように、1955年体制の成立に伴う政党化の進展は、無所属議員の政党入りによるところが大きく、しかもそれは自民党の積極的な組織化が功を奏したものであった可能性が高い。そして、こうした傾向と特徴は、その後の選挙においても続き、都道府県議会の無所属比率は、1959年選挙の15.9%から1963年選挙の12.7%へとさらに減少した（表4-3参照）。ここで、これらの無所属の党派変更状況にはもう一つの注目すべき特徴がある。それは表4-4に示されるように、無所属議員の自民党入り（以下、「自民」選択）が、1959年選挙より減少したものの、そののちも続いているという点である。無所属議員の「自民」選択の推移については次節で詳しく考察するので、ここでは政党間関係を中心に検討を続ける。

## 2. 無所属議員の党派選択と政党間関係

すでに述べたように、無所属議員の「自民」選択は、55年体制が成立した1959年選

挙以降も続いたが、その背景としては、何よりも選挙区レベルにおける政党間競争が十分に行われていなかったことが挙げられる。前章で検討したように、都道府県議会議員選挙では、自民以外の政党（公認候補）が存在しないか、あるいは公認候補を立てたとしても自民党と対等な競争関係にあるとは考えにくい選挙区が多数存在していた。特に、このような選挙区は、農村部の、かつ定数の少ない選挙区ほど多い傾向にあることが確認されたが、これらは、いずれも自民党と保守系無所属候補にとって有利な選挙環境となり、両者が支持基盤を共有している可能性を強く示唆する。

そして、もう一つの背景としては、自民党内での候補者選定過程の特徴が挙げられる。金子（2010：163）の調査によれば、山梨県の地方選挙における自民党内候補者選定過程は、「候補者希望者から公認申請を受け、県連の選挙対策委員会……で審議、決定する。県連の決定内容を党本部へ通知し、公認されると総裁名の公認書が交付される。市町村会議員は、通常黨員でも無所属で立候補する。県議は全員党公認候補である。現職と新人がぶつかり、新人は無所属で出て、当選後に追加公認となる」（傍点は引用者）という。都道府県議会選挙で当選した無所属のなかには、政党が候補者の調整に失敗し、公認漏れした自民党系議員が保守系無所属として当選するケースが少なからずあるとされている。また、そのような過程を経て追加公認となった場合は、現職優先のもと、次回選挙では自民党の公認候補として出馬することがほぼ確定的であるという。むろん、山梨県の事例だけで一般化するには無理がある<sup>44</sup>。しかし、追加公認が慣例となっているということは、すでに周知の事実となっており、ここで重要なのは、追加公認がどの程度行われているのかということであろう。これについて、読売新聞社が行った選挙後の追跡調査によれば、1991年の統一選挙で茨城・東京・沖縄の3都県を除く44道府県における無所属当選者429人のうち、選挙後に自民党から追加公認を受けたのは65人とされる（島竹1993：103）。これは、同選挙での全無所属当選者の約15%に当たる。

しかし、この調査結果からは、保守系無所属の追加公認が少なからずあるということは判明するものの、無所属議員の「自民」選択を十分に説明することはできない。それは、同選挙（44道府県）で当選した無所属議員のうち、次回選挙で「自民」選択となったのは、この追加公認65人をはるかに上回る175人であったからである。しかも、実際に党派選択が行われた次回（1995年）選挙は、政界再編の影響で「自民」選択が一時的に減少した時期であったこと（後掲の表4-11を参照）、また追加公認の65人のなかには次回選挙で立候補を断念した事例が含まれている可能性があることを考えると、なおさらで

---

<sup>44</sup> また、このような慣例がいつから定着したのかについても不明のままである。



ある<sup>45</sup>。その他の背景としては、議席拡大を目指す政党側からすれば、当選可能性の高い現職議員を積極的に取り込む必要があり、逆に無所属議員の側からすれば、政党に所属することによって得られるベネフィット、例えば選挙コストの低減や党・議会ポストの獲得などが期待できるということが挙げられる（Aldrich1995：29；川人他 2011：24-29）。ここでこれらの要因について細かく検証することはできないが、少なくとも 55 年体制が成立したのちも、現職無所属の「自民」選択が続いていたとはいえるであろう。

それに加えて本論文の問題関心から指摘すべきは、こうした無所属議員の「自民」選択は、無所属議員と自民党が相互依存関係にあることを示唆している点である。特にこれは前章で検討した選挙区における競争構図に関する解釈に、若干の修正を施す必要を生むものと考えられる。すでに繰り返し述べてきたように、都道府県議会選挙における政党間競争は極めて限定され、多くの選挙区において自民党と無所属の競争構図となっていた。これを党派別議席数の増減から確認してみると、次の表 4-5 の通りとなる。

表 4-5 議席数増減の党派間相関関係：1963～1991 年

|                | 無所属      | 自民党      | 社会党      | 共産党      | 公明党     | 民社党      | 定数増減    |
|----------------|----------|----------|----------|----------|---------|----------|---------|
| 無所属            |          | -.650 ** | -.045    | -.076    | .003    | .012     | .078    |
| 自民党            | -.668 ** |          | -.427 ** | -.162 ** | -.133 * | -.206 ** | .129 *  |
| 社会党            | -.047    | -.433 ** |          | -.110 *  | -.108   | .087     | .017    |
| 共産党            | -.081    | -.171 ** | -.111 *  |          | .086    | -.010    | .051    |
| 公明党            | -.033    | -.208 ** | -.127 *  | .071     |         | .209 **  | .420 ** |
| 民社党            | -.002    | -.234 ** | -.085    | -.019    | .153 ** |          | .173 ** |
| 偏相関（制御変数：定数増減） |          |          |          |          |         |          |         |

注) \*\* p < .01 \* p < .05

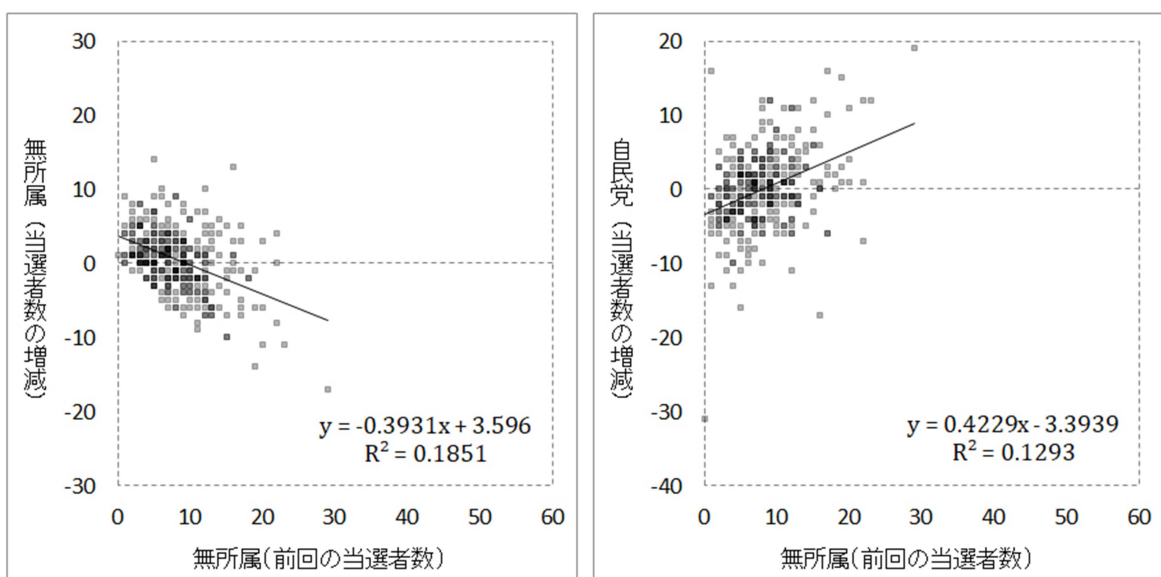
この表 4-5 は、1963 年選挙から 1991 年選挙までの都道府県別主要党派の前回対比議席数の増減に対して行った相関分析の結果を示したものである。党派別の議席数が各都道府県の議員定数の変化にも影響されることを考慮し、定数増減をコントロールした偏相関係数（斜線下部）を、定数増減を含めた相関係数（斜線上部）とともに示したが、この表からは、自民党の議席数変化はいずれの党派のそれとも負の相関関係にあり、特に無所属のそれとのあいだに比較的高い相関関係が存在することがみとれる。これに対して、無所属は議席数の増減においては自民党以外の政党からほとんど影響を受けていない。こう

<sup>45</sup> 実際に 1991 年選挙の無所属当選者のうち、1995 年選挙に立候補したのは全体の 87.9%となっている（44 道府県基準）。

した結果は、前章で検討した選挙区における政党間競争構図と政党数の関係と軌を一にするものと考えられる。しかしここで重要なのは、すでに確認したように、自民党と無所属の両者の関係が、単なる議席の奪い合いにとどまらないという点である。すなわち、自民党と無所属は互いに最大の競争相手であると同時に、他方においては、無所属当選者のうち、その多くが次回選挙で自民党の公認候補となる、という相互依存関係が形成され得たということである。

そこで、両者の相互依存関係をより一層明らかにするために、無所属当選者数と自民党当選者数との関係を散布図で示したものが、次に掲げる図 4-3 である。同図は、さきの表 4-5 と同様に都道府県を分析単位として、当該都道府県における無所属当選者数（横軸）が、次の選挙における無所属と自民党候補の当選（縦軸）にどの程度影響していたかを、それぞれ左図と右図に表したものである。同図の左図からは、無所属当選者数が多かった都道府県ほど、次回選挙での無所属当選者数が減少する傾向にあったことがみて取れる。これは、無所属当選者が多かった地域では、次回選挙での「自民党」選択が増えるため、その分、無所属の減少幅が大きくなることを示唆するものであって、右図に示されるように、無所属当選者数が多いほど、次回選挙での自民党当選者数が増加傾向にあることによって裏付けられる。

図 4-3 「自民」選択の影響：1963～1991 年



注) N=327

このように、無所属の当選者数が多いほど、次回選挙での無所属当選者数は減少する

傾向を示し、自民党当選者数は増加する傾向にあったことが分かった。このような結果は、無所属から自民党へという移動傾向を示すと同時に、無所属と自民党の競争関係には、相互間の党派移動が含まれていることを表している。そこで、無所属と自民党間の移動関係を考慮して、表 4-5 の分析に、さらに自民・無所属間の移動の影響（党派選択と党派履歴）をコントロールして偏相関係数を求めてみると、自民党と無所属のあいだの偏相関係数は $-0.463$  ( $p < .01$ ) と小さくなることが分かった。これにより、表 4-5 に示された自民党と無所属との競争関係はやや過大に評価されており、実際には自民党と社会党のあいだの競争関係とほぼ同様の水準にあったことが窺える。

### 第三節 政界再編の影響と脱政党化

本節の課題は、1995 年選挙以降のいわゆる「脱政党化」現象をもたらした要因を明らかにしたうえで、都道府県議会選挙における政党化の現状をいかに理解すべきかを考えることにある。そのために本節では前節と同様の方法を用いるが、特に党派履歴と党派選択におけるそれぞれの類型別推移に、より一層の焦点を当てて分析を行う。

#### 1. 政界再編期における都道府県議会の脱政党化過程

1995 年 4 月 9 日（兵庫県は 6 月 11 日）に投開票が行われた第 13 回統一地方選挙における 44 道府県議会選挙の結果の特徴は、無所属当選者の急増であった。次に掲げる表 4-6 に示されているように、自民党は 1993 年の党分裂で、公認候補が前回の当選者数を当初から下回り、当選者数も過去最低の前々回をさらに割り込んだ。また、新進党は岩手県、愛知県など 5 県で 2 桁の当選者を確保したものの、議席ゼロの県も 18 にのぼる結果となった<sup>46</sup>。さらに社会党は、政策転換や新党をめぐる党内対立が続き、北海道、神奈川県、奈良県などで当選者が激減するなど、公認候補の当選者数が過去最低だった前回からさらに 56 人減らした。これに対して無所属は、社会、新進、公明、共産各党の合計議席（681 人）に迫る 622 人が当選し、この勢いはその後さらに加速し、1999 年の統一地方選挙では、前回の 1995 年選挙より 77 人多い 699 人が当選し、自民党を除く諸政党を合わせた「非自民」の 682 議席を上回る結果となった。

---

<sup>46</sup> 当選者ゼロ県（秋田\*・山形\*・群馬\*・富山・石川\*・福井\*・山梨・長野\*・滋賀\*・和歌山\*・鳥取\*・島根\*・岡山\*・広島\*・徳島・愛媛・高知・佐賀\*）のうち、候補者ゼロは 13 県（\*印）である。

表 4-6 統一地方選挙（44 道府県議会）の主要党派別議席数および割合

| 年度   | 総議席   | 無所属           | 自民党             | 非自民                |                     |              |              |              |               |
|------|-------|---------------|-----------------|--------------------|---------------------|--------------|--------------|--------------|---------------|
|      |       |               |                 | 社会党<br>社民党         | 新進党<br>民主党          | 公明党          | 共産党          | その他          | 小計(非自民)       |
| 1991 | 2,693 | 429<br>(15.9) | 1,543<br>(57.3) | 345<br>(12.8)      | —                   | 159<br>(5.9) | 98<br>(3.6)  | 119<br>(4.4) | 721<br>(26.8) |
| 1995 | 2,698 | 622<br>(23.1) | 1,304<br>(48.3) | 281<br>(10.4)      | <u>141</u><br>(5.2) | 160<br>(5.9) | 99<br>(3.7)  | 91<br>(3.4)  | 772<br>(28.6) |
| 1999 | 2,669 | 699<br>(26.2) | 1,288<br>(48.3) | <u>91</u><br>(3.4) | 170<br>(6.4)        | 166<br>(6.2) | 152<br>(5.7) | 103<br>(3.9) | 682<br>(25.6) |
| 2003 | 2,634 | 686<br>(26.0) | 1,311<br>(49.8) | <u>72</u><br>(2.7) | 205<br>(7.8)        | 178<br>(6.8) | 107<br>(4.1) | 75<br>(2.8)  | 637<br>(24.2) |
| 2007 | 2,544 | 585<br>(23.0) | 1,210<br>(47.6) | <u>52</u><br>(2.0) | 375<br>(14.7)       | 181<br>(7.1) | 100<br>(3.9) | 41<br>(1.6)  | 749<br>(29.4) |
| 2011 | 2,495 | 464<br>(18.6) | 1,186<br>(47.5) | <u>37</u><br>(1.5) | 391<br>(15.7)       | 178<br>(7.1) | 92<br>(3.7)  | 147<br>(5.9) | 845<br>(33.9) |
| 2015 | 2,449 | 498<br>(20.3) | 1,218<br>(49.7) | <u>35</u><br>(1.4) | 289<br>(11.8)       | 177<br>(7.2) | 127<br>(5.2) | 105<br>(4.3) | 733<br>(29.9) |

注) 本表は、統一地方選挙と執行年度の異なる茨城・東京・沖縄の各都県を除き、44 道府県を対象にしたものである。ただし震災によって選挙執行日程が延期された 1995 年の兵庫県、2011 年と 2015 年の岩手・宮城、福島 の 3 県の場合は、同年の統一地方選挙に含めて集計した。なお、表中の括弧内の数値は、総議席に占める割合を百分率で表す。社会党と民主党の列の下線部は、それぞれ社民党（1999 年以降）と新進党（1995 年）を示す。

このような、いわゆる「脱政党化」現象をもたらした要因としては、1993 年の自民党分裂、1994 年 12 月の新進党の結成とそれに伴う民社党の解党、1997 年 12 月の新進党の解党（分党）など、国政レベルにおいて政党の離合集散が繰り返されたことが挙げられる。このような脱政党化の過程をより詳細に検討するために、無所属当選者の党派変動状況を都道府県別にまとめたものが、次に掲げる表 4-7 と 4-8 である<sup>47</sup>（1999 年以降の都道府県別党派変更状況については、巻末資料 9～12 を参照）。

まず、表 4-7（1991～1995 年）で最も目立つのは、1995 年選挙の無所属当選者のうち、前回選挙での政党公認履歴（党派履歴）を有する事例が多いことである。これは、石上（2003：28）が「現職の議員が従来公認を得ていた党を離れて無所属化しているケース」が増えたと予測した通りであり、党派別では、現職基準で自民党が 75 人で最も多く、次いで（旧）民社党が 26 人、社会党が 9 人となっている。これを都道府県別にみると、無所属当選者数の増加が最も多かった兵庫県では、無所属当選者数の増加分 16 人の 4 分

<sup>47</sup> 表 4-7 には東京都（1993 年 6 月）、茨城県（1994 年 12 月）、兵庫県（1995 年 6 月）、沖縄県（1996 年 6 月）、表 4-8 には東京都（1997 年 7 月）、茨城県（1998 年 12 月）、沖縄県（2000 年 6 月）が含まれている。

の 3 に当たる 12 人が政党公認から無所属に転じていたことがわかる。また宮城県でも、前回の 10 人を大幅に上回る 20 人が無所属で当選したが、そのうちの 6 人が政党公認から無所属となった事例である。そのほかにも静岡県では 9 人増加のうち 6 人、石川県では 8 人増加のうち 6 人、北海道では 7 人増加のうち 5 人、愛知県では 7 人増加のうち 5 人が同様の事例となっている。

表 4-7 政界再編期における無所属議員の党派変更状況：1991～1995年

|      | 1991年   |     |              |      |        |          |                                       |     | 1995年   |     |              |       |       |        |     |
|------|---------|-----|--------------|------|--------|----------|---------------------------------------|-----|---------|-----|--------------|-------|-------|--------|-----|
|      | 無所属(当選) |     | 党派選択(→1995年) |      |        |          |                                       |     | 無所属(当選) |     | 党派履歴(1991年→) |       |       |        |     |
|      | 割合(%)   | 人数  | 自民           | 社会   | 新進     | 無所属      | その他                                   | 不出馬 | 割合(%)   | 人数  | 自民           | 社会    | 民社    | 無所属    | 新人  |
| 北海道  | 23.6    | 26  | 5(5)         | -    | -      | 18(15)   | -                                     | 3   | 30.0    | 33  | 5            | 1(1)  | -     | 16(1)  | 11  |
| 青森県  | 31.4    | 16  | 10(8)        | -    | 2(2)   | 4(4)     | -                                     | -   | 19.6    | 10  | 3            | -     | -     | 4      | 3   |
| 岩手県  | 23.5    | 12  | 4(3)         | -    | 3(3)   | 4(4)     | -                                     | 1   | 25.5    | 13  | -            | -     | -     | 4      | 9   |
| 宮城県  | 15.9    | 10  | 6(6)         | -    | -      | 3(3)     | -                                     | 1   | 31.7    | 20  | 4            | -     | 2     | 3      | 11  |
| 秋田県  | 18.4    | 9   | 3(3)         | -    | -      | 5(3)     | -                                     | 1   | 20.4    | 10  | 1            | 1(1)  | 1     | 3      | 4   |
| 山形県  | 6.1     | 3   | -            | -    | -      | -        | 21世紀を拓く市民連合1(1)                       | 2   | 24.5    | 12  | 4(2)         | -     | 1     | -      | 7   |
| 福島県  | 10.0    | 6   | 3(2)         | -    | -      | 2(2)     | -                                     | 1   | 21.7    | 13  | 1            | -     | -     | 2      | 10  |
| 茨城県  | 18.2    | 12  | 10(9)        | -    | -      | 1(1)     | -                                     | 1   | 15.2    | 10  | 1(1)         | -     | -     | 1      | 8   |
| 栃木県  | 32.7    | 18  | 8(7)         | -    | -      | 9(9)     | -                                     | 1   | 30.9    | 17  | 2            | -     | -     | 9      | 6   |
| 群馬県  | 15.8    | 9   | 6(5)         | -    | -      | 3(3)     | -                                     | -   | 15.8    | 9   | -            | -     | -     | 3      | 6   |
| 埼玉県  | 10.6    | 10  | 8(7)         | -    | -      | 1(1)     | 連合埼玉の会1(1)                            | -   | 20.0    | 19  | 6(1)         | -     | -     | 1      | 12  |
| 千葉県  | 17.4    | 16  | 13(10)       | 1(1) | -      | 1(1)     | -                                     | 1   | 15.5    | 15  | -            | -     | -     | 1      | 14  |
| 東京都  | 7.8     | 10  | 2(2)         | 4(1) | -      | 3(2)     | 生活者ネットワーク1(1)<br>市民と歩む確かな県政を推進する会1(1) | -   | 5.5     | 7   | -            | -     | -     | 2      | 5   |
| 神奈川県 | 12.2    | 14  | 1(1)         | 1(1) | 1(1)   | 5(5)     | -                                     | 5   | 13.9    | 16  | -            | -     | -     | 5      | 11  |
| 新潟県  | 11.1    | 7   | 3(3)         | -    | -      | 2(2)     | -                                     | 2   | 17.5    | 11  | 1            | -     | -     | 2      | 8   |
| 富山県  | 4.3     | 2   | -            | -    | -      | 1(-)     | -                                     | 1   | 6.4     | 3   | -            | -     | 2*    | -      | 1   |
| 石川県  | 14.9    | 7   | 1(1)         | 1(-) | -      | 3(2)     | 新生石川県連合会1(-)                          | 1   | 31.9    | 15  | 7(1)         | -     | -     | 2      | 6   |
| 福井県  | 5.0     | 2   | 1(-)         | -    | -      | -        | -                                     | 1   | 25.0    | 10  | -            | -     | 3     | -      | 7   |
| 山梨県  | 37.2    | 16  | 10(8)        | 1(1) | -      | 3(3)     | -                                     | 2   | 32.6    | 14  | -            | -     | -     | 3      | 11  |
| 長野県  | 24.2    | 15  | -            | -    | -      | 5(3)     | 新県政会5(5)、自由県政会4(4)                    | 1   | 24.6    | 15  | 1            | -     | -     | 3      | 11  |
| 岐阜県  | 3.8     | 2   | -            | -    | -      | -        | -                                     | 2   | 5.7     | 3   | 1(1)         | -     | -     | 1(1)   | 1   |
| 静岡県  | 23.1    | 18  | 6(5)         | -    | 3(2)   | 8(8)     | -                                     | 1   | 34.6    | 27  | 5            | -     | 1     | 8      | 13  |
| 愛知県  | 8.2     | 9   | 5(4)         | -    | 2(1)   | 1(1)     | -                                     | 1   | 14.8    | 16  | 2            | -     | 3     | 1      | 10  |
| 三重県  | 30.9    | 17  | 2(2)         | -    | -      | 12(11)   | -                                     | 3   | 43.6    | 24  | 2            | -     | -     | 11     | 11  |
| 滋賀県  | 12.5    | 6   | 4(4)         | -    | -      | 1(1)     | 新党さきがけ1(1)                            | -   | 25.0    | 12  | -            | -     | 1(1)* | 1      | 10  |
| 京都府  | 10.8    | 7   | 1(1)         | -    | -      | 2(1)     | 新国会3(3)                               | 1   | 6.2     | 4   | -            | -     | -     | 1      | 3   |
| 大阪府  | 10.6    | 12  | 5(4)         | -    | -      | 6(6)     | -                                     | 1   | 13.3    | 15  | 2(1)         | 2     | -     | 6      | 5   |
| 兵庫県  | 21.3    | 20  | 2(2)         | -    | -      | 14(10)   | 護憲社会1(-)                              | 3   | 39.1    | 36  | 8            | 2     | 2     | 11(1)  | 13  |
| 奈良県  | 8.3     | 4   | 1(1)         | -    | -      | 2(2)     | -                                     | 1   | 30.0    | 15  | 1            | 4     | -     | 2      | 8   |
| 和歌山県 | 17.0    | 8   | 1(1)         | -    | -      | 5(5)     | -                                     | 2   | 36.2    | 17  | 2            | -     | -     | 5      | 10  |
| 鳥取県  | 15.0    | 6   | 1(-)         | -    | -      | 5(4)     | -                                     | -   | 45.0    | 18  | 4            | -     | -     | 4      | 10  |
| 島根県  | 29.3    | 12  | 6(6)         | -    | -      | 6(6)     | -                                     | -   | 31.7    | 13  | 2(1)         | -     | -     | 6      | 5   |
| 岡山県  | 15.5    | 9   | 4(4)         | -    | -      | 3(2)     | -                                     | 2   | 17.2    | 10  | -            | -     | 1     | 2      | 7   |
| 広島県  | 7.2     | 5   | -            | -    | -      | 5(5)     | -                                     | -   | 18.6    | 13  | 1            | -     | 3     | 5      | 4   |
| 山口県  | 14.8    | 8   | 6(5)         | -    | -      | 1(1)     | -                                     | 1   | 22.2    | 12  | 5(1)         | -     | 1     | 1      | 5   |
| 徳島県  | 26.2    | 11  | 7(7)         | -    | -      | 4(3)     | -                                     | -   | 33.3    | 14  | 1            | 1     | -     | 3      | 9   |
| 香川県  | 13.3    | 6   | 5(4)         | -    | -      | -        | -                                     | 1   | 8.9     | 4   | -            | -     | -     | -      | 4   |
| 愛媛県  | 18.9    | 10  | 8(8)         | -    | -      | 1(1)     | -                                     | 1   | 9.6     | 5   | -            | -     | 2     | 1      | 2   |
| 高知県  | 7.1     | 3   | 2(1)         | -    | -      | 1(1)     | -                                     | -   | 21.4    | 9   | -            | -     | 1     | 1      | 7   |
| 福岡県  | 17.8    | 16  | 2(2)         | -    | -      | 9(8)     | 福岡県農政連2(2)                            | 3   | 24.2    | 22  | 1            | -     | 3     | 8      | 10  |
| 佐賀県  | 11.9    | 5   | 2(1)         | -    | -      | 2(1)     | -                                     | 1   | 16.7    | 7   | -            | 1(1)  | -     | 1      | 5   |
| 長崎県  | 13.5    | 7   | 6(5)         | -    | -      | -        | -                                     | 1   | 26.9    | 14  | 3(1)         | -     | -     | -      | 11  |
| 熊本県  | 16.1    | 9   | 5(5)         | -    | 1(-)   | 1(1)     | 新党さきがけ1(1)                            | 1   | 32.1    | 18  | 2            | -     | -     | 1      | 15  |
| 大分県  | 21.3    | 10  | 3(3)         | -    | -      | 5(5)     | -                                     | 2   | 36.2    | 17  | 2            | -     | -     | 5      | 10  |
| 宮崎県  | 8.5     | 4   | 2(2)         | -    | -      | 2(1)     | -                                     | -   | 25.5    | 12  | 3            | -     | -     | 1      | 8   |
| 鹿児島県 | 12.3    | 7   | 7(7)         | -    | -      | -        | -                                     | -   | 17.5    | 10  | 2            | 1(1)  | -     | -      | 7   |
| 沖縄県  | 27.1    | 13  | 3(3)         | -    | 5(4)   | 4(3)     | -                                     | -   | 27.1    | 13  | -            | -     | -     | 3      | 10  |
| 合計   | 15.8    | 464 | 190(167)     | 8(4) | 17(13) | 173(150) | 22(20)                                | 54  | 22.2    | 652 | 85(10)       | 13(4) | 27(1) | 153(3) | 374 |

注) 党派変更欄の括弧内の数字は当選者、党派履歴欄の括弧内の数字はうち元職を示す。表中の網掛けを施したものは、30%以上を示す。党派履歴の民社(\*)には、富山県「新風の会」1、滋賀県「みんなの革新県政を育てる会」1(1)が含まれている。

表 4-8 政界再編期における無所属議員の党派変更状況：1995～1999 年

|      | 1995 年   |     |                |        |          |                 |     |          | 1999 年 |                |       |       |     |        |     |
|------|----------|-----|----------------|--------|----------|-----------------|-----|----------|--------|----------------|-------|-------|-----|--------|-----|
|      | 無所属 (当選) |     | 党派選択 (→1999 年) |        |          |                 |     | 無所属 (当選) |        | 党派履歴 (1995 年→) |       |       |     |        |     |
|      | 割合(%)    | 人数  | 自民             | 民主     | 無所属      | その他             | 不出馬 | 割合(%)    | 人数     | 自民             | 社会    | 新進    | その他 | 無所属    | 新人  |
| 北海道  | 30.0     | 33  | 4(4)           | 5(4)   | 19(17)   | —               | 5   | 27.3     | 30     | —              | 1     | —     | —   | 17     | 12  |
| 青森県  | 19.6     | 10  | 1(1)           | —      | 8(8)     | —               | 1   | 54.9     | 28     | 4              | —     | 8     | —   | 8      | 8   |
| 岩手県  | 25.5     | 13  | 4(3)           | —      | 4(4)     | 自由党 2(1)        | 3   | 31.4     | 16     | —              | 1(1)  | 5     | —   | 4      | 6   |
| 宮城県  | 31.7     | 20  | 5(5)           | 2(2)   | 9(6)     | —               | 4   | 33.3     | 21     | 5(1)           | —     | 2     | —   | 6      | 8   |
| 秋田県  | 20.4     | 10  | 2(2)           | 2(2)   | 6(5)     | —               | —   | 25.0     | 12     | —              | —     | —     | —   | 5      | 7   |
| 山形県  | 24.5     | 12  | 6(5)           | 1(1)   | 5(5)     | —               | —   | 22.4     | 11     | —              | —     | —     | —   | 5      | 6   |
| 福島県  | 21.7     | 13  | 8(6)           | 1(1)   | 3(3)     | —               | 1   | 15.0     | 9      | —              | 1     | —     | —   | 3      | 5   |
| 茨城県  | 15.2     | 10  | 7(6)           | —      | 2(—)     | —               | 1   | 12.1     | 8      | 1(1)           | —     | —     | —   | —      | 7   |
| 栃木県  | 30.9     | 17  | 2(1)           | —      | 10(10)   | —               | 5   | 32.7     | 18     | 2(2)           | —     | —     | —   | 10     | 6   |
| 群馬県  | 15.8     | 9   | 4(4)           | —      | 4(4)     | —               | 1   | 22.8     | 13     | 1(1)           | 1     | —     | —   | 4      | 7   |
| 埼玉県  | 20.0     | 19  | 7(5)           | —      | 6(4)     | 彩の国・フロンティア 3(3) | 3   | 19.1     | 18     | 2(2)           | 1     | —     | 1   | 4      | 10  |
| 千葉県  | 15.5     | 15  | 8(8)           | —      | 3(2)     | —               | 4   | 23.5     | 23     | —              | —     | —     | 1   | 3(1)   | 19  |
| 東京都  | 5.5      | 7   | —              | 2(2)   | 3(2)     | 新進党 1(—)        | 1   | 6.3      | 8      | —              | 1(1)  | —     | 4   | 2      | 1   |
| 神奈川県 | 13.9     | 16  | 4(3)           | 1(1)   | 9(6)     | —               | 2   | 17.8     | 19     | 1              | 2     | 2(1)  | 4   | 6      | 4   |
| 新潟県  | 17.5     | 11  | 5(4)           | —      | 3(3)     | 21世紀を創造する会 1(1) | 2   | 24.2     | 15     | —              | —     | —     | —   | 3      | 12  |
| 富山県  | 6.4      | 3   | 2(2)           | —      | —        | —               | 1   | 15.6     | 7      | —              | —     | —     | —   | 1(1)   | 6   |
| 石川県  | 31.9     | 15  | 1(1)           | —      | 9(9)     | —               | 5   | 35.4     | 17     | —              | 2(2)  | —     | —   | 10(1)  | 5   |
| 福井県  | 25.0     | 10  | 6(5)           | —      | 3(3)     | —               | 1   | 42.5     | 17     | —              | 2     | —     | —   | 3      | 12  |
| 山梨県  | 32.6     | 14  | 9(9)           | —      | 4(3)     | —               | 1   | 19.0     | 8      | —              | —     | —     | —   | 3      | 5   |
| 長野県  | 24.6     | 15  | 1(1)           | —      | 5(5)     | 県政会 8(8)        | 1   | 17.7     | 11     | —              | 2     | —     | —   | 5      | 4   |
| 岐阜県  | 5.7      | 3   | 2(1)           | —      | 1(1)     | —               | —   | 13.7     | 7      | —              | —     | 1     | —   | 1      | 5   |
| 静岡県  | 34.6     | 27  | 9(9)           | 1(1)   | 11(10)   | —               | 6   | 37.2     | 29     | —              | 4     | 6     | —   | 10     | 9   |
| 愛知県  | 14.8     | 16  | 9(8)           | 1(1)   | 4(3)     | —               | 2   | 30.8     | 33     | 1(1)           | —     | 12    | 1   | 3      | 16  |
| 三重県  | 43.6     | 24  | 1(1)           | 1(1)   | 17(13)   | —               | 5   | 61.8     | 34     | —              | 3     | 2     | —   | 13     | 16  |
| 滋賀県  | 25.0     | 12  | 4(3)           | —      | 6(5)     | さきがけ 1(1)       | 1   | 33.3     | 16     | 4(1)           | —     | —     | 2   | 5      | 5   |
| 京都府  | 6.2      | 4   | 1(1)           | —      | 3(2)     | —               | —   | 13.8     | 9      | —              | 3     | 1     | 1   | 2      | 2   |
| 大阪府  | 13.3     | 15  | —              | —      | 11(10)   | —               | 4   | 19.6     | 22     | —              | 1     | 3     | —   | 10     | 8   |
| 兵庫県  | 39.1     | 36  | 4(3)           | 4(4)   | 23(20)   | —               | 5   | 29.3     | 27     | 2(1)           | —     | —     | —   | 20     | 5   |
| 奈良県  | 30.0     | 15  | 4(4)           | 3(3)   | 6(5)     | 社民党 1(1)        | 1   | 29.2     | 14     | —              | —     | 2     | 1   | 5      | 6   |
| 和歌山県 | 36.2     | 17  | 5(5)           | —      | 9(8)     | —               | 3   | 29.8     | 14     | —              | —     | —     | —   | 8      | 6   |
| 鳥取県  | 45.0     | 18  | 8(8)           | 2(2)   | 5(5)     | —               | 3   | 26.3     | 10     | —              | —     | —     | —   | 5      | 5   |
| 島根県  | 31.7     | 13  | 9(7)           | —      | 3(3)     | —               | 1   | 19.5     | 8      | —              | 1     | —     | —   | 4(1)   | 3   |
| 岡山県  | 17.2     | 10  | 3(3)           | 1(1)   | 5(3)     | —               | 1   | 23.2     | 13     | 1(1)           | —     | —     | —   | 3      | 9   |
| 広島県  | 18.6     | 13  | 3(3)           | —      | 9(9)     | —               | 1   | 25.7     | 18     | —              | 2     | —     | —   | 9      | 7   |
| 山口県  | 22.2     | 12  | 4(3)           | —      | 7(7)     | —               | 1   | 30.2     | 16     | —              | —     | 2     | —   | 8(1)   | 6   |
| 徳島県  | 33.3     | 14  | 6(6)           | 1(1)   | 6(5)     | 自由党 1(1)        | —   | 28.6     | 12     | 1              | —     | —     | —   | 5      | 6   |
| 香川県  | 8.9      | 4   | 3(2)           | —      | 1(1)     | —               | —   | 11.1     | 5      | —              | —     | 1     | —   | 1      | 3   |
| 愛媛県  | 9.6      | 5   | 1(1)           | —      | 3(3)     | —               | 1   | 38.5     | 20     | 11             | —     | —     | —   | 3      | 6   |
| 高知県  | 21.4     | 9   | 4(4)           | —      | 5(3)     | —               | —   | 24.4     | 10     | 1(1)           | 1     | —     | —   | 3      | 5   |
| 福岡県  | 24.2     | 22  | 5(4)           | 3(3)   | 10(7)    | 農政連 1(1)        | 3   | 23.1     | 21     | —              | —     | 1     | —   | 7      | 13  |
| 佐賀県  | 16.7     | 7   | 3(3)           | —      | 4(2)     | —               | —   | 29.3     | 12     | 1(1)           | —     | —     | —   | 2      | 9   |
| 長崎県  | 26.9     | 14  | 9(7)           | —      | 3(2)     | —               | 2   | 21.2     | 11     | 3(2)           | 1     | —     | —   | 2      | 5   |
| 熊本県  | 32.1     | 18  | 9(8)           | —      | 8(7)     | —               | 1   | 30.4     | 17     | 2              | 2(1)  | —     | —   | 7      | 6   |
| 大分県  | 36.2     | 17  | 7(6)           | 2(—)   | 6(4)     | —               | 2   | 29.8     | 14     | 1              | —     | —     | —   | 4      | 9   |
| 宮崎県  | 25.5     | 12  | 9(8)           | —      | 2(1)     | —               | 1   | 13.3     | 6      | —              | —     | 1     | —   | 1      | 4   |
| 鹿児島県 | 17.5     | 10  | 7(5)           | —      | 2(—)     | —               | 1   | 14.8     | 8      | —              | 2(2)  | —     | 1   | —      | 5   |
| 沖縄県  | 27.1     | 13  | 3(3)           | —      | 6(5)     | 新無所属の会 3(1)     | 1   | 35.4     | 17     | —              | 3     | —     | —   | 5      | 9   |
| 合計   | 22.2     | 652 | 218(191)       | 33(30) | 291(243) | 21(18)          | 88  | 25.2     | 732    | 44(15)         | 37(7) | 49(1) | 16  | 248(5) | 338 |

注) 党派変更欄の括弧内の数字は当選者、党派履歴欄の括弧内の数字はうち元職を示す。表中の網掛けを施したものは、30%以上を示す。党派履歴「その他」の詳細は、次の通りである：(埼玉) 連合埼玉の会 1、(千葉) 新党さきがけ 1、(東京) 日本新党 4、(神奈川県) 新党さきがけ 1、新党・合憲リベラル 1、明日の県央を考える会 2、(愛知県) 新党さきがけ 2、(京都府) 新政会 1、(奈良県) 公明 1、(鹿児島県) 自由連合 1。

しかしながら、1995年選挙ではこうした政党公認の無所属化（以下、「離党」）が進むだけでなく、無所属「新人」も63人増えている。この結果について、政党公認候補者数の増減幅と比較してみると、無所属の善戦だけでなく、政党の選挙対応にも限界があったことが浮かび上がる。すなわちこの選挙での政党公認の候補数は、前回の3,210人より155人少ない3,055人となっている。特に自民党は前回の1,840人より224人少ない1,616人、社会党は前回の611人より172人も少ない439人となっている。これに対して無所属の候補者数は、前回の1,029人より197人多い1,226人であった。このように、政党公認候補数の減少幅は、政党公認から無所属候補となった（落選者を含む）125人を上回っており、これは政党にとって当選可能性のある新人有力候補を取り込むことが困難であったことを示唆するものと考えられる。これについては、次節でさらに検討する。

一方、府県のなかには1995年選挙での無所属当選者数が前回1991年選挙のそれから減った地域もあったが、減少幅の大きい順に、青森県（11.8%p減）、愛媛県（9.3%p減）、山梨県（4.6%p減）、京都府（4.6%p減）、香川県（4.4%p減）などとなっている。これらの県はいずれも1991年選挙から1995年選挙にかけての党派選択で政党入りした割合が高く、かつ1995年選挙での党派履歴における政党と新人が少ないことで共通している。

次に表4-8（1995～1999年）をみると、1999年選挙では無所属の割合がさらに増えて25.2%となり、前回より無所属当選者が増えた地域も29都道府県となっている（前々回対比では40道府県で増加）。特に増えかたが大きかったのは、青森県（18人増）、愛知県（17人増）、愛媛県（15人増）、三重県（10人増）などである。無所属当選者数の増加が最も大きかった青森県では、18人増加のうち「離党」が12人であった。また愛知県では18人増加のうち13人、愛媛県では15人増加のうち11人、三重県では10人増加のうち5人が「離党」であった。

党派履歴の「離党」状況を党派別にみると、現職基準で（旧）新進党が48人で最も多く、次いで社会党（社民党）が30人、自民党が29人、その他が16人となっている。この選挙では、前回より自民党の党派履歴が減少する一方で、新進党の解党で無所属になった候補が増えるなど、非自民政党の党派履歴の増加が目立った<sup>48</sup>。また、党派履歴における「無所属」事例が前回より現職基準で60.8%（93人）も急増したほか、「新人」履歴

---

<sup>48</sup> 愛媛県で自民党の党派履歴が増加したのは、1月の知事選で分裂した自民党が、党推薦の加戸守行知事以外の候補を支援した現職を公認せず、公認数を前回より減らしたことによるものである（『朝日新聞』1999年3月19日・朝刊・愛媛）。自民党公認から無所属となった11人のうちの5人は次回選挙で自民党公認に復帰し、そのうち4人が当選した。残り6人のうち4人は不出馬であり、2人は無所属で当選した。



が 36 人 (9.6%) 減少したことが特徴的である。

他方、この 1999 年選挙で無所属当選者数が減少したのは、減少率の高い順に、鳥取県 (18.7%p 減)、山梨県 (13.6%p 減)、島根県 (12.2%p 減)、宮崎県 (12.2%p 減) などとなっている。前回と同様に、いずれの県も 1995 年選挙の無所属当選者の党派選択における政党入りの割合が高いことが確認できる。

## 2. 党派履歴にみる政界再編の影響

前項で検討したように、1995 年選挙以降の脱政党化は、何よりも政党公認の現職が無所属化する事例が急増したことに起因する。ただ、党派履歴の「離党」例は、この時期にかぎらず、政界再編の以前からしばしば観察されるものであった。例えば 1962 年 10 月に千葉県では、知事選をめぐって自民党が分裂し、自民党の一部議員が離党し新会派を結成して現職 (柴田等) を支援することとなった。また、翌年の神奈川県でも、自民党は現職知事 (内山岩太郎) を支援する自民党第一議員会と、対立候補を応援する自民党河野派に分裂した (辻 2015 : 140-145)。こうした自民党内の激しい対立は、1963 年統一地方選挙の際に千葉県で 6 人、神奈川県で 11 人の自民党県議が無所属化する結果をもたらしたのである。このほかにも、島根県では知事選をめぐって竹下派とその他の派閥間の激しい対立が続き、1971 年選挙で 5 人、1975 年選挙で 12 人の自民党県議が無所属化した<sup>49</sup>。次の表 4-9 に示されるような、1963 年選挙と 1975 年選挙における「自民」党派履歴の増加は、こうした事情が背景にあったのである。

---

<sup>49</sup> 「衆院定数 5 の島根県では昭和 35 年以来、自民の桜内義雄、大橋武夫、竹下登、細田吉蔵の 4 代議員が連続当選し、保守王国とはいえ、厳しい選挙戦を重ねてきた。県議、市町村議まで 4 派に系列化し、県政の頂点にある知事陣営にくみするかどうかは自派系列盛衰のカギだった。そこで県政反主流の桜内、大橋、細田の『反竹下連合』は前回と今回山野氏を擁立したが、重ねて涙をのむ結果となった」(『朝日新聞』1975 年 4 月 14 日朝刊)。

表 4-9 無所属議員の党派履歴：1955～2015 年

|      | 党派履歴（現職） |            |    |    |    |     |    |       |       | 新人    | 元   | 合計    |
|------|----------|------------|----|----|----|-----|----|-------|-------|-------|-----|-------|
|      | 自民       | 社会<br>(社民) | 民社 | 新進 | 民主 | その他 | 諸派 | 無所属   | 小計    |       |     |       |
| 1955 | 27       | 11         | —  | —  | —  | —   | 15 | 172   | 225   | 523   | 24  | 772   |
| 1959 | 9        | 2          | —  | —  | —  | —   | 3  | 80    | 94    | 306   | 22  | 422   |
| 1963 | 35       | 5          | —  | —  | —  | —   | 4  | 66    | 110   | 209   | 23  | 342   |
| 1967 | 17       | 5          | 2  | —  | —  | —   | 6  | 54    | 84    | 242   | 25  | 351   |
| 1971 | 17       | 5          | —  | —  | —  | —   | 3  | 72    | 97    | 245   | 14  | 356   |
| 1975 | 27       | 4          | —  | —  | —  | —   | —  | 80    | 111   | 281   | 21  | 413   |
| 1979 | 17       | 3          | 2  | —  | —  | —   | 5  | 115   | 142   | 254   | 17  | 413   |
| 1983 | 6        | 4          | —  | —  | —  | 3   | 2  | 106   | 121   | 250   | 20  | 391   |
| 1987 | 8        | 1          | 1  | —  | —  | 5   | 1  | 78    | 94    | 302   | 24  | 420   |
| 1991 | 14       | 4          | 2  | —  | —  | 1   | 2  | 111   | 134   | 309   | 21  | 464   |
| 1995 | 75       | 9          | 25 | —  | —  | —   | 1  | 150   | 260   | 374   | 18  | 652   |
| 1999 | 29       | 30         | —  | 48 | —  | 11  | 5  | 243   | 363   | 338   | 28  | 732   |
| 2003 | 15       | 1          | —  | —  | 5  | 2   | 8  | 275   | 306   | 407   | 20  | 733   |
| 2007 | 25       | 8          | —  | —  | 2  | —   | 6  | 237   | 278   | 306   | 28  | 612   |
| 2011 | 24       | 1          | —  | —  | 4  | —   | 3  | 200   | 232   | 247   | 18  | 497   |
| 2015 | 16       | —          | —  | —  | 36 | 7   | 9  | 209   | 277   | 221   | 21  | 520   |
| 合計   | 361      | 93         | 32 | 48 | 47 | 30  | 73 | 2,248 | 2,932 | 4,814 | 344 | 8,090 |

注) 表上段の党派は、前回選挙における立候補の届出によるものである。1955 年は 41 都道府県（栃木・千葉・山梨・滋賀・長野の各県を除く）、その後は全国を対象としたものである。1955～1959 年の「自民党」履歴は、国民民主党と自由党（1951 年）、日本民主党と自由党（1955 年）を「自民党」とみなしたものである。「その他」には、1983 年に新自由クラブ 3、1987 年に新自由クラブ 5、1991 年に共産 1、1999 年に新党さきがけ 4、日本新党 4、公明 1、自由連合 1、新党・護憲リベラル 1、2003 年にさきがけ 1、自由党 1、2015 年にみんなの党 7、たちあがれ日本 1 がそれぞれ含まれる。

ところが、「離党」の事例は、1993 年以降の政界再編期に入ると、特に 1995 年選挙と 1999 年選挙において極めて顕著となった（表 4-9 の網掛けの部分）。この時期に「離党」の事例が増えた理由は、前項で触れたとおりであるが、ここで注目したいのは「離党」だけでなく、前回に引き続き無所属で出馬する事例（以下、無所属維持）も大幅な増加傾向を示していたという点である。すでに述べたように、1995 年選挙以降の無所属の増加

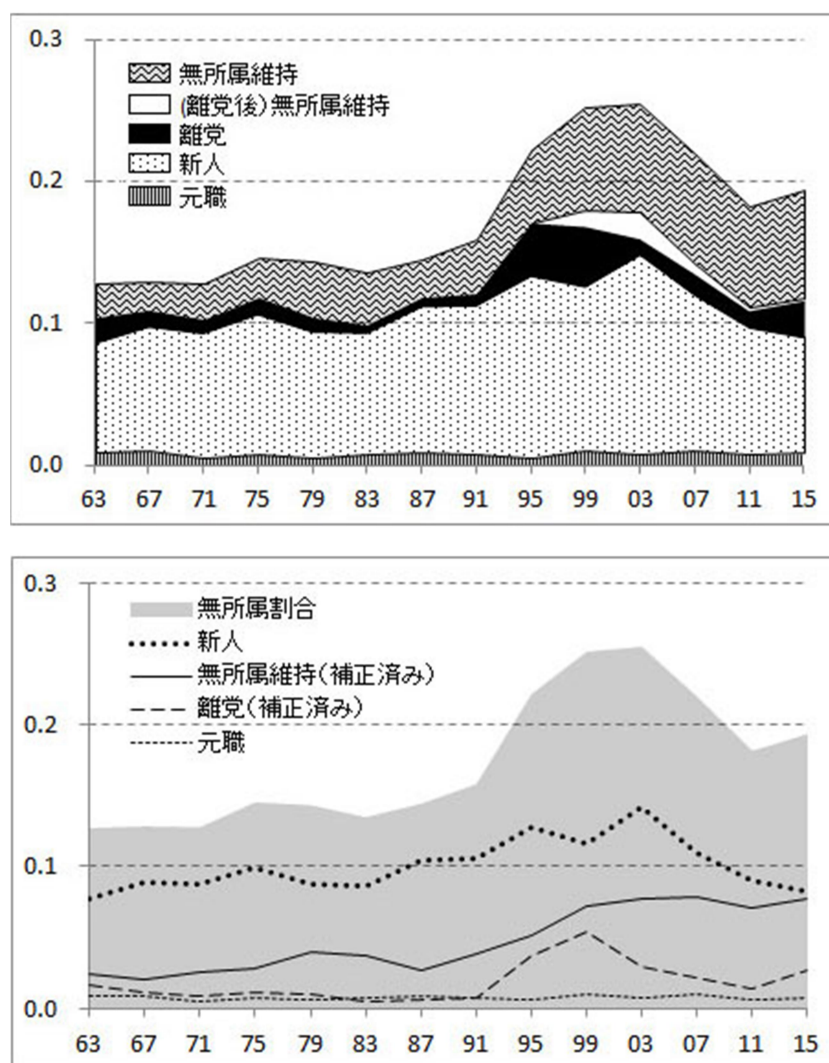
は、「離党」の事例が増えたことに起因しており、これは無所属全体に占める現職割合の増加からある程度は説明できる。しかし他方で、現職の無所属には、「離党」だけでなく、「無所属維持」の事例も含まれている。そのため、1995年選挙以降に無所属議員が増加した要因をさらに明らかにするためには、「離党」と「無所属維持」を区分して、それぞれの推移を確認する必要がある。さらに分析をより厳密にするためには、政界再編の影響をコントロールする必要もある。というのも、同じく表4-9に示されるように、1995年選挙と1999年選挙では、それ以前の時期に比べて、党を離れて無所属となった事例が顕著であり、もしこれらの事例がその後も引き続き無所属で当選したとするならば、「無所属維持」の事例に、政界再編（「離党」事例の増加）の影響が含まれることになるからである。そこで、この問題を解決するために、政界再編の影響をコントロールしたうえで、それぞれの推移を示すことにした。

次に掲げる図4-4の上図（積み上げグラフ）では、表4-9をもとにしながら、1995年選挙と1999年選挙での「離党」事例のなかにその後「無所属維持」となった事例がどの程度あるのかを追跡調査し、それに該当する事例数を「(離党後)無所属維持」で示した<sup>50</sup>。また、同図の下図（折れ線グラフと面グラフ）では、この「(離党後)無所属維持」の事例数を「離党(補正済み)」に算入する方法をとり、1995選挙と1999年選挙における「離党」の効果を補正した。

---

<sup>50</sup> 対象となるのは、1995年の民社党(25人)と自民党(75人)、1999年の社民党(30人)、新進党(45人)、新党さきがけ(4人と)、日本新党(4人)、自民党(29人)、2003年のさきがけ(1人)の合計213人である。

図 4-4 党派履歴の類型別推移：1963～2015 年



注) 図の縦軸は、総定数に占める割合を示す。

この図 4-4 の上下いずれの図においても明らかなように、「離党（補正済み）」は、1995 年選挙から 1999 年選挙にかけて急増したのちに、明らかな減少傾向に転じている。そして、「新人」は 1987 年選挙以降、次第に増加する傾向にあったが、2003 年選挙の 14.9%で頭打ちとなり、2011 年選挙では 10%を割るようになった。これに対して、「無所属維持（補正済み）」は、1991 年選挙から 1999 年選挙までは他の類型と同様に増加傾向を示しているが、その後も「離党（補正済み）」や「新人」の推移とは異なり減少に転じることなく、概ね横ばいの傾向にあることが読み取れる。

ここで、こうした類型別の推移が政界再編後にいかに変化したのかを、1991 年選挙に対する増減から確認しておこう。次の表 4-10 は、図 4-4 の下図のデータをもとにして、

それぞれの類型につき、1991年選挙を基準に1995年選挙以後の各選挙における増減分をパーセンテージ・ポイントで示したものである。この表からは、1995年選挙と1999年選挙における無所属の急増は、「離党」による影響が最も大きいことが分かる。しかしその後の選挙では、「無所属維持」による影響が最も大きく、それに対して「新人」は2003年選挙をピークに減少傾向に転じ、2011年選挙以降は1991年選挙を下回っていることが分かる。なお、党派履歴の各類型が政界再編後の無所属の増加にどれほど影響したかについて、この表4-10の1995年選挙から2015年選挙までの合計からみると、「離党」が13.80%p、「無所属維持」が19.69%p、「新人」が3.58%p、元職が0.42%pとなり、1995年選挙以降の全期間を通じてみて、「無所属維持」の影響が最も大きいことが分かる。年度別の影響では、「離党」は1995年選挙と1999年選挙で無所属増加率（同表の小計行）の半分をやや下回る程度であったのに対し、「無所属維持（補正済み）」は、2011年選挙と2015年選挙の無所属増加率を上回っている。

表4-10 1991年選挙対比党派履歴別の増減率（%ポイント）

|       | 1995  | 1999 | 2003  | 2007 | 2011  | 2015  | 合計    |
|-------|-------|------|-------|------|-------|-------|-------|
| 新人    | 2.19  | 1.09 | 3.63  | 0.46 | -1.50 | -2.30 | 3.58  |
| 無所属維持 | 1.32  | 3.40 | 3.87  | 3.94 | 3.27  | 3.88  | 19.69 |
| 離党    | 2.96  | 4.51 | 2.21  | 1.46 | 0.64  | 1.90  | 13.80 |
| 元職    | -0.10 | 0.25 | -0.02 | 0.29 | -0.06 | 0.07  | 0.42  |
| 小計    | 6.37  | 9.35 | 9.70  | 6.17 | 2.36  | 3.54  | 37.49 |

注) 表中の無所属維持と離党の数値は、図4-4の下図と同様、1995年選挙と1999年選挙の離党者の効果を補正して百分率で示したものである。網掛け部分は各年度の最高値を示す。

### 3. 政界再編以降における党派選択行動の変化

前項までは、1995年選挙以降の脱政党化について、政党から無所属へという経路を中心に分析を行った。しかし前節の表4-1～表4-4と、本節の表4-7～表4-8の分析から分かるように、都道府県議会の政党化（無所属比率）は無所属議員の党派履歴（脱政党化過程）だけでなく、党派選択行動（政党化過程）によっても影響される。そこで、本項では現職無所属議員の党派選択行動、すなわち無所属から政党所属へという政党化の過程を中心に考察を行う。次の表4-11は、こうした無所属議員の党派選択状況を、党派選択が行われる次回選挙を選挙年として、党派別に示したものである。さらに表4-12は、前項で検討した政界再編による離党者（脚注50参照）を対象に、離党後の党派選択状況

を追跡調査し、政党別に示したものである。

表 4-11 無所属議員の党派選択：1959～2015 年

|      | 自民               | 社会<br>(社民)  | 公明       | 民社         | 民主           | 新進         | 自由       | その他                    | 諸派           | 無所属              | 不出馬   | 小計               |
|------|------------------|-------------|----------|------------|--------------|------------|----------|------------------------|--------------|------------------|-------|------------------|
| 1959 | 465<br>(326)     | 58<br>(46)  | —        | —          | —            | —          | —        | —                      | 33<br>(28)   | 116<br>(80)      | 185   | 857<br>(480)     |
| 1963 | 178<br>(142)     | 22<br>(15)  | —        | 8<br>(6)   | —            | —          | —        | 共産党 1(1)               | 24<br>(23)   | 98<br>(66)       | 91    | 422<br>(253)     |
| 1967 | 184<br>(141)     | 13<br>(7)   | —        | 4<br>(4)   | —            | —          | —        | —                      | 5<br>(5)     | 74<br>(54)       | 62    | 342<br>(211)     |
| 1971 | 180<br>(140)     | 4<br>(3)    | —        | 4<br>(4)   | —            | —          | —        | —                      | 6<br>(6)     | 97<br>(72)       | 60    | 351<br>(225)     |
| 1975 | 164<br>(149)     | 9<br>(5)    | —        | 6<br>(6)   | —            | —          | —        | —                      | 14<br>(13)   | 116<br>(80)      | 47    | 356<br>(253)     |
| 1979 | 200<br>(175)     | 4<br>(3)    | 1<br>(0) | 2<br>(1)   | —            | —          | —        | 社民連 1(1)<br>新自ク 6(5)   | 15<br>(14)   | 141<br>(115)     | 43    | 413<br>(314)     |
| 1983 | 218<br>(190)     | 1<br>(1)    | —        | 3<br>(1)   | —            | —          | —        | —                      | 13<br>(12)   | 126<br>(106)     | 52    | 413<br>(310)     |
| 1987 | 221<br>(173)     | 2<br>(2)    | 1<br>(1) | —          | —            | —          | —        | —                      | 5<br>(4)     | 102<br>(78)      | 60    | 391<br>(258)     |
| 1991 | 216<br>(192)     | 7<br>(5)    | —        | 1<br>(—)   | —            | —          | —        | —                      | 5<br>(3)     | 143<br>(111)     | 48    | 420<br>(311)     |
| 1995 | 190<br>(167)     | 8<br>(4)    | —        | —          | —            | 17<br>(13) | —        | さきがけ 2(2)              | 20<br>(18)   | 173<br>(150)     | 54    | 464<br>(354)     |
| 1999 | 218<br>(191)     | 1<br>(1)    | —        | —          | 33<br>(30)   | 1*<br>(—)  | 3<br>(2) | さきがけ 1(1)              | 16<br>(14)   | 291<br>(243)     | 88    | 652<br>(482)     |
| 2003 | 234<br>(200)     | 3<br>(2)    | 1<br>(1) | —          | 26<br>(25)   | —          | 2<br>(2) | 保守新党 2(2)              | 7<br>(7)     | 321<br>(275)     | 136   | 732<br>(514)     |
| 2007 | 235<br>(195)     | 2<br>(1)    | —        | —          | 57<br>(53)   | —          | —        | 共産党 1(—)               | 16<br>(11)   | 307<br>(237)     | 115   | 733<br>(497)     |
| 2011 | 165<br>(146)     | —           | —        | —          | 74<br>(57)   | —          | —        | みんなの党 2(2)             | 10<br>(7)    | 261<br>(200)     | 100   | 612<br>(412)     |
| 2015 | 160<br>(139)     | 1<br>(1)    | —        | —          | 2<br>(2)     | —          | —        | 生活の党 1(1)<br>維新の党 1(1) | 5<br>(4)     | 245<br>(209)     | 82    | 497<br>(357)     |
| 小計   | 3,228<br>(2,666) | 135<br>(96) | 3<br>(2) | 28<br>(22) | 192<br>(167) | 18<br>(13) | 5<br>(4) | 18<br>(16)             | 194<br>(169) | 2,611<br>(2,076) | 1,223 | 7,655<br>(5,231) |

注) 括弧内の数字は当選者数。※印(新進党)は、1997年7月6日の東京都議会選挙のデータ。

表 4-12 政界再編による離党後の党派選択

|      | 離党  |    |    |    |      |     | 党派選択   |          |        |  |     |
|------|-----|----|----|----|------|-----|--------|----------|--------|--|-----|
|      | 自民  | 民社 | 社民 | 新進 | さきがけ | 日本新 | 自民     | 無所属      | 民主     | その他                                    | 不出馬 |
| 1995 | 75  | 25 | -  | -  | -    | -   | -      | -        | -      | -                                      | -   |
| 1999 | 29  | -  | 30 | 45 | 4    | 4   | 24(22) | 41(34)   | 5(5)   | 彩の国・フロンティア 2(2)                        | 28  |
| 2003 | -   | -  | -  | -  | 1    | -   | 27(23) | 68 (55)  | 7(7)   | 社民 2(1)、保守新 1(1)                       | 41  |
| 2007 | -   | -  | -  | -  | -    | -   | 3(1)   | 29(22)   | 5(5)   | 岩手政和会 1(1)、無所属・いきいき埼玉の会 1(1)、新政みえ 1(1) | 16  |
| 2011 | -   | -  | -  | -  | -    | -   | 1(1)   | 8(7)     | 4(4)   | 新政みえ 1(1)                              | 8   |
| 2015 | -   | -  | -  | -  | -    | -   | 1(1)   | 3(3)     | -      | -                                      | 3   |
| 小計   | 104 | 25 | 30 | 45 | 5    | 4   | 56(48) | 149(121) | 21(21) | 9(8)                                   | 96  |

注) 括弧内の数字は当選者数。

これら二つの表から読みとれる特徴は、次の通りである。

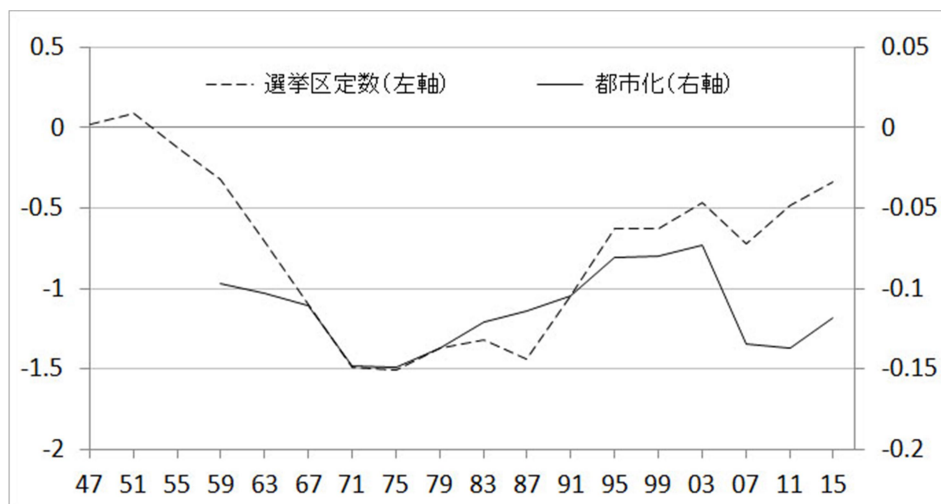
第一に、無所属と自民党の相互依存関係は持続的である。前節で論じたように、限定された政党間競争は、自民党と支持基盤を共有する無所属の当選を可能にすると考えられた。こうした仮定は、表 4-11 に示すごとく「自民」選択の推移が 1959 年選挙直後急減するものの、政界再編以降においても 200 人前後で推移していることから裏付けられる。さらにこうした傾向は、表 4-12 の政界再編に伴う「離党」後の党派選択においても同様に認められる。もっとも、「自民」選択は 2011 年選挙以降、減少に転じるが、これは前回選挙における無所属当選者数、とりわけ新人当選者数が近年減少したことによるものと考えられ、過去の事例からみると、1963 年選挙から 1975 年選挙にかけての時期をやや下回る程度にとどまる。

第二に、1993 年の自民党分裂とその後の新党結成による影響は限定的である。「非自民」選択は 1995 年選挙以降、増加傾向を示している。これは 55 年体制の成立期を除けば、ほとんどみられなかったことである。しかし、「非自民」選択の事例数は、他の類型に比べて依然として少なく、増加傾向も 2011 年選挙で頂点となり、2015 年選挙には政界再編以前の水準に戻っている。この点は、表 4-12 から確認することができる。1995 年選挙と 1999 年選挙における無所属当選者数の急増は、離党による影響が最も大きい。表 4-12 が示すように、政界再編に伴う「離党」後の党派選択においては、「無所属」選択が最も多く、次いで自民党、非自民の順となっている。民社党や社民党、新進党など、非自民政党からの離党者の大半は、そののち非自民政党には入らず、「無所属」選択とな

っており、なかには「自民」選択も 14 件ある<sup>51</sup>。これらの結果はいずれも、非自民政党が政界再編に伴う離党者を取り込むことに失敗し、それにより無所属の増加がもたらされたことを表している。

第三に、政界再編の影響は 2003 年選挙を頂点として減少傾向に転じている。上の表 4-12 から分かるように、政界再編による「離党」の影響は 2003 年選挙以降、明らかに減少しており、これに伴って表 4-11 が示すように「無所属」選択の事例数も減少しつつある。もちろん「無所属」選択（無所属維持）は依然として高止まりの状態ではあるが、諸類型の全般的な推移では概ね政界再編以前の水準に戻っているように見受けられる。この点については、次の図 4-5 を通じて間接的に確認することができる。

図 4-5 無所属当選者の選挙区特性



注) 図中の 1947 年は 32 都道府県 (岩手・秋田・栃木・千葉・石川・山梨・長野・愛知・三重・滋賀・京都・香川・長崎・宮崎の各府県を除く)、1951 年は 41 都道府県 (栃木・千葉・山梨・滋賀・長崎の各県を除く)、55 年以降は全国を対象にしている。

この図 4-5 は、前章の図 3-11 (選挙区特性と政党の対応 (当選者基準)) に、1947 年選挙から 1955 年選挙までの選挙区定数データを追加し、無所属当選者の選挙区特性を、当選者全体との差で示したものである。それによれば、選挙区の都市化度 (DID 比率) は 2003 年選挙で頭打ちとなり、2007 年選挙の時点ですでに政界再編以前の水準に戻っていたこと分かる。また選挙区定数は 2007 年選挙以降も増加傾向が続いているが、このような結果は、「平成の大合併」により、無所属当選者が多いとされる 1 人区と 2 人区の

<sup>51</sup> この「自民」選択者の非自民履歴の内訳は、民社党 2 (2) 人、新進党 9 (6) 人、さきがけ 2 (1) 人、日本新党 1 (1) である (括弧内はうち当選者数)。



数が 2007 年選挙で前回より、それぞれ 13.9% (76 区) と 4.1% (30 区) 減少したことによるところが多いと考えられる。無所属と選挙区定数との関係が政界再編以前時期に戻りつつあるということは、第一章の図 1-1 (都道府県議会における選挙区定数別無所属比率) から確認できる。

以上のように、本節では 1990 年代以降の脱政党化の過程と要因について、党派変更に焦点を当てて分析を行った。この分析方法は、再選可能性が比較的高いとされる現職議員を分析対象としている点で、脱政党化の要因を探るさいに有効であるといえる。しかし現職の候補者が増えただけでは、無所属当選者の増加を説明するにまだ不十分である。1990 年代以降の脱政党化現象をより正確に理解するためには、政党間競争の分析に再び立ち戻る必要がある。

#### 第四節 政党間競争の弛緩要因からみる脱政党化

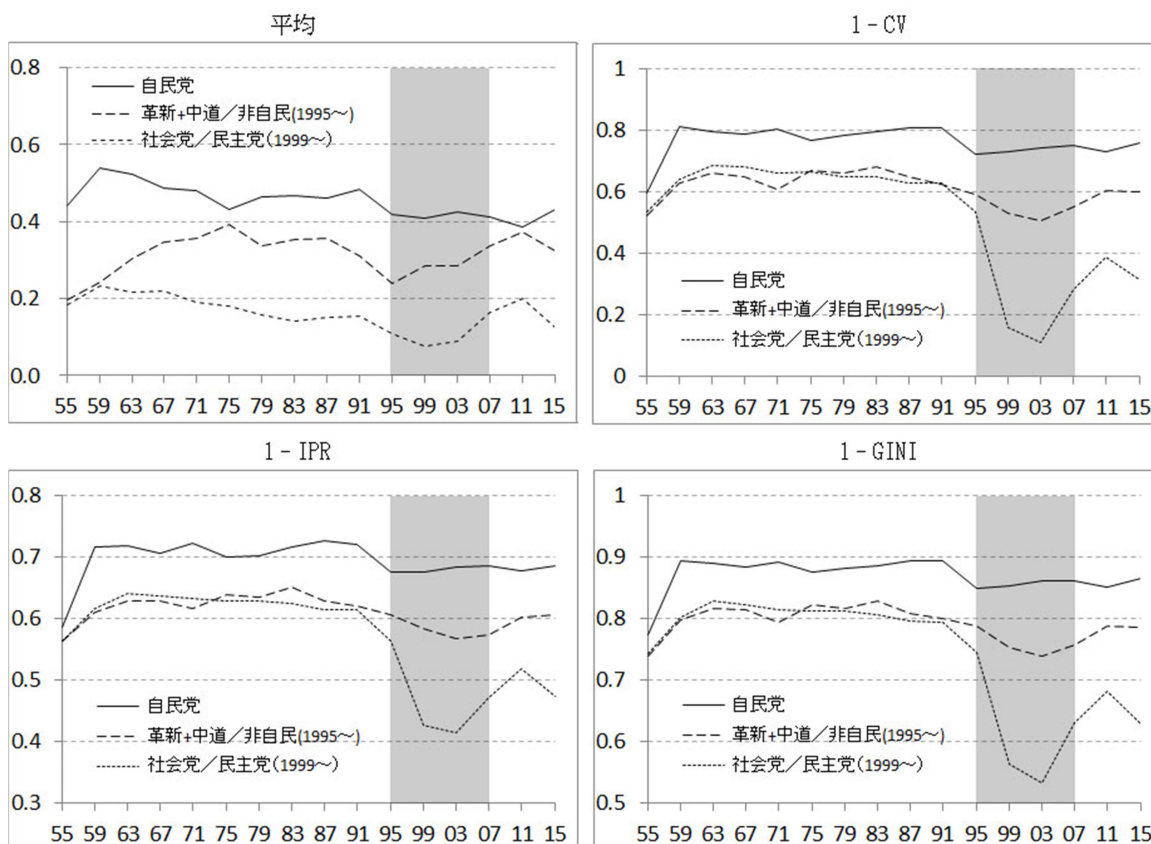
本節では、1990 年代以降の脱政党化現象について、政党間競争の弛緩要因から説明することを試みる。第二章と第三章の分析では、政党間競争の弛緩が無所属の増加をもたらし、その傾向は 1990 年代以降においても同様であることが示された。特に第二章の「相対得票率の平均と得票均一度」と「非競争区の推移」からは、選挙レベルにおける政党間の競争性が 1995 年以降にさらに弱まっていることが示唆された (次頁に再掲する図 2-3 および図 2-4 参照)。まずこれらの知見をもう一度整理し、そのうえで 1990 年代以降のおもな変化を確認しておく。

革新・中道政党の得票率は 1963 年選挙ののちに増加を続け、1975 年選挙以降いったん減少に転じるものの、少なくとも 1980 年代までは高止まりが続いた。しかし図 2-3 からは、革新・中道政党の得票均一度が 1963 年選挙以降、1980 年代まで横ばいとなっていたこと、また図 2-4 からは、非自民政党不在の選挙区が概ね増加傾向を示していたことが明らかである。さらに政党の選挙区対応における選挙区特性の分析により、多党化の影響が少なくとも農村部の、しかも定数の少ない選挙区までは及ばなかったことが認められた。こうした非自民政党の選挙区対応は、非競争区の増減に直接影響を与えていたのである。ところが、政党間競争と無所属議員の規模は、1995 年選挙を境に大きく変化する。

1995 年選挙の前と後の違いを、もう少し詳しく述べておこう。「非自民不在」は多党化が進行しはじめる 1963 年選挙で総定数対比 20.4% (共産党を除いた場合は 21.6%) で

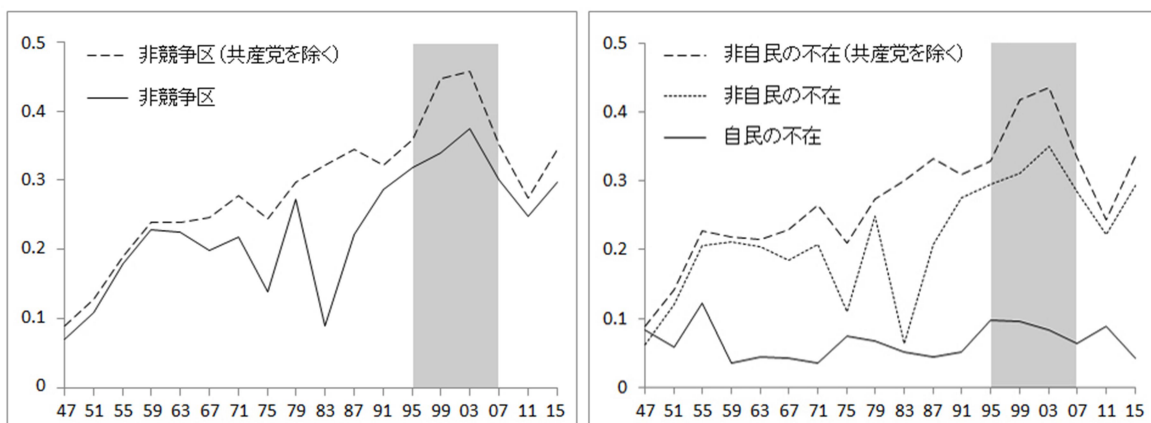
あったが、その後は増減を繰り返しながらも総じて増加傾向を示し、1991年選挙では27.5%（同30.9%）となり、1963年対比7.1%p（同9.3%p）の増加となった。また、「非競争区」は1963年選挙の22.5%（同24.0%）から1991年選挙の28.7%（32.1%p）へと、6.1%p（同8.1%p）というほぼ同程度の増加を示した。これは選挙ごとに非競争区が平均0.9%（同1.2%）程度の微増傾向にあったことを意味する。なお、同じ期間に無所属割合は12.7%から15.9%へと3.2%p増加し、わずかながらも政党間競争の弛緩の影響が表れていたことが窺える。このように、政党間競争と政党化は55年体制が成立してから1991年選挙まで低下傾向が続くものの、比較的に高い状態が続いた。ところが政界再編期を迎えると状況は一変し、非競争区の急増とともに、脱政党化も急速に進んだ。すなわち、「非自民不在」は1991年選挙の27.5%p（共産党を除いた場合30.9%p）から2003年選挙の35.0%（同43.5%p）へと7.5%p（同12.6%p）増加し、また同時期に非競争区は28.7%（同32.1%）から37.4%（同45.7%）へと8.7%p（同13.6%p）の増加を記録した。さらに無所属も同期間中に15.9%から25.5%へと9.6%p増加した。1990年代以降における政党間競争の弛緩傾向と脱政党化は、それ以前の時期の増加幅を上回る勢いで進み、とりわけ脱政党化の傾向が顕著であったのである。

図 2-3 相対得票率の平均と得票均一度（無投票区の補完済み）【再掲】



注) 図の網掛け部分は、1990年代に無所属が急増していた時期を、1995年の無所属比率(23.1%)を目安として設定したものである(以下の図でも同様)。

図 2-4 非競争区の推移：1947～2015年【再掲】



注) 図の縦軸は、総定数に占める割合を示す。1947年は32都道府県(岩手・秋田・栃木・千葉・石川・山梨・長野・愛知・三重・滋賀・京都・香川・長崎・宮崎の各府県を除く)、1951年は41都道府県(栃木・千葉・山梨・滋賀・長崎の各県を除く)、55年以降は全国を対象にしている。

以下では、こうした 90 年代以降の脱政党化現象について分析をさらに進め、非競争区の変化、とりわけ無所属の当選可能性の増加傾向に焦点を当てて分析を行う。その前提となる作業として、まずは選挙競争における全体的な推移について、候補者数を中心に検討しておきたい。

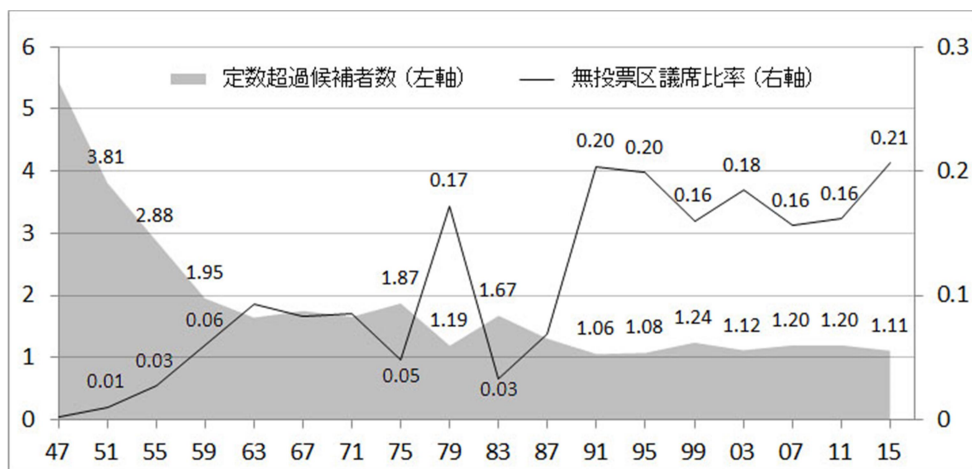
## 1. 選挙区レベルにおける候補者数

選挙区レベルにおける候補者数の推移を確認する際には、選挙区ごとに異なる定数を考慮する必要がある。次に掲げる図 4-6 は、各選挙区における定数超過の候補者数を平均して示したものである。この図の「定数超過候補者数」に示すように、選挙区レベルの候補者数は、55 年体制の成立する 1959 年選挙まで減り続け、その後 1980 年代まで横ばいで推移し、1990 年代に入ってから再び低下傾向に転じている。これを各期間の平均からみると、1947 年選挙～1955 年選挙は 4.05 人、1959 年選挙～1987 年選挙は 1.63 人、1991 年選挙～2015 年選挙は 1.14 人となり、長期間にわたって減少傾向にあることが分かる<sup>52</sup>。また、このような候補者数の減少傾向は、久保谷（2017：260）が「定数が小さい選挙区では候補者数が抑制されやすい」と予測したように、定数の小さい選挙区ほど、候補者数が定数を超えない「無投票区」がより多くもたらされることを示唆する。同図の折れ線グラフは、こうした無投票区の推移を総議席比で示したものである。このグラフからは、無投票区の推移が定数超過候補者数のそれと逆の傾向で増加していることが分かる。各期間の平均をみると、1947 年選挙～1955 年選挙の 1.4%、1959 年選挙～1987 年選挙の 8.0%、1991 年選挙～2015 年選挙の 18.2%となり、特に 1990 年代以降は顕著に高い水準にあることが分かる。

---

<sup>52</sup> 選挙区定数ごとの推移については、図 1-3（選挙区定数別平均落選者数：1947-2015）を参照のこと。

図 4-6 定数超過候補者数と無投票区議席比率：1947～2015 年



注) 図中の 1947 年は 39 都道府県 (栃木・千葉・石川・山梨・長野・滋賀・長崎の各県を除く)、1951 年は 41 都道府県 (栃木・千葉・山梨・滋賀・長崎の各県を除く)、55 年以降は全国を対象にしている。

候補者数が選挙競争の一端を反映し、また無投票区が無風選挙の結果であることに鑑みると、上記のような傾向は、選挙競争が長期的な低下傾向にあり、その傾向は 1990 年代以降、さらに顕著となっていることを示しているものと解釈できる。なかでも無投票区の増加傾向は、本節の検討課題である政党間競争の弛緩要因と無所属との関係を考えるうえで重要である。無投票区の増加は、政党間競争の低下傾向を強く示唆するからである。無投票区における当選者の党派構成は、1959 年選挙から 2015 年選挙までの全当選者 5,413 人のうち、自民党が 3,852 人 (71.2%) で最も多く、次いで無所属が 781 (14.4%)、非自民政党が 780 (14.4%) の順となり、自民党が圧倒的な優位を占めている。これを選挙区特性からみると、次に掲げる表 4-13 のように、無投票区は農村部で定数の小さい選挙区ほど多い傾向にあることが分かる。これは、前章で検討した「非競争区」における選挙区特性とほぼ一致するもので、その意味では、無投票区においても政党間の競争が制限されていることを示唆すると考えられる。1990 年代以降の無投票区の増加は、こうした傾向をさらに強めたものと推測される。

表 4-13 無投票区の選挙区特性：1959～2015 年

|                       |       | DID人口比率        |                     |                     |                | 小計            |
|-----------------------|-------|----------------|---------------------|---------------------|----------------|---------------|
|                       |       | 農村型<br>DID<0.2 | 準農村型<br>0.2≤DID<0.5 | 準都市型<br>0.5≤DID<0.8 | 都市型<br>0.8≤DID |               |
| 選<br>挙<br>区<br>定<br>数 | 1人区   | 1,299 (35.3)   | 729 (19.8)          | 276 (7.5)           | 117 (3.2)      | 2,421 (65.7)  |
|                       | 2人区   | 490 (13.3)     | 272 (7.4)           | 129 (3.5)           | 77 (2.1)       | 968 (26.3)    |
|                       | 3人区   | 105 (2.8)      | 62 (1.7)            | 18 (0.5)            | 29 (0.8)       | 214 (5.8)     |
|                       | 4人区   | 22 (0.6)       | 15 (0.4)            | 8 (0.2)             | 6 (0.2)        | 51 (1.4)      |
|                       | 5人区   | 4 (0.1)        | 1 (0.0)             | 7 (0.2)             | 5 (0.1)        | 17 (0.5)      |
|                       | 6人区以上 | —              | 1 (0.0)             | 8 (0.2)             | 5 (0.1)        | 14 (0.4)      |
| 小計                    |       | 1,920 (52.1)   | 1,080 (29.3)        | 446 (12.1)          | 239 (6.5)      | 3,685 (100.0) |

注) 括弧内の数字は百分率を示す。

しかしながら、無投票区の増加要因から無所属の増加を説明することには限界がある。前述の無投票区における党派構成からも分かるように、無投票区での無所属比率は 1959 年選挙～2015 年選挙の平均で 14.4%である。この数値は、同期間の全選挙区における無所属比率の平均 17.3%より低く、無投票区の選挙区特性が自民党と保守系無所属に有利であることを想起すれば、その低さはさらに際立つ。

そこで、この点をさらに確認するために、無所属が最も多いとされる「農村型 (DID<0.2) の 1 人区」を対象にして、無所属比率を無投票区と投票区に分けて示したのが、次に掲げる表 4-14 である。

表 4-14 投票区・無投票区における議席比率：1959～2015 年

| 無投票区    |        |        |        | 投票区     |        |        |        |
|---------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|
| 議席数     | 無所属(A) | 自民党(B) | A+B    | 議席数     | 無所属(A) | 自民党(B) | A+B    |
| 1,299   | 178    | 1,052  | 1,230  | 1,940   | 693    | 1,121  | 1,814  |
| (100.0) | (13.7) | (80.9) | (94.6) | (100.0) | (35.7) | (57.8) | (93.5) |

注) 括弧内の数字は百分率を示す。

まず、無所属と自民党の合計 (表 4-14 の「A+B」列) では、無投票区と投票区がそれぞれ 94.6%と 93.5%となり、ほぼ同数であることが確認できる。これは、選挙区特性

が同じであることによるものと考えられる。これに対して無所属比率では、無投票区の 13.70%は投票区の 35.72%を大きく下回っている。このような結果になった理由は、無所属議員の「党派選択行動」から説明できる。複数の先行研究で指摘されているように、多選ほど無投票当選になる可能性が高いとされる（例えば、平野 2013；鷺見 2015；鷺見 2018）。しかし前節ですでに検討したように、無所属議員は次回選挙で「自民」選択となる傾向が強く、これらの特徴を合わせて考えてみると、無投票区では、新人の無所属当選者が少なく、「無所属維持」の事例を除けば大半が自民党所属となると予測できる。本論文による調査によれば、1959 年選挙から 2015 年選挙までの農村型の 1 人区において、無所属の「新人」当選者は無投票区で 53 人、投票区で 506 人となっている。また表 4-14 に示すように、無投票区での自民党議席率は 80%を超え、投票区の 57.78%を大きく上回っている。これらの結果は、上記の予測の妥当性を示している<sup>53</sup>。

このように、以上の分析からは、選挙区レベルにおける候補者数の減少傾向と無投票区の増加傾向が観察され、選挙競争と政党間競争が低下傾向にあることが示唆された。しかし、無投票区では無所属が比較的に少ないことが示されたため、それをもって 1990 年代以降の脱政党化を説明するには困難であることが判明した。したがって以下では、前章までの分析と同様に、政党間競争の弛緩要因からの説明を試みる。その際、特に注目するのは無所属の当選可能性と「非競争区」における変化である。

## 2. 政党間競争の弛緩による無所属の増加

本論文の立場は、都道府県議会の政党化は政党間競争の弛緩要因を前提に、離党や政党入りなど、無所属と政党との関係によって規定されるというものである。ここにいう政党間競争の弛緩要因とは、対抗政党の参入がない選挙区では候補者個人への「個人投票」が促され、それに伴い優位政党においては無所属議員を組織化し、公認候補として擁立しようとする誘因が低下し、その結果として無所属の発生しやすい状況が生まれるということである。

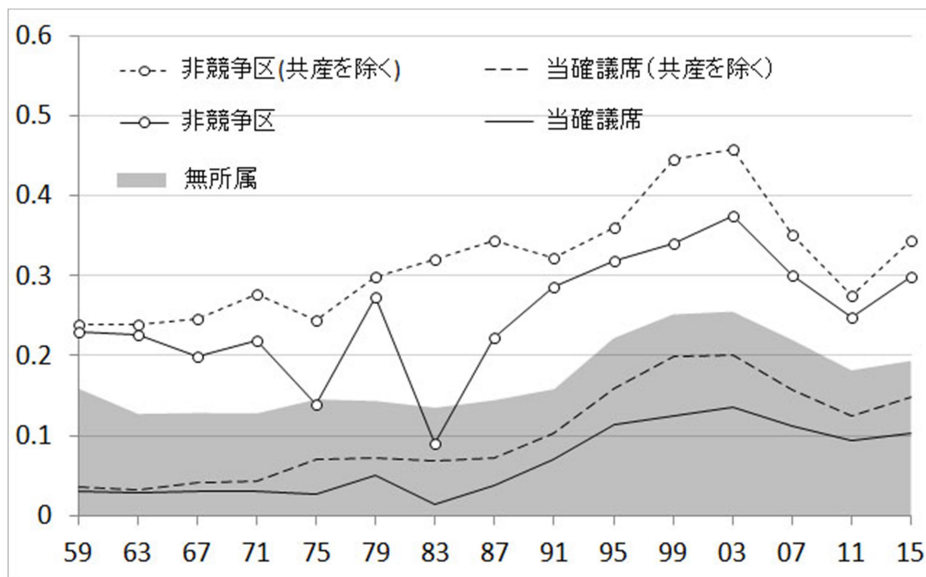
本論文では、政党間競争の弛緩を表す指標として「非競争区」を設定し、その推移を

---

<sup>53</sup> その他に、「無所属維持」は、無投票区 102 人、投票区 125（うち落選者 7）人、無所属「新人」当選者のうち、次回選挙で「自民」選択となったのは、無投票区 173 人と投票区 190（うち落選者 58）人であった。なお、分析対象を全選挙区へと広げると、無投票区（定数合計 5,413 のうち、無所属 781 人）で無所属の「新人」当選者は 200 人、「無所属維持」は、473 人、「自民」選択は 533 人であり、投票区（同 36,851、6,537）で無所属「新人」当選者は 4,091 人、「無所属維持」は 1,713（うち落選者 110）人、「自民」選択は 1,973（うち落選者 453）人であった。

推定したが、非競争区の推移は本節の冒頭で既に述べたように、基本的には非自民政党の対応傾向に大きく左右されながら、2003年選挙まで増加傾向が続いた。この非競争区の推移から、1995年選挙以降における脱政党化現象をみると、次に掲げる図4-7のようになる。この図からは、非競争区の推移が無所属の増減と連動していたことがみてとれる。

図4-7 非競争区と無所属の当選確実議席：1959～2015年



注) 図の縦軸は、総定数に占める割合を示す。

この図でもう一つ注目する必要があるのは、無所属の当選確実議席（以下、当確議席）である。ここでいう当確議席は、選挙区単位における政党の候補者数が定数を下回る程度を、総定数に占める割合で示したものである。当然のことながら、この政党候補の不足分は無所属候補が当選することになる。その意味で当確議席は、無所属の増減傾向を直接的に説明するものといえる。

それを1995年選挙の前後に分けて比較してみると、1959年選挙から1991年選挙までは、無所属で当選した3,572人のうち900人（25.2%）が当確議席で当選したのに対して、1995年選挙以降は、該当期間の無所属全体（3,746人）の51.4%にのぼる1,927人が当確議席での当選者となり、当確議席による影響が1995年以降顕著となっていることが分かる。このように、当確議席は非競争区とともに、無所属の増加に影響する要因であると考えることができる。

では、次に当確議席と非競争区との関係について考えてみよう。これに関しては、まず次のような説明が可能であろう。すなわち、当確議席は、広い意味でいえば、政党によ



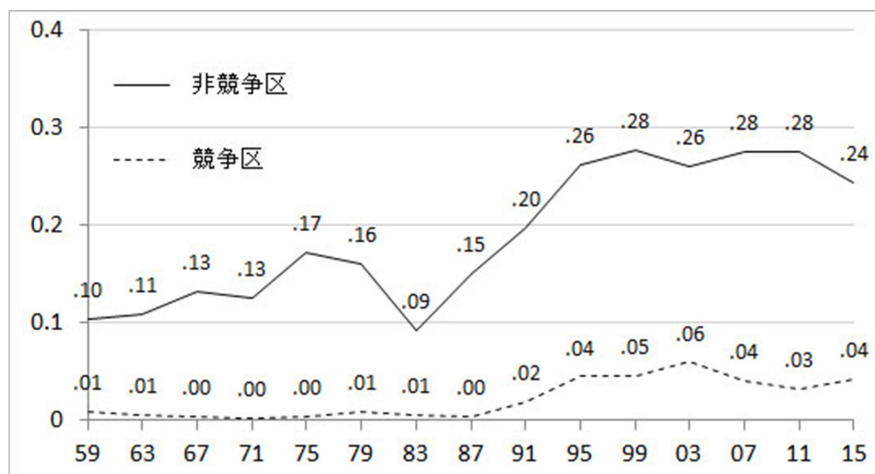
る無所属の組織化や公認候補の擁立が控えられている状態である。それゆえ、当確議席は、本項の冒頭でも述べたように、政党間競争の行われる競争区よりも、政党による政党化の誘因が低下する非競争区の方が多いと予想される。そしてこの予測は、次の表 4-15 に示す分析結果と一致する。

表 4-15 政党間競争の有無と当確議席比率：1959～2015 年

|             | 競争区    |            |             |               | 非競争区  |            |             |               |
|-------------|--------|------------|-------------|---------------|-------|------------|-------------|---------------|
|             | 選挙区数   | 総議席<br>(A) | 当確議席<br>(B) | 議席比<br>B/A(%) | 選挙区数  | 総議席<br>(A) | 当確議席<br>(B) | 議席比<br>B/A(%) |
| 1959～1991 年 | 6,791  | 20,040     | 142         | 0.7           | 3,894 | 5,294      | 759         | 14.3          |
| 1995～2015 年 | 3,418  | 11,616     | 516         | 4.4           | 3,730 | 5,314      | 1,411       | 26.6          |
| 合計          | 10,209 | 31,656     | 658         | 2.1           | 7,624 | 10,608     | 2,170       | 20.5          |

表 4-15 は、政党間競争の有無によって当確議席数とその割合がいかにより異なるかを、1995 年選挙以前と以後に分け、各期間の平均値で示したものである。この表から明らかのように、当確議席は、その大半（全体の約 77.7%）が非競争区で発生しており、1995 年選挙以降、その割合が急増していたことが分かる。1959 年選挙から 1991 年選挙までの非競争区では、平均で 14.3%が当確議席であったのに対し、競争区ではその割合が僅か 0.7%にとどまっていた。競争区における当確議席の比率は、その後（1995～2015 年）4.4%まで増加するものの、非競争区（26.6%）との差はさらに開くことになる。競争区と非競争区の平均の差が全期間を通して保たれているかどうかを確認するために、それぞれの当確議席の比率を選挙年別に示したのが次の図 4-8 であるが、そこに示されているように、当確議席率は競争区よりも非競争区で常に高い。

図 4-8 競争区・非競争区に占める当確議席の比率：1959～2015 年



以上、本節では 1990 年代以降の脱政党化現象について、政党間競争の弛緩要因から分析を行った。その結果、1990 年代以降の無所属の増加傾向は、一方において、政界再編に伴う現職議員の無所属化や、新人の無所属当選者数の増加、「無所属」選択の高止まりなどによるものであったが、他方においては、無所属候補の当選も非競争区をめぐる二つの変化、すなわち非競争区の拡大と当確議席が占める割合の増加もまた、無所属の当選可能性を高めたものと考えられる。

## 終章 結論

本論文では、戦後日本の都道府県議会議員選挙における政党間競争が議員の政党化にいかなる影響を与えてきたのか、政党間競争を規定する要因は何であったのか、政党化と脱政党化はどのような過程を経て進んだのか、という三つの問いの答えを、実証的に探ってきた。本章では、本論文の分析から得られた知見をまとめるとともに、残された課題を論じる。

### 第一節 知見

本論文の分析の結果として得られた知見は、次のようにまとめられる。

第一に、無所属議員の発生と消滅は選挙区レベルにおける政党間競争によって規定されることが実証された。得票均一度と選挙区対応の分析からは、55年体制の成立により政党間競争が激化し、1990年代の政界再編により政党間競争が弛緩したこと、そしてそれが都道府県議会議員の無所属比率の推移と一致するものであったことが確認された。さらに、非競争区の分析からは、政党間競争が存在しない非競争区の無所属比率が、政党間競争が存在する競争区よりも一貫して高い値を示していたことが実証的に確認された。

第二に、政党間競争は都市化度と選挙区定数によって規定されていたことが確認された。これらの要因は、自民党よりも自民党以外の、おもに都市部を支持基盤とする諸政党に影響しており、そのため、多党化に伴う政党間競争はおもに都市部に限定されることとなった。これに対して農漁村的性格の強く、かつ定数の小さい選挙区であればあるほど、自民党以外の政党は参入しない選挙区となり、その結果、事実上、政党間競争のない「非競争区」となる傾向にあったことが確認された。

第三に、55年体制成立による政党化の進展は、無所属の議員および候補者に対する自民党の積極的な組織化によるところが大きかったことが明らかとなった。また、無所属と自民党は競争関係にあると同時に、相互依存関係にあることも判明した。1995年選挙以降のいわゆる「脱政党化」現象に関する分析からは、離党による無所属化の影響が最も大きかったものの、近年の無所属の推移においては、前回に引き続き無所属で出馬する事例の影響が最も大きいことが示された。なお、政党間競争の弛緩要因に関する分析からは、1990年代以降の無所属の増加傾向は、「非競争区」の拡大と、「無所属の当選確実議席」が占める割合の増加が相まって、無所属の当選可能性が一層高まったことによるものであ

ることが確認された。

## 第二節 含意

本論文では、競争主体間の「相互作用」という選挙区レベルにおける政党間競争に注目して、無所属議員の発生メカニズムを理解することで、以上のような知見を得た。これは一方において、政党化に対する多元主義的な解釈や、投票判断基準を強調する制度要因の仮説とは異なる含意を持ち、他方においては、従来の理論的推定と現実との乖離を埋める試みであった。投票判断基準による解釈やその問題点については、すでに第一章で触れたので、ここでは多元主義的な解釈について少し述べておきたい。

1980年代の多元主義論争を主導した村松岐夫は戦前戦後断絶論（＝戦前戦後非連続論）に立ち、戦後日本の地方自治を説明した（村松 1981：278）。当初その議論は、行政学界で圧倒的な影響をもっていた辻清明のパラダイム、つまり官僚優位、中央集権というモデルの妥当性を問うものであった（大嶽 2005：15）。戦前戦後断絶論において重要となるのは、市民や諸団体の政治参加、市長の地方政治過程におけるリーダーシップ、地方議員の活動態様、議員と行政過程の関連構造等であり（村松 1979：24）、なかでも地方議員の活動を理解するうえでひとつの鍵となるのが、地方議員の政党化とされた。

地方議員の政党化は、議員行動、議会の機能と運営、首長と議会の関係に強い影響を与えるものとされたが（村松・伊藤 1986：57-58）、村松らは地域社会の規模や社会的・経済的特徴と政治との関係に関するダールとタフティ（Dahl and Tufte 1973）の議論に基づいて、地方議員の政党化を都市化とパラレルな関係にあるものとして捉えた（村松・伊藤 1986：12）。すなわち、小規模システム（農村部）では構成員の同質性は増大し、多数派への異議申立人が少ないため、政党はほとんど存在せず、政党が登場しはじめる場合でも一党制になる傾向が大きい。大規模システム（都市部）では構成員の多様性が増大し、それにより競合的な諸政党が発達し、政党性が高まるという理解であった（村松・伊藤 1980：86-87；村松・伊藤 1986：84）。しかし、本論文の分析から明らかなように、都道府県議会議員の政党化は、都市化や1963年選挙以降の多党化によってではなく、55年体制の成立を唯一の契機としている。これは当然、多元主義モデルの妥当性に疑問を投げかける結論である。

多元主義的解釈が持つ問題点としては、それが政党間競争を強調している点において、本論文と共通しているものの、他方で、政党間競争の促進要因においては、政党の自律性、

すなわち政党自ら戦略的行動をとる可能性をほとんど考慮に入れず、専ら都市化に伴う多様化（多元化）という条件だけに着目していたことが挙げられる。つまり村松らは、政党間の競争を、都市化によって多様化された有権者の選好分布に相応するものとして捉えている点でダウズ（Downs 1957）に近く、そのため、都市化やそれによる有権者の多様化以外の要因、例えば 55 年体制の成立による保革対立の激化や、多党化を伴わない政党間競争の可能性などが入る余地が、彼らの議論にはそもそもなかったのである。

これに対して本論文は、地方議員の政党化を、都市化の進行により自然発生的に生じるものではなく、競争主体間の「相互作用」に基づいた政党間競争によって大きく規定されるものと想定し、戦後の全期間にわたるほぼすべての選挙区を対象にして、その妥当性を実証した。さらに本論文では、都道府県議会の政党システムを理解するために、規模において第二党に匹敵する無所属議員に注目する一方、無所属の発生と消滅については、不均等な政党間競争や党派変更から説明するという方法を採用している。これは、無所属と政党間関係の両側面を往復する分析を行う点で、政党間関係の形成と変容をより多面的に説明することを可能にするものと考えられたためである。そしてその結果、自民党一党優位体制においてその一角を担う無所属議員の発生する条件や、政党の支持基盤や選挙区構成の変化、そしてそれに伴う政党の選挙区対応の変化、これらの結果としての政党間競争の弛緩傾向など、いくつかの重要な知見が得られた。

これらは、いずれも自民党一党優位体制の堅調さを示すもので、その意味からすると、本論文は「自民党はなぜ強いのか」に関する研究ともいえる。また、55 年体制を「実質上自民党支配の体制」（升味 1969 : 196）と定義するならば、これは「都道府県レベルにおける 55 年体制の持続」に関する考察でもある。そしてこの点は、とりわけ国政との関係から重要な意味をもつと考える。近年、樋渡（2007）、堀内・名取（2007）、前田（2007）、堤・上神（2007）など、地方と中央との相互影響を考慮した分析が注目されている<sup>55</sup>。そして、これらの研究においても指摘されるように、国政選挙において地方議員が大きな役割を果たしていることはよく知られており、関連研究も多い（代表的なものとして、石川 1984 ; 浅野 1998 ; 堤・森 2008 など）。しかしこれまでの研究では、地方政治について、国政を上回る自民党一党優位体制を当然の前提とされてきたが、これに対して本論文は、こうした自民党の優位性はいかなる条件下でどのような過程を通じて可能になったのかを明らかにするものであって、その意味において、本論文で示した知見は、国

---

<sup>55</sup> 「小選挙区の導入によりかえって政策対抗的两大政党の進展が阻害された要因として、理論的に仮定し、実証的に特定したのが、衆議院小選挙区と地方議会（特に都道府県議会の小から大に至る）選挙区の制度的不均一である」（樋渡 2007 : 3）。

政レベルの政党間関係を理解するうえで新たな示唆を与える可能性を備えているといえる。

### 第三節 課題

本論文では、無所属議員を通して戦後日本の地方議会における政党化を分析することを目的とし、都道府県議会議員選挙を主たる分析対象としているが、地方議会における政党間競争に影響を及ぼすとされる知事については、まったく触れていない。

日本の地方政府は、首長と議会という二元代表制が採られており、近年においては、地方政府の二元代表制における権限配置と選好配置に注目し、都道府県の政策選択との関連性を分析した研究（曾我・待鳥 2007）や、知事の政治的属性と議会の議席構成に着目し、都道府県の人事や政策などを分析した研究（馬渡 2010）、二元代表に対する制度的制約を「ゲームのルール」と設定し、地方政府の政策選択を分析した研究（砂原 2011）、さらには地方議員が政策的影響力を行使する際に主要な手段となる、首長に対する支持関係の形成と、議会内での議案提出行動に着目し、47 都道府県議会議員選挙に関するパネルデータを用いてその選挙での得票効果を検証した研究（築山 2015）など、首長と地方議会の関係に注目する優れた研究が蓄積されている。

本論文の問題関心である地方議会においても、築山（2015）の研究のように、首長との関係は、地方議員にとって自らの政治的パフォーマンスを高めるための重要な戦略であり、他方で、各議員がもつ組織票は、知事候補者にとって不可欠な支持基盤となる（打越 2005：59）など、首長と地方議会の関係は、地方政治を理解するうえで、非常に重要である。この点については、今後の課題としたい。

## [ 卷末資料 ]

### 1. 図 1-2 (都道府県議会における主要党派別議席率) の党派内訳

#### ○ 1947～1959 年

- ・ 無所属：無所属（1947～1959）、中立（1947～1955）
- ・ (旧) 自由党：日本自由党（1947）、自由党（1951/1955）
- ・ (旧) 民主党：民主党（1947）、国民民主党（1951）、日本民主党（1955）、国民協同党（1947）
- ・ 社会党：労働者農民党（1951/1955）、左右社会党（1955）
- ・ 諸派：北海道「日本農民党（1947）、農民協同党（1951）、協同クラブ（1955）、協同党（1959）」、岩手県「岩手農政社（1947）、岩手協同党（1947）」、宮城県「立憲養正（1951）、農政確立連盟（1959）」、山形県「県民主連盟(1947)、民連（1947）、民主連盟（1947）、庄内民主連盟（1947）」、茨城県「茨城農民党（1947）、日本農民協同党（1951）」、埼玉県「自由民衆党（1947）」、東京都「東京都革新同盟（1947）、民主自治会（1947）」、新潟県「県政会（1955～1987）」、富山県「富山県農本党(1947)、新政クラブ富山公和会(1951)」、福井県「農民連盟（1947）、農戦統協（1951）」、山梨県「山梨社会党（1955）、中政連（1959）」、長野県「信濃政治経済研究会（1947）、自治研究会（1951）、農村同志会(1951)、信政会(1955/1959)」、岐阜県「県政同志会（1951/1959）」、三重県「三重新政会（1951）、農政会（1951～1959）、立憲養正会（1955）」、滋賀県「県政同志会（1955）、滋賀県興農政治連盟（1959）」、京都府「財団法人遺族会(1947)」、兵庫県「民主政治会（1947）、琴政会（1951）、兵庫県民政会(1951)、公正会(1955～1963)」、和歌山県「革新同志会(1951)」、鳥取県「農民総同盟(1947)、市民同盟(1951)、鳥取県政革新連盟(1951)」、島根県「農組（1947）、新日本教同党（1947）、中正クラブ(1951)」、岡山県「平和擁護連盟（1951）」、広島県「刷新(1951)、同志(1951)、革同(1951)、新政(1955)、県政(1955)、公正(1955)」、香川県「救青連（1951）」、愛媛県「民主農民党（1947）、愛媛県政同志会(1955)、中正クラブ（1959）」、高知県「日本農民組合(1947)、土佐民主党（1947）」、福岡県「福岡県教職員同盟（1951）、日本炭鉱労働組合（1951）、糸島農民党(1951)、浮羽郡建設政策推進連盟(1951)、愛市連盟(1955)、日本民主教育政治連盟(1955)、福岡県農村連盟(1951～1959)」、佐賀県「小城郡青年自由党（1947）、農協（1947）」、大分県「農政連(1959)」、宮崎県「宮崎県議会同志会クラブ(1955)」、鹿児島県「鹿児島建設同志会（1947）」

#### ○ 1959～2016 年

- ・ 公明党：公明政治連合（1963）
- ・ 社会党：社会民主党（1999～）
- ・ 民主党：民進党（2016～：沖縄県一那覇市・南部離島選挙区）
- ・ 諸派：青森県「農民政治連盟青森県本部（1991）」、岩手県「岩手政和会（2007）、地域政党いわて

(2011)、いわて県民クラブ(2015)」、山形県「21世紀を拓く市民連合(1995)」、茨城県「若い力の会(1974)、県西若人ノ会(1982)、若人ノ会(1982)」、埼玉県「連合埼玉の会(1995/1999)、彩の国・フロンティア(1999)、(略称)市民フォーラム(1999)、無所属・いきいき埼玉の会(2007)、変えよう埼玉(2007)」、千葉県「市民ネットワーク千葉(1999～)」、東京都「MPD・平和と民主運動(1989)、都政を革新する会(1989)、進歩党0、東京・生活者ネットワーク(1993～)、世田谷行革110番(2001/2005)」、神奈川県「進歩党(1987)、神奈川ネットワーク運動(1991～)、無党派知事をつくろう会(2003)、市民と歩む確かな県政を推進する会(1995/1999)、明日の神奈川をつくる会(1975)、明日の県央を考える会(1995)、いきいき県政かながわフォーラム21(1991)、新しい県政を推進する会(1987)、みんなの改革(2015)、わが町(2015)」、新潟県「いきいき新潟をつくる県民連合(1991～2003)、市民新党にいがた(1995)、緑の大地とくらしを守る会(1999)、21世紀を創造する会(1999)、インDEPENDENTクラブ(無所属の会)(2003～)」、富山県「新風の会(1991)」、石川県「新生石川県連合会(1995)、新進石川協議会(1999/2003)、新進石川(2007～)」、長野県「長野県民主クラブ(1963～1979)、自由県政会(1995)、新県政会(1995)、県政会(1999)、創新会(2003)、政信会(2003/2007)、フォーラム改新(2003)、あおぞら(2007)、創志会(2011)」、愛知県「明るい郷土をつくる会(1971)、県政に新風をおくる会(小川)(1983)、新党民社(1995)、ローカルパーティーとよかわ「市民の会」(1999)、減税日本(2011)、日本ー愛知の会(2011)」、三重県「新政みえ(2007～)」、滋賀県「フレッシュ滋賀をつくる青年議員連盟(1975)、みんなの革新県政を「育てる会」(1975～1983)、滋賀県民クラブ(1979)、住民の手で革新県政をすすめる会(1979/1983)、滋賀自治クラブ(1983)、21世紀をめざす会(1987)、民主県政をつくる会(1987)、22世紀をめざす県民連合(1991～1999)、対話(2007/2011)、チームしが(2015)」、京都府「みんなの幸せをつくる会(1971)、純政会(1975)、新政会(1983～2007)」、大阪府「公正会(1959～1963)、新政会(1967)、大阪府民同志会(1975)、大阪府議会府民クラブ(1979～1983)、##区民党(1983～1991)、府民の会(1995)、大阪維新の会(2011/2015)」、兵庫県「但馬をひらく会(1971)、護憲社会(1995)、兵庫民社(1995)、21世紀をひらく兵庫県政連合(1999/2003)、西宮維新の会(2011)、神戸志民党(2015)、無所属チーム議会改革(2015)」、島根県「日本民主教育政治連盟(1967)、連合みんなの会(1991～1999)」、岡山県「よみがえれ県政の会(1995)」、広島県「県民同(1959～1975)、社革(1963)、労働(1967/1971/1979)」、山口県「市民政党(草の根)(2015)」、徳島県「徳島の政治を考え、行動する会(1987)、勝手連サポートセンター(2003)」、愛媛県「愛媛維新の会(2015)」、福岡県「福岡県農民政治連盟(1963～1979)、県友会(1975～1979)、県友県民クラブ(1983)、福岡県農政連(1983～)」、佐賀県「農政連(1959/1963)」、長崎県「自由民主党第一連合会(1963)、自新連(1975)、長崎県農政連盟(1979)」、沖縄県「沖縄社会大衆(1972～)、沖縄人民党(1972)、無所属の会(2000)、新進沖縄県連合会(2000)、結の会(2004～)、新党そうぞう(2008～2012)、おおさか維新の会(2016)」



## 2. 無所属県議の党派変更状況：1963～1967年

|      | 1963年   |     |              |       |        |               |     | 1967年   |     |              |               |        |     |
|------|---------|-----|--------------|-------|--------|---------------|-----|---------|-----|--------------|---------------|--------|-----|
|      | 無所属(当選) |     | 党派選択(→1967年) |       |        |               |     | 無所属(当選) |     | 党派履歴(1963年→) |               |        |     |
|      | 割合(%)   | 人数  | 自民           | 社会    | 無所属    | その他           | 不出馬 | 割合(%)   | 人数  | 自民           | その他           | 無所属    | 新人  |
| 北海道  | 7.8     | 8   | 5(3)         | 1(-)  | 1(1)   | -             | 1   | 3.8     | 4   | -            | -             | 1      | 3   |
| 青森県  | 11.5    | 6   | 3(-)         | -     | 1(1)   | -             | 2   | 21.6    | 11  | 1            | -             | 1      | 9   |
| 岩手県  | 28.8    | 15  | 9(7)         | 1(-)  | 3(3)   | -             | 2   | 27.5    | 14  | -            | 社会党2(1)       | 3      | 9   |
| 宮城県  | 8.9     | 5   | 2(2)         | -     | 1(1)   | 民社党1(1)       | 1   | 5.4     | 3   | -            | -             | 1      | 2   |
| 秋田県  | 14.0    | 7   | 5(3)         | 2(1)  | -      | -             | -   | 2.0     | 1   | -            | -             | -      | 1   |
| 山形県  | 2.0     | 1   | 1(-)         | -     | -      | -             | -   | 4.1     | 2   | 2            | -             | -      | -   |
| 福島県  | 3.3     | 2   | 2(1)         | -     | -      | -             | -   | 11.7    | 7   | -            | -             | -      | 7   |
| 茨城県  | 20.0    | 12  | 9(6)         | 1(1)  | -      | -             | 2   | 31.1    | 19  | 2(2)         | -             | -      | 17  |
| 栃木県  | 5.7     | 3   | 2(2)         | -     | 1(1)   | -             | -   | 15.1    | 8   | 1(1)         | -             | 1      | 6   |
| 群馬県  | 11.1    | 6   | 3(3)         | 1(-)  | -      | -             | 2   | 9.3     | 5   | -            | -             | -      | 5   |
| 埼玉県  | 4.5     | 3   | 3(3)         | -     | -      | -             | -   | 10.8    | 8   | 1(1)         | -             | -      | 7   |
| 千葉県  | 20.3    | 13  | 8(7)         | 1(-)  | 3(3)   | -             | 1   | 8.6     | 6   | -            | -             | 3      | 3   |
| 東京都  | -       | -   | -            | -     | -      | -             | -   | 0.8     | 1   | 1            | -             | -      | -   |
| 神奈川県 | 25.0    | 20  | 9(9)         | -     | 4(4)   | 民社党1(1)       | 6   | 9.5     | 9   | -            | -             | 4      | 5   |
| 新潟県  | 10.6    | 7   | 4(2)         | -     | -      | 県政会1(1)       | 2   | 3.1     | 2   | 1            | -             | -      | 1   |
| 富山県  | 10.9    | 5   | 2(2)         | -     | 2(2)   | -             | 1   | 10.9    | 5   | -            | -             | 2      | 3   |
| 石川県  | 8.9     | 4   | 2(2)         | -     | 1(1)   | -             | 1   | 8.9     | 4   | -            | -             | 1      | 3   |
| 福井県  | 12.2    | 5   | 3(2)         | -     | -      | -             | 2   | 34.1    | 14  | -            | 社会党1          | 1(1)   | 12  |
| 山梨県  | 12.2    | 5   | -            | -     | 5(2)   | -             | -   | 46.3    | 19  | 2(1)         | -             | 2      | 15  |
| 長野県  | 5.0     | 3   | -            | 1(1)  | -      | -             | 2   | 13.6    | 8   | -            | 民社党1、長野県民クラブ1 | 1(1)   | 5   |
| 岐阜県  | 11.1    | 5   | 4(3)         | -     | -      | -             | 1   | 8.2     | 4   | -            | -             | -      | 4   |
| 静岡県  | 7.0     | 5   | 2(1)         | 2(1)  | 1(-)   | -             | -   | 16.4    | 12  | 5(2)         | -             | -      | 7   |
| 愛知県  | 1.1     | 1   | 1(-)         | -     | -      | -             | -   | 10.6    | 10  | 5            | -             | -      | 5   |
| 三重県  | 7.7     | 4   | -            | -     | 4(4)   | -             | -   | 20.8    | 11  | -            | 民社党1(1)       | 4      | 6   |
| 滋賀県  | 23.8    | 10  | 8(5)         | -     | -      | -             | 2   | 11.6    | 5   | 2(2)         | -             | -      | 3   |
| 京都府  | 21.7    | 13  | 3(3)         | -     | 5(4)   | 民社党1(1)       | 4   | 11.5    | 7   | -            | -             | 4      | 3   |
| 大阪府  | 8.9     | 9   | 2(2)         | -     | 4(3)   | 新政会2(2)       | 1   | 10.0    | 11  | 1            | 公正会1          | 4(1)   | 5   |
| 兵庫県  | 10.3    | 9   | 5(5)         | 1(1)  | 3(2)   | -             | -   | 18.9    | 17  | 1            | 公正会5(1)       | 2      | 9   |
| 奈良県  | 19.5    | 8   | 8(6)         | -     | -      | -             | -   | 16.7    | 7   | -            | -             | -      | 7   |
| 和歌山県 | 26.1    | 12  | 5(3)         | -     | 5(4)   | -             | 2   | 30.4    | 14  | -            | -             | 5(1)   | 9   |
| 鳥取県  | 5.0     | 2   | 1(-)         | -     | 1(-)   | -             | -   | 10.0    | 4   | -            | -             | -      | 4   |
| 島根県  | 27.9    | 12  | 5(5)         | -     | 5(3)   | -             | 2   | 14.3    | 6   | -            | -             | 3      | 3   |
| 岡山県  | 5.5     | 3   | 2(-)         | 1(1)  | -      | -             | -   | 7.3     | 4   | -            | -             | -      | 4   |
| 広島県  | 17.7    | 11  | 9(8)         | -     | -      | 民社党1(1)       | 1   | 4.7     | 3   | -            | -             | -      | 3   |
| 山口県  | 22.2    | 12  | 9(5)         | -     | 2(1)   | -             | 1   | 18.9    | 10  | -            | 社会党1          | 2(1)   | 7   |
| 徳島県  | 28.6    | 12  | 6(6)         | -     | 3(3)   | -             | 3   | 23.8    | 10  | -            | -             | 4(1)   | 6   |
| 香川県  | 4.5     | 2   | -            | -     | -      | -             | 2   | 6.8     | 3   | -            | 社会党1          | -      | 2   |
| 愛媛県  | 28.3    | 15  | 9(7)         | -     | 1(-)   | -             | 5   | 9.6     | 5   | -            | -             | 1(1)   | 4   |
| 高知県  | 7.0     | 3   | 1(-)         | -     | 2(2)   | -             | -   | 14.3    | 6   | 1(1)         | -             | 2      | 3   |
| 福岡県  | 14.0    | 12  | 3(2)         | -     | 4(4)   | 福岡県農民政治連盟2(2) | 3   | 15.1    | 13  | -            | -             | 4      | 9   |
| 佐賀県  | 6.8     | 3   | 1(1)         | -     | -      | -             | 2   | 4.7     | 2   | 1(1)         | -             | -      | 1   |
| 長崎県  | 17.9    | 10  | 5(4)         | -     | 4(3)   | -             | 1   | 21.8    | 12  | 1            | 民社党1          | 4(1)   | 6   |
| 熊本県  | 25.9    | 15  | 7(6)         | -     | 3(-)   | -             | 5   | 8.8     | 5   | 1(1)         | -             | 1(1)   | 3   |
| 大分県  | 14.3    | 7   | 3(3)         | 1(1)  | 2(1)   | -             | 1   | 18.8    | 9   | -            | 社会党1          | 2(1)   | 6   |
| 宮崎県  | 17.0    | 8   | 7(6)         | -     | 1(-)   | -             | -   | 4.3     | 2   | -            | -             | -      | 2   |
| 鹿児島県 | 15.3    | 9   | 6(6)         | -     | 2(1)   | -             | 1   | 15.5    | 9   | -            | -             | 1      | 8   |
| 合計   | 12.7    | 342 | 184(141)     | 13(7) | 74(54) | 9(9)          | 62  | 12.8    | 351 | 29(12)       | 16(3)         | 64(10) | 242 |

注) 党派変更欄の括弧内の数字は当選者、党派履歴欄の括弧内の数字はうち元職を示す。表中の網掛けを施したものは、30%以上を示す。

### 3. 無所属県議の党派変更状況：1967～1971年

|      | 1967年   |     |              |      |        |                  |     | 1971年   |     |              |              |       |     |  |
|------|---------|-----|--------------|------|--------|------------------|-----|---------|-----|--------------|--------------|-------|-----|--|
|      | 無所属(当選) |     | 党派選択(→1971年) |      |        |                  |     | 無所属(当選) |     | 党派履歴(1967年→) |              |       |     |  |
|      | 割合(%)   | 人数  | 自民           | 社会   | 無所属    | その他              | 不出馬 | 割合(%)   | 人数  | 自民           | その他          | 無所属   | 新人  |  |
| 北海道  | 3.8     | 4   | 3(2)         | —    | —      | —                | 1   | 7.6     | 8   | 1            | —            | —     | 7   |  |
| 青森県  | 21.6    | 11  | 2(1)         | 1(1) | 5(4)   | 農政連 1(1)         | 2   | 17.6    | 9   | 1(1)         | —            | 4     | 4   |  |
| 岩手県  | 27.5    | 14  | 3(2)         | —    | 10(8)  | —                | 1   | 29.4    | 15  | 1(1)         | —            | 8     | 6   |  |
| 宮城県  | 5.4     | 3   | 2(—)         | —    | 1(1)   | —                | —   | 5.4     | 3   | —            | —            | 1     | 2   |  |
| 秋田県  | 2.0     | 1   | —            | —    | 1(—)   | —                | —   | 10.2    | 5   | 1            | —            | —     | 4   |  |
| 山形県  | 4.1     | 2   | 1(1)         | —    | —      | —                | 1   | 6.1     | 3   | —            | —            | —     | 3   |  |
| 福島県  | 11.7    | 7   | 5(5)         | —    | 1(1)   | —                | 1   | 6.7     | 4   | 1(1)         | —            | 1     | 2   |  |
| 茨城県  | 31.1    | 19  | 14(11)       | —    | —      | —                | 5   | 8.2     | 5   | —            | —            | —     | 5   |  |
| 栃木県  | 15.1    | 8   | 3(3)         | —    | 2(2)   | 民社党 1(1)         | 2   | 24.5    | 13  | —            | —            | 2     | 11  |  |
| 群馬県  | 9.3     | 5   | 2(2)         | —    | 3(1)   | —                | —   | 7.4     | 4   | —            | 社会党 1        | 1     | 2   |  |
| 埼玉県  | 10.8    | 8   | 6(4)         | —    | —      | —                | 2   | 9.5     | 7   | —            | —            | —     | 7   |  |
| 千葉県  | 8.6     | 6   | 4(2)         | 1(1) | 1(1)   | —                | —   | 12.9    | 9   | 2            | —            | 1     | 6   |  |
| 東京都  | 0.8     | 1   | 1(1)         | —    | —      | —                | —   | 0.8     | 1   | —            | —            | —     | 1   |  |
| 神奈川県 | 9.5     | 9   | 3(3)         | —    | 4(3)   | —                | 2   | 7.4     | 7   | —            | —            | 3     | 4   |  |
| 新潟県  | 3.1     | 2   | 1(—)         | —    | 1(1)   | —                | —   | 9.2     | 6   | 1(1)         | 県政会 1        | 1     | 3   |  |
| 富山県  | 10.9    | 5   | 2(1)         | —    | 2(2)   | —                | 1   | 15.2    | 7   | —            | —            | 2     | 5   |  |
| 石川県  | 8.9     | 4   | 3(2)         | 1(—) | —      | —                | —   | 13.3    | 6   | —            | 社会党 1        | 1(1)  | 4   |  |
| 福井県  | 34.1    | 14  | 9(7)         | —    | —      | —                | 5   | 19.5    | 8   | —            | —            | —     | 8   |  |
| 山梨県  | 46.3    | 19  | 9(7)         | —    | 3(2)   | —                | 7   | 43.9    | 18  | —            | —            | 2     | 16  |  |
| 長野県  | 13.6    | 8   | 4(4)         | —    | —      | 長野県民主クラブ 2(2)    | 2   | 10.2    | 6   | —            | 社会党 1        | —     | 5   |  |
| 岐阜県  | 8.2     | 4   | 3(2)         | —    | 1(1)   | —                | —   | 14.3    | 7   | —            | —            | 2(1)  | 5   |  |
| 静岡県  | 16.4    | 12  | 9(8)         | —    | —      | —                | 3   | 9.6     | 7   | —            | —            | —     | 7   |  |
| 愛知県  | 10.6    | 10  | 4(3)         | —    | 1(—)   | 民社党 1(1)         | 4   | 8.2     | 8   | 1(1)         | —            | —     | 7   |  |
| 三重県  | 20.8    | 11  | 2(1)         | —    | 6(5)   | —                | 3   | 26.4    | 14  | —            | —            | 5     | 9   |  |
| 滋賀県  | 11.6    | 5   | 5(4)         | —    | —      | —                | —   | 9.3     | 4   | —            | 社会党 1        | —     | 3   |  |
| 京都府  | 11.5    | 7   | 3(3)         | —    | 1(1)   | みんなの幸せをつくる会 2(2) | 1   | 6.6     | 4   | —            | 社会党 1        | 1     | 2   |  |
| 大阪府  | 10.0    | 11  | 4(3)         | —    | 5(4)   | —                | 2   | 8.2     | 9   | 1            | 新政会 1        | 4     | 3   |  |
| 兵庫県  | 18.9    | 17  | 13(10)       | —    | 1(—)   | 民社党 1(1)         | 2   | 11.1    | 10  | —            | —            | —     | 10  |  |
| 奈良県  | 16.7    | 7   | 5(5)         | —    | —      | —                | 2   | 26.2    | 11  | —            | —            | —     | 11  |  |
| 和歌山県 | 30.4    | 14  | 5(5)         | —    | 8(8)   | —                | 1   | 23.9    | 11  | —            | —            | 8     | 3   |  |
| 鳥取県  | 10.0    | 4   | 2(1)         | 1(1) | 1(1)   | —                | —   | 17.5    | 7   | —            | —            | 1     | 6   |  |
| 島根県  | 14.3    | 6   | 2(1)         | —    | 3(2)   | —                | 1   | 38.1    | 16  | 5            | 日本民主教育政治連盟 1 | 2     | 8   |  |
| 岡山県  | 7.3     | 4   | 3(3)         | —    | —      | —                | 1   | 9.1     | 5   | —            | 社会党 1(1)     | —     | 4   |  |
| 広島県  | 4.7     | 3   | —            | —    | 3(2)   | —                | —   | 17.2    | 11  | 1(1)         | —            | 2     | 8   |  |
| 山口県  | 18.9    | 10  | 7(7)         | —    | 3(1)   | —                | —   | 13.2    | 7   | —            | —            | 1     | 6   |  |
| 徳島県  | 23.8    | 10  | 4(4)         | —    | 4(4)   | —                | 2   | 21.4    | 9   | 1            | —            | 4     | 4   |  |
| 香川県  | 6.8     | 3   | —            | —    | 2(—)   | —                | 1   | 9.1     | 4   | 1(1)         | —            | —     | 3   |  |
| 愛媛県  | 9.6     | 5   | 3(2)         | —    | 2(—)   | —                | —   | 9.6     | 5   | 1(1)         | —            | —     | 4   |  |
| 高知県  | 14.3    | 6   | 4(4)         | —    | 1(1)   | —                | 1   | 2.4     | 1   | —            | —            | 1     | —   |  |
| 福岡県  | 15.1    | 13  | 5(4)         | —    | 7(4)   | 福岡県農民政治連盟 1(1)   | —   | 8.1     | 7   | —            | —            | 4     | 3   |  |
| 佐賀県  | 4.7     | 2   | 1(1)         | —    | 1(1)   | —                | —   | 20.9    | 9   | 2            | —            | 1     | 6   |  |
| 長崎県  | 21.8    | 12  | 4(2)         | —    | 5(3)   | 民社党 1(1)         | 2   | 20.0    | 11  | 2            | —            | 3     | 6   |  |
| 熊本県  | 8.8     | 5   | 3(3)         | —    | 2(2)   | —                | —   | 15.8    | 9   | 1            | —            | 3(1)  | 5   |  |
| 大分県  | 18.8    | 9   | 3(2)         | —    | 4(4)   | —                | 2   | 18.8    | 9   | —            | —            | 4     | 5   |  |
| 宮崎県  | 4.3     | 2   | 2(1)         | —    | —      | —                | —   | 10.6    | 5   | 1            | —            | —     | 4   |  |
| 鹿児島県 | 15.5    | 9   | 7(3)         | —    | 2(2)   | —                | 1   | 17.2    | 10  | 1(1)         | —            | 3(1)  | 6   |  |
| 沖縄県  | —       | —   | —            | —    | —      | —                | —   | 4.7     | 2   | —            | —            | —     | 2   |  |
| 合計   | 12.8    | 351 | 180(140)     | 4(3) | 97(72) | 10(10)           | 60  | 12.8    | 356 | 26(9)        | 9(1)         | 76(4) | 245 |  |

注) 前掲の巻末資料 2 と同様。

4. 無所属県議の党派変更状況：1971～1975年

|      | 1971年   |     |              |      |         |                           |     | 1975年   |     |              |          |       |     |  |
|------|---------|-----|--------------|------|---------|---------------------------|-----|---------|-----|--------------|----------|-------|-----|--|
|      | 無所属(当選) |     | 党派選択(→1975年) |      |         |                           |     | 無所属(当選) |     | 党派履歴(1971年→) |          |       |     |  |
|      | 割合(%)   | 人数  | 自民           | 社会   | 無所属     | その他                       | 不出馬 | 割合(%)   | 人数  | 自民           | その他      | 無所属   | 新人  |  |
| 北海道  | 7.6     | 8   | 4(3)         | —    | 3(2)    | —                         | 1   | 11.4    | 12  | 1            | 社会党 1(1) | 2     | 8   |  |
| 青森県  | 17.6    | 9   | 7(7)         | —    | 1(—)    | —                         | 1   | 5.8     | 3   | —            | —        | —     | 3   |  |
| 岩手県  | 29.4    | 15  | 4(3)         | —    | 8(7)    | —                         | 3   | 25.5    | 13  | —            | —        | 7     | 6   |  |
| 宮城県  | 5.4     | 3   | 2(2)         | —    | —       | —                         | 1   | 5.3     | 3   | —            | —        | —     | 3   |  |
| 秋田県  | 10.2    | 5   | 3(3)         | —    | 2(1)    | —                         | —   | 18.4    | 9   | —            | 社会党 1    | 2(1)  | 6   |  |
| 山形県  | 6.1     | 3   | 2(1)         | —    | —       | 民社党 1(1)                  | —   | 10.2    | 5   | —            | —        | —     | 5   |  |
| 福島県  | 6.7     | 4   | 2(2)         | —    | 1(—)    | —                         | 1   | 6.8     | 4   | —            | —        | —     | 4   |  |
| 茨城県  | 8.2     | 5   | 5(5)         | —    | —       | —                         | —   | 19.4    | 12  | —            | —        | 1(1)  | 11  |  |
| 栃木県  | 24.5    | 13  | 8(6)         | —    | 3(2)    | —                         | 2   | 13.0    | 7   | —            | —        | 2     | 5   |  |
| 群馬県  | 7.4     | 4   | 4(4)         | —    | —       | —                         | —   | 7.3     | 4   | —            | —        | —     | 4   |  |
| 埼玉県  | 9.5     | 7   | 5(5)         | —    | —       | —                         | 2   | 17.4    | 15  | 2(1)         | —        | —     | 13  |  |
| 千葉県  | 12.9    | 9   | 6(5)         | —    | 3(2)    | —                         | —   | 15.2    | 12  | 1(1)         | —        | 2     | 9   |  |
| 東京都  | 0.8     | 1   | —            | —    | 1(1)    | —                         | —   | 1.6     | 2   | —            | —        | 1     | 1   |  |
| 神奈川県 | 7.4     | 7   | 1(1)         | —    | 5(5)    | 明日の神奈川をつくる<br>会 1(—)      | —   | 10.1    | 11  | —            | —        | 5     | 6   |  |
| 新潟県  | 9.2     | 6   | 4(3)         | —    | 1(1)    | 県政会 1(1)                  | —   | 7.7     | 5   | —            | —        | 1     | 4   |  |
| 富山県  | 15.2    | 7   | 5(5)         | —    | 1(1)    | —                         | 1   | 10.9    | 5   | —            | —        | 1     | 4   |  |
| 石川県  | 13.3    | 6   | 3(3)         | 1(—) | 2(1)    | —                         | —   | 17.4    | 8   | 1(1)         | 社会党 1(1) | 1     | 5   |  |
| 福井県  | 19.5    | 8   | 5(5)         | 1(—) | —       | —                         | 2   | 25.0    | 10  | 1(1)         | —        | —     | 9   |  |
| 山梨県  | 43.9    | 18  | 9(8)         | —    | 5(3)    | —                         | 4   | 39.0    | 16  | 1(1)         | —        | 3     | 12  |  |
| 長野県  | 10.2    | 6   | 1(1)         | —    | 4(2)    | 長野県民主クラブ 1(1)             | —   | 15.3    | 9   | —            | —        | 2     | 7   |  |
| 岐阜県  | 14.3    | 7   | 1(1)         | —    | 3(2)    | —                         | 3   | 13.7    | 7   | 1(1)         | —        | 2     | 4   |  |
| 静岡県  | 9.6     | 7   | 3(3)         | —    | 1(1)    | 民社党 1(1)                  | 2   | 9.3     | 7   | 2(1)         | —        | 1     | 4   |  |
| 愛知県  | 8.2     | 8   | 8(8)         | —    | —       | —                         | —   | 6.6     | 7   | —            | —        | —     | 7   |  |
| 三重県  | 26.4    | 14  | 2(2)         | —    | 10(8)   | 民社党 1(1)                  | 1   | 34.0    | 18  | 2            | —        | 8     | 8   |  |
| 滋賀県  | 9.3     | 4   | 3(1)         | —    | 1(—)    | —                         | —   | 16.3    | 7   | —            | 社会党 1    | —     | 6   |  |
| 京都府  | 6.6     | 4   | 1(1)         | —    | 2(2)    | 民社党 1(1)                  | —   | 7.9     | 5   | —            | —        | 2     | 3   |  |
| 大阪府  | 8.2     | 9   | 1(1)         | —    | 2(2)    | 民社党 1(1)、大阪府民<br>同志会 3(3) | 2   | 8.0     | 9   | 1            | —        | 2     | 6   |  |
| 兵庫県  | 11.1    | 10  | 6(6)         | 2(—) | 2(—)    | —                         | —   | 17.8    | 16  | 5            | —        | —     | 11  |  |
| 奈良県  | 26.2    | 11  | 7(7)         | —    | 3(2)    | —                         | 1   | 20.5    | 9   | —            | —        | 2     | 7   |  |
| 和歌山県 | 23.9    | 11  | 3(2)         | —    | 6(6)    | —                         | 2   | 26.1    | 12  | —            | —        | 6     | 6   |  |
| 鳥取県  | 17.5    | 7   | 4(4)         | 2(2) | —       | —                         | 1   | 7.5     | 3   | —            | —        | —     | 3   |  |
| 島根県  | 38.1    | 16  | —            | 1(1) | 11(7)   | —                         | 4   | 70.7    | 29  | 12           | —        | 8(1)  | 9   |  |
| 岡山県  | 9.1     | 5   | 2(2)         | 1(1) | 1(1)    | —                         | 1   | 10.7    | 6   | —            | —        | 1     | 5   |  |
| 広島県  | 17.2    | 11  | 6(6)         | —    | 2(2)    | 民社党 1(1)                  | 2   | 18.2    | 12  | —            | —        | 3(1)  | 9   |  |
| 山口県  | 13.2    | 7   | 4(3)         | —    | 3(2)    | —                         | —   | 17.0    | 9   | 1            | —        | 2     | 6   |  |
| 徳島県  | 21.4    | 9   | 4(4)         | —    | 4(4)    | —                         | 1   | 26.8    | 11  | —            | —        | 4     | 7   |  |
| 香川県  | 9.1     | 4   | 2(1)         | —    | 2(1)    | —                         | —   | 9.1     | 4   | —            | 社会党 1(1) | 1     | 2   |  |
| 愛媛県  | 9.6     | 5   | 3(3)         | —    | 2(1)    | —                         | —   | 13.7    | 7   | 1(1)         | 社会党 1    | 1     | 4   |  |
| 高知県  | 2.4     | 1   | —            | —    | 1(1)    | —                         | —   | 12.2    | 5   | 1            | —        | 1     | 3   |  |
| 福岡県  | 8.1     | 7   | —            | —    | 1(—)    | 県友会 6(6)                  | —   | 12.4    | 11  | —            | —        | 1(1)  | 10  |  |
| 佐賀県  | 20.9    | 9   | 5(4)         | —    | 2(—)    | —                         | 2   | 14.3    | 6   | 1(1)         | 社会党 1    | —     | 4   |  |
| 長崎県  | 20.0    | 11  | 4(4)         | —    | 1(1)    | 自新連 2(2)                  | 4   | 11.1    | 6   | 1(1)         | 社会党 1(1) | 1     | 3   |  |
| 熊本県  | 15.8    | 9   | 2(2)         | 1(1) | 5(3)    | —                         | 1   | 16.1    | 9   | 1            | —        | 3     | 5   |  |
| 大分県  | 18.8    | 9   | 3(3)         | —    | 5(2)    | —                         | 1   | 20.8    | 10  | —            | —        | 2     | 8   |  |
| 宮崎県  | 10.6    | 5   | 3(3)         | —    | 2(2)    | —                         | —   | 17.4    | 8   | 1            | —        | 3(1)  | 4   |  |
| 鹿児島県 | 17.2    | 10  | 6(5)         | —    | 3(1)    | —                         | 1   | 16.1    | 9   | 1(1)         | —        | 1     | 7   |  |
| 沖縄県  | 4.7     | 2   | —            | 1(1) | —       | —                         | 1   | 13.0    | 6   | —            | —        | 1     | 5   |  |
| 合計   | 12.8    | 356 | 164(149)     | 9(5) | 116(80) | 20(19)                    | 47  | 14.5    | 413 | 38(11)       | 8(4)     | 86(6) | 281 |  |

注) 前掲の巻末資料 2 と同様。

5. 無所属県議の党派変更状況：1975～1979年

|      | 1975年   |     |              |      |          |                       |     | 1979年   |     |              |                  |        |     |  |
|------|---------|-----|--------------|------|----------|-----------------------|-----|---------|-----|--------------|------------------|--------|-----|--|
|      | 無所属(当選) |     | 党派選択(→1979年) |      |          |                       |     | 無所属(当選) |     | 党派履歴(1975年→) |                  |        |     |  |
|      | 割合(%)   | 人数  | 自民           | 社会   | 無所属      | その他                   | 不出馬 | 割合(%)   | 人数  | 自民           | その他              | 無所属    | 新人  |  |
| 北海道  | 11.4    | 12  | 2(2)         | 1(1) | 7(3)     | —                     | 2   | 11.4    | 12  | 1(1)         | 社会党2(2)          | 4      | 5   |  |
| 青森県  | 5.8     | 3   | 1(1)         | —    | 2(—)     | —                     | —   | 15.4    | 8   | 1            | —                | 2      | 5   |  |
| 岩手県  | 25.5    | 13  | 4(2)         | —    | 7(2)     | —                     | 2   | 29.4    | 15  | 2(1)         | —                | 6(1)   | 7   |  |
| 宮城県  | 5.3     | 3   | 3(3)         | —    | —        | —                     | —   | 8.5     | 5   | —            | —                | —      | 5   |  |
| 秋田県  | 18.4    | 9   | 3(2)         | —    | 5(—)     | —                     | 1   | 18.4    | 9   | —            | —                | 5      | 4   |  |
| 山形県  | 10.2    | 5   | 4(4)         | —    | —        | —                     | 1   | 10.2    | 5   | 1            | —                | —      | 4   |  |
| 福島県  | 6.8     | 4   | 2(2)         | —    | —        | 民社党1(1)               | 1   | 3.4     | 2   | —            | —                | —      | 2   |  |
| 茨城県  | 19.4    | 12  | 9(8)         | —    | 1(—)     | —                     | 2   | 18.5    | 12  | —            | —                | 1      | 11  |  |
| 栃木県  | 13.0    | 7   | 4(3)         | —    | 3(1)     | —                     | —   | 20.0    | 11  | 1            | —                | 2      | 8   |  |
| 群馬県  | 7.3     | 4   | 3(3)         | —    | 1(1)     | —                     | —   | 12.5    | 7   | 1            | —                | —      | 6   |  |
| 埼玉県  | 17.4    | 15  | 9(6)         | —    | 4(1)     | 新自由クラブ1(1)            | 1   | 21.3    | 20  | 2(1)         | —                | 3      | 15  |  |
| 千葉県  | 15.2    | 12  | 9(9)         | —    | 2(1)     | —                     | 1   | 8.9     | 7   | 1            | —                | 1      | 5   |  |
| 東京都  | 1.6     | 2   | 1(1)         | —    | 1(1)     | —                     | —   | 2.4     | 3   | —            | —                | —      | 3   |  |
| 神奈川県 | 10.1    | 11  | 1(1)         | —    | 5(—)     | 新自由クラブ5(4)            | —   | 7.0     | 8   | 1            | —                | 5      | 2   |  |
| 新潟県  | 7.7     | 5   | 4(4)         | —    | 1(1)     | —                     | —   | 3.1     | 2   | —            | —                | —      | 2   |  |
| 富山県  | 10.9    | 5   | 4(4)         | —    | 1(—)     | —                     | —   | 6.4     | 3   | 1            | —                | 1      | 1   |  |
| 石川県  | 17.4    | 8   | 6(5)         | 1(—) | 1(—)     | —                     | —   | 6.5     | 3   | —            | —                | 1      | 2   |  |
| 福井県  | 25.0    | 10  | 8(7)         | —    | 1(—)     | —                     | 1   | 25.0    | 10  | 1(1)         | —                | 1      | 8   |  |
| 山梨県  | 39.0    | 16  | 7(7)         | —    | 5(2)     | —                     | 4   | 39.0    | 16  | 2            | —                | 3      | 11  |  |
| 長野県  | 15.3    | 9   | 6(4)         | —    | —        | 長野県民主クラブ1(1)          | 2   | 11.7    | 7   | —            | —                | 1(1)   | 6   |  |
| 岐阜県  | 13.7    | 7   | 3(3)         | —    | 3(1)     | —                     | 1   | 10.0    | 5   | —            | —                | 2      | 3   |  |
| 静岡県  | 9.3     | 7   | 3(3)         | —    | 3(—)     | —                     | 1   | 6.4     | 5   | —            | —                | 3      | 2   |  |
| 愛知県  | 6.6     | 7   | 5(4)         | —    | 2(—)     | —                     | —   | 12.3    | 13  | 1(1)         | —                | 2      | 10  |  |
| 三重県  | 34.0    | 18  | 4(4)         | —    | 13(1)    | —                     | 1   | 29.6    | 16  | —            | —                | 12     | 4   |  |
| 滋賀県  | 16.3    | 7   | 1(1)         | —    | 1(—)     | 滋賀県民クラブ4(4)           | 1   | 11.4    | 5   | —            | —                | 1      | 4   |  |
| 京都府  | 7.9     | 5   | —            | —    | 5(—)     | —                     | —   | 17.5    | 11  | —            | 社会党2、純政会1        | 5      | 3   |  |
| 大阪府  | 8.0     | 9   | 1(1)         | —    | —        | 大阪府議会府民クラブ6(5)        | 2   | 4.4     | 5   | —            | 民社党1(1)、大阪府民同志会1 | —      | 3   |  |
| 兵庫県  | 17.8    | 16  | 4(4)         | —    | 9(3)     | 公明党1(—)               | 2   | 18.7    | 17  | 2            | 社会党1(1)、民社党1     | 6      | 7   |  |
| 奈良県  | 20.5    | 9   | 6(4)         | —    | 2(1)     | —                     | 1   | 18.2    | 8   | —            | —                | 1      | 7   |  |
| 和歌山県 | 26.1    | 12  | 6(4)         | —    | 4(1)     | —                     | 2   | 27.7    | 13  | 2            | —                | 3      | 8   |  |
| 鳥取県  | 7.5     | 3   | 3(3)         | —    | —        | —                     | —   | 10.0    | 4   | —            | —                | —      | 4   |  |
| 島根県  | 70.7    | 29  | 19(19)       | —    | 8(1)     | —                     | 2   | 29.3    | 12  | —            | —                | 7      | 5   |  |
| 岡山県  | 10.7    | 6   | 4(4)         | —    | —        | —                     | 2   | 17.5    | 10  | —            | 社会党1             | —      | 9   |  |
| 広島県  | 18.2    | 12  | 6(4)         | —    | 5(—)     | —                     | 1   | 24.6    | 17  | 1(1)         | 社会党1(1)、民社党1(1)  | 5      | 9   |  |
| 山口県  | 17.0    | 9   | 2(2)         | —    | 6(—)     | —                     | 1   | 22.6    | 12  | —            | —                | 7(1)   | 5   |  |
| 徳島県  | 26.8    | 11  | 4(4)         | —    | 6(2)     | —                     | 1   | 16.7    | 7   | —            | —                | 4      | 3   |  |
| 香川県  | 9.1     | 4   | 3(3)         | —    | —        | 民社党1(—)               | —   | 4.4     | 2   | —            | —                | —      | 2   |  |
| 愛媛県  | 13.7    | 7   | 5(5)         | —    | 1(—)     | —                     | 1   | 5.8     | 3   | —            | —                | 1      | 2   |  |
| 高知県  | 12.2    | 5   | 2(1)         | —    | 1(—)     | —                     | 2   | 11.9    | 5   | —            | —                | 2(1)   | 3   |  |
| 福岡県  | 12.4    | 11  | 5(5)         | —    | 2(—)     | 剣友会1(1)、福岡県農民政治連盟3(3) | —   | 10.1    | 9   | —            | 民社党1             | 2      | 6   |  |
| 佐賀県  | 14.3    | 6   | 2(2)         | 1(1) | 3(—)     | —                     | —   | 16.7    | 7   | —            | —                | 3      | 4   |  |
| 長崎県  | 11.1    | 6   | 2(1)         | —    | 2(—)     | 社会民主連合1(1)            | 1   | 27.8    | 15  | 2            | 自新連3             | 2      | 8   |  |
| 熊本県  | 16.1    | 9   | 4(2)         | —    | 2(2)     | —                     | 3   | 17.9    | 10  | —            | —                | —      | 10  |  |
| 大分県  | 20.8    | 10  | 5(5)         | —    | 5(—)     | —                     | —   | 20.8    | 10  | —            | —                | 5      | 5   |  |
| 宮崎県  | 17.4    | 8   | 3(1)         | —    | 5(1)     | —                     | —   | 23.4    | 11  | —            | —                | 4      | 7   |  |
| 鹿児島県 | 16.1    | 9   | 5(5)         | —    | 4(—)     | —                     | —   | 16.1    | 9   | —            | —                | 5(1)   | 4   |  |
| 沖縄県  | 13.0    | 6   | —            | 3(3) | 1(1)     | 2(—)                  | —   | 15.2    | 7   | —            | —                | 2      | 5   |  |
| 合計   | 14.5    | 413 | 200(175)     | 4(3) | 141(115) | 25(21)                | 43  | 14.3    | 413 | 23(6)        | 16(6)            | 120(5) | 254 |  |

注) 前掲の巻末資料2と同様。

6. 無所属県議の党派変更状況：1979～1983年

|      | 1979年   |     |              |      |          |                           |     | 1983年   |     |              |                 |        |     |
|------|---------|-----|--------------|------|----------|---------------------------|-----|---------|-----|--------------|-----------------|--------|-----|
|      | 無所属(当選) |     | 党派選択(→1983年) |      |          |                           |     | 無所属(当選) |     | 党派履歴(1979年→) |                 |        |     |
|      | 割合(%)   | 人数  | 自民           | 社会   | 無所属      | その他                       | 不出馬 | 割合(%)   | 人数  | 自民           | その他             | 無所属    | 新人  |
| 北海道  | 11.4    | 12  | 1(1)         | —    | 11(9)    | —                         | —   | 20.0    | 22  | —            | 社会党2(2)         | 11(2)  | 9   |
| 青森県  | 15.4    | 8   | 6(6)         | —    | 2(2)     | —                         | —   | 15.4    | 8   | —            | —               | 2      | 6   |
| 岩手県  | 29.4    | 15  | 4(4)         | —    | 9(5)     | —                         | 2   | 21.2    | 11  | —            | —               | 5      | 6   |
| 宮城県  | 8.5     | 5   | 4(4)         | —    | 1(1)     | —                         | —   | 20.3    | 12  | —            | 社会党1            | 1      | 10  |
| 秋田県  | 18.4    | 9   | 4(3)         | —    | 4(4)     | —                         | 1   | 12.2    | 6   | —            | —               | 4      | 2   |
| 山形県  | 10.2    | 5   | 4(3)         | —    | —        | 民社党1(1)                   | —   | 4.1     | 2   | —            | —               | —      | 2   |
| 福島県  | 3.4     | 2   | 1(1)         | —    | 1(—)     | —                         | —   | 17.2    | 10  | —            | —               | 1(1)   | 9   |
| 茨城県  | 18.5    | 12  | 10(7)        | —    | 1(1)     | —                         | 1   | 13.8    | 9   | 1(1)         | —               | 1      | 7   |
| 栃木県  | 20.0    | 11  | 3(2)         | —    | 6(6)     | —                         | 2   | 23.6    | 13  | 1            | —               | 6      | 6   |
| 群馬県  | 12.5    | 7   | 7(6)         | —    | —        | —                         | —   | 14.0    | 8   | —            | —               | —      | 8   |
| 埼玉県  | 21.3    | 20  | 10(9)        | —    | 6(6)     | —                         | 4   | 24.5    | 23  | —            | 新自由クラブ1         | 8(2)   | 14  |
| 千葉県  | 8.9     | 7   | 6(4)         | —    | —        | —                         | 1   | 10.1    | 8   | —            | —               | —      | 8   |
| 東京都  | 2.4     | 3   | 1(1)         | —    | 2(2)     | —                         | —   | 3.1     | 4   | —            | —               | 2      | 2   |
| 神奈川県 | 7.0     | 8   | 1(1)         | —    | 4(3)     | —                         | 3   | 14.8    | 17  | —            | 社会党1、新自由クラブ2    | 3      | 11  |
| 新潟県  | 3.1     | 2   | 1(1)         | —    | 1(1)     | —                         | —   | 10.8    | 7   | —            | —               | 1      | 6   |
| 富山県  | 6.4     | 3   | 1(1)         | —    | 1(1)     | —                         | 1   | 6.4     | 3   | 1            | —               | 1      | 1   |
| 石川県  | 6.5     | 3   | 2(—)         | —    | —        | —                         | 1   | 8.5     | 4   | 1(1)         | —               | —      | 3   |
| 福井県  | 25.0    | 10  | 8(7)         | —    | 2(1)     | —                         | —   | 20.0    | 8   | —            | —               | 1      | 7   |
| 山梨県  | 39.0    | 16  | 10(8)        | —    | 3(3)     | —                         | 3   | 40.5    | 17  | —            | —               | 4(1)   | 13  |
| 長野県  | 11.7    | 7   | 3(3)         | —    | 4(4)     | —                         | —   | 16.4    | 10  | —            | 長野県民主クラブ1       | 4      | 5   |
| 岐阜県  | 10.0    | 5   | 3(3)         | —    | —        | —                         | 2   | 4.0     | 2   | —            | —               | —      | 2   |
| 静岡県  | 6.4     | 5   | 2(2)         | —    | 2(2)     | —                         | 1   | 3.8     | 3   | —            | —               | 2      | 1   |
| 愛知県  | 12.3    | 13  | 8(8)         | —    | 3(2)     | 県政をよくする会1(1)              | 1   | 5.7     | 6   | 1            | —               | 2      | 3   |
| 三重県  | 29.6    | 16  | 4(4)         | —    | 10(7)    | —                         | 2   | 35.2    | 19  | 1            | —               | 7      | 11  |
| 滋賀県  | 11.4    | 5   | 2(2)         | —    | 1(1)     | 滋賀自治クラブ2(1)               | —   | 10.9    | 5   | 1(1)         | —               | 1      | 3   |
| 京都府  | 17.5    | 11  | 1(1)         | —    | 2(2)     | 民社党1、新国会7(7)              | —   | 3.2     | 2   | —            | —               | 2      | —   |
| 大阪府  | 4.4     | 5   | 2(2)         | —    | —        | 西淀川区民党1(1)、大阪府議会府民クラブ1(1) | 1   | 4.4     | 5   | 1(1)         | 社会党1            | —      | 3   |
| 兵庫県  | 18.7    | 17  | 3(2)         | —    | 14(13)   | —                         | —   | 22.0    | 20  | 1            | —               | 14(1)  | 5   |
| 奈良県  | 18.2    | 8   | 6(5)         | —    | —        | —                         | 2   | 15.6    | 7   | 1(1)         | —               | —      | 6   |
| 和歌山県 | 27.7    | 13  | 7(6)         | —    | 4(2)     | —                         | 2   | 19.1    | 9   | 2(2)         | —               | 2      | 5   |
| 鳥取県  | 10.0    | 4   | 4(4)         | —    | —        | —                         | —   | 5.0     | 2   | —            | —               | —      | 2   |
| 島根県  | 29.3    | 12  | 10(8)        | —    | 2(2)     | —                         | —   | 17.1    | 7   | —            | —               | 2      | 5   |
| 岡山県  | 17.5    | 10  | 7(7)         | 1(1) | —        | —                         | 2   | 7.0     | 4   | —            | —               | —      | 4   |
| 広島県  | 24.6    | 17  | 10(9)        | —    | 6(5)     | 民社党1(—)                   | —   | 15.9    | 11  | —            | —               | 6(1)   | 5   |
| 山口県  | 22.6    | 12  | 7(5)         | —    | 5(4)     | —                         | —   | 14.8    | 8   | 1(1)         | —               | 4      | 3   |
| 徳島県  | 16.7    | 7   | 2(2)         | —    | 3(3)     | —                         | 2   | 28.6    | 12  | 1            | —               | 3      | 8   |
| 香川県  | 4.4     | 2   | 2(2)         | —    | —        | —                         | —   | 2.2     | 1   | —            | —               | —      | 1   |
| 愛媛県  | 5.8     | 3   | 2(2)         | —    | —        | —                         | 1   | 15.1    | 8   | —            | —               | —      | 8   |
| 高知県  | 11.9    | 5   | 2(2)         | —    | 1(1)     | —                         | 2   | 4.8     | 2   | —            | —               | 1      | 1   |
| 福岡県  | 10.1    | 9   | 3(1)         | —    | 2(1)     | 県友県民クラブ1(1)               | 3   | 13.5    | 12  | —            | 社会党1、福岡県農政連1(1) | 1      | 9   |
| 佐賀県  | 16.7    | 7   | 4(2)         | —    | 2(2)     | —                         | 1   | 14.3    | 6   | —            | —               | 2      | 4   |
| 長崎県  | 27.8    | 15  | 11(11)       | —    | 2(2)     | —                         | 2   | 14.8    | 8   | —            | 長崎県農政連1         | 2      | 5   |
| 熊本県  | 17.9    | 10  | 7(7)         | —    | 2(1)     | —                         | 1   | 10.7    | 6   | —            | —               | 1      | 5   |
| 大分県  | 20.8    | 10  | 6(6)         | —    | 4(4)     | —                         | —   | 14.6    | 7   | —            | —               | 4      | 3   |
| 宮崎県  | 23.4    | 11  | 8(7)         | —    | —        | —                         | 3   | 10.6    | 5   | —            | —               | —      | 5   |
| 鹿児島県 | 16.1    | 9   | 6(6)         | —    | —        | —                         | 3   | 8.8     | 5   | —            | —               | 1(1)   | 4   |
| 沖縄県  | 15.2    | 7   | —            | 2(2) | —        | 3(3)                      | —   | 14.9    | 7   | —            | —               | 3      | 4   |
| 合計   | 14.3    | 413 | 218(190)     | 1(1) | 126(106) | 16(13)                    | 52  | 13.5    | 391 | 14(8)        | 12(3)           | 115(9) | 250 |

注) 前掲の巻末資料2と同様。

7. 無所属県議の党派変更状況：1983～1987年

|      | 1983年   |     |              |      |         |               |     | 1987年   |     |              |                |        |     |  |
|------|---------|-----|--------------|------|---------|---------------|-----|---------|-----|--------------|----------------|--------|-----|--|
|      | 無所属(当選) |     | 党派選択(→1987年) |      |         |               |     | 無所属(当選) |     | 党派履歴(1983年→) |                |        |     |  |
|      | 割合(%)   | 人数  | 自民           | 社会   | 無所属     | その他           | 不出馬 | 割合(%)   | 人数  | 自民           | その他            | 無所属    | 新人  |  |
| 北海道  | 20.0    | 22  | 10(6)        | 2(2) | 7(4)    | —             | 3   | 20.0    | 22  | —            | 社会党1(1)        | 5(1)   | 16  |  |
| 青森県  | 15.4    | 8   | 6(4)         | —    | —       | —             | 2   | 17.6    | 9   | 2(2)         | 社会党1           | 1(1)   | 5   |  |
| 岩手県  | 21.2    | 11  | 5(3)         | —    | 3(1)    | —             | 3   | 17.3    | 9   | 1(1)         | 社会党1(1)、民社党1   | 2(1)   | 4   |  |
| 宮城県  | 20.3    | 12  | 7(6)         | —    | 3(1)    | —             | 2   | 8.5     | 5   | —            | —              | 1      | 4   |  |
| 秋田県  | 12.2    | 6   | 1(1)         | —    | 4(3)    | —             | 1   | 14.3    | 7   | —            | —              | 3      | 4   |  |
| 山形県  | 4.1     | 2   | 2(2)         | —    | —       | —             | —   | 6.1     | 3   | —            | —              | —      | 3   |  |
| 福島県  | 17.2    | 10  | 7(5)         | —    | 1(—)    | —             | 2   | 13.3    | 8   | 1(1)         | —              | —      | 7   |  |
| 茨城県  | 13.8    | 9   | 5(5)         | —    | 1(1)    | —             | 3   | 15.2    | 10  | —            | —              | 1      | 9   |  |
| 栃木県  | 23.6    | 13  | 6(3)         | —    | 7(6)    | —             | —   | 23.6    | 13  | 1(1)         | —              | 7(1)   | 5   |  |
| 群馬県  | 14.0    | 8   | 8(7)         | —    | —       | —             | —   | 12.3    | 7   | —            | —              | —      | 7   |  |
| 埼玉県  | 24.5    | 23  | 16(15)       | —    | 3(1)    | —             | 4   | 12.8    | 12  | —            | —              | 1      | 11  |  |
| 千葉県  | 10.1    | 8   | 7(4)         | —    | —       | —             | 1   | 20.0    | 17  | —            | —              | —      | 17  |  |
| 東京都  | 3.1     | 4   | 1(1)         | —    | 3(2)    | —             | —   | 3.1     | 4   | —            | —              | 2      | 2   |  |
| 神奈川県 | 14.8    | 17  | 4(1)         | —    | 12(11)  | —             | 1   | 19.1    | 22  | —            | 新自由クラブ5        | 12(1)  | 5   |  |
| 新潟県  | 10.8    | 7   | 6(5)         | —    | 1(—)    | —             | —   | 12.7    | 8   | 1            | —              | —      | 7   |  |
| 富山県  | 6.4     | 3   | 1(—)         | —    | 2(2)    | —             | —   | 19.1    | 9   | —            | —              | 2      | 7   |  |
| 石川県  | 8.5     | 4   | 4(4)         | —    | —       | —             | —   | 12.8    | 6   | 1(1)         | —              | —      | 5   |  |
| 福井県  | 20.0    | 8   | 8(6)         | —    | —       | —             | —   | 15.0    | 6   | —            | —              | —      | 6   |  |
| 山梨県  | 40.5    | 17  | 12(9)        | —    | 1(1)    | —             | 4   | 28.6    | 12  | —            | —              | 2(1)   | 10  |  |
| 長野県  | 16.4    | 10  | 3(3)         | —    | 5(5)    | —             | 2   | 25.8    | 16  | —            | —              | 5      | 11  |  |
| 岐阜県  | 4.0     | 2   | 2(1)         | —    | —       | —             | —   | 15.7    | 8   | —            | —              | —      | 8   |  |
| 静岡県  | 3.8     | 3   | 1(1)         | —    | 1(—)    | —             | 1   | 14.1    | 11  | —            | —              | —      | 11  |  |
| 愛知県  | 5.7     | 6   | 3(3)         | —    | 2(2)    | —             | 1   | 6.5     | 7   | 1            | —              | 2      | 4   |  |
| 三重県  | 35.2    | 19  | 10(7)        | —    | 7(6)    | —             | 2   | 24.1    | 13  | —            | —              | 6      | 7   |  |
| 滋賀県  | 10.9    | 5   | 2(—)         | —    | 1(1)    | 21世紀をめぐす会1(1) | 1   | 20.8    | 10  | 1(1)         | 滋賀自治クラブ1       | 1      | 7   |  |
| 京都府  | 3.2     | 2   | —            | —    | 2(2)    | —             | —   | 8.2     | 5   | —            | —              | 2      | 3   |  |
| 大阪府  | 4.4     | 5   | 1(1)         | —    | 3(2)    | 公明党1(1)       | —   | 7.1     | 8   | 1            | 大阪府議会府民クラブ1(1) | 2      | 4   |  |
| 兵庫県  | 22.0    | 20  | 11(10)       | —    | 8(6)    | —             | 1   | 15.4    | 14  | —            | —              | 7(1)   | 7   |  |
| 奈良県  | 15.6    | 7   | 5(4)         | —    | 1(1)    | —             | 1   | 8.5     | 4   | —            | —              | 1      | 3   |  |
| 和歌山県 | 19.1    | 9   | 3(3)         | —    | 1(1)    | —             | 5   | 19.1    | 9   | —            | —              | 1      | 8   |  |
| 鳥取県  | 5.0     | 2   | 1(1)         | —    | —       | —             | 1   | 7.5     | 3   | —            | —              | —      | 3   |  |
| 島根県  | 17.1    | 7   | 5(3)         | —    | 2(2)    | —             | —   | 22.0    | 9   | 1(1)         | —              | 2      | 6   |  |
| 岡山県  | 7.0     | 4   | 2(2)         | —    | 2(2)    | —             | —   | 10.3    | 6   | 1            | —              | 2      | 3   |  |
| 広島県  | 15.9    | 11  | 5(5)         | —    | 3(3)    | —             | 3   | 17.4    | 12  | —            | —              | 4(1)   | 8   |  |
| 山口県  | 14.8    | 8   | 4(4)         | —    | 2(—)    | —             | 2   | 11.1    | 6   | —            | —              | —      | 6   |  |
| 徳島県  | 28.6    | 12  | 5(5)         | —    | 5(3)    | —             | 2   | 19.0    | 8   | —            | —              | 3      | 5   |  |
| 香川県  | 2.2     | 1   | 1(1)         | —    | —       | —             | —   | 2.2     | 1   | —            | —              | —      | 1   |  |
| 愛媛県  | 15.1    | 8   | 6(5)         | —    | —       | —             | 2   | 13.2    | 7   | —            | —              | 1(1)   | 6   |  |
| 高知県  | 4.8     | 2   | 1(1)         | —    | —       | —             | 1   | 7.1     | 3   | —            | —              | —      | 3   |  |
| 福岡県  | 13.5    | 12  | 5(4)         | —    | 3(3)    | 福岡県農政連4(3)    | —   | 14.4    | 13  | 1            | 社会党1(1)        | 3      | 8   |  |
| 佐賀県  | 14.3    | 6   | 4(3)         | —    | 1(1)    | —             | 1   | 11.9    | 5   | —            | —              | 1      | 4   |  |
| 長崎県  | 14.8    | 8   | 3(2)         | —    | 2(2)    | —             | 3   | 20.8    | 11  | 1            | —              | 3(1)   | 7   |  |
| 熊本県  | 10.7    | 6   | 6(5)         | —    | —       | —             | —   | 17.9    | 10  | 1(1)         | 新自由クラブ1(1)     | —      | 8   |  |
| 大分県  | 14.6    | 7   | 5(4)         | —    | 1(1)    | —             | 1   | 17.0    | 8   | —            | —              | 1      | 7   |  |
| 宮崎県  | 10.6    | 5   | 4(1)         | —    | —       | —             | 1   | 12.8    | 6   | —            | —              | —      | 6   |  |
| 鹿児島県 | 8.8     | 5   | 4(4)         | —    | —       | —             | 1   | 15.8    | 9   | 2            | —              | —      | 7   |  |
| 沖縄県  | 14.9    | 7   | 3(3)         | —    | 2(2)    | —             | 2   | 19.1    | 9   | —            | —              | 2      | 7   |  |
| 合計   | 13.5    | 391 | 221(173)     | 2(2) | 102(78) | 6(5)          | 60  | 14.4    | 420 | 17(9)        | 13(5)          | 88(10) | 302 |  |

注) 前掲の巻末資料2と同様。

8. 無所属県議の党派変更状況：1987～1991年

|      | 1987年   |     |              |      |          |                           |     | 1991年   |     |              |         |        |     |
|------|---------|-----|--------------|------|----------|---------------------------|-----|---------|-----|--------------|---------|--------|-----|
|      | 無所属(当選) |     | 党派選択(→1991年) |      |          |                           |     | 無所属(当選) |     | 党派履歴(1987年→) |         |        |     |
|      | 割合(%)   | 人数  | 自民           | 社会   | 無所属      | その他                       | 不出馬 | 割合(%)   | 人数  | 自民           | その他     | 無所属    | 新人  |
| 北海道  | 20.0    | 22  | 2(2)         | —    | 18(12)   | —                         | 2   | 23.6    | 26  | 1(1)         | —       | 13(1)  | 12  |
| 青森県  | 17.6    | 9   | 4(4)         | —    | 4(2)     | —                         | 1   | 31.4    | 16  | 1            | —       | 2      | 13  |
| 岩手県  | 17.3    | 9   | 3(3)         | —    | 5(3)     | —                         | 1   | 23.5    | 12  | 1(1)         | —       | 3      | 8   |
| 宮城県  | 8.5     | 5   | 4(4)         | —    | 1(1)     | —                         | —   | 15.9    | 10  | 2            | —       | 1      | 7   |
| 秋田県  | 14.3    | 7   | 2(1)         | —    | 3(3)     | —                         | 2   | 18.4    | 9   | —            | —       | 4(1)   | 5   |
| 山形県  | 6.1     | 3   | 3(1)         | —    | —        | —                         | —   | 6.1     | 3   | —            | —       | —      | 3   |
| 福島県  | 13.3    | 8   | 7(6)         | —    | —        | —                         | 1   | 10.0    | 6   | —            | —       | —      | 6   |
| 茨城県  | 15.2    | 10  | 7(6)         | —    | —        | —                         | 3   | 18.2    | 12  | 1            | —       | —      | 11  |
| 栃木県  | 23.6    | 13  | 3(1)         | —    | 6(5)     | —                         | 4   | 32.7    | 18  | 2(1)         | —       | 5      | 11  |
| 群馬県  | 12.3    | 7   | 5(5)         | —    | 2(2)     | —                         | —   | 15.8    | 9   | —            | —       | 3(1)   | 6   |
| 埼玉県  | 12.8    | 12  | 9(7)         | 1(1) | 2(1)     | —                         | —   | 10.6    | 10  | —            | —       | 1      | 9   |
| 千葉県  | 20.0    | 17  | 14(13)       | —    | 1(1)     | —                         | 2   | 17.4    | 16  | 1(1)         | 社会党1    | 2(1)   | 12  |
| 東京都  | 3.1     | 4   | 2(1)         | —    | 2(2)     | —                         | —   | 7.8     | 10  | —            | —       | 2      | 8   |
| 神奈川県 | 19.1    | 22  | 8(8)         | —    | 11(9)    | 市民と歩む確かな県政を<br>推進する会 1(1) | 2   | 12.2    | 14  | 1(1)         | 進歩党1    | 9      | 3   |
| 新潟県  | 12.7    | 8   | 5(5)         | 2(1) | —        | いきいき新潟をつくる県<br>民連合 1(1)   | —   | 11.1    | 7   | —            | —       | —      | 7   |
| 富山県  | 19.1    | 9   | 7(7)         | —    | 1(1)     | —                         | 1   | 4.3     | 2   | —            | 社会党1    | 1      | —   |
| 石川県  | 12.8    | 6   | 5(3)         | —    | 1(1)     | —                         | —   | 14.9    | 7   | 1(1)         | —       | 1      | 5   |
| 福井県  | 15.0    | 6   | 5(5)         | 1(1) | —        | —                         | —   | 5.0     | 2   | —            | —       | —      | 2   |
| 山梨県  | 28.6    | 12  | 5(4)         | —    | 3(2)     | —                         | 4   | 37.2    | 16  | 3(2)         | —       | 2      | 11  |
| 長野県  | 25.8    | 16  | 7(6)         | —    | 6(3)     | —                         | 3   | 24.2    | 15  | —            | —       | 3      | 12  |
| 岐阜県  | 15.7    | 8   | 5(5)         | —    | 2(1)     | —                         | 1   | 3.8     | 2   | —            | —       | 1      | 1   |
| 静岡県  | 14.1    | 11  | 8(5)         | —    | 2(2)     | —                         | 1   | 23.1    | 18  | 2(2)         | —       | 2      | 14  |
| 愛知県  | 6.5     | 7   | 5(5)         | —    | 2(2)     | —                         | —   | 8.2     | 9   | 1            | —       | 2      | 6   |
| 三重県  | 24.1    | 13  | 3(3)         | —    | 10(9)    | —                         | —   | 30.9    | 17  | 1            | —       | 9      | 7   |
| 滋賀県  | 20.8    | 10  | 6(5)         | —    | 1(—)     | 21世紀をめざす会 1(—)            | 2   | 12.5    | 6   | —            | —       | —      | 6   |
| 京都府  | 8.2     | 5   | 1(1)         | —    | 3(2)     | —                         | 1   | 10.8    | 7   | —            | —       | 2      | 5   |
| 大阪府  | 7.1     | 8   | 4(3)         | —    | 4(4)     | —                         | —   | 10.6    | 12  | 1(1)         | 民社党2    | 4      | 5   |
| 兵庫県  | 15.4    | 14  | 1(1)         | —    | 10(9)    | —                         | 3   | 21.3    | 20  | 2            | —       | 9      | 9   |
| 奈良県  | 8.5     | 4   | 3(3)         | —    | 1(—)     | —                         | —   | 8.3     | 4   | 1(1)         | 共産党1    | —      | 2   |
| 和歌山県 | 19.1    | 9   | 5(5)         | —    | 3(2)     | —                         | 1   | 17.0    | 8   | —            | —       | 2      | 6   |
| 鳥取県  | 7.5     | 3   | 2(2)         | —    | 1(1)     | —                         | —   | 15.0    | 6   | —            | —       | 1      | 5   |
| 島根県  | 22.0    | 9   | 3(3)         | —    | 4(3)     | れんごうみんなの会 2(1)            | —   | 29.3    | 12  | 1            | —       | 3      | 8   |
| 岡山県  | 10.3    | 6   | 2(2)         | —    | 4(3)     | —                         | —   | 15.5    | 9   | —            | 社会党1    | 3      | 5   |
| 広島県  | 17.4    | 12  | 7(6)         | —    | 5(5)     | —                         | —   | 7.2     | 5   | —            | —       | 5      | —   |
| 山口県  | 11.1    | 6   | 4(4)         | —    | 2(1)     | —                         | —   | 14.8    | 8   | —            | —       | 1      | 7   |
| 徳島県  | 19.0    | 8   | 3(3)         | 2(1) | 2(2)     | —                         | 1   | 26.2    | 11  | —            | —       | 2      | 9   |
| 香川県  | 2.2     | 1   | 1(1)         | —    | —        | —                         | —   | 13.3    | 6   | —            | 社会党1    | —      | 5   |
| 愛媛県  | 13.2    | 7   | 5(5)         | —    | 1(—)     | —                         | 1   | 18.9    | 10  | —            | —       | —      | 10  |
| 高知県  | 7.1     | 3   | 2(2)         | —    | 1(1)     | —                         | —   | 7.1     | 3   | —            | —       | 1      | 2   |
| 福岡県  | 14.4    | 13  | 2(2)         | —    | 9(6)     | —                         | 2   | 17.8    | 16  | 1(1)         | 福岡県農政連1 | 6      | 8   |
| 佐賀県  | 11.9    | 5   | 3(3)         | 1(1) | —        | —                         | 1   | 11.9    | 5   | —            | —       | —      | 5   |
| 長崎県  | 20.8    | 11  | 9(7)         | —    | 1(1)     | —                         | 1   | 13.5    | 7   | 3(2)         | —       | 1      | 3   |
| 熊本県  | 17.9    | 10  | 10(9)        | —    | —        | —                         | —   | 16.1    | 9   | 1(1)         | —       | —      | 8   |
| 大分県  | 17.0    | 8   | 3(3)         | —    | 3(3)     | —                         | 2   | 21.3    | 10  | —            | —       | 4(1)   | 6   |
| 宮崎県  | 12.8    | 6   | 3(3)         | —    | 1(1)     | 民社党 1(—)                  | 1   | 8.5     | 4   | —            | —       | 1      | 3   |
| 鹿児島県 | 15.8    | 9   | 7(7)         | —    | —        | —                         | 2   | 12.3    | 7   | —            | —       | —      | 7   |
| 沖縄県  | 19.1    | 9   | 2(2)         | —    | 5(5)     | —                         | 2   | 27.1    | 13  | 2            | —       | 5      | 6   |
| 合計   | 14.4    | 420 | 216(192)     | 7(2) | 143(111) | 6(3)                      | 48  | 15.8    | 464 | 30(16)       | 9       | 116(5) | 309 |

注) 前掲の巻末資料2と同様。

9. 無所属議員の党派変更状況：1999～2003年

|      | 1999年   |     |              |        |          |                             |     | 2003年   |     |              |                         |         |     |
|------|---------|-----|--------------|--------|----------|-----------------------------|-----|---------|-----|--------------|-------------------------|---------|-----|
|      | 無所属(当選) |     | 党派選択(→2003年) |        |          |                             |     | 無所属(当選) |     | 党派履歴(1999年→) |                         |         |     |
|      | 割合(%)   | 人数  | 自民           | 民主     | 無所属      | その他                         | 不出馬 | 割合(%)   | 人数  | 自民           | その他                     | 無所属     | 新人  |
| 北海道  | 27.3    | 30  | 10(7)        | —      | 14(13)   | —                           | 6   | 26.4    | 29  | —            | 民主党1                    | 13      | 15  |
| 青森県  | 54.9    | 28  | 8(6)         | —      | 13(11)   | —                           | 7   | 49.0    | 25  | 3(1)         | —                       | 11      | 11  |
| 岩手県  | 31.4    | 16  | 3(3)         | —      | 8(6)     | 自由党1(1)                     | 4   | 23.5    | 12  | —            | —                       | 6       | 6   |
| 宮城県  | 33.3    | 21  | 2(2)         | —      | 16(15)   | —                           | 3   | 38.1    | 24  | —            | —                       | 16(1)   | 8   |
| 秋田県  | 25.0    | 12  | 1(1)         | —      | 10(5)    | —                           | 1   | 31.3    | 15  | —            | —                       | 5       | 10  |
| 山形県  | 22.4    | 11  | 3(2)         | —      | 6(6)     | —                           | 2   | 28.3    | 13  | 1            | —                       | 6       | 6   |
| 福島県  | 15.0    | 9   | 4(3)         | —      | 4(3)     | —                           | 1   | 15.5    | 9   | 1            | —                       | 3       | 5   |
| 茨城県  | 12.1    | 8   | 3(3)         | —      | 4(3)     | —                           | 1   | 27.7    | 18  | 4(1)         | —                       | 3       | 11  |
| 栃木県  | 32.7    | 18  | 3(3)         | —      | 6(4)     | —                           | 9   | 42.6    | 23  | 2            | —                       | 4       | 17  |
| 群馬県  | 22.8    | 13  | 9(8)         | —      | 2(2)     | —                           | 2   | 12.5    | 7   | —            | —                       | 2       | 5   |
| 埼玉県  | 19.1    | 18  | 10(9)        | —      | 3(2)     | —                           | 5   | 22.3    | 21  | 1(1)         | 連合埼玉の会1                 | 2       | 17  |
| 千葉県  | 23.5    | 23  | 12(11)       | —      | 5(3)     | —                           | 6   | 16.3    | 16  | —            | 民主党1                    | 3       | 12  |
| 東京都  | 6.3     | 8   | 2(2)         | 1(1)   | 2(1)     | —                           | 3   | 5.5     | 7   | —            | —                       | 1       | 6   |
| 神奈川県 | 17.8    | 19  | 3(3)         | 1(1)   | 10(10)   | 無党派知事をつくろう<br>会1(1)、社会党2(1) | 2   | 17.8    | 19  | —            | —                       | 11(1)   | 8   |
| 新潟県  | 24.2    | 15  | 7(4)         | —      | 4(4)     | インデペンデントクラ<br>ブ1(1)、自由党1(1) | 2   | 19.7    | 12  | —            | —                       | 4       | 8   |
| 富山県  | 15.6    | 7   | 5(5)         | —      | 2(2)     | 新進石川協議会2(2)                 | 0   | 11.1    | 5   | —            | —                       | 2       | 3   |
| 石川県  | 35.4    | 17  | 7(7)         | 1(1)   | 6(3)     | —                           | 1   | 17.4    | 8   | —            | 新進石川協議会1                | 3       | 4   |
| 福井県  | 42.5    | 17  | 7(6)         | —      | 4(4)     | —                           | 6   | 55.0    | 22  | —            | 民主党1                    | 4       | 17  |
| 山梨県  | 19.0    | 8   | 3(3)         | —      | 4(3)     | —                           | 1   | 31.0    | 13  | 2            | —                       | 3       | 8   |
| 長野県  | 17.7    | 11  | —            | —      | 5(4)     | 政信会1(1)                     | 5   | 51.7    | 30  | —            | 県政会2                    | 4       | 24  |
| 岐阜県  | 13.7    | 7   | 2(2)         | —      | 4(3)     | —                           | 1   | 20.4    | 10  | —            | —                       | 3       | 7   |
| 静岡県  | 37.2    | 29  | 9(8)         | 1(1)   | 16(14)   | —                           | 3   | 34.6    | 27  | —            | —                       | 14      | 13  |
| 愛知県  | 30.8    | 33  | 12(11)       | 7(7)   | 10(9)    | —                           | 4   | 17.0    | 18  | —            | —                       | 10(1)   | 8   |
| 三重県  | 61.8    | 34  | 3(3)         | —      | 25(24)   | —                           | 6   | 62.7    | 32  | —            | —                       | 24      | 8   |
| 滋賀県  | 33.3    | 16  | 5(3)         | 4(3)   | 3(2)     | —                           | 4   | 27.7    | 13  | —            | 21世紀をめざす県民<br>連合1、さきがけ1 | 2       | 9   |
| 京都府  | 13.8    | 9   | 1(1)         | 1(1)   | 4(4)     | 新政会1(1)                     | 2   | 11.3    | 7   | —            | —                       | 4       | 3   |
| 大阪府  | 19.6    | 22  | 2(2)         | 5(5)   | 10(8)    | —                           | 5   | 17.9    | 20  | —            | —                       | 9(1)    | 11  |
| 兵庫県  | 29.3    | 27  | 3(2)         | —      | 18(15)   | —                           | 6   | 29.0    | 27  | —            | —                       | 15      | 12  |
| 奈良県  | 29.2    | 14  | 4(4)         | —      | 9(9)     | 公明党1(1)                     | 0   | 27.1    | 13  | —            | 民主党2                    | 10(1)   | 1   |
| 和歌山県 | 29.8    | 14  | 3(3)         | —      | 6(5)     | 保守新党2(2)                    | 3   | 30.4    | 14  | 1            | —                       | 6(1)    | 7   |
| 鳥取県  | 26.3    | 10  | 4(4)         | —      | 5(4)     | —                           | 1   | 36.8    | 14  | —            | —                       | 4       | 10  |
| 島根県  | 19.5    | 8   | 2(2)         | —      | 5(5)     | —                           | 1   | 35.9    | 14  | —            | 連合みんなの会3                | 5       | 6   |
| 岡山県  | 23.2    | 13  | 9(8)         | —      | 3(3)     | —                           | 1   | 17.9    | 10  | 1(1)         | —                       | 4(1)    | 5   |
| 広島県  | 25.7    | 18  | 6(5)         | —      | 9(9)     | —                           | 3   | 28.6    | 20  | —            | 社民党1                    | 9       | 10  |
| 山口県  | 30.2    | 16  | 9(8)         | 2(2)   | 4(2)     | —                           | 1   | 20.8    | 11  | —            | —                       | 2       | 9   |
| 徳島県  | 28.6    | 12  | 3(2)         | —      | 8(7)     | —                           | 1   | 35.7    | 15  | —            | 自由党1                    | 9(2)    | 5   |
| 香川県  | 11.1    | 5   | 1(1)         | —      | 4(4)     | —                           | 0   | 24.4    | 11  | —            | —                       | 4       | 7   |
| 愛媛県  | 38.5    | 20  | 9(8)         | 1(1)   | 4(4)     | —                           | 6   | 18.0    | 9   | —            | —                       | 4       | 5   |
| 高知県  | 24.4    | 10  | 2(2)         | —      | 6(6)     | —                           | 2   | 34.1    | 14  | 1(1)         | —                       | 6       | 7   |
| 福岡県  | 23.1    | 21  | 5(5)         | 1(1)   | 13(10)   | 福岡県農政連1(1)                  | 1   | 14.8    | 13  | —            | —                       | 10      | 3   |
| 佐賀県  | 29.3    | 12  | 9(6)         | —      | 2(2)     | —                           | 1   | 19.5    | 8   | —            | —                       | 2       | 6   |
| 長崎県  | 21.2    | 11  | 6(4)         | —      | 3(2)     | —                           | 2   | 23.5    | 12  | 1(1)         | —                       | 2       | 9   |
| 熊本県  | 30.4    | 17  | 5(5)         | —      | 6(6)     | —                           | 6   | 36.4    | 20  | 2            | —                       | 7(1)    | 11  |
| 大分県  | 29.8    | 14  | 7(6)         | 1(1)   | 5(5)     | —                           | 1   | 32.6    | 15  | 1            | —                       | 7(2)    | 7   |
| 宮崎県  | 13.3    | 6   | 5(4)         | —      | —        | —                           | 1   | 15.6    | 7   | —            | —                       | —       | 7   |
| 鹿児島県 | 14.8    | 8   | 3(2)         | —      | 3(2)     | —                           | 2   | 16.7    | 9   | —            | —                       | 3(1)    | 6   |
| 沖縄県  | 35.4    | 17  | 3(1)         | —      | 8(7)     | 社民党1(1)                     | 5   | 45.8    | 22  | 1(1)         | —                       | 7       | 14  |
| 合計   | 25.2    | 732 | 234(200)     | 26(25) | 321(275) | 15(14)                      | 136 | 25.5    | 733 | 22(7)        | 16(—)                   | 288(13) | 407 |

注) 前掲の巻末資料2と同様。



10. 無所属議員の党派変更状況：2003～2007年

|      | 2003年   |     |              |        |          |                   |     | 2007年   |     |              |                             |         |     |  |
|------|---------|-----|--------------|--------|----------|-------------------|-----|---------|-----|--------------|-----------------------------|---------|-----|--|
|      | 無所属(当選) |     | 党派選択(→2007年) |        |          |                   |     | 無所属(当選) |     | 党派履歴(2003年→) |                             |         |     |  |
|      | 割合(%)   | 人数  | 自民           | 民主     | 無所属      | その他               | 不出馬 | 割合(%)   | 人数  | 自民           | その他                         | 無所属     | 新人  |  |
| 北海道  | 26.4    | 29  | 9(8)         | 6(6)   | 11(9)    | —                 | 3   | 15.1    | 16  | 1            | —                           | 9       | 6   |  |
| 青森県  | 49.0    | 25  | 8(7)         | 6(6)   | 9(6)     | —                 | 2   | 27.1    | 13  | —            | —                           | 7(1)    | 6   |  |
| 岩手県  | 23.5    | 12  | 1(1)         | 2(2)   | 1(1)     | 岩手政和会 4(3)        | 4   | 12.5    | 6   | —            | 自由党 1 (1)                   | 2(1)    | 3   |  |
| 宮城県  | 38.1    | 24  | 11(8)        | 1(1)   | 9(7)     | —                 | 3   | 23.0    | 14  | —            | 社民党 1                       | 7       | 6   |  |
| 秋田県  | 31.3    | 15  | —            | —      | 11(9)    | —                 | 4   | 40.0    | 18  | 2            | —                           | 10(1)   | 6   |  |
| 山形県  | 28.3    | 13  | 2(2)         | —      | 8(5)     | —                 | 3   | 25.0    | 11  | —            | —                           | 5       | 6   |  |
| 福島県  | 15.5    | 9   | 2(2)         | —      | 7(7)     | —                 | —   | 15.5    | 9   | 1            | —                           | 7       | 1   |  |
| 茨城県  | 27.7    | 18  | 6(5)         | 1(1)   | 9(7)     | —                 | 2   | 21.5    | 14  | —            | —                           | 7       | 7   |  |
| 栃木県  | 42.6    | 23  | 11(11)       | 3(3)   | 5(3)     | —                 | 4   | 18.0    | 9   | —            | 民主 1 (1)                    | 3       | 5   |  |
| 群馬県  | 12.5    | 7   | 3(3)         | —      | 2(2)     | —                 | 2   | 24.0    | 12  | 1            | 民主 1                        | 2       | 8   |  |
| 埼玉県  | 22.3    | 21  | 10(7)        | —      | 1(1)     | 無所属・いきいき埼玉の会 2(2) | 8   | 21.3    | 20  | 2(1)         | —                           | 1       | 17  |  |
| 千葉県  | 16.3    | 16  | 9(8)         | 2(2)   | 4(1)     | —                 | 1   | 11.6    | 11  | 2(1)         | —                           | 2(1)    | 7   |  |
| 東京都  | 5.5     | 7   | 2(1)         | 1(1)   | 2(2)     | —                 | 2   | 3.1     | 4   | —            | —                           | 2       | 2   |  |
| 神奈川県 | 17.8    | 19  | 1(1)         | 2(2)   | 13(11)   | —                 | 3   | 20.6    | 22  | 1            | 無党派知事をつくろう会 1               | 11      | 9   |  |
| 新潟県  | 19.7    | 12  | 5(4)         | 2(2)   | 3(3)     | —                 | 2   | 18.9    | 10  | —            | —                           | 3       | 7   |  |
| 富山県  | 11.1    | 5   | 3(3)         | —      | 2(1)     | —                 | —   | 7.5     | 3   | —            | —                           | 1       | 2   |  |
| 石川県  | 17.4    | 8   | 2(1)         | 1(—)   | 4(4)     | —                 | 1   | 21.7    | 10  | 1(1)         | —                           | 5(1)    | 4   |  |
| 福井県  | 55.0    | 22  | 13(12)       | 1(1)   | 5(3)     | —                 | 3   | 32.5    | 13  | —            | —                           | 3       | 10  |  |
| 山梨県  | 31.0    | 13  | 5(5)         | —      | 5(5)     | —                 | 3   | 47.4    | 18  | 3(2)         | —                           | 5       | 10  |  |
| 長野県  | 51.7    | 30  | 3(1)         | 1(—)   | 20(15)   | あおぞら 3(1)         | 3   | 50.0    | 29  | —            | 創新会 2、政信会 1(1)、フォーラム改新 2(1) | 16(1)   | 8   |  |
| 岐阜県  | 20.4    | 10  | 4(3)         | 1(1)   | 5(4)     | —                 | —   | 30.4    | 14  | 1            | —                           | 5(1)    | 8   |  |
| 静岡県  | 34.6    | 27  | 4(2)         | 3(3)   | 15(11)   | —                 | 5   | 28.4    | 21  | 1            | —                           | 12(1)   | 8   |  |
| 愛知県  | 17.0    | 18  | 10(7)        | 4(4)   | 3(—)     | —                 | 1   | 1.9     | 2   | —            | —                           | —       | 2   |  |
| 三重県  | 62.7    | 32  | 6(5)         | 3(3)   | 11(9)    | 新政みえ 4(3)         | 8   | 37.3    | 19  | 2            | —                           | 9       | 8   |  |
| 滋賀県  | 27.7    | 13  | 5(3)         | 1(1)   | 1(1)     | 対話 2(1)           | 4   | 19.1    | 9   | —            | —                           | 1       | 8   |  |
| 京都府  | 11.3    | 7   | —            | —      | 4(3)     | 共産党 1(—)          | 2   | 12.9    | 8   | —            | —                           | 3       | 5   |  |
| 大阪府  | 17.9    | 20  | 3(3)         | 2(2)   | 12(10)   | —                 | 3   | 12.5    | 14  | —            | 民主 1                        | 10      | 3   |  |
| 兵庫県  | 29.0    | 27  | 4(4)         | 1(1)   | 20(13)   | —                 | 2   | 34.8    | 32  | 1            | 21世紀をひらく兵庫 県政連合 1、社民党 1     | 13      | 16  |  |
| 奈良県  | 27.1    | 13  | 5(5)         | —      | 4(4)     | —                 | 4   | 18.2    | 8   | 1            | 社民党 1                       | 4       | 2   |  |
| 和歌山県 | 30.4    | 14  | 4(4)         | 1(—)   | 6(5)     | —                 | 3   | 28.3    | 13  | 1            | —                           | 5       | 7   |  |
| 鳥取県  | 36.8    | 14  | 6(6)         | 3(3)   | 5(4)     | —                 | —   | 21.1    | 8   | 1(1)         | 社民党 1                       | 4       | 2   |  |
| 島根県  | 35.9    | 14  | 6(5)         | 2(1)   | 5(5)     | —                 | 1   | 29.7    | 11  | —            | —                           | 5       | 6   |  |
| 岡山県  | 17.9    | 10  | 5(5)         | —      | 4(4)     | —                 | 1   | 28.6    | 16  | 3(2)         | —                           | 4       | 9   |  |
| 広島県  | 28.6    | 20  | 6(6)         | —      | 9(9)     | —                 | 5   | 33.3    | 22  | —            | 社民党 1(1)                    | 9       | 12  |  |
| 山口県  | 20.8    | 11  | 3(1)         | —      | 4(2)     | —                 | 4   | 22.4    | 11  | 3(1)         | —                           | 3(1)    | 5   |  |
| 徳島県  | 35.7    | 15  | 6(4)         | 1(1)   | 8(5)     | —                 | —   | 29.3    | 12  | —            | —                           | 5       | 7   |  |
| 香川県  | 24.4    | 11  | 5(5)         | 1(1)   | 4(2)     | 社民党 1(1)          | —   | 11.1    | 5   | —            | —                           | 2       | 3   |  |
| 愛媛県  | 18.0    | 9   | 5(5)         | —      | 3(2)     | —                 | 1   | 19.1    | 9   | —            | —                           | 2       | 7   |  |
| 高知県  | 34.1    | 14  | —            | —      | 12(8)    | —                 | 2   | 41.0    | 16  | 2            | —                           | 8       | 6   |  |
| 福岡県  | 14.8    | 13  | 2(1)         | 2(2)   | 8(7)     | —                 | 1   | 22.7    | 20  | 1(1)         | 福岡県農政連 1、社民党 2              | 8(1)    | 8   |  |
| 佐賀県  | 19.5    | 8   | 4(3)         | —      | 3(3)     | —                 | 1   | 19.5    | 8   | —            | —                           | 3       | 5   |  |
| 長崎県  | 23.5    | 12  | 2(1)         | —      | 6(4)     | —                 | 4   | 28.3    | 13  | 3(2)         | —                           | 4       | 6   |  |
| 熊本県  | 36.4    | 20  | 11(8)        | —      | 7(6)     | —                 | 2   | 36.7    | 18  | —            | —                           | 6       | 12  |  |
| 大分県  | 32.6    | 15  | 5(3)         | 2(2)   | 6(5)     | 社民党 1(—)          | 1   | 34.1    | 15  | 1            | —                           | 6(1)    | 8   |  |
| 宮崎県  | 15.6    | 7   | 7(6)         | —      | —        | —                 | —   | 15.6    | 7   | 1            | —                           | —       | 6   |  |
| 鹿児島県 | 16.7    | 9   | 5(4)         | —      | 4(3)     | —                 | —   | 18.5    | 10  | 1            | 社民党 2                       | 3       | 4   |  |
| 沖縄県  | 45.8    | 22  | 6(6)         | 1(1)   | 7(6)     | 新党そうぞう 1(1)       | 7   | 18.8    | 9   | —            | —                           | 6       | 3   |  |
| 合計   | 25.5    | 733 | 235(195)     | 57(53) | 307(237) | 19(12)            | 115 | 22.0    | 612 | 37(12)       | 21(5)                       | 248(11) | 306 |  |

注) 前掲の巻末資料 2 と同様。

## 11. 無所属議員の党派変更状況：2007～2011年

|      | 2007年   |     |               |        |          |             |     | 2011年   |     |              |               |        |     |
|------|---------|-----|---------------|--------|----------|-------------|-----|---------|-----|--------------|---------------|--------|-----|
|      | 無所属(当選) |     | 党派選択(→20011年) |        |          |             |     | 無所属(当選) |     | 党派履歴(2007年→) |               |        |     |
|      | 割合(%)   | 人数  | 自民            | 民主     | 無所属      | その他         | 不出馬 | 割合(%)   | 人数  | 自民           | その他           | 無所属    | 新人  |
| 北海道  | 15.1    | 16  | 4(4)          | 3(3)   | 7(7)     | —           | 2   | 16.3    | 17  | 1            | —             | 7      | 9   |
| 青森県  | 27.1    | 13  | 2(2)          | 4(2)   | 4(3)     | —           | 3   | 27.1    | 13  | 1            | —             | 4(1)   | 8   |
| 岩手県  | 12.5    | 6   | —             | 1(1)   | —        | 地域新党いわて2(2) | 3   | 8.3     | 4   | —            | —             | —      | 4   |
| 宮城県  | 23.0    | 14  | 4(3)          | —      | 7(6)     | —           | 3   | 18.6    | 11  | 3(2)         | —             | 6      | 2   |
| 秋田県  | 40.0    | 18  | 4(4)          | —      | 10(8)    | —           | 4   | 31.1    | 14  | —            | —             | 9(1)   | 5   |
| 山形県  | 25.0    | 11  | 3(2)          | 2(2)   | 4(3)     | —           | 2   | 13.6    | 6   | —            | —             | 3      | 3   |
| 福島県  | 15.5    | 9   | 1(1)          | 5(4)   | 1(—)     | —           | 2   | 10.3    | 6   | 1(1)         | 社民党1          | —      | 4   |
| 茨城県  | 21.5    | 14  | 8(6)          | —      | 3(3)     | —           | 3   | 29.2    | 19  | 1(1)         | —             | 3      | 15  |
| 栃木県  | 18.0    | 9   | 3(3)          | 1(1)   | 4(2)     | —           | 1   | 14.0    | 7   | —            | —             | 2      | 5   |
| 群馬県  | 24.0    | 12  | 4(1)          | 3(3)   | 5(5)     | —           | —   | 20.0    | 10  | —            | 民主党1          | 6(1)   | 3   |
| 埼玉県  | 21.3    | 20  | 10(10)        | 1(1)   | 6(6)     | —           | 3   | 23.4    | 22  | 1(1)         | 無所属・いきいき埼玉の会1 | 6      | 14  |
| 千葉県  | 11.6    | 11  | 7(7)          | 1(1)   | 1(—)     | —           | 2   | 7.4     | 7   | —            | —             | —      | 7   |
| 東京都  | 3.1     | 4   | 1(1)          | —      | 3(1)     | —           | —   | 1.6     | 2   | —            | —             | 1      | 1   |
| 神奈川県 | 20.6    | 22  | 3(3)          | 4(3)   | 11(9)    | —           | 4   | 11.2    | 12  | 1            | —             | 9      | 2   |
| 新潟県  | 18.9    | 10  | 4(4)          | 1(—)   | 5(4)     | —           | —   | 18.9    | 10  | —            | —             | 4      | 6   |
| 富山県  | 7.5     | 3   | 1(1)          | —      | 1(—)     | —           | 1   | 7.5     | 3   | 1            | —             | —      | 2   |
| 石川県  | 21.7    | 10  | 1(1)          | 2(1)   | 6(4)     | —           | 1   | 14.0    | 6   | —            | —             | 4      | 2   |
| 福井県  | 32.5    | 13  | 5(4)          | 5(3)   | 2(1)     | —           | 1   | 13.5    | 5   | 1            | —             | 1      | 3   |
| 山梨県  | 47.4    | 18  | 5(4)          | —      | 10(9)    | —           | 3   | 55.3    | 21  | 1            | —             | 9      | 11  |
| 長野県  | 50.0    | 29  | 3(3)          | 1(1)   | 17(14)   | 創志会4(2)     | 4   | 39.7    | 23  | 1            | 政信会1          | 14     | 7   |
| 岐阜県  | 30.4    | 14  | 8(7)          | 3(3)   | 3(3)     | —           | —   | 10.9    | 5   | 1            | —             | 3      | 1   |
| 静岡県  | 28.4    | 21  | 4(4)          | 7(5)   | 4(2)     | —           | 6   | 15.9    | 11  | 2            | —             | 3(1)   | 6   |
| 愛知県  | 1.9     | 2   | 1(1)          | —      | 1(1)     | —           | —   | 3.9     | 4   | 1            | —             | 1      | 2   |
| 三重県  | 37.3    | 19  | 1(1)          | 3(3)   | 7(7)     | 新政みえ1(—)    | 7   | 29.4    | 15  | 1            | —             | 7      | 7   |
| 滋賀県  | 19.1    | 9   | 4(3)          | 2(—)   | 1(—)     | みんなの党1(1)   | 1   | 17.0    | 8   | 1(1)         | 対話1           | —      | 6   |
| 京都府  | 12.9    | 8   | 1(1)          | 1(1)   | 5(3)     | —           | 1   | 6.7     | 4   | —            | 新政会1(1)       | 3      | —   |
| 大阪府  | 12.5    | 14  | 2(1)          | 3(—)   | 4(1)     | 大阪維新の会3(3)  | 2   | 2.8     | 3   | —            | —             | 1      | 2   |
| 兵庫県  | 34.8    | 32  | 4(4)          | 1(1)   | 22(17)   | —           | 5   | 30.3    | 27  | 2            | —             | 18(1)  | 7   |
| 奈良県  | 18.2    | 8   | 4(4)          | 2(2)   | 2(2)     | —           | —   | 13.6    | 6   | 1(1)         | —             | 2      | 3   |
| 和歌山県 | 28.3    | 13  | 7(6)          | —      | 3(3)     | —           | 3   | 19.0    | 8   | —            | 民主党1          | 3      | 4   |
| 鳥取県  | 21.1    | 8   | 1(—)          | 3(3)   | 2(—)     | —           | 2   | 22.9    | 8   | 1            | —             | —      | 7   |
| 島根県  | 29.7    | 11  | 3(2)          | 2(2)   | 4(4)     | —           | 2   | 29.7    | 11  | —            | —             | 4      | 7   |
| 岡山県  | 28.6    | 16  | 9(8)          | —      | 5(4)     | —           | 2   | 17.9    | 10  | 1(1)         | —             | 4      | 5   |
| 広島県  | 33.3    | 22  | 3(3)          | 3(3)   | 15(13)   | —           | 1   | 30.3    | 20  | 1            | —             | 13     | 6   |
| 山口県  | 22.4    | 11  | 3(3)          | 1(1)   | 5(4)     | —           | 2   | 18.4    | 9   | —            | —             | 4      | 5   |
| 徳島県  | 29.3    | 12  | 3(3)          | 1(1)   | 6(5)     | みんなの党1(1)   | 1   | 22.0    | 9   | —            | —             | 5      | 4   |
| 香川県  | 11.1    | 5   | 2(2)          | —      | 3(2)     | —           | —   | 7.3     | 3   | —            | —             | 2      | 1   |
| 愛媛県  | 19.1    | 9   | 5(5)          | —      | 4(3)     | —           | —   | 19.1    | 9   | 2(1)         | —             | 3      | 4   |
| 高知県  | 41.0    | 16  | —             | —      | 15(10)   | —           | 1   | 43.6    | 17  | —            | —             | 10     | 7   |
| 福岡県  | 22.7    | 20  | 3(3)          | 5(4)   | 5(1)     | —           | 7   | 12.8    | 11  | —            | —             | 1      | 10  |
| 佐賀県  | 19.5    | 8   | 3(3)          | —      | 2(2)     | —           | 3   | 10.5    | 4   | —            | —             | 2      | 2   |
| 長崎県  | 28.3    | 13  | 5(4)          | 2(1)   | 6(4)     | —           | —   | 21.7    | 10  | 1(1)         | —             | 4      | 5   |
| 熊本県  | 36.7    | 18  | 7(7)          | —      | 7(6)     | —           | 4   | 30.6    | 15  | 1(1)         | —             | 7(1)   | 7   |
| 大分県  | 34.1    | 15  | 4(4)          | 1(1)   | 7(7)     | —           | 3   | 36.4    | 16  | 1            | —             | 7      | 8   |
| 宮崎県  | 15.6    | 7   | 3(2)          | —      | 3(2)     | —           | 1   | 28.2    | 11  | 3            | —             | 2      | 6   |
| 鹿児島県 | 18.5    | 10  | 2(1)          | —      | 6(3)     | —           | 2   | 25.5    | 13  | 1            | —             | 3      | 9   |
| 沖縄県  | 18.8    | 9   | —             | —      | 7(6)     | —           | 2   | 25.0    | 12  | 1            | 民主党2          | 6      | 3   |
| 合計   | 22.0    | 612 | 165(146)      | 74(57) | 261(200) | 12(9)       | 100 | 18.2    | 497 | 35(11)       | 9(1)          | 206(6) | 247 |

注) 前掲の巻末資料2と同様。

12. 無所属議員の党派変更状況：2011～2015年

|      | 2011年   |     |              |      |          |                         |     | 2015年   |     |              |       |                         |        |     |
|------|---------|-----|--------------|------|----------|-------------------------|-----|---------|-----|--------------|-------|-------------------------|--------|-----|
|      | 無所属(当選) |     | 党派選択(→2015年) |      |          |                         |     | 無所属(当選) |     | 党派履歴(2011年→) |       |                         |        |     |
|      | 割合(%)   | 人数  | 自民           | 民主   | 無所属      | その他                     | 不出馬 | 割合(%)   | 人数  | 自民           | 民主    | その他                     | 無所属    | 新人  |
| 北海道  | 16.3    | 17  | 6(4)         | —    | 8(6)     | —                       | 3   | 15.8    | 16  | —            | 2     | —                       | 6      | 8   |
| 青森県  | 27.1    | 13  | 7(6)         | —    | 6(5)     | —                       | —   | 16.7    | 8   | —            | —     | —                       | 6(1)   | 2   |
| 岩手県  | 8.3     | 4   | 1(1)         | —    | 1(—)     | 生活の党と山本太郎<br>となかまたち1(1) | 1   | 29.2    | 14  | —            | 6(1)  | 地域政党いわて1                | —      | 7   |
| 宮城県  | 18.6    | 11  | 2(2)         | —    | 7(6)     | —                       | 2   | 22.0    | 13  | —            | —     | —                       | 7(1)   | 6   |
| 秋田県  | 31.1    | 14  | 3(3)         | —    | 8(7)     | —                       | 3   | 23.3    | 10  | —            | —     | —                       | 7      | 3   |
| 山形県  | 13.6    | 6   | 2(2)         | —    | 4(3)     | —                       | —   | 13.6    | 6   | —            | —     | —                       | 4(1)   | 2   |
| 福島県  | 10.3    | 6   | 2(2)         | —    | 4(4)     | —                       | —   | 13.8    | 8   | —            | —     | みんなの党1                  | 4      | 3   |
| 茨城県  | 29.2    | 19  | 11(10)       | —    | 6(6)     | —                       | 2   | 17.5    | 11  | —            | —     | —                       | 6      | 5   |
| 栃木県  | 14.0    | 7   | 4(4)         | —    | 2(2)     | —                       | 1   | 24.0    | 12  | —            | 3(1)  | みんなの党5                  | 2      | 2   |
| 群馬県  | 20.0    | 10  | 3(3)         | 1(1) | 2(2)     | —                       | 4   | 16.0    | 8   | 1(1)         | —     | —                       | 2      | 5   |
| 埼玉県  | 23.4    | 22  | 10(9)        | —    | 9(7)     | —                       | 3   | 23.7    | 22  | —            | 1     | —                       | 7      | 14  |
| 千葉県  | 7.4     | 7   | 3(3)         | —    | 3(3)     | —                       | 1   | 9.5     | 9   | —            | —     | —                       | 3      | 6   |
| 東京都  | 1.6     | 2   | —            | —    | 1(—)     | —                       | 1   | 0.8     | 1   | —            | 1     | —                       | —      | —   |
| 神奈川県 | 11.2    | 12  | 2(2)         | —    | 6(4)     | —                       | 4   | 10.5    | 11  | —            | —     | —                       | 4      | 7   |
| 新潟県  | 18.9    | 10  | 4(3)         | —    | 5(4)     | —                       | 1   | 17.0    | 9   | —            | 1     | 無所属の会(インデ<br>ペンデントクラブ)1 | 4      | 3   |
| 富山県  | 7.5     | 3   | 2(2)         | —    | —        | —                       | 1   | 7.5     | 3   | —            | 2     | —                       | —      | 1   |
| 石川県  | 14.0    | 6   | 1(1)         | —    | 2(1)     | 社民党1(1)                 | 2   | 25.6    | 11  | 1(1)         | 4     | —                       | 1      | 5   |
| 福井県  | 13.5    | 5   | 1(1)         | —    | 4(4)     | —                       | —   | 27.0    | 10  | 1(1)         | —     | —                       | 4      | 5   |
| 山梨県  | 55.3    | 21  | 5(5)         | 1(1) | 10(10)   | —                       | 5   | 60.5    | 23  | 2            | —     | —                       | 10     | 11  |
| 長野県  | 39.7    | 23  | 3(2)         | —    | 17(16)   | —                       | 3   | 46.6    | 27  | —            | 1(1)  | 創志会1                    | 16     | 9   |
| 岐阜県  | 10.9    | 5   | 2(1)         | —    | 2(2)     | —                       | 1   | 19.6    | 9   | 1            | 2     | —                       | 2      | 4   |
| 静岡県  | 15.9    | 11  | 3(3)         | —    | 6(5)     | —                       | 2   | 18.8    | 13  | 1            | —     | —                       | 6(1)   | 6   |
| 愛知県  | 3.9     | 4   | 3(3)         | —    | —        | —                       | 1   | 5.9     | 6   | —            | 1     | 日本一愛知の会2                | —      | 3   |
| 三重県  | 29.4    | 15  | 4(3)         | —    | 8(8)     | 新政みえ1(1)                | 2   | 23.5    | 12  | —            | —     | 新政みえ1                   | 8      | 3   |
| 滋賀県  | 17.0    | 8   | 1(1)         | —    | 5(4)     | —                       | 2   | 20.5    | 9   | —            | —     | みんなの党1、対話<br>1          | 4      | 3   |
| 京都府  | 6.7     | 4   | 1(1)         | —    | 2(1)     | —                       | 1   | 5.0     | 3   | —            | —     | —                       | 1      | 2   |
| 大阪府  | 2.8     | 3   | 1(1)         | —    | 1(1)     | —                       | 1   | 6.8     | 6   | 2(2)         | —     | 大阪維新の会2                 | 1      | 1   |
| 兵庫県  | 30.3    | 27  | 3(2)         | —    | 19(18)   | 21世紀チーム議会<br>改革1(1)     | 4   | 32.2    | 28  | —            | 6(1)  | —                       | 18     | 4   |
| 奈良県  | 13.6    | 6   | 1(1)         | —    | 3(3)     | 維新の党1(1)                | 1   | 18.2    | 8   | 1            | —     | —                       | 3      | 4   |
| 和歌山県 | 19.0    | 8   | 3(3)         | —    | 4(4)     | —                       | 1   | 14.3    | 6   | —            | —     | —                       | 4      | 2   |
| 鳥取県  | 22.9    | 8   | 2(2)         | —    | 6(3)     | —                       | —   | 34.3    | 12  | 1            | —     | —                       | 3      | 8   |
| 島根県  | 29.7    | 11  | 2(2)         | —    | 8(5)     | —                       | 1   | 35.1    | 13  | 1(1)         | 1     | —                       | 5      | 6   |
| 岡山県  | 17.9    | 10  | 4(3)         | —    | 4(4)     | —                       | 2   | 14.5    | 8   | —            | 1     | —                       | 4      | 3   |
| 広島県  | 30.3    | 20  | 4(3)         | —    | 13(12)   | —                       | 3   | 34.4    | 22  | 1(1)         | 1     | —                       | 13(1)  | 7   |
| 山口県  | 18.4    | 9   | 5(4)         | —    | 3(2)     | 市民政党「草の根」<br>1(1)       | —   | 14.9    | 7   | —            | 1     | —                       | 3(1)   | 3   |
| 徳島県  | 22.0    | 9   | 4(4)         | —    | 2(2)     | —                       | 3   | 25.6    | 10  | —            | 2     | たちあがれ日本1                | 3(1)   | 4   |
| 香川県  | 7.3     | 3   | 1(1)         | —    | 2(2)     | —                       | —   | 12.2    | 5   | 2            | —     | —                       | 2      | 1   |
| 愛媛県  | 19.1    | 9   | 1(1)         | —    | 6(5)     | 愛媛維新の会1(1)              | 1   | 27.7    | 13  | 2            | —     | —                       | 5      | 6   |
| 高知県  | 43.6    | 17  | 8(7)         | —    | 5(4)     | —                       | 4   | 32.4    | 12  | —            | —     | —                       | 4      | 8   |
| 福岡県  | 12.8    | 11  | 3(3)         | —    | 7(7)     | —                       | 1   | 14.0    | 12  | —            | 1     | —                       | 7      | 4   |
| 佐賀県  | 10.5    | 4   | 3(3)         | —    | 1(—)     | —                       | —   | 13.2    | 5   | 1            | 1     | —                       | —      | 3   |
| 長崎県  | 21.7    | 10  | 5(5)         | —    | 4(3)     | —                       | 1   | 19.6    | 9   | 2            | 2     | —                       | 4(1)   | 1   |
| 熊本県  | 30.6    | 15  | 7(3)         | —    | 6(4)     | —                       | 2   | 33.3    | 16  | 1(1)         | —     | —                       | 4      | 11  |
| 大分県  | 36.4    | 16  | 5(3)         | —    | 8(8)     | —                       | 3   | 37.2    | 16  | 2            | —     | —                       | 8      | 6   |
| 宮崎県  | 28.2    | 11  | 6(5)         | —    | 4(4)     | —                       | 1   | 12.8    | 5   | —            | —     | —                       | 4      | 1   |
| 鹿児島県 | 25.5    | 13  | 4(4)         | —    | 6(4)     | —                       | 3   | 25.5    | 13  | 1            | —     | —                       | 4      | 8   |
| 沖縄県  | 25.0    | 12  | 2(2)         | —    | 5(4)     | 大阪維新の会1(—)              | 4   | 20.8    | 10  | —            | —     | —                       | 5(1)   | 5   |
| 合計   | 18.2    | 497 | 160(139)     | 2(2) | 245(209) | 8(7)                    | 82  | 19.4    | 520 | 24(8)        | 40(4) | 17                      | 218(9) | 221 |

注) 前掲の巻末資料2と同様。

[ 参考文献 ]

- 浅野正彦 (1998) 「国政選挙における地方政治家の選挙動員：『亥年現象』の謎」『選挙研究』13：120－129 頁。
- (2003) 「選挙制度改革と候補者公認：自由民主党（1960－2000）」『選挙研究』18：174－189 頁。
- 天川晃 (1974) 「地方政治と政党」成田頼明編『現代社会と自治制度の変革』学陽書房。
- 荒木俊夫 (1990) 「自民党得票率の変動：石川仮説の批判的検討」『北大法学論集』40 (5/6)：879－904 頁。
- 石上泰州 (2003) 「第 15 回統一地方選挙における「脱政党」」『都市問題』94 (11)：17－31 頁。
- 石川真澄 (1984) 『データ戦後政治史』岩波新書。
- 井田正道 (2006) 「市議会における党派別勢力」『政経論叢』74 (5/6)：545－561 頁。
- 市川喜崇 (2015) 「「昭和の大合併」再訪」『自治総研』437：30－88 頁。
- 市村充章 (2014) 「都道府県議会の議員選挙における選挙区の設定と定数配分」『白鷗法学』20 (2)：9－54 頁。
- 井上義比古 (1992) 「国会議員と地方議員の相互依存力学：代議士系列の実証研究」『レヴァイアサン』10：133－155 頁。
- 茨木瞬 (2013) 「SNTV と M+1 法則：政令市県議選データの優位性を活用して」『選挙研究』29 (2)：129－142 頁。
- 今井亮佑・日野愛郎 (2011) 「『二次的選挙』としての参院選」『選挙研究』27 (2)：5－19 頁。
- 上神貴佳 (2008) 「政界再編と地方政治：岩手県釜石市の事例を中心として」『社会科学研究』59 (3/4)：39－80 頁。
- 宇治敏彦 (1988) 「統一地方選挙と売上税」『選挙研究』30：5－21 頁。
- 打越綾子 (2005) 「地方分権改革と地方政治の流動化」『成城法学』74：55－79 頁。
- 大嶽秀雄 (2005) 「レヴァイアサン世代による比較政治学」『日本比較政治学会年報』7：3－25 頁。
- 岡野裕元 (2016) 「都道府県議会の選挙区構成の比較研究：公明党の選挙戦略をめぐって」『学習院大学大学院政治学研究科政治学論集』29：1－128 頁。

- 金子優子 (2010) 「日本の地方議会に女性議員がなぜ少ないのか：山形県内の地方議会についての一考察」『年報政治学』61 (2) : 151-173 頁。
- 蒲島郁夫 (2000) 「地方の『王国』と都市の反乱」『中央公論』2000 年 9 月号 : 130-143 頁。
- 河崎健 (2010) 「政党研究における『カルテル政党』概念形成の分析：共著者カツとメアの視点より」『上智大学外国語学部紀要』45 : 29-44 頁。
- 川人貞史 (2000) 「中選挙区制研究と新制度論」『選挙研究』15 : 5-16 頁。
- 川人貞史・吉野孝・平野浩・加藤淳子 (2011) 『現代の政党と選挙 (新版)』有斐閣。
- 河野勝 (2000) 「日本の中選挙区・単記非移譲式投票制度と戦略的投票：M+1 の法則を超えて」『選挙研究』15 : 42-55 頁。
- 久保谷政義 (2017) 「都道府県議会選挙と M+1 法則：法則の適合度と選挙の競争環境との関係」『年報政治学』2017 (2) : 248-269 頁。
- 小林良彰 (1985) 『計量政治学』成文堂。
- (1997) 『現代日本の政治過程：日本型民主主義の計量分析』東京大学出版会。
- (2000) 『選挙・投票行動』東京大学出版会。
- 小堀貴子 (1994) 「アメリカ政治学における『新制度論』」『法学政治学論究』(慶應義塾大学大学院法学研究科) 2 : 315-350 頁。
- 自治研修協会・地方自治研究資料センター (1992) 『地方自治年鑑：1992』
- 島竹俊一 (1993) 「地方議会と政党化」西尾勝・岩崎忠夫編『地方政治と議会』ぎょうせい : 95-109 頁。
- 砂原康介 (2010) 「制度変化と地方政治：地方政治再編成の説明に向けて」『選挙研究』26 (1) : 115-127 頁。
- (2011) 「政党システムの分析における地方と新党」『選挙研究』27 (1) : 43-56 頁。
- 鷲見英司 (2015) 「首長選挙の財政運営への影響に関する実証分析」日本公共選択学会第19回全国大会報告論文。
- (2018) 「首長選挙と地方財政の効率性に関する実証分析」『総合政策研究』55 : 41-51 頁。
- 総務省 (2010) 「報道資料：『平成の合併』について」WEB ページ ([http:// http://www.gappei-archive.soumu.go.jp/heiseinogappei.pdf](http://www.gappei-archive.soumu.go.jp/heiseinogappei.pdf)、最終閲覧日 2018 年 6 月 1

- 日)
- (2017)「報道資料：地方公共団体の議会の議員および長の所属党派別人員調等（平成28年12月31日現在）」WEB ページ ([http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000474587.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000474587.pdf)、最終閲覧日2018年6月1日)
- 総務省統計局 (2016)『我が国の人口集中地区：人口集中地区別人口・境界図』
- 曾我謙悟 (2011)「都道府県議会における政党システム：選挙制度と執政制度による説明」『年報政治学』2011 (2) : 122-146 頁。
- 曾我謙悟・待鳥聡史 (2007)『日本の地方政治：二元代表制政府の政策選択』名古屋大学出版社。
- 杉正夫 (1967)「地方政党の構造と機能」『年報政治学』18 : 132-158 頁。
- 空井護 (2000)「自民党支配体制下の農民政党結成運動」北岡伸一・御厨貴編『戦争・復興・発展：昭和政治史における権力と構想』東京大学出版会。
- (2010)「政党システム概念の『サルトーリの転回』について」、2010年度日本比較政治学会研究大会報告論文。
- 大都市制度史編さん委員会 (1984)『大都市制度史』ぎょうせい。
- 田中愛治 (2000)「選挙研究におけるパラダイムの変遷」『選挙研究』15 : 80-95 頁。
- 谷聖美 (2002)「日本社会党の盛衰をめぐる若干の考察：選挙戦術と政権・政策戦略」『選挙研究』17 : 84-99 頁。
- 築山宏樹 (2015)「地方議会選挙の得票分析：議員行動と選挙とのつながり」『年報政治学』66 (1) : 283-305 頁。
- 辻中豊 (1988)『利益集団』東京大学出版会。
- 辻陽 (2006)「地方議会の党派構成・党派連合：国政レベルの対立軸か、地方政治レベルの対立軸か」『近畿大学法学』54(2) : 237-293 頁。
- (2008)「政界再編と地方議会党派：「系列」は生きているのか」『選挙研究』24 (1) : 16-31 頁。
- (2010)「日本の知事選挙に見る政党の中央地方関係」『選挙研究』26 (1) : 38-52 頁。
- (2015)『戦後日本地方政治史論：二元代表制の立体的分析』木鐸社。
- 堤英敬・上神貴佳 (2007)「2003年総選挙における候補者レベル公約と政党の利益集約機能」『社会科学研究』58 (5/6)、33-48 頁。

- 堤英敬・森道哉（2008）「民主党候補者の集票システム：2007年参院選香川県選挙区を事例として」『選挙研究』24（1）：48-68頁。
- 丹羽功（2002）「政界再編期の地方政治」『富大経済論集』48（1）：195-211頁。
- 濱本真輔（2012）「政権交代の団体-政党関係への影響：2つの比較による検証」『年報政治学』63（2）：65-87頁。
- 平野淳一（2013）「『平成の大合併』の政治的効果：市長選挙結果の分析から」『年報政治学』64（1）：256-278頁。
- 樋渡展洋（2007）「選挙制度改革後の政党政治変化と選挙制度不均一仮説」『社会科学研究』58（5/6）、1-19頁。
- 堀内勇作・名取良太（2007）「二大政党制の実現を阻害する地方レベルの選挙制度」『社会科学研究』58（5/6）、21-32頁。
- 前田幸男（2007）「選挙制度の非一貫性と投票判断基準」『社会科学研究』58（5/6）：67-83頁。
- 升味準之輔（1969）『現代日本の政治体制』岩波書店。
- 真淵勝（1987）「アメリカ政治学における『制度論の復活』」『思想』11月号：126-154頁。
- 馬渡剛（2010）『戦後日本の地方議会：1955～2008』ミネルヴァ書房。
- 村上弘（1995）「相乗り型無所属首長の形成要因と意味」『年報行政研究』30：14-35頁。  
———（2003）『日本の地方自治と都市施策：ドイツ・スイスとの比較』法律文化社。
- 村松岐夫（1979）「地方自治理論のもう一つの可能性：諸学説の傾向分析を通して」『自治研究』55（7）：3-36頁。  
———（1981）『戦後日本の官僚制』東洋経済新報社。
- 村松岐夫・伊藤光利（1980）「市町村会議員の政治化と地域社会の社会経済的特質」『法学論叢』107（3）：83-101頁。  
———（1986）『地方議員の研究：日本の政治風土の主役たち』日本経済新聞社。
- 村松岐夫・伊藤光利・辻中豊（1986）『戦後日本の圧力団体』東洋経済新報社。
- 山口覚（1996）「都市化による地方議会の政党化と「地盤」の変化：尼崎市を事例として」『人文地理』48（2）：182-196頁。
- 山本健太郎（2010）『政党間移動と政党システム：日本における「政界再編」の研究』木鐸社。

- 依田博 (1980) 「地方議員と選挙過程：京都府市町村会調査結果 (2)」『法学論叢』 107 (5) : 76-95 頁。
- (1981) 「地方議員と保守支配の基盤：無所属議員の選挙行動」磯村英一監修・坂田期雄編『明日の都市 (第 8 卷) 地方議会—その実態』中央法規出版。
- (1988) 「地方政治家」川端正久・的場敏博編『現代政治』法律文化社。
- (1995) 「地方政治家と政党」『年報行政研究』 30 : 1-13 頁。
- リード、スティーブン・R (1997) 「中選挙区における M+1 法則」『総合政策研究』 2 : 235-244 頁。
- (2000) 「中選挙区制における均衡状態」『選挙研究』 15 : 17-29 頁。
- Aldrich, John H. (1995) *Why Parties? The Origin and Transformation of Political Parties in America*. Chicago, IL: The University of Chicago Press.
- Blondel, J. (1968) “Party Systems and Patterns of Government in Western Democracies.” *Canadian Journal of Political Science*, Vol.1, No.2:180-203.
- Caramani, Daniele. (2004) *The Nationalization of Politics: The Formation of National Electorates and Party Systems in Western Europe*. NY: Cambridge Univ. Press.
- Carey, John M. and Matthew S. Shugart. (1995) “Incentives to Cultivate a Personal Vote: A Rank Ordering of Electoral Formulas.” *Electoral Studies*, Vol.14, No.4: 417-439.
- Claggett, William, William Flanigan, and Nancy Zingale. (1984) “Nationalization of the American Electorate.” *American Political Science Review*, Vol. 78, No.1: 77-91.
- Conford, J. (1970) “Aggregate Elections Data and British Party Alignments, 1885-1910.” In Allardt, E. and S. Rokkan (eds.), *Mass Politics: Studies in Political Sociology*. New York: The Free Press.
- Cox, Gary W. (1994) “Strategic Voting Equilibrium under the Single Nontransferable Vote.” *American Political Science Review*, Vol.88: 608-621.
- . (1997), *Making Votes Count : Strategic Coordination in the World's Electoral Systems*. Cambridge: Cambridge Univ. Press.



- Downs, A. (1957) *An Economic Theory of Democracy*, New York: Harper and Row. (= 1980、古田精司訳『民主主義の経済理論』成文堂。)
- Dahl, Robert A. (1966) "Patterns of Opposition." In Robert A. Dahl (ed.), *Political Oppositions in Western Democracies*. New Haven, CT: Yale University Press.
- Dahl, Robert A. and Edward R. Tufte. (1973) *Size and Democracy*. Stanford University Press. (=1979、内山秀夫訳『規模とデモクラシー』慶応通信。)
- Duverger, Maurice. (1951) *Les Partis Politiques*. Paris: Armond Colin. (=1970、岡野加穂留訳『政党社会学：現代政党の組織と活動』潮出版社。)
- Hearl, D., I. Budge, and B. Pearson. (1996) "Distinctiveness of Regional Voting: A Comparative Analysis across the European Community (1979-83)." *Electoral Studies*, Vol.15: 167-182.
- Holtman, E. (1994) "Parteien in der lokalen Politik." In Roth, R. and H. Wollmann (eds.), *Kommunalpolitik: Politisches Handeln in den Gemeinden*. Bonn.
- Hsieh, John Fuh-sheng, and Richard G. Niemi. (1999) "Can Duverger's Law be extended to SNTV?: The case of Taiwan's legislative Yuan elections." *Electoral Studies*, VOL.18, No.4: 101-116.
- Jesse, Neal G. (1999) "Candidate Success in Multi-Member Districts: An Investigation of Duverger and Cox." *Electoral Studies*, Vol.18: 323-340.
- Jones, Mark P. and Scott Mainwaring. (2003) "The Nationalization of Parties and Party Systems." *Party Politics*, VOL.9, No.2: 139-166.
- Key, V. O. (1949) *Southern Politics in State and Nation*. New York: A. A. Knopf.
- LaPalombara, J. and M. Weiner. (1966) "The Origin and Development of Political Parties." In LaPalombara and Weiner (eds.), *Political Parties and Political Development*. Princeton: 3-42.
- Laver, Michael. (1989) "Party Competition and Party System Change." *Journal of Theoretical Politics*, Vol.1, No.3: 301-324.
- Lipset, S. and S. Rokkan. (1967) "Cleavage Structures, Party Systems, and Voter Alignments: An Introduction." In Lipset, S. and S. Rokkan (eds.), *Party Systems and Voter Alignments: Cross-National Perspectives*, New York: Free Press. (=2000、白鳥浩・加藤秀治郎訳「クリヴィジ構造、政党制、有権者の連

- 携関係」加藤秀治郎・岩淵美克編『政治社会学：第三版』一藝社。）
- Mair, Peter. (1997) *Party System Change: Approaches and Interpretations*. Oxford: Clarendon Press.
- . (2006) “Party System Change.” In Richard S. Katz and William Crotty (eds.), *Handbook of Party Politics*. London: Sage.
- Marsh, Michael and Mark Franklin. (1996) “The Foundations: Unanswered Questions from the Study of European Elections, 1979-1974.” In Cees Van der Eijk and Mark Franklin. (eds.), *Choosing Europe?: The European Electorate and National Politics in the Face of Union*. Ann Arbor: The University of Michigan Press.
- Myerson, R. B. (1993) “Incentives to Cultivate Favored Minorities Under Alternative Electoral Institutions.” *American Political Science Review*, Vol.87: 856-869.
- Reed, Steven R. (1990) “Structure and Behaviour: Extending Duverger’s Law to the Japanese Case.” *British Journal of Political Science*, Vol.20: 335-356.
- . (1993) *Making Common Sense of Japan*. : University of Pittsburg Press.
- Reif, Karlheinz and Hermann Schmitt. (1980) “Nine Second-Order National Elections: A Conceptual Framework for the Analysis of European Election Results.” *European Journal of Political Research*, Vol.8: 3-44.
- Rose, Richard and Derek W. Urwin. (1975) *Regional Differentiation and Political Unity in Western Nations*. Sage Series Number 06-007. Beverly Hills, CA: Sage.
- Rokkan, Stein. (1968) “The Growth and Structuring of Mass Politics int Smaller European Democracies.” *Coparative Studies in Society and History*, Vol.10, No.2: 173-210.
- Sartori, Giovanni. (1976) *Parties and Party Systems: A Framework for Analysis, vol.1*, Cambridge: Cambridge University Press. (=2000、岡沢憲英・川野秀之訳『現代政治学：政党システム論の分析枠組み』早稲田大学出版部。)
- Schattschneider, Elmer, E. (1942) *Parties Government*, Holt, Rinehart and Winston. (=1962、間登志夫『政党政治論』法律文化社。)
- . (1960), *The Semisovereign People: A Realist’s View of Democracy in America*,

- NY: Holt, Rinehart, and Winston. (=1972、内山秀夫訳『半主権人民』而立書房。)
- Strom, Kaare. (1990) "A Behavioral Theory of Competitive Political Parties." *American Journal of Political Science*, Vol.34, No.2:565-598.
- Taylor, P. and R. Johnston. (1979) *Geography of Elections*. New York: Holmes and Meier.
- Turner, Frederick Jackson. (1958) *The United States, 1830-1850: The Nation and Its Sections*, Gloucester, Mass: Peter Smith.
- Urwin, D. (1982) "Territorial Structures and Political Development in the United Kingdom." In Rokkan, S. and D. Urwin. (1982:19-74) *The Politics of Territorial Identity: Studies in European Regionalism*. London: Sage.
- Wolinetz, Steven B. (2006) "Party Systems and Party System Types." In Richard S. Katz and William Crotty (eds.), *Handbook of Party Politics*. London: Sage.
- Kato, Junko. (1993) "Institutions, Organizations, and Rationality: Seeking New Perspectives in Political Science." a paper delivered at the Annual Meeting of the American Political Science Association, Washington, D. C. September 2-5, 1993.

[ 選挙資料 ]

1. 都道府県選挙管理委員会・都道府県議会

北海道選挙管理委員会（1977）『北海道の選挙：選挙管理委員会の30年』（1947年執行道議会議員一般選挙）

———— 『選挙の記録：統一地方選挙等』昭和27年～平成12年各版（1951年～1999年執行道議会議員一般選挙）

———— 『選挙結果調：統一地方選挙等』平成16年～平成28年各版（2003年～2015年執行道議会議員一般選挙）

青森県選挙管理委員会（1947）『選挙の記録』（1947年執行県議会議員一般選挙）

———— （1951）『地方選挙結果調』（1951年執行県議会議員一般選挙）

———— 『選挙の記録』昭和30年～昭和42年各版（1955年～1967年執行県議会議員一般選挙）

———— 『地方選挙結果調』昭和46年～昭和50年各版（1971年～1975年執行県議会議員一般選挙）

———— 『統一地方選挙の記録』昭和54年～平成27年各版（1979年～2015年執行県議会議員一般選挙）

岩手県選挙管理委員会『選挙の記録』昭和23年～平成28年各版（1947年～2015年執行県議会議員一般選挙）

宮城県議会（1984）『宮城県議会史』第5巻（1947年～1959年執行県議会議員一般選挙）

———— （1995）『宮城県議会史』第6巻（上）（1963年～1967年執行県議会議員一般選挙）

———— （1999）『宮城県議会史』第7巻（上）（1971年～1975年執行県議会議員一般選挙）

宮城県選挙管理委員会（1998）『選挙のあゆみ』（1979年～1995年執行県議会議員一般選挙）

———— 『選挙の記録』平成12年～平成28年各版（1999年～2015年執行県議会議員一般選挙）

秋田県選挙管理委員会（2016）『統一地方選挙結果調（附録：第1回統一地方選挙以降の選挙結果）』（1947年～2015年執行県議会議員一般選挙）

山形県選挙管理委員会（1947）『県議選挙得票調：補欠選挙ヲ含ム』（1947年執行県議会

議員一般選挙)

- (1951)『地方選挙結果調』(1951年執行県議会議員一般選挙)
- 『山形県議会議員選挙結果調』昭和31年～昭和39年各版(1955年～1963年執行県議会議員一般選挙)
- 『選挙の記録』昭和43年～平成28年各版(1967年～2015年執行県議会議員一般選挙)
- 福島県選挙管理委員会『選挙の記録』昭和23年～平成18年各版(1947年～2015年執行県議会議員一般選挙)
- 茨城県選挙管理委員会『選挙結果調』昭和22年～昭和46年各版(1947年～1970年執行県議会議員一般選挙)
- 『選挙の記録』昭和50年～平成27年各版(1974年～2014年執行県議会議員一般選挙)
- 栃木県選挙管理委員会『選挙結果調』昭和23年～昭和31年各版(1947年～1955年執行県議会議員一般選挙)
- 『選挙の記録』昭和35年～平成28年各版(1959年～2015年執行県議会議員一般選挙)
- 群馬県選挙管理委員会連合会(1959)『群馬県選挙誌』(1947年～1959年執行県議会議員一般選挙)
- 群馬県選挙管理委員会(1963)『選挙結果調』(1963年執行県議会議員一般選挙)
- (1967)『選挙の記録』(1967年執行県議会議員一般選挙)
- 『統一地方選挙の記録』昭和46年～平成24年各版(1971年～2011年執行県議会議員一般選挙)
- (2016)『選挙の記録』(2015年執行県議会議員一般選挙)
- 埼玉県議会(1980)『埼玉県議会百年史』(1947年～1951年執行県議会議員一般選挙)
- 埼玉県選挙管理委員会(1955)『選挙結果調』(1955年執行県議会議員一般選挙)
- 『選挙の記録』昭和34年～平成27年各版(1959年～2015年執行県議会議員一般選挙)
- 千葉県選挙管理委員会(1959)『選挙結果調』(1959年執行県議会議員一般選挙)
- (1976)『選挙15年のあゆみ(Ⅱ)』(1963年執行県議会議員一般選挙)
- 『選挙結果調』昭和42年～平成27年各版(1967年～2015年執行県議会議員一般選挙)

- 東京都選挙管理委員会（1947）『都議会議員選挙調』（1947年執行都議会議員一般選挙）  
———（1951）『地方選挙結果調』（1951年執行県都議会議員一般選挙）  
———『地方選挙の記録』昭和30年～昭和34年各版（1955年～1959年執行都議会議員一般選挙）  
———『東京都議会議員選挙の記録』昭和41年～平成26年各版（1965年～2013年執行都議会議員一般選挙）
- 神奈川県選挙管理委員会（1956）『神奈川県選挙10年の記録をかえりみる：選挙管理委員会制度制定10周年記念』（1947年執行県議会議員一般選挙）  
———『選挙の記録』昭和26年～平成28年各版（1951年～2015年執行県議会議員一般選挙）
- 新潟県選挙管理委員会（1960）『選挙の記録』（1947年～1955年執行県議会議員一般選挙）  
———『選挙の記録』昭和35年～平成28年各版（1959年～2015年執行県議会議員一般選挙）
- 富山県選挙管理委員会（2016）『富山県議会議員選挙結果調』（1947年～2015年執行県議会議員一般選挙）
- 石川県選挙管理委員会『選挙の記録：選挙結果資料』昭和27年～平成28年各版（1951年～2015年執行県議会議員一般選挙）
- 福井県選挙管理委員会「戦後執行された県議会議員選挙」（1947年～2011年執行県議会議員一般選挙）WEB ページ（[http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/senkan/nittei/senkyo-kekka\\_d/fil/074.pdf](http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/senkan/nittei/senkyo-kekka_d/fil/074.pdf) 最終閲覧日2018年6月1日）  
———（2016）『選挙の記録』（2017年執行県議会議員一般選挙）
- 山梨県選挙管理委員会『選挙結果調』昭和30年～昭和38年各版（1955年～1963年執行県議会議員一般選挙）  
———『統一地方選挙調』昭和42年～平成23年各版（1967年～2011年執行県議会議員一般選挙）  
———「平成27年4月12日執行山梨県議会議員一般選挙結果」（2015年執行県議会議員一般選挙）WEB ページ（[http://www.pref.yamanashi.jp/senkyo/documents/tokukengi\\_k.pdf](http://www.pref.yamanashi.jp/senkyo/documents/tokukengi_k.pdf) 最終閲覧日2018年6月1日）
- 長野県選挙管理委員会（1947）『県議会議員選挙調』（1947年執行県議会議員一般選挙）  
———（1951）『地方選挙結果調』（1951年執行県議会議員一般選挙）

- (1957)『県議会議員一般選挙・知事選挙結果調』(1955年執行県議会議員一般選挙)
- (1960)『選挙の記録』(1959年執行県議会議員一般選挙)
- 『統一地方選挙の記録』昭和38年～平成8年各版(1963年～1995年執行県議会議員一般選挙)
- 『選挙の記録』平成12年～平成28年度各版(1999年～2015年執行県議会議員一般選挙)
- 岐阜県選挙管理委員会(1956)『岐阜県選挙記録：昭和22-31年版』(1947年～1955年執行県議会議員一般選挙)
- 『選挙結果調』昭和34年～平成27年各版(1959年～2015年執行県議会議員一般選挙)
- 静岡県選挙管理委員会(1968)『静岡県の選挙記録：明治・大正・昭和』(1947年～1967年執行県議会議員一般選挙)
- 『選挙結果調』昭和46年～平成28年各版(1971年～2015年執行県議会議員一般選挙)
- 愛知県選挙管理委員会(1966)『愛知の選挙二十年：地方選挙編』(1947年～1963年執行県議会議員一般選挙)
- (1989)『愛知の選挙二十年：地方選挙編』(1967年～1983年執行県議会議員一般選挙)
- 『愛知県選挙記録』昭和63年～平成27年各版(1987年～2015年執行県議会議員一般選挙)
- 三重県選挙管理委員会(1972)『三重県選挙誌』(1947年～1951年執行県議会議員一般選挙)
- 『選挙の記録』昭和30年～平成28年各版(1955年～2015年執行県議会議員一般選挙)
- 滋賀県選挙管理委員会『選挙の記録』昭和31年～平成28年各版(1955年～2015年執行県議会議員一般選挙)
- 京都府選挙管理委員会(1947)『京都府議会議員選挙録』(1947年執行府議会議員一般選挙)
- 『京都府議会議員一般選挙結果調』昭和26年～平成27年各版(1951年～2015年執行府議会議員一般選挙)

- 大阪府選挙管理委員会『選挙結果調』昭和 22 年～昭和 30 年各版（1947 年～1955 年執行府議会議員一般選挙）
- （1960）『選挙の記録』（1959 年執行府議会議員一般選挙）
- 『統一地方選挙結果調』昭和 38 年～平成 28 年各版（1963 年～2015 年執行府議会議員一般選挙）
- 兵庫県選挙管理委員会『選挙の記録』昭和 23 年～平成 28 年各版（1947 年～2015 年執行県議会議員一般選挙）
- 奈良県選挙管理委員会『選挙の記録』昭和 22 年～昭和 34 年各版（1947 年～1959 年執行県議会議員一般選挙）
- 『統一地方選挙の記録』昭和 38 年～平成 28 年各版（1963 年～2015 年執行県議会議員一般選挙）
- 和歌山県選挙管理委員会（1947）『各種選挙一覧』（1947 年執行県議会議員一般選挙）
- 『選挙結果一覧』昭和 26 年～昭和 34 年各版（1951 年～1959 年執行県議会議員一般選挙）
- 『選挙の記録』昭和 38 年～平成 27 年各版（1963 年～1959 年執行県議会議員一般選挙）
- 鳥取県選挙管理委員会（2011）『選挙の記録（昭和 22 年以降県議立候補者等一覧：149—150 頁）』（1947 年執行県議会議員一般選挙）
- （1951）『地方選挙結果調』（1951 年執行県議会議員一般選挙）
- （1955）『一般選挙結果表』（1955 年執行県議会議員一般選挙）
- 『統一地方選挙結果調』昭和 34 年～昭和 42 年各版（1959 年～1967 年執行県議会議員一般選挙）
- 『選挙の記録』昭和 47 年～平成 28 年各版（1971 年～2015 年執行県議会議員一般選挙）
- 島根県選挙管理委員会「県議会議員選挙の記録」（1947 年～2015 年執行県議会議員一般選挙）WEB ページ（[https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/commission/senkyo/shimane\\_senkyo/kiroku/kenngikiroku.html](https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/commission/senkyo/shimane_senkyo/kiroku/kenngikiroku.html)、最終閲覧日 2018 年 6 月 1 日）
- 岡山県選挙管理委員会（1957）『選挙十年の記録』（1947 年執行県議会議員一般選挙）
- 『選挙結果調』昭和 26 年～昭和 34 年各版（1951 年～1959 年執行県議会議員一般選挙）



- 『統一地方選挙結果調』昭和 38 年～平成 27 年各版（1963 年～2015 年執行  
県議会議員一般選挙）
- 広島県選挙管理委員会『地方選挙結果調』昭和 22 年～昭和 26 年各版（1947 年～1951  
年執行県議会議員一般選挙）
- 『地方選挙の記録』昭和 30 年～平成 29 年各版（1955 年～2015 年執行県議  
会議員一般選挙）
- 山口県選挙管理委員会（1952）『国会議員選挙および県選挙結果調：昭和 22 年～昭和 26  
年度』（1947 年～1951 年執行県議会議員一般選挙）
- （1955）『執行選挙結果調：昭和 30 年度』（1955 年執行県議会議員一般選挙）
- 『選挙の記録』昭和 34 年～平成 28 年各版（1959 年～2015 年執行県議会議員  
一般選挙）
- 徳島県選挙管理委員会（1952）『徳島県選挙大観：終戦より講話まで』（1947 年～1951  
年執行県議会議員一般選挙）
- 『徳島県選挙年鑑』昭和 30 年～平成 27 年各版（1955 年～2015 年執行県議  
会議員一般選挙）
- 香川県選挙管理委員会『せんきよの記録（附録：県議選挙（補欠選挙を含む）における  
候補者別得票数等）』（1947 年～2015 年執行県議会議員一般選挙）
- 愛媛県選挙管理委員会「選挙関連データ：県議会議員選挙の歩み」（1947 年～2015 年執  
行県議会議員一般選挙）WEB ページ（<https://www.pref.ehime.jp/e60700/1696/kengikai.html#1>、最終閲覧日 2018 年 6 月 1 日）
- 高知県選挙管理委員会（出版年不明）『高知県議会議員選挙の記録：昭和 22 年～昭和 54  
年』（1947 年執行県議会議員一般選挙）
- （出版年不明）『高知県における各種選挙結果調：昭和 21 年から昭和 27 年ま  
で』（1951 年執行県議会議員一般選挙）
- 『選挙の記録』昭和 30 年～平成 28 年各版（1955 年～2015 年執行県議会議員  
一般選挙）
- 福岡県選挙管理委員会「福岡県広報（号外：昭和 22 年 5 月 9 日）」（1955 年～2015 年執  
行県議会議員一般選挙）
- （1972）『選挙 25 年の記録——知事・県議会議員選挙篇』（1947 年執行県議  
会議員一般選挙）
- 『選挙結果調』昭和 22 年～昭和 34 年各版（1947 年～1959 年執行県議会議員

- 員一般選挙)
- 『選挙の記録』昭和 38 年～平成 27 年各版 (1963 年～1959 年執行県議会議員一般選挙)
- 佐賀県選挙管理委員会 (1985) 『佐賀県における明るい選挙推進運動』 (1947 年執行県議会議員一般選挙)
- 『選挙結果調』昭和 26 年～昭和 42 年各版 (1951 年～1967 年執行県議会議員一般選挙)
- 『統一地方選挙結果調』昭和 46 年～昭和 54 年各版 (1971 年～1979 年執行県議会議員一般選挙)
- 『選挙結果調』昭和 58～平成 27 年各版 (1983 年～2015 年執行県議会議員一般選挙)
- 長崎県選挙管理委員会 『選挙結果調』昭和 30 年～昭和 50 年各版 (1955 年～1975 年執行県議会議員一般選挙)
- (1963) 『一般選挙投票・開票結果調』 (1963 年執行県議会議員一般選挙)
- (1982) 『選挙結果：昭和 51 年～昭和 60 年』 (1979 年～1983 年執行県議会議員一般選挙)
- 『選挙の記録』昭和 62 年～平成 28 年各版 (1987 年～2015 年執行県議会議員一般選挙)
- 熊本県選挙管理委員会 (1999) 『熊本県の選挙 50 年の歩み：昭和 21～平成 10』 (1947 年～1963 年執行県議会議員一般選挙)
- 『熊本県議会議員一般選挙結果調』昭和 42～平成 19 年各版 (1967～2007 年執行県議会議員一般選挙)
- 「福岡県広報 (号外・第 16 号 1：平成 23 年 4 月)」 (2011 年執行県議会議員一般選挙)
- 「平成 23 年 4 月 10 日執行熊本県議会議員一般選挙結果」 (2011 年執行県議会議員一般選挙) WEB ページ ([https://www.pref.kumamoto.jp/common/UploadFileOutput.ashx?c\\_id=3&id=829&sub\\_id=1&flid=1&dan\\_id=1](https://www.pref.kumamoto.jp/common/UploadFileOutput.ashx?c_id=3&id=829&sub_id=1&flid=1&dan_id=1)、最終閲覧日 2018 年 6 月 1 日)
- 「福岡県広報 (号外・第 25 号 1：平成 27 年 4 月)」 (2015 年執行県議会議員一般選挙)
- 「平成 27 年 4 月 12 日執行熊本県議会議員一般選挙結果」 (2015 年執行県議

会議員一般選挙) WEB ページ ([https://www.pref.kumamoto.jp/common/UploadFileOutput.ashx?c\\_id=3&id=11005&sub\\_id=1&flid=26192](https://www.pref.kumamoto.jp/common/UploadFileOutput.ashx?c_id=3&id=11005&sub_id=1&flid=26192)、最終閲覧日 2018 年 6 月 1 日)

大分県選挙管理委員会 (1962) 『選挙の記録 (昭和 21 年～昭和 36 年) : 第 2 巻』 (1947 年～1959 年執行県議会議員一般選挙)

———— 『選挙の記録』昭和 38～平成 27 年各版 (1963 年～2015 年執行県議会議員一般選挙)

宮崎県選挙管理委員会 (1971) 『宮崎県選挙管理委員会二十五年誌』 (1947 年～1951 年執行県議会議員一般選挙)

———— 『選挙の記録』昭和 30 年～平成 28 年各版 (1955 年～2015 年執行県議会議員一般選挙)

鹿児島県選挙管理委員会 (2016) 『選挙の記録』 (1947 年～2015 年執行県議会議員一般選挙)

沖縄県選挙管理委員会 (1914) 『選挙管理委員会年報』 (1972 年～2012 年執行県議会議員一般選挙) WEB ページ ([http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/senkan\\_i/nepoukekka.html](http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/senkan_i/nepoukekka.html)、最終閲覧日 2018 年 6 月 1 日)

## 2. 総務省・(旧) 自治省

自治省選挙局 『地方選挙結果調』、昭和 31 年～昭和 42 年各版、(1955 年～1967 年執行統一地方選挙)

———— 『地方選挙結果調』、昭和 46 年～平成 12 年各版、(1971 年～1999 年執行統一地方選挙)

総務省自治行政局選挙部 『地方選挙結果調』、平成 16 年～平成 28 年各版、(2003 年～2015 年執行統一地方選挙)

## 3. その他

毎日新聞社編 (1991) 『毎日選挙全記録 : 91 統一地方選挙』 毎日新聞社

朝日新聞社 『朝日新聞』 1955 年 4 月 24 日 【千葉版】 (1955 年県議会議員一般選挙 : 秋田県)

## [ 国勢調査のデータ ]

### 1. 人口集中地区の人口および市町村区域変更

総理府統計局編（1961）『わが国の人口集中地区：昭和 35 年国政調査による人口集中地区の人口、面積および地図』

—————（1966）『わが国の人口集中地区：昭和 40 年国政調査による人口集中地区の人口、面積および地図』

—————（1971）『昭和 45 年国政調査報告——別巻：わが国の人口集中地区』

—————（1976）『昭和 50 年国政調査報告：我が国の人口集中地区』

—————（1981）『昭和 55 年国政調査報告——別巻：我が国の人口集中地区』

総務庁統計局編（1986）『昭和 60 年国政調査報告——別巻：我が国の人口集中地区』

—————（1991）『平成 2 年国政調査報告——別巻：我が国の人口集中地区』

—————（1996）『平成 年国政調査報告——別巻：我が国の人口集中地区』

—————（1996）『我が国の人口集中地区：人口集中地区別人口・境界図』

総務省統計局編（2001）『我が国の人口集中地区：人口集中地区別人口・境界図』

—————（2006）『我が国の人口集中地区：人口集中地区別人口・境界図』

—————（2011）『我が国の人口集中地区：人口集中地区別人口・境界図』

—————（2016）『我が国の人口集中地区：人口集中地区別人口・境界図』

### 2. 市町村区域変更

総務庁統計局編（1986）『昭和 60 年国政調査報告——第 1 巻：人口総数』

—————（2016）『平成 27 年国政調査報告①——第 1 巻：人口・世帯総数』

—————（2016）『平成 27 年国政調査報告②——第 1 巻：人口・世帯総数』